

平成三〇年度、令和五年度科学研究費補助金（基盤研究（B））  
「南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究」

成果報告 第二冊（課題番号 18100717）

東大寺図書館所蔵  
新修東大寺文書聖教調査報告書 第七八函〜第百函

編集 吉川 聡

発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

平成三〇年度（令和五年度）科学研究費補助金（基盤研究（B））

「南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究」

成果報告 第二冊（課題番号 18H00717）

東大寺図  
書館所蔵  
新修東大寺文書聖教調査報告書  
第七八函〜第百函

編集 吉川 聡

発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所





図1 第5面の文書入れ袋



図3 五劫院の旧文書箱 (第65図)



図2 二月堂文書箱 (左手前第80図、右手前第34図、奥第52図)  
第80図は錠のかかる正面を前とし、第34図は背面を前にした状態。

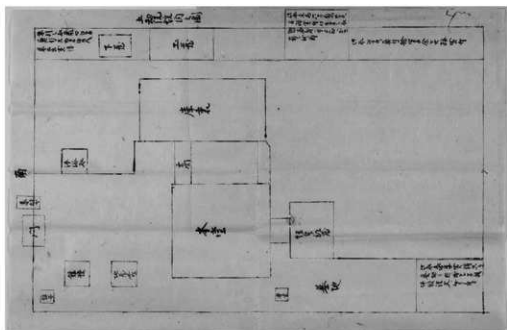


図4 五劫院境内図 (第92図1括89号)



1-2 中御門天皇繪旨(清閑寺秀定奉書) 案 本紙  
(享保13年) 5月22日 第91函1括54号



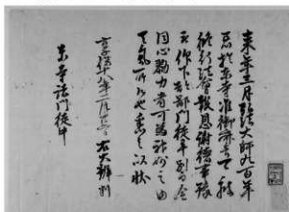
1-1 中御門天皇繪旨(清閑寺秀定奉書) 案 封紙  
(享保13年) 5月22日 第91函1括54号



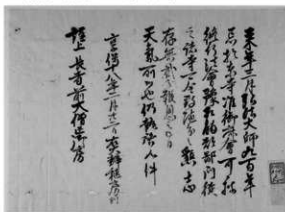
3-1 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書) 案 封紙  
享保18年2月22日 第18函1括15号



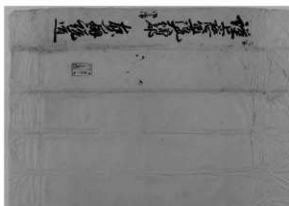
2 靈元法皇院宣(三东西公福奉書) 案 本紙  
(享保14年) 6月21日 第89函18号



4 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書) 案 本紙  
享保18年2月22日 第18函1括15号



3-2 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書) 案 本紙  
(享保18年2月22日) 第18函1括15号



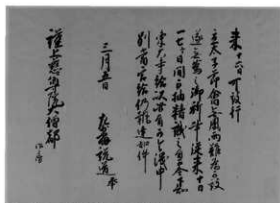
6-1 桜町天皇繪旨(万里小路説道奉書) 案 封紙  
延享4年3月5日 第91函1括53号



5 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書) 案 礼紙  
享保18年2月22日 第18函1括17号



7 桜町天皇繪旨(万里小路説道直書)案  
(延享4年)4月16日 (第5函5括27号)



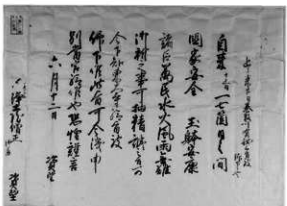
6-2 桜町天皇繪旨(万里小路説道奉書)案 本紙  
(延享4年)3月6日 (第91函1括53号)



8-2 摂政一条道香御教書(万里小路説道奉書)案 礼紙  
(延享4年)8月28日 (第91函1括60号)



8-1 摂政一条道香御教書(万里小路説道奉書)案 封紙  
(延享4年)8月28日 (第91函1括60号)



9 摂政一条道香御教書(勅解由小路望望奉書)案 本紙  
(寛延3年)6月12日 (第18函9括69号)



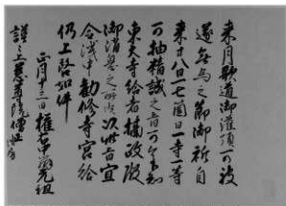
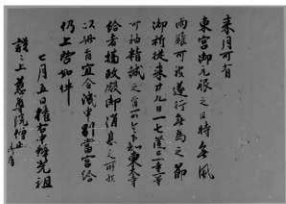
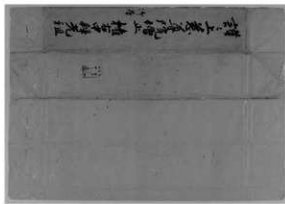
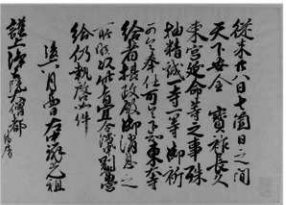
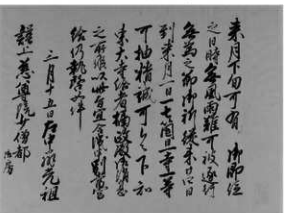
8-3 摂政一条道香御教書(万里小路説道奉書)案 本紙  
(延享4年)8月28日 (第91函1括60号)



10-2 後桜町天皇繪旨(広橋伊光奉書)案 本紙  
明和3年11月14日 (第87函10括2号)



10-1 後桜町天皇繪旨(広橋伊光奉書)案 封紙  
明和3年11月14日 (第87函10括2号)

11-2 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 本紙  
(明和4年)1月13日 (第91面1括35号)11-1 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 封紙  
(明和4年)1月13日 (第91面1括35号)12-2 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 本紙  
(明和5年)7月5日 (第91面1括41号)12-1 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 封紙  
(明和5年)7月5日 (第91面1括41号)13-2 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 本紙  
(明和7年)閏6月24日 (第91面1括46号)13-1 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 封紙  
(明和7年)閏6月24日 (第91面1括46号)14-2 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 本紙  
(明和8年)3月15日 (第91面1括38号)14-1 摂政近衛内前御教書(鳥丸光相奉書)案 封紙  
(明和8年)3月15日 (第91面1括38号)



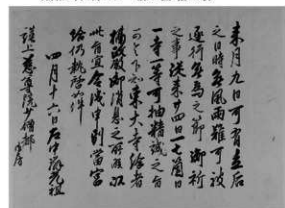
15-1 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案 封紙  
(明和8年)4月16日 (第91面1括39号)



14-3 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖四折紙)追而書  
(明和8年)3月15日 (第91面1括38号)



16-1 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)封紙  
(明和8年)12月26日 (第18面9括10号)



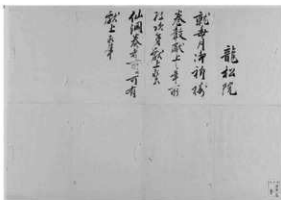
15-2 摂政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)本紙  
(明和8年)4月16日 (第91面1括39号)



17-1 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)包紙  
(明和8年)12月26日 (第18面9括10号)



16-2 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)本紙  
(明和8年)12月26日 (第18面9括10号)

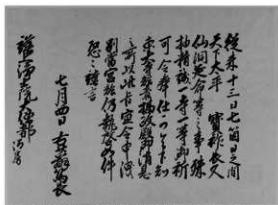
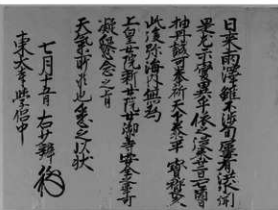
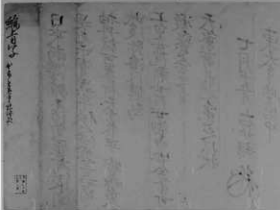


18 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)本紙  
(明和8年)12月26日(カ) (第85面16括5号)



17-2 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)本紙  
(明和8年)12月26日 (第18面9括18号)



19-2 摂政近衛内前御教書(甘露寺篤長奉書)案 本紙  
(明和9年)7月4日 (第91函1括59号)19-1 摂政近衛内前御教書(甘露寺篤長奉書)案 封紙  
(明和9年)7月4日 (第91函1括59号)20-2 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)本紙  
(安永2年)3月18日 (第18函9括9号)20-1 後桜町上皇院宣(阿野実組四折紙)封紙  
(安永2年)3月18日 (第18函9括9号)21-2 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)本紙  
(安永7年)7月15日 (第91函1括1号)21-1 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)封紙  
(安永7年)7月15日 (第91函1括1号)22-2 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)案 本紙  
(安永7年)7月15日 (第91函1括56号)22-1 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)案 封紙  
(安永7年)7月15日 (第91函1括56号)



23-2 後桃園天皇繪旨(坊城俊親四折紙)本紙  
(安永7年7月22日) (第18函9括20号2)



23-1 後桃園天皇繪旨(坊城俊親四折紙)包紙  
(安永7年7月22日) (第18函9括20号)



24-1 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)案 封紙  
(安永8年)8月3日 (第91函1括48号)



23-3 後桃園天皇繪旨(坊城俊親四折紙)追而書  
(安永7年7月22日) (第18函9括20号1)



25-1 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)封紙  
(安永8年)10月18日 (第91函1括2号)



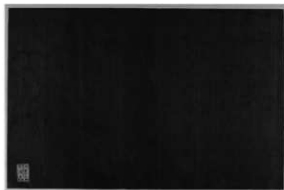
24-2 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)案 本紙  
(安永8年)8月3日 (第91函1括48号)



25-3 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)本紙  
(安永8年)10月18日 (第91函1括2号)



25-2 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)札紙  
(安永8年)10月18日 (第91函1括2号)



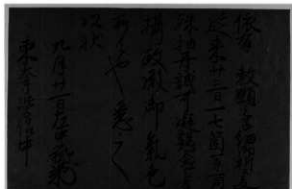
26-2 摂政九条尚実御教書(基松謙光奉書) 礼紙  
(安永9年)9月21日 (第91函1括3号)



26-1 摂政九条尚実御教書(基松謙光奉書) 封紙  
安永9年9月21日 (第91函1括3号)



27-1 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書) 封紙  
(安永9年)11月19日 (第91函1括4号)



26-3 摂政九条尚実御教書(基松謙光奉書) 本紙  
安永9年9月21日 (第91函1括3号)



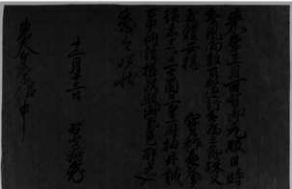
28-1 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書) 封紙  
安永9年12月13日 (第91函1括5号)



27-2 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書) 本紙  
(安永9年)11月19日 (第91函1括4号)



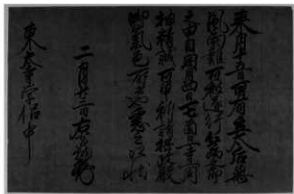
29-1 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書) 封紙  
安永10年2月23日 (第91函1括6号)



28-2 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書) 本紙  
安永9年12月13日 (第91函1括5号)



30-1 光格天皇御旨(葉室頼熙奉書)案 封紙  
天明2年10月19日 (第91面1括49号)



29-2 摂政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)本紙  
安永10年2月23日 (第91面1括6号)



30-2 光格天皇御旨(葉室頼熙奉書)案 本紙  
天明2年10月19日 (第91面1括49号)



31-2 光格天皇御旨(葉室頼熙奉書)案 本紙  
天明2年10月19日 (第91面1括7号)



31-1 光格天皇御旨(葉室頼熙奉書)案 封紙  
天明2年10月19日 (第91面1括7号)



32-2 摂政九条尚実御教書(清閑寺頼定奉書)本紙  
(天明3年)2月26日 (第91面1括29号)



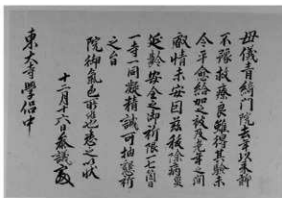
32-1 摂政九条尚実御教書(清閑寺頼定奉書)封紙  
(天明3年)2月26日 (第91面1括29号)



33-2 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)本紙  
(天明3年3月27日) (第18函9括8号)



33-1 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)包紙  
(天明3年3月27日) (第18函9括8号)



34-2 後桜町上皇院宣(阿野実紐奉書)本紙  
天明4年12月16日 (第91函1括8号)



34-1 後桜町上皇院宣(阿野実紐奉書)封紙  
天明4年12月16日 (第91函1括8号)



35-2 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書  
天明4年12月16日 (第18函9括21号)



35-1 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)包紙  
天明4年12月16日 (第18函9括21号)



36-2 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書  
天明5年12月6日 (第18函9括22号)



36-1 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)包紙  
天明5年12月6日 (第18函9括22号)



37-2 光格天皇簡旨(広橋胤定奉書) 本紙  
(天明7年)5月16日 (第91面1括9号)



37-1 光格天皇簡旨(広橋胤定奉書) 封紙  
(天明7年)5月16日 (第91面1括9号)



38-2 光格天皇簡旨(広橋胤定奉書) 本紙  
天明7年8月5日 (第91面1括10号)



38-1 光格天皇簡旨(広橋胤定奉書) 封紙  
天明7年8月5日 (第91面1括10号)



39-2 光格天皇簡旨(勸修寺良顯奉書) 本紙  
天明8年2月17日 (第91面1括11号)



39-1 光格天皇簡旨(勸修寺良顯奉書) 封紙  
天明8年2月17日 (第91面1括11号)



40-2 光格天皇簡旨(勸修寺良賢四折紙) 本紙  
(天明8年2月17日) (第18函9括64号)



40-1 光格天皇簡旨(勸修寺良賢四折紙) 包紙  
(天明8年2月17日) (第18函9括63・64号)



41-2 光格天皇繪旨(勤修寺良賢小切紙)追而書  
(天明8年2月20日) (第18函9括63号)



41-1 光格天皇繪旨(勤修寺良賢小切紙)追而書包紙  
(天明8年2月20日) (第18函9括63号)



42-2 光格天皇繪旨(勤修寺良顯奉書)本紙  
(天明8年2月25日) (第91函1括15号)



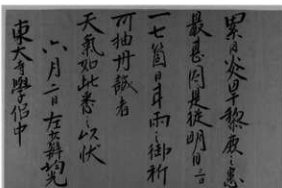
42-1 光格天皇繪旨(勤修寺良顯奉書)封紙  
(天明8年2月25日) (第91函1括15号)



44 光格天皇繪旨(勤修寺良顯四折紙)  
(天明8年2月25日) (第18函9括62号)



43 光格天皇繪旨(勤修寺良四折紙)  
(天明8年2月25日) (第18函9括61号)



45-2 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)本紙  
(寛政元年6月2日) (第91函1括26号)



45-1 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)封紙  
(寛政元年6月2日) (第91函1括26号)



46-2 光格天皇御旨(柳原均光四折紙)本紙  
(寛政元年6月2日) (第18函9括66号)



46-1 光格天皇御旨(柳原均光四折紙)包紙  
(寛政元年6月2日) (第18函9括65・66号)



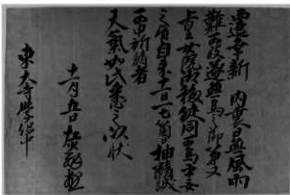
48-1 光格天皇御旨(柳原均光奉書)封紙  
寛政2年11月5日 (第91函1括12号)



48-4 光格天皇御旨(柳原均光小切紙)通而書(寛政2年)11月5日  
(第91函1括12号)



47 光格天皇御旨(勸修寺良嗣小切紙)通而書  
(寛政元年6月2日) (第18函9括65号)



48-3 光格天皇御旨(柳原均光奉書)本紙  
寛政2年11月5日 (第91函1括12号)



48-2 光格天皇御旨(柳原均光奉書)礼紙  
寛政2年11月5日 (第91函1括12号)



50 光格天皇御旨(柳原均光四折紙)通而書  
(寛政2年)11月 (第8函9括57号)



49 光格天皇御旨(柳原均光四折紙)本紙  
(寛政2年11月5日) (第18函9括58号)





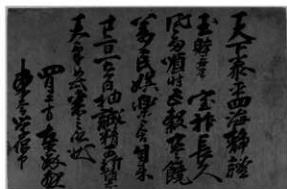
52-1 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)封紙  
(寛政3年)4月20日 (第91函1括30号)



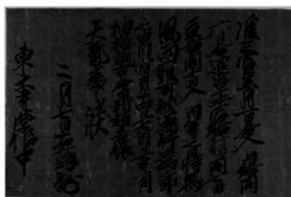
51 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)追而書  
(寛政2年)11月 (第8函9括59号)



53 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)本紙  
(寛政3年)4月20日 (第18函9括60号)



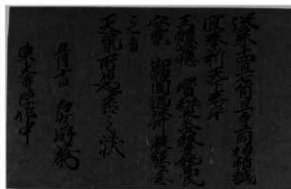
52-2 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)本紙  
(寛政3年)4月20日 (第91函1括30号)



54-2 光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)本紙  
(寛政6年)2月7日 (第91函1括13号)



54-1 光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)封紙  
(寛政6年)2月7日 (第91函1括13号)



55-2 光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)本紙  
(寛政8年)5月10日 (第91函1括31号)



55-1 光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)封紙  
(寛政8年)5月10日 (第91函1括31号)



57-1 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書) 封紙  
(寛政9年) 2月13日 (第91面1括28号)



56 光格天皇繪旨(烏丸實重四折紙) 本紙  
(寛政8年5月10日) (第18面9括23号)



58-1 光格天皇繪旨(烏丸實重四折紙) 封紙  
(寛政9年) 後7月10日 (第18面9括14号)



57-2 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書) 本紙  
(寛政9年) 2月13日 (第91面1括28号)



59-1 光格天皇繪旨(烏丸實重奉書) 封紙  
(寛政9年) 8月30日 (第91面1括14号)



58-2 光格天皇繪旨(烏丸實重四折紙) 本紙  
(寛政9年) 後7月10日 (第18面9括14号)



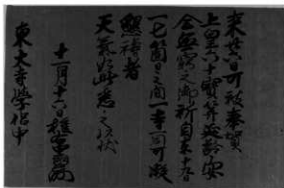
60-1 光格天皇繪旨(日野西証光奉書) 封紙  
(寛政11年) 11月16日 (第91面1括27号)



59-2 光格天皇繪旨(烏丸實重奉書) 本紙  
(寛政9年) 8月30日 (第91面1括14号)



61-1 光格天皇繪旨(日野西延光四折紙)包紙  
(寛政11年11月16日) (第18面9括19号1)



60-2 光格天皇繪旨(日野西延光奉書)本紙  
(寛政11年11月16日) (第91面1括27号)



62-1 光格天皇繪旨(甘露寺國長奉書)封紙  
(寛政12年7月28日) (第91面1括57号)



61-2 光格天皇繪旨(日野西延光四折紙)追而書  
(寛政11年11月16日) (第18面9括19号1)



63 光格天皇繪旨(日野貴愛奉書)本紙  
(文化3年1月18日) (第91面1括34号)



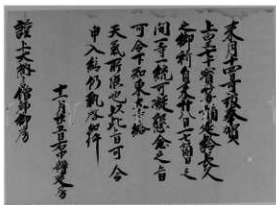
62-2 光格天皇繪旨(甘露寺國長奉書)本紙  
(寛政12年7月28日) (第91面1括57号)



64-2 光格天皇繪旨(中御門經定奉書)本紙  
(文化6年3月1日) (第91面1括37号)



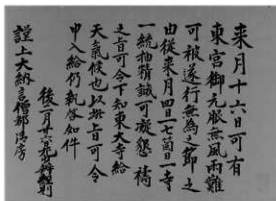
64-1 光格天皇繪旨(中御門經定奉書)封紙  
(文化6年3月1日) (第91面1括37号)



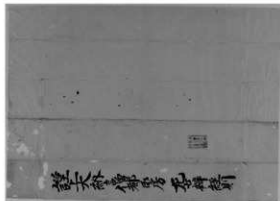
65-2 光格天皇繪旨(万里小路建房奉書)案 本紙  
(文化6年)11月25日 (第91函1括42号)



65-1 光格天皇繪旨(万里小路建房奉書)案 封紙  
(文化6年)11月25日 (第91函1括42号)



66-2 光格天皇繪旨(勤修寺經則奉書)案 本紙  
(文化8年)後2月26日 (第91函1括36号)



66-1 光格天皇繪旨(勤修寺經則奉書)案 封紙  
(文化8年)後2月26日 (第91函1括36号)



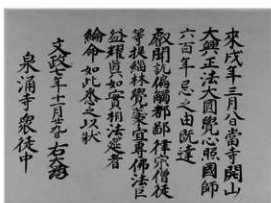
68-1 仁孝天皇繪旨(室室頭孝奉書)案 封紙  
文政7年11月29日 (第91函1括16号)



67 光格天皇繪旨(上冷泉為則四折紙) 本紙  
(文化10年閏)11月16日 (第2函17括12号)



69-1 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書)案 封紙  
天保2年10月19日 (第18函5括6号)



68-2 仁孝天皇繪旨(室室頭孝奉書)案 本紙  
文政7年11月29日 (第91函1括16号)



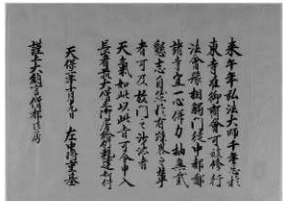
70-1 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書案)封紙  
天保2年10月19日 (第91函1括17号)



69-2 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書)案 本紙  
天保2年10月19日 (第18函5括6号)



71-1 仁孝天皇繪旨(甘露寺愛長四折紙)包紙  
天保11年2月26日 (第18函9括31号)



70-2 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書)案 本紙  
天保2年10月19日 (第91函1括17号)



72-1 仁孝天皇繪旨(甘露寺愛長四折紙)包紙  
天保11年3月 (第18函9括32号)



71-2 仁孝天皇繪旨(甘露寺愛長四折紙)本紙  
天保11年2月26日 (第18函9括31号)

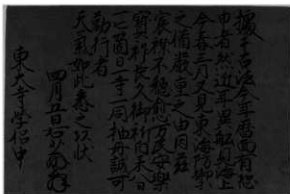
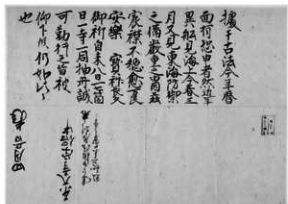


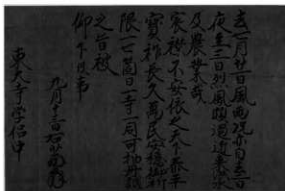
73-1 仁孝天皇繪旨(坊城俊克四折紙)包紙  
天保11年7月 (第18函9括34号)



72-2 仁孝天皇繪旨(甘露寺愛長四折紙)通而書  
天保11年3月 (第18函9括32号)



79-2 孝明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)本紙  
(弘化4年)10月11日 (第18函9括11号)79-1 孝明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)封紙  
(弘化4年)10月11日 (第18函9括11号)80-2 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)本紙  
(嘉永3年)4月5日 (第91函1括19号)80-1 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)封紙  
(嘉永3年)4月5日 (第91函1括19号)81-2 孝明天皇繪旨(葉室長順四折紙)封紙  
(嘉永3年)4月5日 (第18函9括36号)81-1 孝明天皇繪旨(葉室長順四折紙)包紙  
(嘉永3年)4月5日 (第18函9括36号)82-1 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)包紙  
(嘉永3年)9月13日 (第91函1括32号)81-3 孝明天皇繪旨(葉室長順四折紙)本紙  
(嘉永3年)4月5日 (第18函9括36号)



82-3 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 本紙  
(嘉永3年)9月13日 (第91函1括32号)



82-2 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 札紙  
(嘉永3年)9月13日 (第91函1括32号)



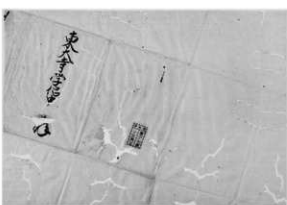
83-2 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 本紙  
(嘉永6年)6月15日 (第91函1括20号)



83-1 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 封紙  
(嘉永6年)6月15日 (第91函1括20号)



84-2 孝明天皇輪旨(葉室長順四折紙) 本紙  
(嘉永6年)6月15日 (第18函9括39号)



84-1 孝明天皇輪旨(葉室長順四折紙) 封紙  
(嘉永6年)6月15日 (第18函9括39号)



85-2 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 本紙  
(嘉永6年)6月20日 (第91函1括21号)



85-1 孝明天皇輪旨(葉室長順奉書) 封紙  
(嘉永6年)6月20日 (第91函1括21号)

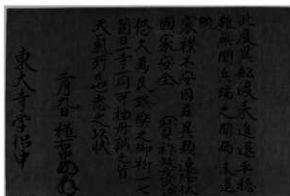




86-2 孝明天皇繪旨(築室長順四折紙) 本紙  
(嘉永6年)6月20日 (第18函9括40号)



86-1 孝明天皇繪旨(築室長順四折紙) 封紙  
(嘉永6年)6月20日 (第18函9括40号)



87-2 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 本紙  
(嘉永7年)2月9日 (第91函1括22号)



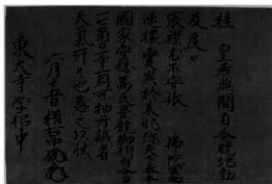
87-1 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 封紙  
(嘉永7年)2月9日 (第91函1括22号)



89-2 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 本紙  
(嘉永7年)4月21日 (第91函1括25号)



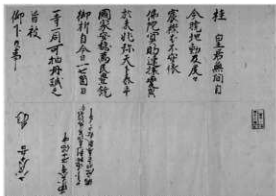
89-1 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 封紙  
(嘉永7年)4月21日 (第91函1括25号)



90-2 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 本紙  
(嘉永7年)6月15日 (第91函1括51号)



90-1 孝明天皇繪旨(築室長順奉書) 封紙  
(嘉永7年)6月15日 (第91函1括51号)



91-2 孝明天皇繪旨(黄室長順四折紙 本紙  
(嘉永7年)6月15日 (第18函9括15号)



91-1 孝明天皇繪旨(黄室長順四折紙)封紙  
(嘉永7年)6月15日 (第18函9括15号)



92-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 本紙  
(嘉永7年)9月23日 (第2函15括6号)



92-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 封紙  
(嘉永7年)9月23日 (第2函15括6号)



93-2 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙) 本紙  
(嘉永7年)9月23日 (第18函9括41号)



93-1 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙) 封紙  
(嘉永7年)9月23日 (第18函9括41号)



94-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 本紙  
(嘉永7年)11月16日 (第91函1括52号)



94-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 封紙  
(嘉永7年)11月16日 (第91函1括52号)

95-2 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)本紙  
(嘉永7年)11月16日 (第18函9括16号)95-1 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)封紙  
(嘉永7年)11月16日 (第18函9括16号)96-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)封紙  
(安政2年)10月10日 (第18函9括43号)96-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)收納袋  
(安政2年)10月10日 (第18函9括43号)96-4 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)本紙  
(安政2年)10月10日 (第18函9括43号)96-3 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)札紙  
(安政2年)10月10日 (第18函9括43号)97-2 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)本紙  
(安政2年)10月10日 (第18函9括48号)97-1 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)封紙  
(安政2年)10月10日 (第18函9括48号)



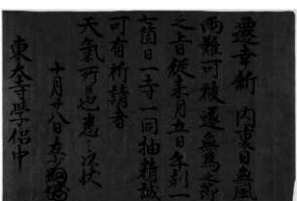
98-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 札紙  
(安政2年)10月28日 (第18函9括44号)



98-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 封紙  
(安政2年)10月28日 (第18函9括44号)



99-1 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙) 封紙  
(安政2年)10月28日 (第18函9括47号)



98-3 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 本紙  
(安政2年)10月28日 (第18函9括44号)



100-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 封紙  
(安政4年)11月23日 (第18函9括38号)



99-2 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙) 本紙  
(安政2年)10月28日 (第18函9括47号)



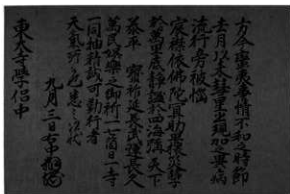
101-1 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 封紙  
(安政5年)9月3日 (第18函9括37号)



100-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書) 本紙  
(安政4年)11月23日 (第18函9括38号)



102-1 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)封紙  
(安政5年)9月3日 (第2面15括7号)



101-2 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)本紙  
(安政5年)9月3日 (第18面9括37号)



103-1 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉書)封紙  
(安政6年)7月14日 (第2面15括1号)



102-2 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)本紙  
(安政5年)9月3日 (第2面15括7号)



104-1 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)入封筒  
(安政6年)7月14日 (第2面15括4号)



103-2 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉書)本紙  
(安政6年)7月14日 (第2面15括1号)



104-3 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)本紙  
(安政6年)7月14日 (第2面15括4号)



104-2 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)封紙  
(安政6年)7月14日 (第2面15括4号)



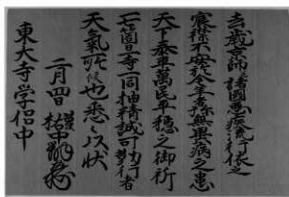
105-2 孝明天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 封紙  
(安政7年)2月4日 (第91面1括23号)



105-1 孝明天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 包紙  
(安政7年)2月4日 (第91面1括23号)



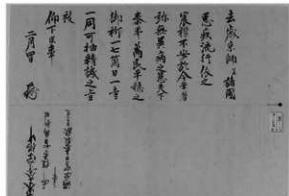
106-1 孝明天皇繪首(清閑寺豊房四折紙) 封紙  
(安政7年)2月4日 (第91面1括24号)



105-3 孝明天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 本紙  
(安政7年)2月4日 (第91面1括23号)



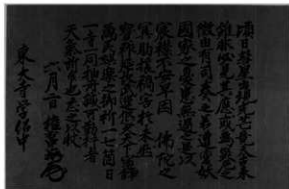
107-1 孝明天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 封紙  
(文久元年)6月2日 (第91面1括40号)



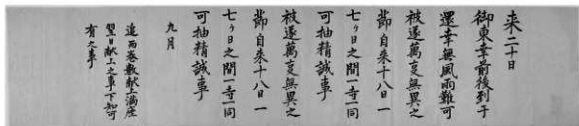
106-2 孝明天皇繪首(清閑寺豊房四折紙) 本紙  
(安政7年)2月4日 (第91面1括24号))



108 明治天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 本紙  
(慶成4年8月) (第18面9括24号)



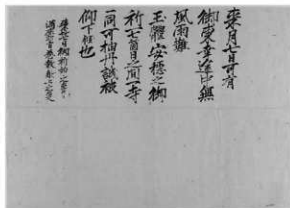
107-2 孝明天皇繪首(清閑寺豊房奉書) 本紙  
(文久元年)6月2日 (第91面1括40号)



109 明治天皇輪旨(某巻紙) 本紙  
(明治元年)9月 (第18函9括25号)



111-1 孝明天皇輪旨(柳原光愛四折紙)カ 包紙  
(弘化4年10月10日カ) (第18函9括13号)



110 明治天皇輪旨(某四折紙) 本紙  
(明治2年2月) (第39函38号)



112-1 某天皇輪旨(某四折紙) 包紙  
年月日不詳 (第18函9括17号)



111-2 孝明天皇輪旨(柳原光愛四折紙)カ 本紙  
(弘化4年10月10日カ) (第18函9括13号)



図6 往来軸 (第06函6括8号「戒壇院夏中勤行科往来」)



112-2 某天皇輪旨(某四折紙) 追而書  
年月日不詳 (第18函9括17号)

# 目次

## 巻頭図版

## はじめに

## 第一部 論考編

新修東大寺文書聖教第七八函く第百函の調査と概要	吉川 聡	5
新修東大寺文書聖教の「見取り図」試論	遠藤 基郎	12
享保五年七月武家・公家東大寺文書目録とその関連文書	遠藤 基郎	24
「戒壇院本尊靈宝并諸道具勘渡帳」について	横内 裕人	30
近世東大寺における法会再興の一形態——史料紹介「東大寺良弁会方広会日記」	坂東 俊彦	49
新修東大寺文書聖教から見た近世の周防国衙領・国衙候人	安永 寛	58
幕末期安倍寺の境内整備——近世末寺史料の一例として——	山田 淳平	68
東大寺文書にみる近世の五劫院	水谷 友紀	77
眉間寺についての一考察——新修東大寺文書聖教中にみえる中世文書の紹介をかねて——	橘 悠太	84
東大寺伝来近世繪旨院宣等の伝存状況と形態・料紙	富田 正弘	96

## 第二部 目録編

### 新修東大寺文書聖教目録〔稿〕

#### 凡例

#### 第七八函

#### 第七九函



第八〇函	.....
第八一函	.....
第八二函	.....
第八三函	.....
第八四函	.....
第八五函	.....
第八六函	.....
第八七函	.....
第八八函	.....
第八九函	.....
第九〇函	.....
第九一函	.....
第九二函	.....
第九四函	.....
九五函	.....
第九六函	.....
第九七函	.....
第一〇〇函	.....

## はじめに

東大寺には、日本を代表する古文書・典籍が伝来している。それらは『東大寺文書目録』全六巻(奈良国立文化財研究所編、一九七九年～一九八四年)等によって目録が整備され、日本の歴史・文化の研究に大いに寄与している。その結果、多くの文書・典籍が東大寺文書・東大寺聖教等として国史・重要文化財に指定されている。その一方で東大寺には、未だ目録が存在せず研究に活用できない史料が多く存在する。それらの目録化は、東大寺・奈良、ひいては日本史・仏教史等の研究上、焦眉の課題である。本報告書は、そのような史料群である新修東大寺文書聖教の、体系的な調査研究の一部をなすものである。

新修東大寺文書聖教は東大寺図書館が所蔵する文書・聖教類で、江戸時代を中心とする東大寺関係の一大史料群である。そこには、東大寺・その末寺・領地・周辺地域の、宗教・政治・経済等々に関する、膨大な情報が記録されている。従来は量の多さゆえに調査が行き届かず、利用が難しい状態だった。そこで平成十三年度(二〇〇二)にその体系的な調査を開始した。それ以降二〇年以内の間、科学研究費補助金によって調査を実施している。

本書には、平成二十六年(二〇一四)以降の調査研究成果を収録した。第七八面より第一〇〇面の調査を実施し、その目録を本書の目録編に掲載した。また、新修東大寺文書聖教を用いた考察をおこない、論考を論考編に掲載した。ただし調査研究の主眼は、できるだけ多くの史料を目録化して公表する点に置いたため、考察すべくして考察できていない論点も多々存在する。それらは他日を期し、現状の成果を取り急ぎ公表するものである。今後本書が、東大寺・南都仏教・奈良に関する基礎史料として活用されることを祈念している。

本調査研究は、科学研究費補助金(南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とそ

の周辺社会の調査研究(基盤研究(B))、研究代表者吉川聡、平成三〇年度(令和五年度)の成果の一部である。当初は令和四年度までの予定だったが、新型コロナウイルスの流行のため令和二年度(三年度)は原本調査を中断せざるを得ず、それに対応して令和五年度まで研究期間を延長した。またこの研究課題は「東大寺を中心とする南都の未整理文書聖教の復原的調査研究(基盤研究(B))、研究代表者吉川聡、平成二六年度(平成二九年度)を継続したものであり、両者の成果を含んでいる。よって本書に掲載したのは、平成二六年度から令和五年度にかけての調査研究である。

平成二六年度から現在までの間、本調査に従事したのは下記の方である。

吉川 聡 研究代表者 奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室長

横内裕人 研究分担者 京都府立大学文学部教授

橋 悠太 研究分担者(令和五年度) 奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室

研究室アシリエイトフェロー

坂東俊彦 東大寺史研究所研究員

富田正弘 富山大学名誉教授

杉本一樹 奈良文化財研究所 都城発掘調査部 客員研究員

遠藤基郎 東京大学情報学環・史料編纂所教授

水谷友紀 京都府立大学共同研究員

小原嘉記 京都女子大学文学部准教授

宇佐美倫太郎 元歴史研究室派遣職員、現福井県生涯学習・文化財課主任

山田淳平 元歴史研究室派遣職員、現奈良県文化・教育・くらし創造部

文化財保存課 美術工芸担当 主査

山本倫弘 元歴史研究室有期雇用職員、現日光山輪王寺 学芸員

竹貫友佳子 京都府立大学共同研究員

大田壮一郎 元歴史研究室派遣職員、現立命館大学文学部教授

吉永隆記 元歴史研究室派遣職員、現京都精華大学特任講師

中町美香子 元歴史研究室有期雇用職員、現花園大学文学部准教授

谷本 啓 元歴史研究室有期雇用職員

三輪眞嗣 元歴史研究室派遣職員、現金沢文庫学芸員

石津裕之 元歴史研究室派遣職員、現東京大学史料編纂所助教

松浦智博 元歴史研究室派遣職員、現京都府立京都学・歴史館 京都学推

進課 京都学推進研究員

張 思捷 元歴史研究室有期雇用職員、現三江学院外国語学院日本語講師

長村祥知 富山大学学術研究部人文科学系 講師

勅使河原拓也 元歴史研究室派遣職員、京都大学文学部非常勤講師

岩水絃和 歴史研究室有期雇用職員

山本祥隆 奈良文化財研究所 都城発掘調査部 主任研究員

板谷寿美 元歴史研究室派遣職員、現徳川美術館 学芸部 学芸員

安水 寛 京都大学大学院文学研究科博士後課程

青木貴史 元歴史研究室派遣職員、現文化庁文化財第一課 文化財調査官

鈴木 蒼 元歴史研究室派遣職員、現宮内庁書陵部 編修課 研究官

高橋大樹 大津市歴史博物館 学芸員

栗原正東 歴史研究室有期雇用職員

今村 凌 元歴史研究室派遣職員、現京都府立京都学・歴史館 京都学推

進課 京都学推進研究員

阪東寛之 元歴史研究室派遣職員、現堺市博物館 学芸員

新林力哉 歴史研究室有期雇用職員

殷 捷 元歴史研究室派遣職員

坂本陽太 歴史研究室学生アシスタント

長家光笛 歴史研究室学生アシスタント

ドウリナ アンナ 歴史研究室学生アシスタント

村上孟謙 歴史研究室有期雇用職員

写真撮影

井上直夫 元奈良文化財研究所 企画調整部写真室

栗山雅夫 奈良文化財研究所 企画調整部写真室 専門職員

飯田ゆりあ 奈良文化財研究所 企画調整部写真室 主任

研究調査の遂行に当たっては、東大寺の執行部の皆様・東大寺図書館の皆様のご理解・ご協力を賜りました。特に、東大寺史研究所研究員の坂東俊彦氏には、格別のご高配を賜りました。記して感謝申し上げます。

本調査研究は、科学研究費補助金(南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究(B)、研究代表者吉川聡、平成三〇年度)令和五年度)の成果の一部である。本調査研究においては、本書以外にも左記の二冊の成果報告書を刊行している。

『元奈良町 清水家資料調査報告書』

平成三〇年度(令和四年度)科学研究費補助金(基盤研究(B))南都の未

整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究(成果報告 第

一冊 吉川聡編集、二〇二三年

『京都市歴史資料館所蔵 燈心文庫本東大寺文書調査報告書』

京都府立大学文化遺産叢書 第三二号 横内裕人等編集、二〇二四年

(吉川 聡)

第一  
部  
論  
考  
編



## 新修東大寺文書聖教第七八函～第百函の調査と概要

吉川 聡

### 調査の経緯

本報告書は、新修東大寺文書聖教の第七八函～第一〇〇函の目録と、新修東大寺文書聖教をめぐる調査研究成果を収録したものである。ただし第九三函・第九八函・第九九函は中村純一寄贈文書で、すでに調査・報告済みであるので、本書では除外した(中村純一寄贈文書は下記のc報告書参照)。

新修東大寺文書聖教は、東大寺図書館の旧収蔵庫の四階に保管されていた文書群である。江戸時代を中心として東大寺に関する多様な史料が膨大に存在しており、東大寺・奈良に関する重要史料となるべきはずの史料群である。しかし従来は史料目録が存在せず、研究者が利用できない状態にあった。そこで二〇〇一年度(平成十三年)度から科学研究費補助金を受給して、体系的な目録を作成する調査を開始した。その際に、古文書箱に函番号を記したラベルを新たに貼付した。函番号は原則として、当時書架に並んでいた順とした。その時の函番号は第一函から第一二五函に及んでいる。

新修東大寺文書聖教は、すべてを調査するには多大な時日を要するので、その後も科学研究費補助金を複数回申請し、できるだけ継続的に調査研究を続けている。そしてそれぞれの科研の終了時に、科研報告書において目録と研究を公表してきた。その結果現状では、第一函～第七七函・第九三函・第九八函・第九九函の目録はすでに公表している。

その間の科学研究費補助金と、報告書との関係は下記の通りである。

1 二〇〇一年度～二〇〇四年度(東大寺所蔵聖教文書の調査研究)(基盤研究

(A)、研究代表者 綾村 宏、課題番号 13301018)

2 1 ① 二〇〇六年度～二〇〇八年度(南都における廃仏毀釈後の史料動態に関する調査研究)(基盤研究(B)、研究代表者 吉川 聡、課題番号 18320101)

2 1 ② 二〇〇九年度～二〇一三年度(南都における廃仏毀釈後の史料動態に関する調査研究)(基盤研究(B)、研究代表者 吉川 聡、課題番号 21320116)

※ 2 1 ②は 2 1 ①の継続課題である。

その過程で、下記三冊の報告書を刊行している。

a 『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』

(二〇〇五年、1の研究成果報告書。以下、a報告書とする。)

b 『東大寺蔵中村純一寄贈文書調査報告書』

(二〇一四年、2 1 ②の研究成果報告書。以下、b報告書とする。)

c 『東大寺蔵新修東大寺文書聖教調査報告書 第46函～第77函』

(二〇一四年、2 1 ②の研究成果報告書。以下、c報告書とする。)

これら三冊の報告書中に、第一函～第七七函・第九三函・第九八函・第九九函の目録が収録されている。

その後は、下記の科学研究費補助金によって調査研究をおこなった。

3 1 ① 二〇一四年度～二〇一七年度(東大寺を中心とする南都の未整理文書聖

教の復元的調査研究)(基盤研究(B)、研究代表者 吉川 聡、課題番号 21320116)

3 1 ② 二〇一八年度～二〇二三年度(南都の未整理文書聖教にもとづく寺社と

その周辺社会の調査研究)(基盤研究(B)、研究代表者 吉川 聡、課題番号

21320116)

※ 3 1 ②は 3 1 ①の継続課題である。

本書には、これら 3 1 ①・3 1 ②での新修東大寺文書聖教に関する調査研究成果を収録するものである。

## 新修東大寺文書聖教の調査・内容の概要

調査方針は従来のやり方を踏襲した。すなわち、史料全点にラベルを貼り、一点ごとの目録を作成した。しかし短期間で多量の史料を調査できるように、ラベルは鉛筆書きとした。また紙の調子が書き込むのではなく、多量のノート型パソコンを調査現場に持ち込み、調査員が直接、書誌事項を入力する形を取った。なおラベル貼付の際は、水をつければ剥がすことが可能なジン糊（生糊態）を使用している。別途写真撮影も実施しているが、調査の速度に追いつかないので、撮影史料は一部に留まっている。入力したデータを元に、本書の目録編を作成した。ただし入力データは必ずしも十分に校正できていないので、書誌事項に精粗の別がある。また読み誤り等もあるかもしれない。これらの点は利用上ご留意いただきたい。

新修東大寺文書聖教は、その多くが前近代の箱に入っており、一部には近代の箱もある。箱に入っている史料は、全体が特に分類されていないこともある。そのような場合、史料番号は「第〇函〇号」と付番した。一方で一箱の中に、袋・包紙・紐等によって一括された史料群が複数入っていることも多い。そのような場合はその一括関係を生かし、「第〇函〇括〇号」と付番した。なお、同一の函・括内での号の並べ方は、年代順を基本としつつ、適宜、形態・内容によって同種のをまとめて配置した。このような方針としたのは、調査前の史料は多くの函・括で雑然と入っており、比較的近年に動かされたと思われるものも多い。それゆえ調査前の順序を保持することが困難/無意味と判断したからである。

## 今回調査分の史料の特色

今までの調査研究により、東大寺の文書聖教はおおむね次のような整理過程

を経たと推測されている。前近代に各子院等で保管されていた文書・典籍が、近代に東大寺図書館に集積された。それらを東大寺図書館で再分類し、成巻文書・宝庫文書・記録部・巻子本部等に分類した。そこから取り残されたものが新修東大寺文書聖教である。そのため新修東大寺文書聖教は、箱は前近代のものも多く遺存するが、箱と中身は入れ替わっており、前近代の箱書と、中の史料は合致しないものが大半である。ただし近世の袋などに一括されている史料は、近世以来の一括関係を保っていることが多い。なお、現状では基本的には文書を入れていた函と典籍を入れていた函とに、比較的厳然と分かれている。

このような特色は、基本的には今回の目録収録分である第七八函～第一〇〇函にもあてはまる。表は、今回収録分の箱の情報をまとめたものである。表に挙がっている全二〇函のうち、箱が近代に制作されたものは第九一函のみで、以外の一九箱は前近代の制作と思われる。特に第八五函はすべての板に極目板を使用しており、中世の制作と見受けられる。それら前近代の箱には多く前近代の墨書があるが、それら墨書と現在納めてある史料とは、合致するものではないものが存在する。確実に合致するのは第八九函（新薬師寺関係文書）・第九〇函（宋印状等）・第九四函～第九七函（三昧聖関係文書）であり、いずれも、それらの文書を取めるために専用で作られた小さな箱である。それ以外の箱は、箱書によれば元、第七九函は清涼院経蔵の聖教箱、第八〇函は大宿所の二月堂衆中記録箱、第八一函は清涼院経蔵の仏書箱、第八三函は清涼院経蔵の法華義疏の箱、第八四函は四聖坊経蔵の箱、第八七函は種松院蔵の宝永元年の法華会記録箱、第八八函は清涼院経蔵の太平記箱だったことが分かる。このうち第八四函はある程度中身が合致する可能性があるが、他の函は中身は箱書と合致せず、近代に入れ替わっている。

史料は、第七九函は中世經典断簡、第八〇函・第八一函～第八四函は近世聖教だが、他はおおむね近世文書である。近世文書は、従来の調査分では先述の



付図 大仏殿入堂小人券  
(第92函2括居間寺の例)

ように、近世の袋などに一括して入っている場合が多くあり、そのような場合は近世以来の状態を残しているものと推測していた。しかし今回調査分に関しては、そのような形のものも少なく、近代に整理してまとめられたと覚しきものが多かった。すなわち、第七八函・第八六函・第九〇函・第九二函は近代のたこ糸・紙テープで文書群を一括し、そこに題簽を挟んでいる。その題簽は大仏殿入堂小人券の裏面に墨書してあることが多い(付図参照)。東大寺史研究所の坂東俊彦氏の「教示」によれば、「大仏殿入堂小人券を用いた整理は、大正末年から昭和戦前頃と思われることである。これらの整理を見ると、例えば第九一函の巾身は輪旨や維摩会関係文書などで、それを大正六年(一九一七)に作成した箱に収納している。その箱は図書館専用の丈夫な文書箱である。重要史料を抜き出して集め、保存に適した箱を新規に制作して収納したのでだろう。また、第九二函は東大寺の末寺関係文書を寺ごとに分類したものであり、第七八函は手向山八幡宮関係文書、第八六函は寺院経済関係文書である。これらも各所から抜き出してまとめられたのだろう。ただしこれらは前近代の箱に入っている。輪旨などよりは重要性が一段劣ると認識され、前近代の適宜の箱に収納されたように思われる。

遠藤基郎「新修東大寺文書聖教の「見取り図」試論」(本書所収)によれば、近世の

袋に入っていて一見近世の収納状況を留めているように見える文書群も、一部文書が抜き取られるなど、後世の手が加わっているものがあるという。遠藤氏はそのことを、第五函の年預所関係文書から具体的に論じた(巻頭図1参照)。それら第五函の年預所関係文書などから抜き取った文書は、右のような、近代に抜き出してまとめられた文書群に入ったものもあるのだろう。

以上のように本書の目録収録分には、近代に抜き出してまとめられた文書が比較的多い。それは史料群の性格を考える上では障碍になり得る。しかし見方を変えると、近代にも重視された文書と言える。輪旨や末寺関係・寺院の金融関係文書など、現在の目で見ても研究の対象となりうる文書が多く存在する。また、箱と巾身とが合致している第八九函(新薬師寺関係文書・第九〇函朱印状等・第九四函)第九七函(三昧聖関係文書も、専用の小箱に江戸時代に納めたのは、重要文書であるが故である。このように、今回収録分には興味深い文書が多い。その一部は論考編で取り上げたが、取り上げるべくして取り上げられなかったものも多くなる。それらの検討は今後の課題としたい。

### 箱の問題

本来の箱と文書は分離し、文書群本来の形は多くの場合で損なわれている。ただし一方で、箱が失われた訳ではなく、新修東大寺文書聖教やその他の箱として現在も多くが存在している。よって、本来の箱と文書のセットを、ある程度推測できることがある。例えば五劫院関係文書は、現在第九二函一括に多く存在している。一方、第六五函には次のような箱書がある(巻頭図3参照)。

(身正面)「東大寺末寺川上村/五劫院右記録箱/別当地藏院」  
(蓋上面)「五劫院記録箱/別当地藏院」

(蓋内面)「享保丁酉歳六月朔日/新調之訖/大法師淨俊」

これらの墨書より、第六五函は元・五劫院記録箱だったことが判明する。こ



の箱は享保二年に新調された箱で、五劫院別当地藏院の元に保管されていた。

五劫院別当地藏院が所蔵していた文書群が東大寺図書館に入っていることとなるので、新修東大寺文書聖教の五劫院関係文書のかんりの部分は、五劫院別当地藏院の元で保管されたものと推測できる(五劫院関係文書は本書の水谷論文参照)。

また、新修東大寺文書聖教の箱の中には、二月堂修二会記録文書を収納した箱がいくつか現存している。このうち第三四函と第八〇函(巻頭函と巻尾函)は大きく・形状が同一で、両者同文の次のような箱書がある。

(蓋上面)二月堂修中記録 大宿所

(身底面)貞享二年丑二月 日/納所法印実賢

ここから、この二箱は貞享二年(一六八五)に納所法印実賢が制作して大宿所で保管した、二月堂修中記録箱であることが判明する。また第三四函の蓋内側には貼紙があり、そこに箱の収納史料を書き上げてある。その貼紙によると、箱には貞享五年(文化二年)の冊子が入っており、貞享五年(元禄三年)分は一冊に合冊してあるが、他は一年一冊の形だという。現状でこの形に合致するのは東大寺図書館第一四二部に架蔵される二月堂修中日記であり、ちょうど貞享五年からの分が遺存している(東大寺研究所の坂東俊彦氏の「教示を得た」。そしてこの貼紙の文末には「已上/但享保以前ハ上印/箱二入、元文六此内二入」とあり、享保以前は別の箱に入っているという。この貼紙の時点ではそれ以前の二月堂衆中日記も別箱に入れて伝来していたことが分かる。

以上などから、これら二箱は二月堂の記録を収納するための箱で、江戸時代のある時期以降は二月堂修中日記が入っていた。この二箱はいずれも両側面に金属の取っ手があり、正面で鍵(錠前)をかける構造になっている。

一方、二月堂の書類を入れていたと思われる箱は、新修東大寺文書聖教の中に他に存在する。それは第四〇函蓋と、第五二函である。第四〇函の蓋内面

には次のような墨書がある。二月堂々司織式破損之間/合寄進畢/慶長廿年卯八月如意日(堂司阿闍梨調秀)。ここから慶長二十年(一六一五)制作の古箱であることが分かる。ただしこの箱は身と蓋が合致せず、全体の構造は不明である。

第五二函には身正面に貼紙があり、二月堂聖帳/并自連入とある。箱の形は先の第八〇函・第三四函に似るが、寸法は微妙に異なり、両側面の取っ手金具も存在しない。しかし正面で鍵錠前をかける構造となっている点は共通し、この箱にはその錠前も遺存する。二月堂の記録は担当者が鍵をかけて管理する体制だったことがうかがえる。

文書・記録箱の鍵に関しては、坂東俊彦氏によれば、『東大寺要録』(東大寺「続要録」は漆塗りの木箱に収納され、鍵錠前がかけられる構造になっているという。また、以前の「新修東大寺文書聖教調査で発見・紹介した『世視講唐櫃』」や、印蔵の東大寺文書を納めた弘安三年(一八〇〇)制作の公験唐櫃も鍵錠前がかかる構造である。これらの文書・記録等は関係者の管理下に置かれ、簡単に被見できるものではなかったのだろう。一方で、五劫院の文書箱は鍵がない。地蔵院に置かれていたために、他者が被見する可能性が低かったのだろうか。またそもそも、経典・聖教箱の場合は、鍵つきのものは普通見かけない。経典・聖教は、寺僧などには容易にアクセスできるようにしていたように思われる。このような史料の管理体制も、寺院運営を考える手掛かりになり得ると思われる。

## 唐招提寺舍利会誦誦文

このように、本目録中には興味深い史料群を含んでいる。一方で、一点のみの史料でも、興味深いものは存在する。例えば次に紹介するのは唐招提寺舍利会の誦誦文である(第八二函一巻)。

(縮裏書)「招提寺舍利会、日中、誦誦也」

敬白 請誦誦之事

観夫盡「真絶」稱「至上」覚合「暉」弁「泉」離「涌」通「神」<sup>(四)</sup>「匹」極、但「寮」慢  
高「嶽」息「燈」勿「照」。愛「河」深「濁」定「水」無「澄」。是「以」、能「仁」馳「神」容於  
「百」億、「振」<sup>(五)</sup>「梵」響於三千<sup>(六)</sup>而「導」<sup>(七)</sup>「昏」迷「類」。就「中」、四「佛」示「真」誥之  
「妙」範、「妙」輪達「寿」量之無際、「寔」是「中」道「意」印、「業」障「利」劍也。依「之」每  
迎「本」願和向「御」息、仏骨安瓊上<sup>(八)</sup>、両典「講」<sup>(九)</sup>、請「弘」法「末」代<sup>(一〇)</sup>、  
垂「利」生「法」界、冥「衆」之具。五「神」通、豈不「隨」喜「乎」、諸「天」之尊。四「無  
量」、寧「無」加「被」乎、然「則」、三「个」雷「鑼」者「振」夢「中」金「鼓」、一「紙」唾「嚼」者  
聞「疑」<sup>(一一)</sup>端「陳」如、重「心」<sup>(一二)</sup>、榮「震

「私」日照「扶」桑之境、六和「有」勇、三「字」不「退」、風「雨」順「時」、涼「燠」不「失

序」、旨趣在「茲」、仍所修如件、

文禄五年五月六日

頼海和尚作

相傳寺  
諸衆等

関連史料は第八二函中には見あたらず、いかなる経緯でここに遺存したのかも不明である。しかし文禄五年（一九六、頼海和尚の作とあり、唐招提寺舍利会の史料として有益と思われるのでここに紹介しておく。

このように、新修東大寺文書聖教には様々な情報が詰まっている。考察・目錄ともに不十分な点は多々あるが、本書をきっかけとして今後活用が進むことを祈念している。

註

- (1) 綾村宏「東大寺図書館所蔵聖教文書の概要と収蔵庫四号室所在分の調査」(a報告書所収)
- (2) ただし、過去の目錄に掲載した分については、年代等による並べ替えをしている箇所も存在する。
- (3) 遠藤基郎「新修東大寺文書聖教とその他の史料群との関係」(a報告書所収)、吉川聡「新修東大寺文書聖教第四七函～七七函の調査と概要」(c報告書所収)。
- (4) 本表は綾村宏前掲論文の表を補訂したものである。新修東大寺文書聖教の箱すべ

での情報は綾村論文参照。またb報告書所収分は吉川聡中村純二「吉野文書の調査と概要」(b報告書所収)、c報告書所収分は吉川前掲論文(c報告書所収)に、綾村論文の表を補訂して掲載してある。

(5) 箱の近代の貼紙からは、東大寺図書館における近代の整理過程がうかがえるものもある。例えば第八三函の近代の貼紙からは、ここに不動法・護摩次第等が入れていた時期があったことが分かる。

(6) たゞみによる一括史料でも、整理札のついていない箱も存在する。ただしこの大仏殿入小入券は分離しやすくできているので、整理札として用いられたが破断して失われたものもあるだろう。

(7) これら二箱の身には下記のような貼紙がある。

(第八〇函貼紙)二月堂記録(身正函)「從貞享五天明九迄入ル」(身背函)

(第三四函貼紙)從寛政三元迄一迄入ル〃二月堂日記(身背函)

この貼紙が貼られた時期には、修中日記がこの二箱に、右記の形で分けて納められていたのだろう。

ただしこの二箱には、右のものよりも古い時期の貼紙もある。身の正面中央にあり、貼付後に箱全体に極細の如きものが塗布されて、貼紙も黒くなり、文字も読みにくくなっているが、下記のようにある。

(第八〇函)九双紙 上

(第三四函)二大双紙 下(右端は近代の貼紙に隠れる)

一 大双紙とは、現在東大寺図書館第一四二部に収蔵される二月堂修中綾村衆日記のことであり、古い時期にはそれが入っていたのかも知れない。

(8) 坂東俊彦「近世における東大寺内組織と『東大寺要録』」(『東大寺の新研究2 歴史の中の東大寺』法藏館、二〇一七年)五五四頁によれば、嘉永四年(一八五二)には二月堂大双紙、一答二は、八幡宮新造屋の蔵に収納

されていたことが判明する。ここに見える二月堂差紙一冊が第五二函にあたるのかどうかは今後の課題である。なお二月堂大双紙一答二は、元禄六年(一六九三)に油骨に納入されたもの堀池春峰二月堂表上と文書聖教の出現(『権僧仏教史の研究上』(東大寺蔵)「法藏館」一九七〇年)にあたるだろう。

(9) 坂東俊彦「近世における東大寺内組織と『東大寺要録』」(前掲)

(10) 吉川聡・遠藤基郎・光谷拓実・窪寺茂「世親講唐唐について」(『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』研究代表者綾村宏、二〇一〇年)。

(奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室長)



番号	特徴	図			奥行	高さ	備考	装書・貼紙	文書	
		幅	身	蓋					内容	括数
91	身左上面二紐手フリ、袖へ取手ヲ含メル62.4cm	身	58.4	40.3	37.1		(正面装書)大正六年九月調製/南部弘教図書館/第肆号]	近世文獻1括:巻后 2括~4括 種紙会関係 5~8括:法華会関係 9括~11括:印信等)	13	480
92	蓋内面裏付紙二近代ノ大仏会葬紙(裏書)ヲ貼付ケル。 大 蓋下ニ「黒漆(外・内面にモル)身正面ニ紺金具フリ、背面ニハ金具取付孔フリ。」	蓋	58.5	40.0	4.8		(上面装書)第四号/匣底箱/五割之内]	近世文獻1括:五坊堂 2括:層間寺 3括:元興寺 4括:空海寺 5括:般若院寺 6括:本願寺 7括:金剛寺 8括:福蔵寺 9括:法興寺 10~11括:安徳山 12括:西畑寺 13括:元樂寺 14括:帝釈寺 15括:浄土寺 16括:勸原村薬師寺等 17括:毛原村長久寺 18括:増福寺等 19括:下空開村宮坊 20括:蔵園社・神宮寺)	24	616
		身	42.6	33.9	32.0		經金具ノ下ニ漆ヲ両角部分削リ、ソノ箇所装書フリ。(裏書)ニシ]			
94	桐打製。身両側面ニ紐付金具アリ、裏書フリ。 第94箱~第97箱へ箱ノ体裁等同一ナリ]	身	13.9	34.6	6.8			近世文獻(三集聖関係) 第94箱~第97箱へ14括・体裁等同一ナリ]	2巻	
95	小 桐打製。身両側面ニ紐付金具及ビ縁組紐残存。	蓋	15.6	36.4	7.1			近世文獻(三集聖関係)	3巻	
		身	13.8	34.8	6.7					
		蓋	15.3	36.1	6.9					
		総高			7.5					
96	小 桐打製。身両側面ニ紺紙ヲ金具フリ。	蓋	13.8	34.7	6.8			近世文獻(三集聖関係)	2巻	
		身	15.7	36.4	6.8					
		蓋	13.8	34.6	7.5					
		総高			7.5					
97	小 桐打製。身両側面ニ紐付金具アリ	蓋	13.8	34.6	6.7		近世文獻(三集聖関係)	2巻		
		身	15.7	36.4	6.9					
		総高			7.7					
100	蓋下シニ杉材製。	身	24.6	32.9	10.4		(底下面装書)奉納 大雲妙典 定部]	仏像縁起	10	

※数値の単位はcm。本表は、蔵材料研究報告書の蔵行論文の裏の一面を抜き出し、その後の短見も含めて、加筆修正を加えたものである。

## 新修東大寺文書聖教の「見取り図」試論

遠藤 基郎

## はじめに

新修東大寺文書聖教は膨大な量に及ぶ。この間、継続的に整理に携わっている実感としては、まさに大海に漂っている感がある。果たして自分が向き合っている史料が全体の中でどのような位置にあるか不明であり、寄る辺ない心地である。このことは今後の利用者もおそらく同じであろう。

本冊を含め三回にわたる報告書掲載の「新修東大寺文書聖教目録」(稿)二日目を通すと気づくように、各函相互の関係や、函内部にどのような文書がどのような秩序で格納されているかは実に様々である。全く無秩序であるようにも見える。

その理由の背景には、今回の整理では作業が始まる二〇〇一年以前の現状を維持する方針を取ったことがある。よって原因は二〇〇一年の現状にある。被村宏によれば、新修文書聖教は近代になって数度分類・整理が着手されたとのことである。つまりそれは原秩序ではなく、後世の人間の手がその都度の目的・原則で入ったものであった。ある作業が中断されたものに、あらたな整理作業が追加することすらありえたらう。「攪乱による無秩序」が想定される。実際これから見ると実に混沌としている。

ただ一言で「混沌」といっても問題は解決しない。そこで本報告では無秩序・混沌となっているのは具体的にどのような点か、ということを明確にすること、少しでもこの膨大な史料群の「見取り図」作成の手がかりとしたい。

すでに吉川聡は以下の重要な指摘をしている。すなわち、新修文書において

は年預所(年預五師)と西国沙汰所関係のものが主要な位置を占める。またいくつかの文書は文書袋に収められ、収められた個別文書と袋が一致するものも多々、それらは近世時点での整理を維持している可能性がある。しかし經典・聖教類では整理原則が見えず、いわば攪乱された断片の寄せ集めの感がある。と。

以下で述べるように、この指摘の内、文書袋の原状再現性についてはなお慎重に判断すべきと考えるが、しかし、こうした試み自体は、今後の新修文書聖教の利用や研究を進める上で共有されるべき姿勢である。

以下本報告では、この間調査に携わった経験と、既刊二冊に掲載された目録から読み取れる新修文書聖教の特徴を、極々限定的な視点で「試掘」してみたい。

## 一 今回の整理の方針

最初に、今回の整理の方針を改めて確認する。

代表被村宏・吉川聡が示しているところでは、まず二〇〇〇年時点で東大寺図書館の収蔵庫四層の整理棚に収められた未整理史料の函のうち、函内が全て明治以降のものを函単位で除外し、近世以前の文書・聖教のある函を対象を絞り込んだ。函の順は現状の図書館書棚の配列順とした。それらの函をそのまま整理函として利用している。整理用に新たに用意した函は用いてはいない。函間での史料の移動はしない。つまり二〇〇〇年時点の容器の函とその中身の史料はそのままとする。また函内の史料は、袋や紙綴りてくられた一括となつている場合が多く、その一括関係は維持する。その内訳の一点毎に文書番号を付ける。こうして函内史料秩序は、「函」一括「二点史料」を原則とする。中位階層の「括」がない場合には、「函」「二点史料」となる。

また報告書中には記載がないが、実際の整理現場では、括の内部はおおむね編年順に並べ直すこととなった。年号比定ができない無年号文書は後ろに配列した。ただしこれは作業の経過の中で形成されたルールであり、当初は、現状

表1

面	括数	内容区分	備記(函蓋書など)
1	78	文書	東南院
2	30	文書・聖教	
3	12	文書・聖教	
4	1	文書・聖教	
5	30	文書・聖教	戒壇院経蔵、經典入れ、宝曆8年
8	1	聖教	
9	1	聖教	(八幡宮へ奉納?)
12	1	聖教	
13	1	聖教	四聖坊普性
14	1	聖教	
16	1	聖教	薬師院十二内七
17	9	文書	
18	11	文書	
22	1	文書	官家方証文籍、東大寺沙汰所、年預五師賢性新調
25	1	文書・聖教	
26	11	文書	年預五師御条目、年預五師新造
27	1	聖教	
28	12	文書	東大寺年中行事箱、年預中
30	1	聖教	
31	1	文書	清涼院経蔵
32	7	文書・聖教	
33	1	文書	禁裏御所臨時御祈 大仏殿供養法勤斎書到帳箱
34	9	文書	
36	1	聖教	二月堂修中記録、大宿所
39	1	文書	
40	1	聖教	(身)清涼院経蔵、(蓋)薬師院十二内九
41	17	文書	
42	1	聖教	八幡宮安居屋
45	1	聖教	
46	1	聖教	薬師院十二内十
47	1	文書	
48	1	文書	薬師院十二内八
49	1	文書	
51	1	文書・聖教	二月堂差帳并白連入
52	26	文書	
53	10	文書	聖教
54	1	文書	
55	30	文書	四聖坊経蔵
57	1	聖教	
59	20	文書	洞堂帳、大仏勸化所
61	1	聖教	
62	1	聖教	戒壇院
63	1	聖教	
64	1	聖教	末寺川上村五劫院方記録箱、別当地蔵院
65	1	聖教	
67	1	聖教	清涼院経蔵
68	8	文書	
69	1	文書	清涼院経蔵
70	7	文書	
71	1	聖教	清涼院経蔵
72	1	聖教	
73	1	聖教	清涼院経蔵
74	1	聖教	
76	11	文書	薬師院記録箱、薬師院十二内四
77	1	聖教	

の順で番号を付けた函もあるなど、必ずしも貫徹している訳ではない。この時系列の再配列は、「原状破壊」の恐れもある。やや弁解がましいが、後に述べるように、二〇〇〇年の状況はすでに近代以降の整理の手が入っている可能性が高い。括内の内容把握の利便性を優先した選択でもあった。

## 二 文書函と聖教函の混在——問題点(その1)

「新修東大寺文書聖教」はその名称の通り、世俗的な経営史料である「文書」と、教学・私事法会などに関わる宗教史料である「聖教」が併存するのが特徴である。横内裕人の紹介によれば、これまでの東大寺図書館所蔵史料は、最上位分類で「文書」部と「聖教」部を明確に区別して整理・架蔵しており、同一分類中で両者が混じることは原則ない。その意味で新修文書聖教は特異である。これまで未整理であったことが影響している。

ただそれでも同一函中での両者の混在を避けた整理の形跡が窺える。大部分は文書函と聖教函に区別されている(表1)。おそらくこれは過去の整理の結果だろう。函内混在しているものは、整理未了の可能性が高い。このように一応は、文書函・聖教函は区別されているが、全体の配列としては、双方の函はアットランダムに配置されている。もともとこれは函の中身よりも、収蔵庫内での効率的な格納を優先したためと推測されるので、過去の整理だけが原因とは言えない。

## 三 函内の史料格納状況の違い——問題点(その2)

たとえば東寺百合文書は、近世の整理のために統一的に規格化された函が用意された。しかし新修文書聖教はそうではない。格納する函蓋書と中身は原則的にあっていない。たとえば第二八函蓋書は「東大寺年中行事箱、年預中」で、

後述する年預五師引き継ぎ資料の「年中行事記」が収められていたはずである。

内容物は年預五師関係のものであるが種種の文書である。さらに第三四函は「二月堂修中記録」とあるが、二月堂関係は全く内容は年預五師宛のものである。中身つまり当初の伝来関係とは無関係である。過去の整理において、その場のみが合わせて、別用途で伝来した函を、暫定的に再利用したのであった。当然ながら収められた史料の点数・分量も函毎に区々となつてゐた。再利用された函は長い東大寺の蔵書形成の各時点で別々の用途で製作されたもので、綾村が示した表によれば、そのサイズの大小に容量の差があるからである。

こうなると、ひとつの函の中にある一群が、何らかの理由があつてグループ分けされたかも知れなく、たとえば函の容量都合で、なかば単なる偶然に集められた恐れすらある。

次に函内の状況を具体的に検討する。筆者の準備と能力の都合で、文書函の内三件に限定する。既に刊行された報告書掲載の目録によれば、この三函は、それぞれ異なるあり方を示している。

(1)第五函 同函は三〇括、全一七二八点である。うち文書袋一括は二四括(第一〜四括)あり、全体の三分の二である(巻頭図1・表2)。いずれも年預五師がその任期中に受けとり、あるいは控えた文書を取めるためのものであった。

年預五師は東大寺運営の要である。平安時代以来寺僧の中から毎年一月に一年交替で選出された。東大寺の最高運営責任者は、朝廷から補任される寺内寺外の高僧東大寺別当であったが、戦国期以降、不在のことも多く、江戸時代にあつては年預五師が運営の最高責任者と言える。したがつて、年預五師関係の文書は、寺院運営の中枢に関わる経営基幹文書である。吉川聡は、新修文書には年預五師関係の文書が多数あることを指摘している(報告書2)。第五函はその指摘にあてはまる函である。

大きく二つのタイプがある。

#### ①袋と文書一致

一六括分は、袋と中身の文書が一致する。すなわち当初の状態が維持されているか見える。いうまでもないが、袋上書に特定年号の年預五師袋であることが示され、文書もまたその特定年号と、正文は宛所、控は差出がその年預五師であること、かつそうした条件を満たさない他の文書でも内容的に矛盾しないと考えられること、などが確實なものである。

ただし文書袋とそこに収められている文書の量とのバランスを欠く場合があつて、注意を要する。表で、「多」・「少」など示したものがそれで、「多」は文書袋に対して文書量が多く、場合によっては底部分が破れ、筒状になっているところにピッチリと文書が詰まっているものもある。「少」はその逆であつて、文書袋にかなりの余裕がある。前者は、後世にそこに文書が追加された可能性が極めて高い。後者は、その逆に抜き取られたと考えられる。

抜き取られたものの行方のひとつは、後述の③や第一七函のように後世の整理によつて新たに編成されたグループであらう。

#### ②袋と文書は部分的に一致

四括で確認される。たとえば第八括享保一七年(一七三二)文書袋はほぼその当時のものがあるが、わずかに二点ではあるが時代が下る安政二年(一八五五)の文書が一括に収められる。また第一七括は全一六五点と多めである。宝暦七年(一七五七)の袋の内、半分は同時期のものだが、残りは天保四年(一八三三)・安政四年ほかの後世の年紀のものが多数あるからで、後世便宜的にまとめたことは明白である。

#### ③袋と文書が完全に一致しないもの

三括ある。第五括享保一三年文書袋に元文五(一七四〇)・六、延享二年(一七四五)などが収められ、第一一括は享保一三年の文書を、別の元文二年文書袋に入れてゐる。いわば本来、享保一三年袋があるのにわざわざ抜き出して別の袋

表2

函括	点数	袋括	内容と備	年記	西暦	内容量など	括扱上書
5.01	55	○	○	享保3	1716	多(底抜け)	從享保三年二月廿五日、至同四年亥二月、諸書物、年預五師擬謙光賢
5.02	17	○	○	享和8	1722	少	享保八年二月、年預方、年預性海
5.03	58	○	○	享保11	1726		自享保十一乙巳年二月至同二十四年二月、年預方諸書物、年預五師慎賢
5.04	28	○	○	享保11	1726	少	年預方雜事書物入、享保十一酉年分、年預淨俊
5.05	32	○	×	享保13	1740		自享保十三年二月ヨリ同十四年二月迄、年預方、年預淨俊
5.06	52	○	○	享保14	1728	少	享保十四より十五迄、年預方、年預尊光院
5.07	53	○	○	享保16	1730		享保十六辛戌二月ヨリ亥二月迄、年預方諸書物、年預五師法印光賢
5.08	36	○	△	享保17	1725	少	享保十七壬子年、年預方、尊光院慎賢
5.09	106	○	○	享保18	1731		享保十八丑年二月より十九寅三月迄、年預方諸書物、年預五師光賢
5.10	9	○	○	元文2	1737	過少	自元文二巳年二廿五日、到同三年二月廿五日、年預方諸書物入、年預五師十玄院淨俊
5.11	27	○	×	元文2	1728	過少	從元文五申年二月、至同六酉年二月、年預方諸書物、年預光賢
5.12	26	○	△	寛保2	1724	過少	寛保二戌年ヨリ同三亥年二月マテ、年預諸書物、法印光賢
5.13	13	○	△	寛保4	1743	過少	寛保四甲子年二月ヨリ延享二乙丑年二月マテ、年預方諸書物、年預五師法印光賢
5.14	68	○	○	延享3	1746	過少	延享三丙寅年二月ヨリ同四丁卯年二月マテ、年預書物、年預五師法印光賢
5.15	115	○	○	寛延2	1749		寛延二年ヨリ三迄、年預方、慎賢
5.16	78	○	×	寛延3	1742	過多(底抜け)	寛延三年、年預方、光賢
5.17	190	○	△	宝暦7	1757	多(底抜け)	(包紙上書)「宝暦七、年預方、年預成果
5.18	130	○	○	宝暦9	1759	多(底抜け)	宝暦九卯年二月ヨリ同十年二月迄、年預方書物共、年預五師成果
5.19	40	○	○	宝暦11	1760		宝暦十一年、年預方、年預成果
5.20	92	○	○	宝暦10	1760		宝暦十一年辛巳歳二月廿五日、年預方諸書物、□□公洋
5.21	105	○	△	寛政2	1789		寛政二ヨリ三迄、年預方、成誠
5.22	174	○	○	天保12	1841	多	天保十二丑二月廿五日ヨリ同十三寅二月廿五日迄、年預中用書類入、北林院成聖
5.23	14	○	○	安政5	1858		安政五午年、年預要書、年預振得兼永澄
5.24	114	○	△	安永5?	1776	過少	年預書
5.25	36						
5.26	21						
5.27	17						
5.28	16						
5.29	2						
5.30	4						

に収めた形となっている。

④文書袋一括でない第二四括以降

第二四括は複数あつて、数量の多いもののひとつは寛保二(一七四二)宝暦一三年の納所割当書上(二七点)。納所とは寺僧に割り当てられた経営実務役割である。いまひとつは六五点におよぶ入れ札であり、これは第一四括にもあるものである。

第二五括は法会道場他の指図で、本来なら聖教類の函にあるのが自然と思われるものである。第二六括は安政三年の東大寺年預五師宛の幕府よりの軸書。第二七括は延享元年年預五師宛の樺本村事案願書。第二八から三〇括はあわせて文書二二点に過ぎず、中身は混在である。また第二八括に第二四括にある納所割当書上が、また第二九括に第二六括安政六年幕府軸書と一連のものがあるなど、当惑すら覚える状況である。

以上の第五函の三〇括分の状況をまとめると、以下のように言えるだろう。

半分は江戸時代の整理の状況が現在まで保存されている。ただし完全に原状維持のように見える①の場合も、その袋容量の充足度合いや②③の状況から判断して、抜き取り処理があつた可能性は高く、完全な原状維持の割合は極々限られる可能性がある。

さらに、残りについては、③のように袋一括でも外側の括の袋と内側の文書の状況が一致しないものや、袋のないものでおおよそ原状維持のニュアンスを見いだ



すことは困難である。同種のもものが括間で分離されたものでは、文書袋から文書を取り出し、一旦整理を施したが、整理作業が中断したままの状態である、と判断するのが適切である。また第二四括の納所割当書上のように一定の方針で同一分類の文書を集める意図がうかがえるものもある。そのような後世の整理作業がある程度完了したと考えられるのが次の第一七括である。

(2) 第一七括 同函は一〇括、全七一五点。括単位を覆う文書袋は一切ない。そのかわり、括の内容を指示する短冊が付く。これは、大仏殿拝観入場券綴りの裏面を再利用しているから、おそらくは戦前頃のものと思われる。第二括「水門村東大寺郷ノ内」、第四括「野田村」、第六括「添上郡」二添下郡「般若寺村」二膳夫村「二ヶ名」、第八括「奈良町」、第一〇括「不明(寺願関係)」などと記され、括内文書の内容と対応する。短冊のない括も第一括寺辺雑司村、第三括油寺辺倉村、第七括真言院・戒壇院などのまとまりがある。

近代になって、複数の文書のまとまりから、上記の内容に則して集められたものと判断せざるを得ない。

同種の他函としては、第一函がある。第一函は大量の請定・自運が、法会單位にまとめられ、一部は長期にわたるものがある。極めて整然と整理されているのである。文書函の蓋上書には、第六函勸学講帳箱・二九函(俱舎)三十講方・三三函大仏殿供養勤番看帳箱・八七函法華会口箱など(一部表1未掲載あり)あり、もともとこうした函の中で一定の方針のもと保管・伝来したのもあろう。しかし新修文書中の法会出仕関係文書を集めた富田正弘の研究によれば、同一法会内でも時期的な残り方のムラも見える。また法会ごとの点数差が大い。近代にはいつから集約されたものとも考える。

第六九函も同種と見てよい。こちらは括単位がなく、文書は六三三とわずかにあり、他函の括程度のグループである。宝水から天保までの年紀のものが分散するが、そのほとんどが実質的に年預五師宛の請書で、明らかに請書という

文書様式で集めたと推察できる。

(3) 第四函 この函は六七三と文書点数が膨大だが、文書袋・紙綴りでの一括のないことが特徴である。そして様々な内容区分・時期・形状のものが集まっている。極めて多岐にわたる内容区分の一部を紹介すると以下のようになる。文学(一号古今詩集)、備学(三八号孟子)、聖教(三〇一三三三号因明大疏抄)、文書・記録(四九号寂滅比丘直問之時再答書村・二六号留守所下文(安永元年(一七七三)二月八日)・三一六三二九号戒壇院等什物紛失一件文書(享和元年(一八〇一))、図像(三六三三三九六号仏具・法会道場図等)

時期は年未詳のものが多数である。建武二年(一三三四)の起請文(九〇号)他中世文書もごく数点あるが、判明するのは江戸中期から明治初期にかけてのものである。

形状は、冊子・堅紙・続紙もあるが、全体としては切紙・小切紙のものが多い。堅紙も断簡が目立つ。

新修文書聖教内の他函では、第五一函(括分けなし、一七六巻)が、同様の状況である。また第四九函(括分けなし、三七二巻)も類似であるが、これは薬師院伝来の一群と見られる。

想起されるのは、同じく東大寺図書館所蔵史料の中にある、古代中世文書を集めた東大寺未成巻文書での、1-24「雑庄」、1-25・3-12「雑」、10架「未整理」という区分である。これは文字通り統一性のない「断片化」した文書が寄せ集められている。第四函はそれと似た印象をうける。もちろん東大寺文書未成巻文書は、文書に綴り込んでおり内容区分は単純である(前巻などは含まない)。それに比較すれば、文芸・学問・聖教も混在している第四函の方が、混在・混雑という点ではより徹底している。今回の対象整理群が「新修東大寺文書聖教」と称されたことを端的に物語る函と言える。

推測するに、過去の整理で本来の文書グループが解体された結果、発生した断片が第四面に集められたという事態なのであろう。すでに第五・一七面で見たとように比較的まとまりがよいと思われる面の場合も、文書袋の入れ替えや、後世集められた文書群と思われるものがある。その際不幸にしてこぼれ落ちた「断片文書のかたまり」として、第四面内の文書・聖教は見なすべきだろう。

小括 以上から言えることは、函・括のグループは近代の整理により形成されたものが相当にあるということである。明確な内容分類方針により、研究利用上の利便性を高めたものがある一方、整理途上の残余のグループもある。また原秩序からの抜き取り・分離がなされており、一見すると当初の文書袋内の状態が維持されているように見えるものでも、抜き取られた後の状況であることがある。

聖教類の函が近代整理の状態であることは、前述の通り、すでに吉川が指摘している。文書類の函の場合も、多少は原状維持の色彩があるものの、聖教と変わらないと認識するのがよいように思われる。

総じて、「函・括のグループ自体に近似的な意味がある筈」と検証のないまま、研究利用することには慎重でなければならない、「取り扱い注意」の史料群なのである。

#### 四 年預五師関係文書の時期的偏差

「見取り図」のための提言というには、ここまで指摘したことはネガティブに過ぎるかもしれない。以下では、対象を年預五師関係文書に絞って込んでひとつのケーススタディを試みる。年預五師が近世東大寺経営の核であること、また新修文書中においてその関係文書群が数量的に多いことなどは、すでに言及した。それだけに年預五師関係文書は、それ自体として「見取り図」を試みる価値があり、そこで見いだされた像は、それ以外の文書を考える参考となるはずで

ある。

今回は極々基礎的な事柄である江戸時代を通しての残存点数の問題を考える。文書そのもの、また本報告でここまで注目した文書袋、そして新修文書ではなく図書館記録部にある年預五師の「年中行事記」も対象に取り上げる。

「年中行事記」は、一年間(年度切り目は二月)の単位で、当該年の年預五師が任期中のできことをまとめ直したもので、清書されており公的な記録と位置づけられる。形態は袋綴冊子である。

以前、既刊報告書において、「記録部」と新修文書聖教は、本来一体のものであり、そこから冊子体のものを抜き出し集めたのが「記録部」ではあろうと指摘した。その根拠は、享保七年の年預五師作成の記録「年中行事記」と、新修文書中の文書の内容的な一体性であった。

これ以外にも、天保四年年中行事記(四一―二五)他の各本によると、交替時の引き継ぎ書面⇨勘渡状には、「記録部第二官家欄」新造屋宝藏(八幡宮宝藏とも)鍵、その他引き継ぎ文書を記したであろう勘渡目録が見える。ここでは記録と文書が同じ引き継ぎ書類と扱われた。

ただ反証となる事柄もある。

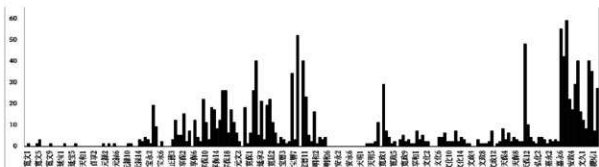
文書袋の上書などに年中行事記同封の旨の記述はない。また坂東俊彦の紹介した嘉永四年新造屋道蔵具目録の内容によれば(表3)、およそ一七世紀終わり頃からの年中行事記は、都末には東大寺本坊の文書収蔵庫である新造屋宝藏に揃って収納されているが、文書の方はその形跡が見えない。

以上を勘案すれば、新修文書の年預五師関係文書と年中行事記が一体的に伝来したという以前の指摘は再点検が必要である。現時点では、むしろ両者の伝来は分離状態にあった、すなわちそれぞれ個別に伝来したと理解すべきと考えている。こうした点も考慮しつつ、文書・文書袋・年中行事記の残存状況を検討する。



表 5

西暦	和暦	年預 文書	年預 袋	年中行 事記	西暦	和暦	年預 文書	年預 袋	年中行 事記	西暦	和暦	年預 文書	年預 袋	年中行 事記
1604	慶長9	1	0	0	1732	享保17	26	1	1	1803	享和3	3	0	0
1636	寛永13	1	0	0	1733	享保18	26	1	1	1804	文化1	5	0	1
1647	正保4	1	0	0	1734	享保19	6	0	1	1805	文化2	2	0	0
1649	慶安2	1	0	0	1735	享保20	17	2	1	1806	文化3	2	0	0
1662	寛文2	1	0	0	1736	元文1	11	0	1	1810	文化7	4	0	0
1665	寛文5	1	0	0	1737	元文2	6	1	1	1811	文化8	4	0	0
1666	寛文6	3	0	0	1738	元文3	2	0	1	1812	文化9	6	0	1
1667	寛文7	0	0	1	1739	元文4	0	0	1	1813	文化10	2	0	0
1670	寛文10	1	0	0	1740	元文5	18	0	1	1814	文化11	2	0	0
1671	寛文11	0	0	1	1741	寛保1	1	0	1	1815	文化12	2	0	0
1673	延宝1	0	1	0	1742	寛保2	6	1	1	1816	文化13	7	0	0
1675	延宝3	1	0	0	1743	寛保3	26	1	1	1817	文化14	2	1	0
1679	延宝7	1	0	0	1744	延享1	40	2	1	1818	文政1	4	0	1
1680	延宝8	0	0	1	1745	延享2	5	2	1	1819	文政2	3	0	1
1684	貞享1	0	0	1	1746	延享3	21	7	1	1820	文政3	1	0	0
1685	貞享2	0	0	1	1747	延享4	3	0	1	1821	文政4	1	0	0
1686	貞享3	0	0	1	1748	寛延1	19	0	1	1822	文政5	0	0	1
1687	貞享4	0	0	1	1749	寛延2	22	1	1	1824	文政7	3	0	0
1688	元禄1	0	0	1	1750	寛延3	11	1	1	1825	文政8	1	0	0
1689	元禄2	1	0	1	1751	宝暦1	6	0	1	1826	文政9	1	0	0
1690	元禄3	0	0	1	1752	宝暦2	1	0	1	1827	文政10	1	0	0
1691	元禄4	1	0	1	1753	宝暦3	4	0	1	1828	文政11	2	0	0
1692	元禄5	0	0	1	1754	宝暦4	3	0	1	1829	文政12	7	0	0
1693	元禄6	1	0	1	1755	宝暦5	1	0	1	1830	天保1	0	0	1
1694	元禄7	0	0	1	1756	宝暦6	2	0	0	1831	天保2	1	0	1
1695	元禄8	0	0	1	1757	宝暦7	34	1	1	1832	天保3	2	0	1
1696	元禄9	0	0	1	1758	宝暦8	3	0	1	1833	天保4	8	0	1
1697	元禄10	0	0	1	1759	宝暦9	52	1	1	1834	天保5	3	0	1
1698	元禄11	1	1	1	1760	宝暦10	0	0	1	1835	天保6	6	0	1
1699	元禄12	1	0	1	1761	宝暦11	40	1	1	1836	天保7	2	0	1
1700	元禄13	0	0	1	1762	宝暦12	23	1	0	1837	天保8	4	0	1
1701	元禄14	0	0	1	1763	宝暦13	5	1	1	1838	天保9	3	0	0
1702	元禄15	3	0	1	1764	明和1	2	0	0	1839	天保10	2	0	1
1703	元禄16	2	1	1	1765	明和2	16	2	1	1840	天保11	2	0	1
1704	宝永1	4	0	1	1766	明和3	1	0	1	1841	天保12	48	1	1
1705	宝永2	3	0	1	1767	明和4	4	0	1	1842	天保13	10	0	1
1706	宝永3	1	0	1	1768	明和5	3	1	1	1843	天保14	4	0	1
1707	宝永4	19	0	1	1769	明和6	4	0	1	1844	弘化1	2	0	1
1708	宝永5	9	0	1	1770	明和7	0	0	1	1845	弘化2	1	0	1
1709	宝永6	0	0	1	1772	安永1	0	1	1	1846	弘化3	4	0	1
1710	宝永7	2	0	1	1774	安永3	0	0	1	1847	弘化4	4	0	1
1711	正徳1	0	0	1	1776	安永5	0	1	0	1848	嘉永1	3	0	1
1712	正徳2	0	0	1	1780	安永9	0	0	1	1849	嘉永2	1	0	1
1713	正徳3	0	0	1	1784	天明4	1	0	1	1850	嘉永3	3	0	1
1714	正徳4	3	0	0	1785	天明5	1	0	1	1851	嘉永4	2	0	1
1715	正徳5	12	0	1	1786	天明6	1	0	1	1852	嘉永5	3	0	0
1716	享保1	5	0	1	1787	天明7	2	0	1	1853	嘉永6	2	0	1
1717	享保2	5	1	1	1788	天明8	11	0	1	1854	安政1	55	2	1
1718	享保3	15	1	1	1789	寛政1	0	0	1	1855	安政2	42	1	1
1719	享保4	2	0	1	1790	寛政2	29	1	1	1856	安政3	59	1	1
1720	享保5	7	2	1	1791	寛政3	7	1	1	1857	安政4	22	0	1
1721	享保6	0	0	1	1792	寛政4	4	0	1	1858	安政5	17	1	0
1722	享保7	12	0	1	1793	寛政5	1	0	1	1859	安政6	29	0	1
1723	享保8	4	1	1	1794	寛政6	2	0	1	1860	万延1	40	0	1
1724	享保9	2	0	1	1795	寛政7	0	1	1	1861	文久1	16	0	0
1725	享保10	22	0	1	1796	寛政8	3	1	1	1862	文久2	12	0	1
1726	享保11	11	3	1	1797	寛政9	5	0	1	1863	文久3	8	0	1
1727	享保12	3	0	1	1798	寛政10	2	0	1	1864	元治1	40	0	0
1728	享保13	18	1	1	1799	寛政11	3	0	1	1865	慶応1	35	1	1
1729	享保14	17	1	1	1800	寛政12	1	0	1	1866	慶応2	7	0	1
1730	享保15	8	1	1	1801	享和1	1	0	0	1867	慶応3	27	2	0
1731	享保16	12	0	1	1802	享和2	7	0	0					



ないのである。突然に増加し、しばらく右肩上がりでいくが、突然低下しその状態が長期間続き、再び突然増加する、という流れであり、グラフで示すと至ながらM字型となる。

この現象をどのように理解すべきかが課題である。そのための補助線の可能性がある文書袋と年中行事記ではどうなるかを順次見ていく。

(2) 文書袋 すでに前述の通り、ほとんどは、年預五師の任期内の多様な文書を一括で取めるものだが、一部、単年度内、あるいは複数年度に渡る特定案件の一括文書袋も存在している。そのため希に単年度に複数存在する場合もある。

次にその残存状況を表5から見ると、延宝元年(一六七三)が初見であるが以降は散発的で、継続して残存するのは、まず享保二年(一七二七)から安永元年(一七七六)まで。その後嘉永六年(一八五三)までは、希に残存するものの、ほとんどないと言つてよい。安政元年(一八四二)から慶応三年(一八六七)までは、それと比較すると多いと言えるだろう。

初期の散発期間から、享保から明和(こうま)までの継続残存期、その後の不在期を経て、安政から幕末の再出現となる訳で、大きく文書の場合と共通した傾向を示している。文書数の突出し

た年は、ほぼ必ず文書袋がある。ある意味当然と言うべきか。一括で袋に入っていたために文書数が多くなるとも言える。

ただし文書の違いもある。文書は確認される年でも袋がない場合が多いことである。典型は袋の初見で、延宝元年(一六七三)でかなり遅いことである。第二は天明四年から明治までは袋がなく文書はあるという状態が一部例外を挟みつつも、常態化していることである。当たり前の推測であるが、文書袋は廃されやすかったのだろう。

(3) 年中行事記 年中行事記は前述の通り、年預五師が任期毎に作成する公式記録である。(二)での「年中行事」は毎年恒例儀式ではなく、「一年間のできごと」を指している。東大寺図書館では記録部一四一架と一四二架にあって、ほとんどは一四一架で、一四二架にあるものは、原則的に年預五師の私的日記であるため、一部以外は対象とならない。また年中行事記の見出しを集めた「年中行事見出し」も一四一・一四二架にある。ここでは、現存しない年中行事記も確認される。表5では「年中行事見出し」から存在したと考えられるものもカウントした。分布は以下のようになる。

年中行事記は寛文七年(一六六七)が初見である。継続的に残存するのは、貞享年間から、安永三年(一七七四)までは毎年揃っている。その後一時的に不在になる。天明四年(一七八四)からは寛政年間までは再び揃うが、文化・文政年間には途中見える部分もあるが再度、不在となる。天保から幕末慶応までは揃っている。

文書との異同については、年中行事記の初見は文書より遅れる。その後は確認の有無だけで言えば、ほぼ重なる。途中、安永後半・天明前半の不在の時期でも両者はほぼ同期する。

異なるのは文化・文政期で、年中行事記はないが文書はある。また有無でなく、文書の多寡に注目すると両者の相関関係を見いだすことできない。

年預五師にとって前述の通り、年中行事記こそが正式の資料である。しかし事後改めて書きまとめる年中行事記は、それだけに年預五師個人への依存度が高く、年預五師次第でのその存否が左右される。一方、年預五師宛文書の発給者は年預五師以外であり、日常業務の中で不可避に発生するから、いわば自然発生の生じやすい。したがって、年預五師の自覚性に依存する年中行事記がなくとも、文書は一定程度存在するのは、ごく当然なことではある。

**小括** 文書・文書袋・年中行事記で共通するのは、その不在時期である。西暦でいえば一六〇〇〜一七〇〇年代、そして一七七〇年代ころ、一八〇〇年代後半となる。もともと顕著なのは、年預五師関係文書・記録史料は、江戸時代当初はほぼない、ということである。

それ以外の時期については、文書の量はかなりの偏差があつて、一七七〇年代から一八四〇年代あたりの伸び悩みの期間をはさみ前後が多い歪なM字型をとっていることが最大の注目点であろう。M字中央の少量の時期は、年中行事記が少ない時期とも重なる。

この点などにやや拘つて、以下では検測には過ぎるものの、現段階で思いつく、年預五師関係の文書・記録管理の変遷についての仮説を提示しておく。

まず江戸時代の前期については、十分な文書・記録管理体制がなかったと考えられる。ある意味、戦国時代以来の混乱と停滞が継続していたように思われる。ただし文書自体は、東大寺の活動がある以上不可避に発生するから、年預五師の塔頭に保管されたものが偶然に残つたのであろう。

しかし、寛文六年（一六六六）からの二月堂復興、元禄・宝永年間の大仏殿復興などを契機として動きの中で、経営体制安定のために、経営資料となる文書・記録管理が強化されたのではないかと考えられる。まず記録が先行して一六八〇年代から強化され、その影響でやや遅れるが、一七〇〇年代から文書でも同様の方式が採られた。文書袋に収められた各任期中の文書は引き継ぎ資料として丁寧に扱わ

れるようになった。この時期の年預五師は、懐賢・浄俊・光賢など担当メンバーの固定が見られ、彼ら間で認識共有が定着したことが鍵だったのかもしれない。一定期間経過し引き継ぎ資料としての必要性がなくなつたものは、新造屋宝蔵以外の寺内の燃るべき場所に、集中的に保管され、そして幸いにもその後、焼失や廃棄を免れ、明治以降に東大寺本坊に集められた。これがひとつの仮説である。

第二は、その後、文書の残存数が伸び悩むことについてである。

年中行事記も同様に残存率が低下することを踏まえると、記録資料管理体制の一般の変化を想定したい。一七〇〇年代前半とその次の世代から新しい世代への交替である。先行する世代によって、寺内運営のノウハウが安定化したことでの記録資料への依存が低下し、それにより年中行事記作成が疎かになったのではあるまいか。ただ年中行事記は中断しても、江戸初期と同じく文書は偶然性によりながら伝来することとなった。

第三は、幕末に急激に文書残存数が増加することについての仮説である。

先行して一八三〇年代から記録が残るようになるのは、記録管理体制のなんらかの立て直しを想定したい。そしてそれからしばらくたって文書の管理が強化されるというのは、過去の繰り返しであるようにも見える。

一八五〇年代、安政からの急激な増加は、幕末の困難な時期であるから、文書数が増加したためと見るべきかもしれないが、それよりもむしろ明治という新しい時代を迎えたことが大きく関係するのではないかと、つまり通常であれば、廃棄されたであろう機会自体が消滅し、そのまま江戸時代の「遺産」として残ることが可能となつたという訳である。

この点、若干参考になるのは年中行事記である。嘉永四年新造屋蔵道具目録の年中行事記には、それ以前の天保年間のものがない(表3)。それらは年預五師の引き継ぎ物である「記録筆筈」にあつたからと見てよい。そして嘉永以降の

年中行事も幕末一杯は「記録筆筈」にあったであろう。それらが新造屋敷の年中行事記群と一緒にしたのは明治になった後だったはずである。現業文書として引き継がれた文書もこの時、年中行事記と同じように一群の史料の中に吸収されたと考えるべきと思うのだが、いかがだろうか。

### むすびにかえて

新修文書は、江戸時代全体を通して均一に残っているわけではなく、かなり重なり方をしている。もつともこれは古代中世文書でも同じではあって、久野修義は、院政期・鎌倉後期・室町中期の三つの山を指摘している。これは同時代の管理体制と、伝来過程での消滅の有無という後世の偶然的掛け合わせの所産と理解できるのであって、江戸時代についても一般化される。

新修文書が均質に残存しない以上、これを素材に、江戸時代の東大寺を研究する際には、この残存の偏差は注意し、これを踏まえた補正が必要となる。

〔見取り図〕作成のための他の課題 本報告では新修文書のうち、年預五師文書について、時代的な偏差を考察した。これ以外に、新修文書で文書袋が確認されるグループがある。西国沙汰所・出世後見・修理方役人・薬師院などである。こうした文書袋は、江戸時代における文書管理の実態を示すものとして貴重な材料となる。また袋のないものでも、戒壇院・新報院関係文書は群としてのまとまりがある。そこには律宗の「十三箇寺関係文書」も含まれる。

文書本来の「出処」に着目した検討は、新修文書が史料群としてどのような特徴を有するかを説明する上で有効であろう。

近代の整理の問題点を克服するために

・活用の大切なプロセスのひとつであって、決して否定されるべきはない。ただ結果として、研究利用の観点から大きな問題をもたらしてしまった。それは第四面の検討で確認された個々の文書の「断片化」である。

たとえば第四面四九号寂潤比丘直問之時再答書付については、第二二〇括、同じ四面の一四号、五三函一・三六括、七六函一一括などに一連のものがあり、延享二・三年の戒壇院内の紛争関係文書の分散は明らかである。

こうした「断片」を活かすためには、本来結びついていたであろう他の断片やあるいは文書群を探索するという困難がある。たとえば正倉院文書研究のようなものである。そこでは天保年間に再編された正倉院文書をそれ以前の状況に復元し、奈良時代写経所の実態を解明した。近世東大寺の実態を十全に明らかにするためには、同種の作業が必要と言っことになろう。

もつとも他所の史料群に類例を求める必要はない。そもそも東大寺成巻文書・未成巻文書に代表される古代中世東大寺文書自体、本来の文書グループが解体され、断片化した関連文書が膨大な史料群中に分散しているからである。古代中世東大寺文書では、早く一九八〇年代に田中稔・水村真によって始められたそのデータベースが、関連史料の「発掘」と原状復元の利便性を飛躍的に高めた。このことを思うと、もしそれ以上の量を誇る新修文書聖教でも、データベースやオープンデータでの共有が実現した場合には、その効果は計り知れないように思われる。

### 註

- (1) 吉川豊「新修東大寺文書聖教第四七・七七函の調査と概要」(『東大寺図書館所蔵新修東大寺文書聖教調査報告書 第四六函第七七函』)南都における歴代歴代資料動態に関する調査研究「研究成果報告書第二冊、二〇一四年」。以下吉川の見解は本論考である。
- (2) 綾村宏「東大寺図書館所蔵聖教文書の概要と収蔵庫四号室所在分の調査」(『東大寺所蔵聖教文書の調査 研究成果報告書二〇一五年』)以下綾村の指摘などは本論考である。
- (3) 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」(『古文書研究』五九、二〇〇四年)。
- (4) 富田正弘「近世東大寺法会に関する試論」(『東大寺図書館所蔵新修東大寺文書聖教調査報告書 第四六函第七七函』)南都における歴代歴代資料動態に関する調査研究「研究成果報告書第二冊、二〇一四年」。

- (5) 遠藤基部『新修東大寺文書型教とその他の史料群との関係』（『東大寺所蔵聖教文書の調査 研究成果報告書』二〇〇五年）。
- (6) 年預五師の引き継ぎ目録は、辰（享保二十一年二月二十五日（第二八函一括一号）、元文二年二月二十五日（同上四四号）などにもあるが、内容は未確認である。
- (7) 坂東俊彦「近世における東大寺内組織と『東大寺要録』（宗原水蓮男他編『東大寺の新研究 2』法藏館、二〇一七年）。
- (8) 衆議所と年預五師・年預所という名称は、文書の上では、安政三年から明治四年幕末まで併存しているが、明治にはいと衆議所の方が優位となる。
- (9) 久野修義編『京都大学文学部 博物館の古文書 第6輯 東大寺文書』（思文閣出版、一九九〇年）。

（東京大学情報学環・史料編纂所教授）



享保五年七月武家・公家東大寺文書目録とその関連文書

遠藤 基郎

はじめに

新修東大寺文書聖教にある文書は原則近世文書であるが、このプロジェクトの既刊二冊の報告書でも紹介がなされたように、まれに古代中世文書が含まれる。その一方で、古代中世文書について触れた近世文書も極々少数だが確認できる。こうした文書は、古代中世東大寺文書の伝来を考える鍵となる材料である。たとえば次の史料がある。

【史料一】

鎌倉將軍家并御家人等文書・公家雑々文書・古記等目録

- 右大将
- 一 〇 頼朝公御書二通 一巻
- 一 同 御書二通 一巻
- 一 右大将家御書案文勝定院殿御判有之、 一巻
- 一 尊氏家御書但六代十四通 一巻
- 一 同 御書但四代十三通 一巻
- 一 尊氏公・義持公御書二通 一巻
- 一 尊氏公・義持公・義政公御書并畠山書五通 一巻
- 一 文章解題之書 一通 一巻
- 一 文章年預紀之書 一通 一巻
- 一 義持公御書進状御経別二有之、 一巻
- 一 信長公御朱印 一巻

(第三四函五括六号)

- 一 武家雑々文書 一巻
- 一 公家雑々文書 六巻
- 右年代筆書〇名字早速難見分候、
- 一 東大寺講堂僧房修造繪旨 一巻
- 一 同念仏堂不断念仏繪旨 一巻
- 一 古記 二部

内

- 東大寺要録十巻僧職職作 講会式・雑事等
- 右者東大寺自草創治承炎上之比迄之〇記録 講会式・雑事等
- 同 続要録九巻中道上人作 講会式・雑事等
- 文治再興以後之〇記録

(合点)

右之文書も此度持参仕候、以上、此奥書不入

丑七月 東大寺学侶地蔵院

龍松院

同文書預如法院

東大寺から某所に進上する源頼朝文書・室町殿文書あるいは東大寺要録・続要録を書き上げたものである。

堀池春峰には江戸時代における東大寺文書についての論考があり、幕府による文書調査の史料が紹介されている<sup>1)</sup>。そのひとつに享保六年(一七二一)丑年の一件がある。同年五月幕府は諸寺に対して古代天皇・朝廷太政官を書き上げ提出するように命じた<sup>2)</sup>。これに添えて東大寺が提出した目録が、「東大寺古文書目録」(『親々群書類従』第一六雑部所収)である<sup>3)</sup>。ところが寺社奉行所より改めて六月に、武家文書・公家文書目録の追加提出の指示があり、追加目録の提出とな

った。その時対応したのは地蔵院淨俊、龍松院智元であったという。この二回にわたる目録記載の文書のうち、最初の目録にあつた古代太政官文書などはその後実物が江戸に上り將軍の間覽に供された。

堀池論文には追加提出の文書目録実物への言及がないが、内容・年紀・差出の一致から、新修文書三四函五括六号はまさにその際の目録の下書と判断できる。これよつてこれまで不明であつた享保六年の追加提出分の具体的な文書が判明できた訳である。

ここに見える頼朝・室町殿・信長文書の多くを比定すると表の通りで、ほぼ現在東大寺図書館所蔵の東大寺宝庫文書に属している。

頼朝・足利將軍家という歴史上の著名人物発給と言つこともあり、これらの文書はその後も度々利用されており、そのことを示す史料が残る。

同じく堀池の紹介によれば、元文四年(一七三九)三月にも東大寺宝物の將軍上覧があり、そこには、聖武天皇・孝謙天皇勅書などとならび、ついに新修文書三四函五括六号に見えた文書が上覧された。それによれば、「頼朝御書二通」「京都將軍家御書五卷」が、「山文庫」より、「金堂銘文」「不断念仏論旨」「元龜年中大仏殿再興論旨」「頼朝御書」が「龍松院預之宝物」として出された。さらに八月には織田信長朱印状が追加された、という。

ここで注目したいのは、頼朝御書二種のうち一点は龍松院預とされていることである。東大寺本寺が二種所蔵しており、うち一点を一時的に大勧進龍松院に預けたものという解釈もあり得るが、他の史料を見るそうではなかつたようである。

以下、冗長になるがそれを述べる。

#### 一 年月日未詳「文書目録」(宝庫七九・九)の検討

この文書は、現状では断簡のようにも見えるが、もしかすると文書両蓋など

の貼り紙であつた可能性もある文書である。部分のみを引用する。

【史料一】年月日未詳「文書目録」(宝庫文書七九・九)

「頼朝公御書(二通) 一巻(勅進所)出置」

「同御書(二通) 一巻(惣持院)返弁」

「右大將軍御書案文一巻」

「尊氏家御書(但六代十四通) 一巻(惣持院)返弁」

(中略)

(左下余白細字追記(以下)は改行)

「不断念仏論旨一通」/「勅修寺宮御兼記録一通」/「講堂并僧造立之論旨一通」

「酒入内親王御筆施入帳一通」/「金銅之御祈文」

【史料二】新修文書と対照したところ、文書名と配列がほぼ一致する(表)。「武家雑々文書二巻」などが見えないのが気にはなるが、たとえば元文四年の將軍上覧時に格納した文書函の貼り紙であつた可能性も残る。

注目されるのは、「勅進所へ出置」「惣持院へ返弁」の追筆である。大仏殿再建で有名な大勧進公慶上人以来、勅進所は龍松院であつたから、これも龍松院のことを指す。すでに【史料一】や堀池紹介の元文四年の記事でも勅進所龍松院は見えている。注意を要するのは、「出置」とある点で、一時的に渡したものであると解釈できる。もちろん渡した主体、本来の管理者は、東大寺本寺であり、その文書の保管場所は東大寺本山の「宝庫」(新造屋主蔵)である。

一方、「惣持院へ返弁」は返却であるから、本来これらの文書は同院が所蔵するものであつた。江戸時代の惣持院は、古代以来の華嚴宗本所であり中世には東大寺別当や宗性など有名学僧を出した「尊勝院の奉行」であつた。「東大寺尊勝院院主次第」(『大日本仏教全書』東大寺叢書二)によると、戦国時代に衰微し、以後、惣持院が尊勝院奉行としてその堂舎などを管理している。

華嚴宗本所にふさわしくその経庫には貴重な經典・聖教があつたのみならず、



別当宛の文書もあった。表にも示した塔頭龍松院に伝わる年未詳の「尊勝院経藏聖教目録」には、「頼朝御書」や室町殿文書の記載がある。その実物は、「東大寺尊勝院記附録」(『大日本仏教全書』東大寺叢書二)や「影写本尊勝院文書」(東京大学史料編纂所架蔵)によりわかる。つまり惣持院返却とは尊勝院経庫への返却を意味する。

問題はこの「出置」返却がいつであったかということになるのだが、残念ながら【史料二】自体の年紀が不明な以上確定はできない。一案としては、元文四年の將軍上覧後であろうか。その当否に関わるのが前述の龍松院本尊勝院経藏聖教目録の成立時期である。その筆跡は明治に下る可能性もあるが、頼朝文書・室町殿文書に注目すると、表で埋め込んだように、元文四年と次の寛政四年の間と見るのが、一番しっくりする。筋書きとしては、享保六年の追加目録提出【史料一】の調査で、本寺・大勧進が尊勝院より頼朝文書他を借用し、その際に一連の文書はまとめて保管され、その面に【史料二】が副えられた。長期間の借用の後、ようやく元文四年上覧後に尊勝院に返却され、その後、龍松院本の経藏目録に記載された、ということになる。

なお元文四年時点で大勧進龍松院が預かった頼朝文書が、本寺・尊勝院いずれの伝来のものかという点も気になるところであるがこれ以上の穿鑿はとどめたい。

## 二 寛政四年の幕府調査と尊勝院伝来文書

一旦返却された尊勝院伝来文書は再び借り出されている。

寛政四年(一七九二)、幕府が大和・山城の寺社・公家の古物・古文書の点検調査を行った際の目録「寺社宝物展開目録」(『親々群書類従』第一六、雑部所収)がある。これは寛政の改革の初期に幕府によって派遣された学者柴野栗山他が残した目録である。それによれば同点検は一月三日間で実施された。当然な

がら対象となる宝物は東大寺側であらかじめ用意したものであろう。うち森の検討によれば、古文書のほとんどは現在正倉院事務所蔵の東南院文書であり、【史料一】享保六年目録と重なるものも、表のとおりに見える。このうちには【史料二】で惣持院返却となっている「尊氏家御書但四代十三通」(一巻(宝暦六九二)があり、これは再度借り出されたと考えられる。

一方、頼朝文書は一巻のみと考えられ、尊勝院からの借用はなかったと判断する。

脇道に逸れるが、享保六年段階【史料一】では「東大寺統要録」の撰者は「中道上人寸なわら聖守とされているが、寛政四年目録では「同統要録九巻作者未詳」と作者不詳になっているのが不審である。知識伝承の断絶ないし別写本の可能性などが想定される。今後の課題としたい。

## 三 大勧進による尊勝院伝来頼朝文書の借用

寛政四年時点で尊勝院伝来頼朝文書の借用の可能性は低いと述べたが、ところが次の史料もある。

【史料三】文化一五年(一八一八)四月二日源頼朝書状写包紙(宝暦六八一四)

(ウツ書)

「尊勝院殿経藏ノ源頼朝公御書(二通)写」

(奥書)

尊勝院南経藏二源頼朝公御書(二通一巻)在之趣、旧記分明申候、然二紛失而今不見、奉行代成淳院宛在之趣、龍松院崇憲ヨリ借覧之書面現存也、御書之写候も無之、何方へ紛込候と不思議と存、日々心懸ケ古書ノ中吟味之趣、北林院記録横之底ニ此御書身見当候間、大ニ喜悅以是、追々可相尋と打手耳、文化十五年戊寅四月廿二日 尊勝院兼奉行惣持院実範

尊勝院伝来の頼朝公御書二巻一通の行方を案じる惣持院実範のメモである。

「成祥院」の時までは尊勝院経蔵にあった。龍松院崇憲の「借覽書面」があり、この時から借り出されたままになっている。この度、「北林院記録櫃」から写しが発見された、今後折を見て原本を探索しよう、という内容である。

これによれば借用の時期は、「成祥院」と龍松院崇憲がヒントとなる。前者は現時点では未詳であるが、龍松院崇憲は、「東大寺尊勝院院主次第」(『大日本佛教全書』東大寺叢書第二)奥書に、明和三年(一七六六)八月に「法師位崇憲(年十六)鷹七」が書写したとある。また「南都大仏殿御縁起」を天明三年(一七八三)にした「追東大寺大勸進龍松院崇憲」である。

さきほどの享保六・元文四年も勸進所龍松院が文書を預かったことが知られる。さらに堀池によれば、延享元年(一七四四)の靈元上皇の古文書上覧の際に、それを持参したのも大勸進龍松院公祥であった。権力者の庇護を導き出すための広い意味での勸進行為として宝物となる文書が活用されたのである【史料三二】で勸進所龍松院崇憲が借り出すことは自然なことであつたらう。

崇憲が借り出した上限は明和三年(一七六六)で、一方、下限はその大勸進退任までだろうが現時点では不明である。さしあたりは一八世紀末とならうか、その場合、寛政四年の幕府による調査が候補とはなるが、肝心の寛政四年の目録には尊勝院の頼朝文書はないと考えられるからその可能性は低い。大勸進主権の資金獲得のための間置披露用に借り出したものであろうか。いずれにせよ見極めは今後の課題である。

問題のふたつ目は龍松院崇憲が借り出した頼朝文書が具体的に何ぞれか、という点である。包紙である【史料三】は、宝庫文書六八号の枝番号「四」がふられ、これに先立つ六八一・一・二はいずれも頼朝自筆書状で、六八一・三は三条西実隆の極め書きで、枝番一・二号が大勸進重源宛の頼朝自筆書状であるとする。したがって六八一・四も、一連のもので、その未返却とされる頼朝文書原本は枝番号一・二ではないかと想定しがちであるが、そう断定するには慎重であり

たい。なぜならば、現状で東大寺図書館に伝来する頼朝書状原本はこの二つだけであり、もし枝番号一・二が尊勝院伝来ものとなると、享保六年・元文四年にある今ひとつの東大寺宝庫のものの方が問題となるからである。頼朝自筆書状とされる寺の宝が容易に寺外に流れることは難しいと思われる。したがって枝番号一・二は当初より東大寺宝庫伝来と理解すべきである。

それに対して、尊勝院伝来文書については、寺内では宝庫文書に収められたものと寺外所蔵者が移ったものに分かれることを森哲也は明らかにしている。現在寺外にあったことの知られる東大寺旧蔵源頼朝文書正文としては、「影写本柏木貨一郎氏所蔵文書」二点、「影写本保阪潤治氏所蔵文書」三点が知られる。このうち柏木貨一郎本は点数が合うこと、また【史料三二】と同時期に古文書写本収集を行った近藤重蔵のコレクションにその写本があることから、柏木本の二点を、【史料三二】の長期借用頼朝文書二通一巻を指すと現時点では比定しておく。翻つて言えば、宝庫文書六八は、本来異なる一・三と四とを誤つて合わせてしまったと考えられる。

なおこの惣持院実範蔵の包紙に収まっていた源頼朝書状写そのものの所在は確認できていない。

さて【史料三】は写が北林院記録函から発見されたと解釈される。このことについて気づいた点に触れておく。龍松院崇憲が「東大寺尊勝院院主次第」の撰者であることはすでに指摘したが、ほぼ同時期に「東大寺尊勝院院主次第」(東大寺尊勝院記附録)が編まれている。その撰者が北林院成果である。同人は宝曆五(一七五五)から明和八年(一七七七)にかけて年預五師・出世後見などとして記録を残した寺内有力者である。「附録」には、前述の尊勝院伝来室町殿発給文書(宝庫六九・二)の引用があるが頼朝文書はない。おそらく北林院成果は、目頃から気になっていた尊勝院の頼朝書状を崇憲が借り出したのを好機としてそれを写したのかも知れない。

## 四 むすびにかえて

その後も、表で示したように、嘉永四年（一八五二）の新造屋敷道具目録<sup>5</sup>、そして弘化四年（一八四七）の二月堂・勸進所を会場に行われた宝物御開帳<sup>6</sup>でも「史料一」の文書のいくつかは確認される。

最終的に享保六年の【史料一】に見える文書で、その後の形跡不明なものは四点である。このうち、東大寺講堂僧房修造論旨一巻・念仏堂不断念仏論旨一巻は、坂東俊彦氏のご教示によれば、宝暦二年（七六二）大火で焼失している。残る武家雑々文書二巻・公家雑々文書六巻のいくつかは、現東南院文書にはいったものでないかと推察するが、その見極めも今後の課題である。

以上、煩雑な説明と迂遠な考証ではあるが、新修文書の【史料一】を起点に、江戸時代における一群の中世文書の足取りを辿った。近世における古代中世東大寺文書の実態を明らかにする上で、新修文書が有効である。この一端を示すことができれば幸いである。

## 註

- (1) 堀池春峰「二月堂夾上と文書聖教の出現」、『南都仏教史の研究上 東大寺編』法藏館、一九八〇年、初出一九七〇年。
- (2) 森哲也「近世・近代における東大寺文書」、『正倉院文書研究』九、二〇〇三年も参照。
- (3) 東京大学史料編纂所蔵寫真帳・岡井寛孝氏所蔵文書(671.65.57)P、確認。
- (4) 尊勝院伝東文書については、明治初期の写本を扱った森哲也「宮内庁書陵部所蔵『東大寺古文書』について」、『正倉院文書研究』二二、二〇一一年を参照。
- (5) 前掲注(2)森二〇〇三年論文参照。
- (6) 撰者聖守であることは、稲葉伸道「中世東大寺における記録と歴史の編纂」、『東大寺院要録』について(『統合テキスト研究』一、二〇〇三年)、横内裕人「東大寺院要録」と聖守(『宗原水達男他編』『東大寺の新研究』三、東大寺の思想と文化)法藏館、二〇一八年)など参照。

(7) いずれの影写本も東京大学史料編纂所蔵。黒川高明「源頼朝文書の研究 史料編」吉川弘文館、一九八八年参照。

(8) 東京大学史料編纂所蔵貴重書『近藤重藏関係資料』P、20。

(9) 坂東俊彦「近世における東大寺内組織と『東大寺要録』」、『宗原水達男他編』『東大寺の新研究』二、二〇一七年、法藏館の翻刻による。

(10) 森本公誠「江戸期の東大寺について」、『論集近世の奈良東大寺』ザグレイトブックスンボジウム論集四、二〇〇六年の翻刻による。

(東京大学情報学環・史料編纂所教授)

## 「戒壇院本尊靈宝并諸道具勘渡帳」について

(第八八面一括39号)

横内 裕人

## 一 解題

(1)はじめに ここに紹介する「戒壇院本尊靈宝并諸道具勘渡帳」(以下、「勘渡帳」)東大寺新修文書第八八面一括39号は、天明三年(一七八三)二月に作成された戒壇院千手堂ほか堂舎の資財引渡し目録である。かつての戒壇院は戒壇堂を中心に廻廊で繋がれた僧房や独立した千手堂などいくつかの堂舎から構成されていた。「勘渡帳」は、これらの堂舎のうち戒壇堂を除き、千手堂・経藏などの諸堂に所属する資財・道具・文書等を悉皆的に書き上げている。一ツ書きの点数は合計四二〇点に及ぶ。一点として数えた箱の中には、複数の物品が納められているものがある。記載方法に挿れがあるため正確ではないが、内訳の品を含めると総数六四六の物品が記載されている。

「勘渡帳」は、享保年間に戒壇院の復興を果たした第三十四代戒壇院長老惠光戒琛(一六六五―一七三四)慧光とも、地の文では惠光で統一する)が管領した千手堂・経藏以下の資財帳をベースに、天明三年に資財の引渡し確認をするために作成した照合帳簿である。「勘渡帳」には、千手堂本尊厨子入千手観音(重要文化財)のほか、経藏安置の舍利塔・舍利、受戒堂本尊(釈迦・多宝如来)、各種絵画や経巻・聖教・縁起・古文書・絵図が多数掲載されている。現在、旧蔵場所が不明とされる文化財のなかに「勘渡帳」掲載の品に該当すると考えられるものがある。戒壇院旧蔵文化財であることを明確にできる「勘渡帳」の情報は大変重要な意義を有している。

## (2)書誌情報について

「勘渡帳」の体裁は横帳で、縦一五・五cm、横四三・二

cmを測る。共紙表紙に外題「戒壇院本尊靈宝并諸道具勘渡帳」を直書きする。紙数は二四下。首題「戒壇院千手堂本尊諸道具経藏本尊靈宝聖教并諸道具庫院雑道具等之帳」に続いて、千手堂(南壇上/北壇上/正面/堂内/堂外/廊庇/宮内・経藏・庫院方・棚積の方・納戸之内・湯殿之内・味噌部屋之内の順に資財をひとつ書きにして網羅的に書き上げている。戒壇院の中心堂宇である戒壇堂が含まれていないことに注意されたい。記載された品々の冒頭などに、まま円印(宋文翻刻蓋〇印)または方印(同★印)が捺されている。方印の初出箇所(2ウ)過去帳(台共)には「已下此印、破損・紛失・類焼」と書き込みがあり、こうした印を所在確認の際に現存が確認できなかった品に捺したと推測できる。

本文に続けて、奥書が以下AからCまで三種ある。

奥書 A

「右之内

鑑真御舍利百廿六粒<sup>註</sup>

靈宝長櫃 壹ツ

入日記之通

記録箱 壹ツ

此分者慧光和尚御入院迄新陳院成慶預之置候。」

奥書 B

「[方印]此印百九拾品

右之通相逢無御座候、以上、

建輔

満慶)

奥書 C

「[円印]此円印之分、四拾九品明道長老代紛失、

右之通御座候、以上、

天明三<sup>二</sup>二月

金蓮院方印「瑞鑿」

新禪院方印「□□」

奥書Aは、本文の付帯情報らしい。奥書Bは、建輔・満慶二名の署名はあるが判がない。いわゆる本奥書であろう。奥書Cは、作成者の金蓮院・新禪院それぞれに印判がある。金蓮院は「瑞鑿」、新禪院は某「印文不明」であり、この二名が「勘渡帳」を作成したことが知られる。

これから「勘渡帳」の性格について考察する。

まず奥書Aについて。冒頭から書き上げられた資財のうち、経藏に保管されている鑑真所持の舍利二六粒(5才)、靈宝長櫃(5ウ)、記録箱(11ウ)は恵光が戒壇院に入院する享保十二年四月まで第三十三代戒壇院長老の新禪院成慶(一六八五―一七五四)が預かっていたとの情報を補ったものである。「勘渡帳」の本全文体は成慶から恵光に戒壇院が引き継がれる際の引継ぎ目録として作成されたものと思われる(後述)。

次に奥書B・Cは本文に捺されている印について触れている。本文中の円印(○)は奥書Bのものと同じで、同じく本文中の方印(★)は奥書Cと同じである。これらから二度に及び、資財引渡しのための現存確認調査が行われたことが知られる。まず時期不明ながら奥書Bの時点で一九〇点が紛失していた<sup>10)</sup>。さらに天明三年二月の奥書Cの点検の時点で四九九点が「明道長老の代に紛失していた」という。明道長老(？)一七八二、新禪院奉州明道)は、明和二年(一七六五)八月に死去した戒壇院・真言院住持百英の後を襲い、戒壇院に移住して長老となり、天明二年(一七八二)十月二十九日に没している。奥書Cの年記は明道が没した翌年に当たる。以上から「勘渡帳」は、明道の死没に伴う戒壇院住持交替時に、金蓮院瑞鑿と新禪院某が明道の持ち出した資財を確認するための点検照合に利用されたことが知られる。

最後に「勘渡帳」に付属した二点の付紙について触れておく。2ウの全面に亘り貼紙があり、また23才に付紙(糊付けなし)が挟み込まれている。

貼紙は以下の通り。

- 一、照玄上人請 勅許勸進之奏状 一通
- 一、戒壇院僧坊等魚色一冊講堂魚色 一通
- 一、就眉間寺御朱印御改之証文 二通
- 以上享保十七(一七六六)六月日 宝生院持参
- 一、御寺務宮御朱目 一通
- 一、東武浄慶西院住持被 仰付候寺社奉行 之御書付 一通
- 一、中坊美作守殿御書付 一通
- 一、同寺社御奉行之御状 一通
- 一、同戒壇院来御状 一通
- 一、一山年預浄光清涼院実状<sup>11)</sup> 二通
- 寺社御奉行所之状
- 一、戒壇院年預聖秀維那英慶知事 弘賢寺社御奉行所上状 一通
- 一、浄慶寺社御奉行所上候状 一通
- 一、長国寺如周之返状 一通
- 一、中坊法眼之状 一通
- 一、有慶滅後新禪院出入付訴状証文 七通
- 一、新禪院出入無任之間閑東願成秀 浄慶訴状等 廿八通
- 右之十一品、宝水中新禪院持参之処、享保十七年新禪院從御寺務被下恵光長老



候<sup>31)</sup>如本還附之<sup>32)</sup>、

いずれも古文書・記録を書き上げたものである。享保十七年六月日に宝生院が持参した三点(五通)、「御寺務宮御条目」一点(一通)、宝永年中に新神院に持参したが享保十七年に新神院が寺務から恵光長老に下されたので元通りに還付した十一通からなる。いずれも享保十七年に恵光に渡つたものと見られる。

じつはこの享保十七年七月、新神院成算が学侶に入衆することになり、同月二十三日に新神院は寺家に引き渡された。翌月、東大寺別当尊孝は新神院の敷地・建物・道具を恵光に下賜し、九月には引渡が完了している。貼紙記載の古文書は、恵光の新神院管領に伴い、恵光の手許に移されたものであろう。

23才の付紙は東大寺別当尊孝の官僧如法院性慶が記したもので、享保十七年八月十日の年記をもつ。内容は、別当尊孝が恵光に新神院を下賜するに当たり、戒壇院・真言院・新神院の道具が「混乱」しないように命じたものである。同年に恵光は戒壇院・真言院にくわえて新神院を兼帯したため、別当は三ヶ律院の資財を弁別して管理するように求めたのである。

(3)勸渡帳作成の経緯と背景 ここでは「勸渡帳」作成の経緯と背景について考えておきたい。

その際に見逃せないのが、「勸渡帳」が作成された天明三年二月に、「戒壇院如法律法第三興隆修造目録(従享保十一丙午至宝曆九己卯歲)」(以下「第三修造目録」)と「真言院引渡帳」の二つの目録が、「勸渡帳」と同筆で書写されていることである。この二点を押さえることから始める。

①「第三修造目録」について まず「第三修造目録」は、恵光の手によつて新造・修理された戒壇堂をはじめとする戒壇院の堂舎・道具(尊像部第一、経巻部第二、供養部第三、器物部第四、祠堂部第五)と恵光が兼住していた戒壇院・真言院の衆具(尊像部第一、衣物部第二、書典部第三、器物部第四)の目録からなる。この内容は、恵光が自筆で撰述したとされる「戒壇院如法律儀第三興隆録(恵光)」をベースに、

恵光以降に増補された品を記載したものと知られる。外題に「享保十一年(七二六)から宝曆九年(七五九)まで」とあることがヒントになる。享保十一年は慧光が戒壇院再建に着手した年であり、宝曆九年は洞泉性善(一六七六―一七六三)が戒壇院住持に迎えられた年である。すなわち「第三修造目録」は、洞泉長老の戒壇院住持就任に際し、恵光以来の堂舎・道具を引き継ぐため所在確認を目的として作成されたものと思われる。

「第三修造目録」にもDからFまで三種の奥書が認められる。

奥書D

〔方印〕此角印有之候六拾品ハ恵光和尚

誠後遺弟理洞比丘持去納河内

錦部郡彼方村蓮華心寺藏中候

依作除印畢、

威徳院印

新神院印

放光院印

一之室印

奥書E

〔方印〕此印百廿品

右之通相違無御座候、以上、

満慶書印

建輔書印

奥書F

〔円印〕此円印之分明道長老代

紛失式拾六品

右之通御座候、以上、

天明三卯二月

金蓮院(方印)〔瑞鑿〕

新神院(方印)〔口口〕

奥書Dは年記はないものの、宝曆九年(七五九)に記されたものと思われる。<sup>101)</sup>  
作成者満慶・建輔は「勘渡帳」の奥書Bと同じである。また奥書Fも「勘渡帳」の奥書Cと同様の性格のものとなしてよい。

②「真言院引渡帳」について 次に「真言院引渡帳」は、享保十七年八月十日に

寺務宮僧如法院性慶が作成した真言院の資財帳である。

本書も二種の奥書がある。

奥書G

〔右目録之内、戒壇・真言兩院之

道具并記録等紛入有之候、是者

数代之間、真言・新神致兼任、近代

成慶戒壇院共三院致兼帯二付、亦

相紛申事候、然処今般成算学侶

密衆ニ被加之初、右道具記録等

御寺務宮江被差上、

御寺務宮織戒壇院惠光長老江

被下置之、如法院と成候上者

三院之道具等、混乱無之様可仕之

仰二候、依之附紙之通、所紛入之物、

各本処ニ被選置之候、右

仰之趣、某甲奉承儀ニ付、加奥書

者也。

御寺務宮官僧

享保十七年子八月十日 如法院性慶印

奥書H

〔朱円印〕此円印明道長老代紛失

三十品

右之通御座候、以上、

金蓮院(方印)〔瑞鑿〕

新神院(方印)〔口口〕

天明三卯二月

奥書Gは、「勘渡帳」に挟み込まれていた付紙と同筆・同文である。Gによれば、その作成目的は戒壇院・真言院・新神院の道具・記録が紛れないよう目録にしたのだという。もともと真言院と新神院は兼任が数代にもおよび、また「近代」は成慶(前掲、第三十三代戒壇院長老)が戒壇院を合わせた三院を兼帯していたので、三院の資財が紛れてしまっていた。ところが(成慶の弟子成算が学侶密衆に交衆するため、成算の所持していた道具・記録を寺務宮(尊孝入道親王)に献上したところ、今度は寺務宮がこれを戒壇院惠光に下賜した)。この度戒壇院は「如法院」になったので、三院道具が混乱しないように、「付紙」のとおりに紛れた資財は本処に戻した、と性慶は記している。惠光のもとに真言院が引き渡されたのは享保十四年である。その後、享保十七年に戒壇院・真言院に加えて新神院が惠光の管領するところとなったことを契機に、真言院の資財帳を作成して、Gに見える享保十七年の点検を行ったのであろう。さらに奥書Hに見えるように、「勘渡帳」(第三修造目録)と同様、天明三年二月に明道長老時代の紛失物が金蓮院瑞鑿・新神院某によって点検されている。

③金蓮院瑞鑿について

以上、天明三年に金蓮院瑞鑿と新神院某が作成した三種の目録の内容を確認した。三種の目録はそれぞれ、惠光が成慶から引き継いだ資財目録(勘渡帳)、惠光が主体的にかかわって修造・新造した資財目録

(第三修造目録)、恵光が戒壇院運営のため成慶から譲られた真言院の資財目録(真言院引渡帳)であり、恵光以後の長老交替に当たり、現存確認のために利用されてきた履歴があったことが確認できた。

天明三年二月にこれら三種の目録が作成された背景にも、戒壇院長老の交替がある。目録作成者のひとり金蓮院瑞璽(鳳寿瑞璽、一七八六)<sup>10)</sup>は、三種目録成立と同年の天明三年六月に「再興録」を撰述しており、同書の奥書には「守護金蓮院瑞璽(傍点横領)と記している。すなわち明道長老の後任として戒壇院を引き継いだ人物であることが知られる。これら三種の目録は、明道から瑞璽への戒壇院住持交替に伴う物品点検に使われたのである。

(4)戒壇院如法律法第三興隆と「勸渡帳」 以上「勸渡帳」の作成経緯について述べたが、込み入った説明となった。ここであらためて時系列に沿って如法律法第三興隆と呼ばれた江戸時代の戒壇院再建事業を説明し、「勸渡帳」の史料的意思を述べておきたい。

戒壇院は水禄十年(一五六七)五月に被災し全壊した。その後、受戒に使われる戒壇堂は、慶長六年(一六〇二)に建てられた仮堂で雨露をしのぎ、また千手堂と房舎を再建して数人の浄侶を居住させ、毎日の供花や定例の行事を行ってきた。戒壇院俊良浄慶(一六〇八)も長老は律儀復興を誓うも果たせず、元禄年中に公慶上人(一六四八)も一七〇五が戒壇院再興を志すも大仏殿造営が優先され、百年以上にもわたり戒壇院再建には着手できなかった。

再建のきっかけを作ったのは、戒壇院兼新禪院住持成慶であった。享保十年(一七二五)二月、成慶は学侶惣代如法院性慶と連れだつて江戸に参府し、戒壇院の如法律儀を再興するため、江戸湯島雲雲寺恵光を戒壇院住持に迎えたいと寺社奉行に嘆願した。成慶の招請を容れた恵光は、享保十二年三月に江戸を立ち奈良に向かう。その途中立ち寄った勸修寺で東大寺別当専孝からあらためて戒壇院律儀復興を一任されると、四月一日戒壇院に入院受戒し、翌日、成慶から戒

壇院住持を譲られ長老となった。おそらくこの頃までには、成慶から戒壇院の資財を引継ぎ、「勸渡帳」の原形になる引継ぎ目録が作成されていたであろう。

恵光の戒壇院再建は大変なスピードで実行された。恵光の戒壇院入院に先立つ享保十一年四月以降、江戸在府ながら恵光は仮戒壇堂総修理・書院造作修理・方丈新造・経蔵総修理・穀蔵新造・浴室新造に着手し、戒壇院に入院した直後の享保十二年六月以降は、千手堂修理・書院瓦葺・北寮新造・浄厨修理・四方外周竹垣など矢継ぎ早に建物工事を開始した。翌十三年には、寺内外の僧侶五百余人を集めた梵網経講説を行う一方、南寮新造・千手堂地下修理・内堀修理・経蔵新造・竹垣の塙への改造などを終えている。江戸のスポンサーの力に負うところも大きかったのだろう。

年が改まって享保十四年一月、恵光を東大寺に招いた新禪院成慶は、戒壇院僧食が難養している事態を解消するため、成慶が兼任していた真言院を恵光に兼帯させることを寺家に願ひ出て、同年二月に許可された。こうして恵光は戒壇院だけでなく真言院を管領した(この時に作成されたのが真言院引渡帳)。

その後、享保十五年にかけて戒壇院の建物の再建事業は小休止する。同十六年春に恵光は大坂小橋里高德寺で千人を超える聴衆を集めた大日経疏講演を行ったが、如法再興の中心は戒壇堂の造営であると考え直し、同年四月五日、工匠を集めて戒壇堂の再建事業に着手した。ここでも関東有縁の人々の資縁を得て、享保十七年夏に上棟して棟札を安置し、ようやく同十八年二月二十日に落慶法要に過ぎ着けていた。ここに奈良時代の鑑真による草創、鎌倉時代の円照による再興について、恵光による如法律儀第三興隆と称される画期的な事業が完遂したのである。戒壇堂の完成を見届けた恵光は、享保十九年十一月四日、六十九歳で死去。戒壇院は新たに寺護職となった叔潤比丘に引き継がれた。

恵光は、自ら新造・修理した堂舎・資財を自ら書き上げた「第三興隆録」を残

している。こうして「勘渡帳」や「真言院引渡帳」など、恵光が管領した院家資財帳が作成されることになった。

恵光の死去に伴い、弟子理洞が恵光の遺財を河内蓮華心院に持ち出したり、恵光の後を襲った寂潤に「不如法」が発覚して戒壇院を退院させられるなど戒壇院の経営は不安定な事態を迎える。こうして洞泉性善、百英、泰州明道へと長老・寺護が交替する度に資財引継ぎのため現存確認が行われ、天明三年二月の三種目録が作成されるに至るのである。

今回は参照できなかったが、東大寺文書や一四二面の記録類、さらに新修東大寺文書のなかに、戒壇院第三興隆事業とその後の動きに關わる史料が多数見いだされた。全容の解明に向けて、史料の収集・読解に取り組んでいきたい。

註

- (1) 「勘渡帳」には、経巻聖教や古文書、仏像、絵画、仏具、食器をはじめとする様々な生活用品の情報があり、寺院社会史研究におおくの新知見をもたらすはずである。
- (2) 「東大寺戒壇院知法律再興録」(貴重書一四二部五七四号)。なお明道は、享保十八年二月に新造された戒壇院臨真堂後台座裏銘に「戒壇院第 興隆恵光長老代ノ嗣繼比丘明道」と記している。「奈良六大大寺大観 東大寺」岩波書店、一九七二年第二巻解説編五四頁注一二に翻刻がある。この史料については久永晶央氏の「教示」を得た。
- (3) 真言院所在戒壇院長老泰州明道供養塔銘、「勸学院のあゆみ」(東大寺勸学院、私家版、一〇二〇年に掲載。坂東俊彦氏の「教示」を得た)。
- (4) 「戒壇院辛夷・壬子・癸丑雜録」(貴重書一四二部五七〇B号)。
- (5) 後述するように、この付録の文言は「真言院引渡帳」の奥書と同一であり、この奥書を手したものと思われる。
- (6) 三ヶ寺院は近世に兼帯されることが多くなり、財産管理上の問題が生じていたらしい。
- (7) 貴重書一四二部五七三号。
- (8) 貴重書一四二部七八三号。

(9) 貴重書一四二部五七〇A号。本史料は恵光の戒壇院再興事業の根幹を記載した基本史料であるが、部分的に「奈良六大大寺大観 東大寺」(岩波書店、一九七二年第二巻四八頁、第三巻五四頁などに紹介されるにとどまっている。久永晶央氏の「教示」を得た)。

(10) 「東大寺戒壇院知法律再興録」(以下「再興録」、貴重書一四二部五七四号)。

(11) 表紙に「從享保十一丙午年至至曆九己卯歳」とあることによる。なお戒壇真言院院知法律儀第三興隆録(貴重書一四二部五七三号)は、本第三興隆修造目録とほぼ同一の内容で、宝暦九年七月に戒壇院法瑞・新釋院明道・放光院真盛・一之室勝輝が作成した目録である。こちらにも第三修造目録の奥書Dとほぼ同じ内容の奥書がある。奥書Dでは、理洞比丘が蓮華心寺に持ち出した品数を六十品としているが、こちらの奥書では五十五品としている点が異なる。以下、奥書全文を掲げる。

「宝暦九己卯歳七月

戒壇院法瑞(方印)、×印で採写)

新釋院明道

放光院真盛(方印)、×印で採写)

一之室勝輝

此朱籠五十五品恵光和尚滅後遺弟

理洞比丘持去而納河内綿部蓮華心寺

藏中依作除印等

両目録の關係等については、後日検討した。

なお恵光遺品を河内綿部郡彼方村(現、富田林市彼方)蓮華心寺に持ち出したという理洞比丘は、戒壇院長老恵光のもとで役者として戒壇堂普請に携わった方(『交支雜録』享保十六年四月二十日・同二十五日、貴重書一四二部五七〇B)、恵光が行った自營受具足戒で五比丘の一人として恵光の宗教活動を助けている同書、同年九月十日)。

(12) 註10「再興録」。

(13) 「第三修造目録」(真言院引渡帳)は未翻刻である。全文の紹介は他日を期したい。

(14) 享保十七年に恵光が兼帯した新釋院の資財帳も存在すると思われるが発見には至っていない。

(15) 没年は真言院所在宝珠瑞聖供養塔銘による(前掲「勸学院のあゆみ」参照)。

(16) 註10参照。

(17) 瑞聖には「眉間寺住持次第」の著作もある(東大寺美術院院誌一四二部五七四号)。

- (18) 以下の記述は、前掲「再興録」・「修治目録」・「第三興隆録」のほか、「戒壇院住持次第」(業師院記録二)一九三号、「雑録」(貴重書一四)二部五七〇号、「(戒壇院)壬子雜録」(貴重書一四)二部五七〇B、「南都東大寺戒壇院略縁起」(仏書刊行会編『大日本仏教全書 東大寺叢書二』第一巻房、一九七八年)などを参照した。
- (19) このかん前述のように享保十七年八月に惠光は新福院を管領し、三ヶ律院をすべて兼帯した。

## 二 翻刻

### 凡例

- ・翻刻に当たり、旧字・異体字は一部を残し、常用の字体に統一した。
- ・丁数は、一丁目表を㉽、同裏を㉿などと記した。
- ・本文中の記号は、○は円印を、★は方印を表す。また『』は朱字を表す。

(表紙)「戒壇院本尊蓋宝井諸道具勘渡帳」

(1オ) 戒壇院千手堂本尊諸  
道具 経藏本尊蓋宝

聖教井諸道具 庫院雜

道具等之帳

千手堂

一、千手観音 一鉢

一、四天王 各鉢

一、輪蓋龍王 合獅子有之

一、戸帳 一鉢

一、金華鬘 一鉢

一、鏡 一面

右御厨子之内也、

一、前机 一脚

一、三具足 一鉢

(1ウ) 一、茶湯筒 中置

一、焼香合 一鉢

一、華皿 一鉢

一、金灯籠 一鉢

一、幡 一対

以上、中央壇上

一、愛染明王 一鉢

一、戸帳 一鉢

一、金華鬘 一鉢

一、同幡 一対

一、鏡 一面

一、前机 一脚

一、三具足 一具

一、華皿 一鉢

以上南壇上也

一、如意輪観音 一鉢

金厨子同台・天蓋・花鬘有

一、三具足 一具

一、華皿 一鉢

一、鑑真和尚御影 一鉢

一、実相上人御影 一鉢

(2オ)

(※貼紙あり。翻刻末尾に掲載。)



★	一、同 箱鈎瓶	一箱
★	一、用心籠手桶	七ツ
★	以上堂外	
★	一、火用心水桶台	一脚
★	一、同 竹梯	一脚
	一、三間木梯	一脚
	一、鰯口	一ツ
	以上堂内	
	一、疊	十六帖
	一、賽銭箱	一ツ
	一、塵取	一ツ
○	一、手桶 <small>御用</small>	三ツ
○	一、御簾 <small>三間</small>	一箱
	一、礼盤 <small>魚井</small>	一脚
(4ウ)	一、十二灯台	一ツ
○	一、中机	一脚
	一、丈間大机	一脚
	一、牛玉印	一ツ
	一、手行灯	一ツ
	一、油サシ	一ツ
	一、圓御桶	一ツ
★	一、イケ桶	一ツ
★	一、仏餉箱	一ツ
	一、抹香箱	一ツ
	一、リン	二口

★	一、同 柄杓	一本
	以上廊廂 <small>三有</small>	
	一、藏王権現	一鉢
	宮内 <small>二有</small>	
(5ウ)	一、誕生仏	一鉢
	一、摩利支天	厨子有
★	一、聖天 <small>三鉢</small>	厨子入
★	一、同 一鉢	同
○	一、舍利塔 <small>舍利有</small>	一基
	一、靈宝長櫃	一ツ
	内入日記	
	思教积迎三尊 <small>各一箱</small>	一箱
	牧溪十六羅漢 <small>各一箱</small>	一箱
	一、御舍利金塔 <small>二基</small>	一箱
	殿内御舍利	百廿六粒
	金塔覆	三ツ
○	一、同古厨子	一ツ
	一、受戒堂本尊	武鉢 <small>聖光</small>
★	一、不動明王 <small>童子并</small>	一鉢
	一、善財童子	一鉢
	一、双身毘沙門天 <small>○古厨子有</small>	
	一、庫裡毘沙門天	○厨子有
		<small>有之</small>

	顔輝积迎三尊 <small>各一箱</small>	一箱
	同十六羅漢 <small>各一箱</small>	一箱
	御自筆聖德太子 <small>一箱</small>	一箱
	三筆三幅 <small>対右観音</small>	一箱
	陳喜十九仙人絵 <small>一箱</small>	一箱
	探函外題有之	
	鑑真御得來如意	一箱
	涅槃經 <small>四十卷</small>	一箱
	賢愚經 <small>一巻</small>	一箱
	婆安論 <small>一巻</small>	一箱
	阿難四事經 <small>一巻</small>	一箱
	理趣經 <small>一巻</small>	一箱
	右四卷	一箱入
	勸進帳 <small>一巻</small>	一箱
	極札有	
	同 <small>一巻</small>	一箱
	以上一櫃 <small>二入</small>	一ツ
	一、本尊長櫃	一ツ
	内入日記	
	唐筆积迎三尊 <small>三箱</small>	一箱
	大師 <small>平勅</small> 二明王 <small>二箱</small>	一箱
	大師 <small>多門天</small> 二 <small>箱</small>	一箱
	十六善神 <small>一箱</small>	一箱
	法花曼荼羅 <small>一箱</small>	一箱

(7才)

(6ウ)

	★ <b>积迦三尊十八羅漢</b> 一箱	唐筆 <small>南山大師</small> 二幅	
	鑑真和尚 一箱	八祖師 香幅	
	十二天 香幅	日輪大師 一箱	
	聖武天皇 一箱	凝然国師筆 一箱	
	聖武天皇御経壞本 一箱	光明皇后御経壞本 貳箱	
	五十佛指障 三卷	四少佛指障 一箱	
	紺紙金泥法花開結十卷 一箱	法花経 <small>一部八卷</small> 一箱	
	法花経 <small>天龍大神御夢想御列</small> 一箱	同一部 一箱	
	同一部 一箱	以上一櫃入 一箱	
	一、本尊三幅入 一箱	内	
	両界曼荼羅 <small>大師筆</small> 二幅	积迦三尊十八羅漢 <small>唐筆</small> 一箱	
	一、本尊四幅入 一箱	内	
	五十五聖曼荼羅 一箱	涅槃像 一箱	

(7ウ)

	南山大師 一箱	鑑真和尚 一箱	
	一、本尊十二幅入 一箱	内	
	毘沙門天 二幅	三社託宣 <small>聖筆</small> 一箱	
	弁財天 二幅	如意輪觀音 二幅	
	阿弥陀如来 一箱	雨宝童子 一箱	
	荒神 五幅	内小嶋 二幅	
	★ <b>五字文珠</b> 一箱	★ <b>地藏尊</b> 一箱	
	一、本尊十二幅入 一箱	内	
	最勝王経曼荼羅 一箱	不動明王 一箱	
	十一面觀音 一箱	大威徳明王 <small>玉筆</small> 一箱	
	普賢菩薩 一箱	青面金剛 一箱	
	三千仏 二幅	地藏尊 一箱	

(8才)

	一、本尊十四幅入 一箱	内	
	春日曼荼羅 一箱	★ <b>紅顔梨色阿弥陀</b> 一箱	
	十三仏 一箱	★ <b>阿字</b> 一箱	
	台藏界曼荼羅 一箱	焰摩天 一箱	
	白五字 <small>板</small> 一箱	十六羅漢 一箱	
	★ <b>太元明王</b> 一箱	善如龍王 一箱	
	三宝物 一箱	八幡託宣文 一箱	
	★ <b>毘沙門</b> 一箱	一、御影十二幅入 一箱	
	内	羅雲尊者 一箱	
	香象大師 一箱	尊師僧正 一箱	
	西迎上人 一箱	実相上人 <small>秘書</small> 一箱	
	凝然国師 一箱	普一 <small>国師</small> 一箱	
	玉散上人 一箱		



(8ウ)

浄慶和尚	一幅	證海和尚	一幅	聖遍和尚	一幅	古御影 <small>十五</small>	一幅	花厳五祖等	一幅	掛物 <small>十二幅入</small>	一幅	富士山絵	一幅	凝然之筆	一幅	山水	一幅	閨林之筆	一幅	楊柳観音	一幅	獅子絵	一幅	八景 <small>五幅成院</small>	一幅	布袋 <small>雲舟</small>	一幅	一革速磨	一幅	馬絵	一幅	积尊御判 <small>板</small>	一幅	以上八箱	厨子入	一幅	大般若經 <small>全部</small>	厨子入	内経积有之	厨子入	紺紙金泥華嚴經 <small>八十卷</small>	貳箱	唐本科葉嚴經 <small>十六卷</small>	一箱
------	----	------	----	------	----	-----------------------	----	-------	----	------------------------	----	------	----	------	----	----	----	------	----	------	----	-----	----	------------------------	----	----------------------	----	------	----	----	----	-----------------------	----	------	-----	----	------------------------	-----	-------	-----	----------------------------	----	---------------------------	----

(9オ)

少々不足		四分律	一箱	内十卷不足		法花經 <small>一部</small>	箱有	法花經 <small>一部</small>	箱有	最勝王經 <small>一部</small>	箱有	同 <small>一部</small>	一箱	法花經 <small>一部</small>	一箱	大般若理趣分	一巻	仏名経 <small>一部</small>	一箱	懺悔講式 <small>一部</small>	一箱	同伽陀 <small>秘伽陀一部</small>	一箱	五十三仏 <small>一部</small>	一箱	梵網経 <small>一部</small>	一箱	四座講式 <small>四巻</small>	一箱	同伽陀 <small>否部</small>	一箱	仏生会講式 <small>一部</small>	一箱	同伽陀 <small>一部</small>	一箱	律三大部 <small>古本</small>	一箱	律三大部 <small>同</small>	一箱	律三大部 <small>同</small>	一箱	律三大部 <small>同</small>	一箱
------	--	-----	----	-------	--	-----------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	---------------------	----	-----------------------	----	--------	----	-----------------------	----	------------------------	----	--------------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-------------------------	----	-----------------------	----	------------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----	-----------------------	----

(10オ)

律三大部 <small>同</small>	一箱	行事鈔抄物	廿四巻	同 資覽次	廿二巻	戒疏抄物	廿巻	業疏抄物	廿三巻	行事鈔寶行抄	一箱	戒疏警意抄	十七巻	業疏頭縁抄 <small>全部</small>	四十巻	目錄	一巻	行事鈔抄物	六十巻	行事鈔 <small>在資持記</small>	一箱	比丘尼鈔 <small>平科文等</small>	一箱	表白 律宗論草	一箱	律宗論義草紙	一箱	梵網法藏疏	三巻	古述述述鈔	十巻
-----------------------	----	-------	-----	-------	-----	------	----	------	-----	--------	----	-------	-----	-------------------------	-----	----	----	-------	-----	-------------------------	----	--------------------------	----	---------	----	--------	----	-------	----	-------	----

(10ウ)

一、ト	同補忘鈔	六卷
一、ニ	宗要抄物	一箱
一、ハ	古述抄物	
一、ニ	六物抄物	
一、ワ	古述抄物	一箱
一、カ	法相宗抄物	一箱
一、キ	表無表章抄物	一箱
一、コ	法花義疏 <small>同文句集</small>	一箱
	浄心誠観 同梵真鈔	
	藏経目錄等 <small>集</small>	
一、タ	華嚴宗抄物	一箱
一、レ	雑本	一箱
一、ソ	涅槃経	一箱
一、ツ	講式 <small>古本</small>	廿五卷
一、ネ	経本	一箱
	以上書函	二十

(11ウ)

一、ニ	入日記	セツ
一、ハ	年中行事記	一卷
一、ニ	直日規式	一卷
	★布薩規要記	一卷
	★自恣實則記	一卷
	合布薩作法	一卷
	安居自恣文	一結
	同自恣布薩諸足等案	一帖
	疏文	一結 <small>十三卷</small>
	諸表白	一結
	分物帳	一結
	中興以来長老記	一冊
	西迎上人行状	一卷
	勸進帳写	一冊
	亮然年預中日記	一冊
	戒牒番衆法文	一結
	泉涌寺 <small>ヨリ</small> 来状	
	西大招提 <small>ヨリ</small> 来状	
	寺中一派 <small>ヨリ</small> 来状	
	戒和上 <small>ヨリ</small> 来状	
	末寺方証文状	一結
	墓所証文	二箱
	開山御忌之記	一結
	長老入院之記	一包

(12オ)

	宗真房退院之時状	一結
	御祈祷下行之記	一卷
	夏中布施配分帳	一結
	一、記録箱	セツ
	内日入記	
	行状箱之内	
	実相上人行状	三卷
	戒壇院縁起	一卷
	別解脱戒式	一卷
	勸進帳	三卷
	同写	六通
	大勸進記録	一卷
	諷誦	一卷
	寄附状并雑掌之箱	五通
	寄附状	四通
	雑掌	四通
	書状	二通
	河内国判 <small>書</small>	一通
	寺役之事	一通
	受戒堂垣事状写	一包
	住持羅目御礼之記	一通
	黒塗箱	
	源満則寄附状	一通
	義持公御判状	一通
	大勸進職之事	一通

(12ウ)

住持職之事	一通
右写	二通
金塔御舍利由来箱	貳通 <sup>三</sup>
御舍利由来	貳通
大仏殿供養記等	貳通
戒壇院惣伽藍絵図	二枚
末寺帳写	一卷
末寺帳	一卷
勸進聖部屋式事	一通
★証鼓証文	二通
★層間寺証文	二通
山内郡 末寺証文箱	志 <sup>二</sup> ツ
夏中布施証文	一箱
受戒堂記	一箱
受戒堂入用日記	一卷
同堂供養記	二通
同助申	一通
同棟札之写	一通
十六羅漢之事書付	二通 <sup>三</sup>
同	一通
室生寺請待状等	一結
同什物帳記録等	一結
一、古納所帳	三箱
内一箱 <sup>二</sup> 古記有	

(13オ)

一、天蓋金物	一箱
○一、古仏金物等	一箱
一、唐櫃	一ツ
内幅五対入	一ツ
一、同	一ツ
内	
打敷	十
手拭	二ツ
静覆	一ツ
同袴	一ツ
机前垂	二ツ
一、古櫃	二ツ
内 古桶等人	
一、唐金大花瓶	一对
一、同 大香爐	一ツ
一、同 中華瓶	○三ツ
	<small>(内一ツ有之)</small>
○一、青磁華瓶	一箱
一、真鍮三具足二具	一箱
一、胡銅香爐 <sup>三</sup>	一箱
内 銅手 <sup>二</sup>	
一、胡銅柄香爐 <sup>一</sup>	一箱
内○戒采○弘子有	
一、髹台 <sup>一</sup> 脚 <sup>一</sup>	一箱
一、同髹 <sup>一</sup> 脚 <sup>一</sup>	一脚

(14オ)

★一、イケ桶	一ツ
一、長壇	一脚
一、護摩壇	一脚 <sup>三</sup> 並之
一、大灯台	四本
一、手拭掛	二脚
一、羯磨机	三脚
一、高机	貳脚
一、同階	一脚
一、同 <sup>一</sup> 半 <sup>一</sup>	一枚 <sup>一</sup> 箱有
★一、高座	一脚
五德座等之用	
一、円座	貳枚 <sup>一</sup> 箱有
一、朱盤	三ツ
自恣布薩等之用	

(13ウ)

一、リン <sup>一</sup> 口	一箱
一、唐鍔鉢 <sup>一</sup>	一箱
○一、鉢	片
一、大錫杖	一本
一、戒策	一具
★一、弘子	二本
一、講箱 <sup>四</sup> 箱有	一箱
一、分物札箱	二重 <sup>三</sup> 箱有
一、華鬘 <sup>三</sup>	貳箱
内一箱之方破壞	







(20ウ)		(20オ)	
★一、常器椀共計	五人前	一、受戒堂鑪	一本
一、椀箱	一ツ	一、千手堂後戸鑪	一本
		○一、中門錠鑪	一ツ
★一、霊供膳碗共	四通	一、墓所鑪	一本
一、飯糰	貳ツ	一、イカキ大小	三ツ
	(西ツ有)	○一、同	貳ツ
★一、仏餉器	貳ツ 箱有	★一、腕上籠	一ツ
同茶碗	六ツ	○一、茶籠	一ツ
膳棚之方		★一、同イカキ	貳ツ
		★一、物テ	一ツ
★一、水漉桶	一ツ	★一、鎌	一丁
		★一、銀	一丁
★一、花立	一ツ	★一、スキ	一丁
★一、タウ銀	一丁	★一、タウ銀	一丁

(21オ)		(21ウ)	
★一、大丸盆	五枚	★一、味噌小桶	一ツ
★一、黒塗丸盆	六枚	一、箸人物	一ツ
★一、挽鉢	貳ツ	★一、酢壺	一ツ
★一、重箱	二重	★一、醬油壺	一ツ
★一、蓋茶碗	貳ツ	★一、土鍋	一ツ
★一、香物鉢	貳ツ	一、茶碗	六ツ
一、茶籠		一、味噌小桶	一ツ
納戸之内			
一、米櫃	一ツ		
内舁 大小 三ツ			
一、コシキ三重	一組		
台輪 蓋共			
一、餅押板	一枚		
★一、大末那板	一枚		
★一、蒲麦切板	一枚		
一、蒲麦共 麩棒共	一枚		
★一、蒲麦上ケ	一ツ		
★一、油壺	一ツ		
★一、壺	七ツ		

(21ウ)	
★一、豆腐桶	一ツ
★一、同箱	一ツ
★一、古桶	四ツ
★一、新桶	一ツ
★一、同手桶	一ツ
★一、花手桶	一ツ
一、斗桶	貳ツ
○一、斗取桶	一ツ
★一、米上戸	一ツ
一、鉤掛舁 <sup>舟カキ共</sup>	一ツ
一、米トワシ	一ツ
★モミ小米トワシ	貳ツ
一、長柄笠	三本
一、手笠	貳本
一、箱土火鉢	一ツ
★一、ヤクワン	一ツ
★一、シチリン	一ツ
★一、薬鍋	一ツ
風呂共	
★一、餅切庖丁	一丁
★一、金輪	一ツ
★一、イカリ	一ツ
★一、カナテコ	一本

<p>(22ウ)</p> <p>★ 味噌部屋之内 味噌桶<small>味噌桶</small> 一ツ 一、味噌桶<small>味噌桶</small> 一ツ 一、味噌桶<small>味噌桶</small> 一ツ</p>	<p>★ 一、斧 貳丁 ★ 一、大籠 一丁 ★ 一、小籠 三ツ ★ 一、キリ 一本 ★ 一、金槌 一本 一、栗研<small>栗研</small> 一ツ ★ 一、煎茶 貳筒</p>	<p>(22オ)</p> <p>湯殿之内 ★ 一、水風呂桶 一ツ ★ 一、行水盥 一ツ 一、手桶 一ツ ★ 一、手盥 貳ツ 一、下ノ盥 一ツ ★ 一、階ノ梯 一脚</p>
---	--	---

<p>(23ウ)</p> <p>★ 此印百九拾品 右之通相違無御座候、以上、</p>	<p>一、醬油樽<small>醤油樽</small> 一ツ 一、香桶<small>香桶</small> 貳ツ 一、香桶<small>香桶</small> 三ツ 一、アクタレ桶<small>四ツ有之</small> 一ツ ★ 一、石臼 一具 ★ 一、竹梯 一脚 ★ 一、膳棚 一脚 但板無</p>	<p>(23オ)</p> <p>右之内 鑑真御舍利百廿六粒<small>原真</small> 一腳 靈宝長權 一腳 入日記之通 一ツ 記録箱 一ツ 此分者慧光和尚御入院迄 新羅院成慶預之置候、</p>
--	---	--

<p>(23ウ)</p> <p>○ 此印印之分、四拾九品 明道長老代紛失、 右之通御座候、以上、 天明二<small>二</small>月 金蓮院(方印<small>瑞鑿</small>) 新羅院(方印<small>瑞鑿</small>)</p>	<p>建幢 満慶</p> <p>(貼紙 2ウに貼付) 一、照玄上人請 勅許勸進之奏状 一通 一、戒壇院僧坊等龜色一冊<small>講堂龜色</small> 一通 一、就眉間寺御朱印御改之証文 三通 以上享保十七<small>壬午</small>六月日 宝生院持參 一、御寺務宮御条目 一通 一、東武<small>三郎</small>浄慶正西院住持披 仰付候寺社奉行之御書付 一通 一、中坊美作守殿御書付 一通 一、同寺社御奉行上之御状 一通 一、同戒壇院上之御状 一通 一、一山年預浄光清涼院実英<small>在明</small> 一通 一、戒壇院年預聖秀維那英慶知事 二通 一、弘賢方寺社御奉行所上之御状 一通 一、浄慶方寺社御奉行所上之御状 一通</p>
---	---



一、長国寺如周方之返状

一通

一、中坊法眼之状

一通

一、有慶滅後新禅院出入ニ付訴状并証文

七通

一、新禅院出入無住之間開東立願成秀

廿八通

淨慶訴状等

廿八通

右之十一品、宝永中新禅院江持参之処、享保

十七年<sup>三</sup>新禅院徒御寺務被下於惠光長老

候<sup>三</sup>如本還附之、一

(付紙 23才に挟み込み)

[右目錄之内、戒壇・真言兩院之

道具并記録等紛入有之候、是者

数代之間、真言・新禅致兼住、近代

成慶戒壇院共三院致兼帯<sup>三</sup>、弥

相紛申事候、然処今般成算字侶

密衆<sup>三</sup>被加之砌、右道具記録等

御寺務宮<sup>三</sup>被差上、

御寺務宮<sup>三</sup>成壇院惠光長老<sup>三</sup>

被下置之、如法律院と成候上者

三院之道具等、混乱無之様可仕之

仰<sup>三</sup>候、依之附紙之通、所紛入之物、

各本処<sup>三</sup>被置之候、右

仰<sup>三</sup>之趣、某甲奉承儀<sup>三</sup>、加奥書

者也、

享保十七年<sup>三</sup>八月十日、如法院性職<sup>三</sup>

<sup>御寺務宮</sup>

謝辞

本稿執筆に当たっては、東大寺史研究所 坂東俊彦氏、東大寺ミュージアム 久水昂史氏から種々教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。

(京都府立大学文学部歴史学科教授)

## 近世東大寺における法会再興の一形態

— 史料紹介「東大寺良弁会方広会日記」 —

坂東 俊彦

はじめに

奈良時代創建の東大寺では古代、中世を通して華嚴会、法華会、仏生会といつたいわゆる「十二大会」をはじめさまざまな法会がおこなわれてきた。これらの法会をおこなうには莊嚴、調度品、灯明油といった物品から出仕僧への供料など財政的基盤が必要で、そのための寺領荘園、料田が置かれていた。しかし政治体制の変化するにつれて法会運営の基盤である荘園の荒廃、退転が起り、法会の開催場所である堂舎も戦乱などによって焼失するなどして近世に入るまでには多くの法会が中絶している。

近世に入ると東大寺は幕府から寺中・境内周辺四ヶ村及び樺木村の一部を朱印領として与えられた<sup>1)</sup>。これにより東大寺運営の安定的な財政基盤を得て、法会が再興、あるいは新設されるようになった<sup>2)</sup>。

ただし近世における法会の再興は財政的な限度があり、さまざまな形がとられていた。日程を短縮し簡略化したものやいくつかの法会を合わせておこなうといったものである。

日程短縮の具体例は大仏殿でおこなわれる修正会<sup>3)</sup>で一月一日から七日までの七日間だったものが、一月七日の一日、しかも二つの時間区分(初夜、後夜)のみで再興され、現在まで至っている<sup>4)</sup>。

一方でいくつかの法会を合わせておこなうといったものは東大寺開山・良弁

僧正の忌日法要、良弁会がある。良弁会を再興した際の経緯については、「東大寺良弁会方広会日記(粟師院文書第二記録部二二三九号)以下、「方広会日記」、あるいは単に「日記」と省略する場合もあるに具体的に記されている。

現在の粟師院文書は新修東大寺文書聖教群と関連性が高いものがあり、新修東大寺文書聖教にも第一函などに請定など法会に関連する文書も多数あることからこの日記を紹介するとともに近世における法会再興の一つのカタチをみていく<sup>5)</sup>。

## 一 良弁会と方広会

現在、方広会は東大寺開山・良弁僧正の忌日である十二月十六日の夕刻におこなわれる。仏教教学の学識試問である研学堅義を受ける該当者がある場合は法華堂において、良弁僧正忌日講論義法要につづいて研学堅義がおこなわれる。堅義のない場合は良弁僧正坐像を安置する開山堂において講論義法要のみおこなわれている<sup>6)</sup>。

東大寺開山・良弁僧正の忌日法要である良弁会は「東大寺要録」巻第五、別当章中、第五十九世深覚の項に同(寛仁)三年(一〇一九)始行僧正堂「忌日」との記述があり、十一世紀初頭にははじめていられたものとみられる。その後、鎌倉復興期の寺誌「東大寺校要録」供養篇本、「僧正堂事」の項に「定規(別当法印)於靈神殿辰巳岡上被移造良弁僧正御影堂了即建長二年十一月十六日被展供養了」とあり、御影堂(僧正堂、開山堂)を現在ある位置に移した上で、建長二年(一二五〇)十一月十六日、忌日法要をおこなっている。なお導師は専勝院院主であった宗性が勤めている。その後は「方広会日記」に「此良弁会ハ上古専勝院家ニテ在之由、近來及中絶」とあるように近世になるまでに中絶していたと考えられる<sup>7)</sup>。

一方、方広会については、「東大寺要録」巻第四、諸会章に「惠運僧都記録」を

引用するかたちで、弘仁二年(八二二)十二月三十日に講堂において方広会堅義がおこなわれたことが記されている。さらに月別に法会を書き上げた部分の十二月の項に「十五日方広会」<sup>〔詳見後〕</sup>とあり、方広会は学僧の最初の開門で、講堂において三日間にわたっておこなわれていたと記されている。

方広会とは、現在では東大寺にのみその名が残る法会であるが、過去には興福寺においても十二月八日におこなわれていたとされ、興福寺内においても方広会の研学堅義は法華会、悲恩会とともに三会と言われ、維摩会への階梯としての法会であった。

## 二 東大寺良弁会方広会日記

本節では「東大寺良弁会方広会日記」の内容を具体的に見ていく。

まず、書誌学的情報について。本日記は東大寺図書館での管理番号が薬師院文書第二(記録部)二二九号で、薬師院文書の一群となっている。縦二四・四cm、横二〇・五cm、全一〇紙からなる横帳(袋綴形)で、表紙中央の表書きには「東大寺良弁会日記」とある。「東大寺文書目録」作成の際に内容を加味して現在の目録上史料名は「東大寺良弁会方広会日記」とつけられている。表紙識語は右側に「寛文元年辛酉年霜月十六日」、左下は「注記 実直法橋」とある。実直は本文中にあるように正法院の所屬である。職務は執行職であり、本日記の表書きからこの良弁会における役割は記録係である注記でこの日記の筆者である。

表紙を開くと、一紙目表には、寛文元年十一月十六日に四聖坊を会場として良弁会をおこなうこと、着到帳の表書きを「良弁会着到」とすることが書かれている。続いて講師、読師などの配役が書かれ、次第、進行状況を書いている。配役には堅者のほか一間から五問まで問者がみえることから、問答、研学堅義がおこなわれたことがわかる。続いて先述したような良弁会に関わる由緒

が書かれ、近世の良弁会は去々年(万治二年一六五九)に四聖坊英性によつて再興されたことが判明する。

さて良弁会を再興した四聖坊であるが、四聖坊は三面僧坊の一角に由来する子院で、建長八年(一二五六)に製作された四聖御影が置かれ、それを本尊とする四聖講がおこなわれる場所である。四聖講は建長九年の聖武天皇五百年御遠忌を期に始められ、東大寺創建の四聖(聖武天皇、行基菩薩、善根僧都、良弁僧正)のそれぞれの日記に法要をおこなっていたとされる。良弁僧正の日記法要もおこなっていたと思われ、近世に尊勝院が無住状況の中、四聖坊が良弁会を引き継ぐことになったと考えられる。

引き続き「日記」を見ていこう。今回、寛文元年の良弁会では研学堅義がおこなわれたが、日記中に「法花会、未堅者、此会之堅義ヲ勲誠、維摩法花両会科稽古、珍重々々」とあり、(興福寺)維摩会、法華会の堅義の稽古として観音院雲清を堅者とする堅義をとらせた法会でおこなっている。

「日記」には、翌寛文二年のことも続けて書かれている。この年の会場は四聖坊と前年と変わらないものの、日程が十二月二日となった。古来十二月におこなわれていた研学堅義に合わせてか、法会の名を「方広会」とし、着到帳表書きも「方広会着到」とすると書かれている。これらの変更点についてその理由を次のように書いている。

去年マテハ良弁会ト雖、有之堅儀ハ法花会方広会之外無之由、四聖坊被申、当年ヨリ如此書付記

さらに、

此外次第へ去年之通、当年霜月十六日延引之事、四聖坊英性今度長門国三為使僧被參ニ冬彼地ニ逗留霜月十日比ニ掃寺依々堅者加行以下ニ無之ニ付ニ延引ノ如此云々

とあって、寛文二年は主宰者・四聖坊英性が国衙領である長門国での用務が

あり、掃寺が十一月十日と良弁僧正忌日の直前となったために法会日程が日延べになったこと、元來、堅義がおこなわれる法会は法華会と方広会のみあって、「此外次第ハ去年之通」との文言もあることから、日中に良弁僧正忌日講讀論義、夕刻に研学堅義をおこなう法要を方広会の名としておこなったのであろう。なお「当年ヨリ」との文言もあることから寛文二年以降も忌日法要である良弁会に研学堅義を付加し方広会としておこなったものと考えられる。

ところで会場について、寛文二年は四聖坊であることが記されているが、その後の会場については、寛文、延宝年間頃は史料制約もあり判然としない。断片的な史料の残存状況であるが、元禄期には十一年（六九八）は普賢堂（四月堂）を、翌十二年は念仏堂を会場としたことがわかる。

また再興当初は「酒食」・「英性之房造作」とあるように饗応は四聖坊が担っていたが、元禄十一年の日記には湯茶等の差配が「年預之沙汰となつて、いることも書かれており、この年までには方広会の主宰が四聖坊から年預所、すなわち惣寺へと移譲されたものと考えられる。会場についても四聖坊では堅義をおこなう上で高座（論義）の設置が難しくと思われる。変更されたのであろう。なお元禄十二年の会場となった念仏堂については、前年十二月二十三日に公慶上人による本尊地藏菩薩生像と堂舎の修理が完了しており、その落慶記念として会場を念仏堂としたものと考えられる。

### 三 その後の方広会

その後の方広会の日時、会場に注目して見ていこう。元禄期以降、方広会についてのまとまった記録、日記類は寛延三年（一七五〇）十一月の「開山方広会記録」（薬師院文書第二部二三三）まで確認できていないが、文中には「来十六日於良弁堂方広会執行」とあり、十一月十六日の良弁僧正忌日に開山堂（良弁堂）において方広会をおこなっている。高座（論義）も二月堂方借用」とあり、開山堂（良

弁堂）に高座を置いて方広会をおこなっている。ただこの年は配役には精義や堅者、二問、二問といった問者はなく、研学堅義がおこなわれず、忌日講讀法要のみであったと考えられる。

明和元年（七六四）十一月十六日の日付を有する「方広会精義用意抄」（東大貴重書二二部六八四号）にも開山堂で執行されたとある。さらに堅義者勝万院成範、精義者上生院晋懐、一問成福院公貞の配役が確認できることから開山堂で方広会堅義がおこなわれていることがわかる。「精義用意抄」という聖教の性格から法会の次第や必要な什物などまでの言及はされていないが、堂舎の外陣幅が二m三〇cmほどの宝形造の開山堂での高座（論義）の設置は出仕僧の動きにも影響を及ぼすものと思われ、高座（論義）を設置せずに堅義をおこなったのではないかと思われる。

その後の薬師院文書記録部中に確認できる方広会堅義がおこなわれた年は寛政元（七八九）、同六、同七、同八、文政元（一一八）、同二、同八、天保四（一八三三）、同五年であるが、いずれの年も法華堂を会場としている。堅者が登る論義台を設置した上で会場での出仕僧の動きを考慮した上で会場選びであろう。

なお日程に関してはこの期間の多くが良弁僧正の忌日である十一月十六日におこなっているが、文政二年は十二月十六日、天保四年は八月十六日、また文政八年が十一月十五日と十六日、天保五年が十一月十六日と十七日の二夜にかけておこなわれているなど、必ずしも良弁僧正忌日当日にはおこなわれていない。

明治六年以降はいわゆる太陽暦の採用で二月堂修二会が二月から三月におこなわれるようになったように、東大寺は多くの行事、法会を一ヶ月遅らせておこなわれるようになった。良弁僧正忌日法要も十二月十六日となるために、従来十二月十五日におこなわれていた方広会も良弁僧正忌日法要にあわせ、十二

月十六日におこなわれるようになったのであろう。

### おわりに

本稿では薬師院文書記録部中の法会記録「東大寺良弁会方広会日記」を紹介、近世東大寺における法会再興の一つの事例をみてきた。それは華嚴の坊舎である四聖坊の英性が日本華嚴の祖師である良弁僧正の忌日法要、良弁会を再興したが、その際に研学堅義を付加した。研学堅義の定義(東大寺において研学堅義があるのは法華会と方広会の二会のみや偶発的な日程の日延べがあり、寛文二年におこなった際には忌日法要の良弁会と研学堅義の方広会を合わせた、まさしく「良弁会方広会」としておこなわれた。その後、日程は良弁会、内容は方広会、会場は法華会(三月に開催される法華堂を会場とする法華経を主とした研学堅義)の三つの要素が融合し、恒例化するにしたがって、十一月十六日(現在は十二月十六日)の開山忌(根本僧正忌)方広会がかたちづくられていき、現在まで続く法会の基礎が形成されたのである。

### 註

- (1) 近世東大寺の朱印領内訳については、遠藤基郎氏「近世東大寺の組織における試論」(『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(研究代表者:綾村安、平成一三年度)平成一六年度科学研究費補助金(基盤研究(A))研究代表者報告書、二〇〇五年)以下続材料報告書を参照のこと。
- (2) 近世東大寺では伽藍復興に協力を惜しまなかった歴代得真(徳川家の忌日)の法要(追善法要)や戦国時代の戦乱からの復興を主導した寺僧(上生院淨栄、清涼院実英などの)忌日・開山・教学研鑽會が新たにおこなわれるようになり、法会の開催回数に関しては近世以前と遜色ない。
- (3) 「東大寺要録」諸会篇、東大寺年中行事(薬師院文書第二記録部二二〇号)に記載がある修正会は主要な開催場所は講堂であったが、講堂が焼失して以降、大仏殿において元日から七日間おこなわれ、夜間には舞臺が奉納されるなど大きな法会であった。法会中の供物(齋)用の増供米は伊賀国新田庄から納められたものが使

われていたが、莊園退転によって中絶している。近世に再興された際には、一月七日の日間、日中に初夜、後夜に時間区分をおこなう法会となり、現在も午後一時より、二つの時間区分のみをおこなっている。

- (4) 昭和二十六年(一九五二)に薬師院家から東大寺へ寄贈された文書、記録類は、調査、整理され、薬師院文書として主に近世以前の古書類が国宝(東大寺文書の一)として、冊子装の記録類が「東大寺文書」の一種、(薬師院文書記録部として整理、保管されている。

当時、調査、整理が後回しにされたと思われる近世、近代文書はそのままとされ、その後一連の新修東大寺文書聖教調査で調査、目録化されている。一例として本稿で取り上げる方広会の記録である開山方広会記録(薬師院文書第二記録部三二二号)と方広会開口表白(新修文書聖教一一九函一七〇号)は同じ延暦三年十一月の日付があり、「表白」はこの時の方広会の表白文である。続材料研報告書中の綾村氏及び駒谷氏論文も参照のこと。

- (5) 良弁僧正忌日の法要、良弁忌は朝方、開山堂でおこなわれる。

純足ではあるが、その際に翌年の二月堂修二会の練行衆、龍僧が発表される。

- (6) 宗性が書写した「春華秋月月草」巻第二十四(東大寺貴重書一三二二二二二)に宗性自筆でこの時の表白の草案がある。(「国宝東大寺開山堂管理事務報告書」(奈良教育委員会、一九七一年)などに一部が翻刻されている)

(7) 近世前期の東大寺境内の様子を描いた東大寺中寺外惣絵図(井山林には尊勝院は経蔵(聖語蔵)を除いて礎石と柱跡と示す黒丸が描かれている。また元禄・宝永年中に書かれたとみられる「東大寺諸伽藍略録」(東大寺貴重書、和二六函二六〇号)には尊勝院は正治二年(二二〇〇)に造営が終わった建物(水禄年中)に経蔵・宇聖語蔵を現して、悉く焼失したとある。天正年中には尊勝院は無任となり、尊勝院が奉行職として、補任され、経蔵・聖語蔵の管理などが惣持院に委ねられた。尊勝院が主宰する良弁会も遅くとも天正年中までは中絶していたものと考えられる。

奉行職の補任については「東大寺尊勝院附録」(一三三三三三六号)(二)惣持院伏円が奉行に補任された際の「尊勝院奉行職補任状案」が写されている。

#### 尊勝院奉行職之事

右件之職事先規者親望之依依仁體難成補任於惣持院英秀英海者依有由緒不及補任之沙汰奉行職申付里愛弟子快円者彼地坊舎建立之志有之事尤興

降神妙之至也依之彼職水不可有相違之条勿論也買首寺住無之問者塚敷井山載等一圓致支配寺役等可相勤之状如件

專務院々主実如花押

天正十三年己酉十一月日

惣持院伏内

(8) 買主院主が無住の間、残った経藏(聖蹟藏)の管理をはじめ、堂舎再建や寺役等をおこなうために奉行が補任されたとみられる。寺役の中には良弁僧正の忌日法要、良弁会もあったものと考えられる。

(9) 堀池春雄氏「東大寺の中行事の愛護」井上博道氏「東大寺」中央公論社、一九八九年を参照のこと。

執行職については水村真氏「中世東大寺の組織と運営」(塚書別一九八九年、稲葉伸道氏「中世寺院の権力構造」(岩波書店、一九九七年)、遠藤基郎氏「室町期東大寺執行の記録から」『秋大史学』(六六)、二〇〇〇年)や三輪眞嗣氏「中世前期東大寺の財政構造と額西米」『東大寺中行事』を素材として、「(史学雑誌)二二七—四二〇—一八八年」などを参照のこと。

なお近世における執行職については次の記録が参考になるので挙げておく。「東大寺年中行事記」元禄六年(六九三)五月癸未東大寺復重書、(四一—部二—四号)

一、期日執行職の儀口上書を以御寺務江相度之廻日記之  
通可申付之御被、仰出二付葉師院正法院兩人呼寄セ  
於御後見尊光院二年預出合指示條目申渡書  
指示 條々

一、執行職之事從今年相改知先規葉師院与正法院  
三ヶ年短交々か被相勤也目元小綱六堂并平公人  
補任之儀執行職出之勿論任科等可被取之事

一、時日之事二月廿五日午刻為期限可被互相渡讀取者也  
所僧從当年癸酉迄也三月廿五日午刻可為

葉師院執行職正法院奉行職又自同期限迄丁丑  
年二月廿五日午刻可為正法院執行職業師院奉  
行職也後々是准例而可致存知事

一、當職三ヶ年之内若開如於有之者為住職其開分被  
補勤自次年迄二月廿五日午刻如何例全三ヶ年可被

相勤也惣而定之其期限二者若式正衣衣敷點二  
出世御後見并年預五師江可被自身相語事

右之條々從今年相改知先規可申渡書

御寺務宮勤修寺御門跡御氣色之慮也目令以  
後急度可被守仍為 仰如件

元禄六癸酉年四月廿八日

年預五師 四聖坊普性

出世後見 尊光院隆盛

葉師院大貳公 御房  
正法院中符公 御房

右之通別紙相認各々江相渡者也

(10) 寛文年間の方広会関連の史料(聖教)に表紙見返しに「寛文七年霜月十六日の日付がある」(方広会用抄)(東大寺貴重書二二)部六八一号があるが、内容が開寄草であり、次第や会場についての言及はない。なお本書見返し文によると、この年、当初は堅義が予定されておらず、急遽十月に開催が決まり、十一月十六日に精義者・見性院賢英、堅者・上生院賢賢(用抄)の筆者によっておこなわれた。

(11) 元禄十一年の方広会の記録は東大寺方広会日記(補想筆、葉師院文書第二部二二〇号)がある。そこには着到状の上書を方広会着到とする。この書かれている。元禄十二年は独立した記録は見当たらないが、「東大寺中行事記」(東大寺貴重書一四一—部三〇号)元禄十二年霜月十二日、同霜月十六日於念仏堂方広会執行堅者與然精義普性(聖蹟藏)とある。いずれも法会名は「方広会」であり、「良弁会」の名では記されていない。

(12) 現在も宮内庁正倉院事務所内に存在する四聖坊持仏堂(本堂)は「天保四年正倉院開封圖」には方三間の畳敷で縁がつく堂舎として描かれている。論義台を隈くに囲手袂な印象をうける。

(13) 東大寺には良弁僧正單獨の肖像画が一幅所蔵されており、その箱書には「元禄十三年十一月十六日」との墨書がある。肖像画自体も一七〇〇年代初頭の製作のものと思われることから、この時期の普賢堂や念仏堂における方広会での本尊として

描かれたものとみられる。(『東大寺開山良弁僧正二二五〇年御遠忌記念 特別展 良弁僧正と東大寺』(東大寺ミュージアム 二〇一三年)中の良弁僧正像の作品解説(久永昂央氏執筆)を参照のこと。

(14) 『国宝東大寺開山堂修理工事報告書』(一九七一)奈良県教育委員会に掲載の美術館の複製。

(15) 現在における方広会整義の習礼は高座(論義台)のない場所でおこなわれており、整義の進行上、高座(論義台)が必要ではないものと思われる。

(16) 寛政元年及び六年の方広会の記録はそれぞれ一冊ずつ独立した冊子となっているが、その後、天保五年までの方広会記録については寛政八年分の冊子に追加され、表紙に開催日時を書き込んだりとなつていく。(寛政元年分・薬師院文書第二

記録部一三二号、寛政六年分・同二三三号、寛政七年(分・同二三四号)なお天保

年間以降も方広会整義の記録は寛永二年(一八四九)の方広会整義違業私記(東大

寺貴重書一四二部八四〇号、三冊合編のうち、文久元年(一八六一)方広会整義

精義記事(同二部八四一)号などがみられるが、会場は法華堂であり、恒例化、

固定化されていったものとみられる。

(17) 寛政年間以降の記録。請定には「開山方広会」、「根本僧正忌日方広会」といった表書き、表題が記されている。

史料翻刻 東大寺良弁会方広会日記

(薬師院文書第二部二三九号)

(表紙)

寛文元<sup>辛</sup>年霜月十六日

東大寺良弁会日記

注記

実宣法橋

(1才) 寛文元<sup>辛</sup>十一月十六日

天気快然

良弁会々場於

四聖坊有之

着到之認様事

上書 寛文元年

良弁会着到

霜月十六日

如此上書スヘシ

(1ウ) 講師 了春房権律師

説師 恵範法師

会問 賢英法師

唄匠 日向法印権大僧都

散花師 宮内卿権律師

同夜

(2才) 堅者 雲清法師

精義 少得権律師

一問 少納言権律師

二問 了識房権律師

三間 了春房権律師  
四間 民部卿権律師  
五間 兵部卿阿闍梨

注記 実宣法橋

以上

寛文元年<sup>辛酉</sup>霜月十六日  
如此注記着到<sup>レ</sup>認<sup>一</sup>ノ間<sup>〇</sup>  
能也注記座之前ニ<sup>レ</sup>硯井  
着到候<sup>キ</sup>奉<sup>キ</sup>光灯台<sup>キ</sup>ニ

(3才) 燈台有之

会始<sup>メ</sup>次第之事

先注記出仕 用之事アラハ小綱ヲ遣  
ヘシ聴衆運參在之ハ

以小綱催促スヘシ

次聴衆出仕 聴衆有之ニ以小  
綱講説催促

次講説出仕 講説登高座之  
後 金 二丁

次唄匿 唄頭金二丁

堅者ノ付時、唄

次散花 散花ノ後ニ

読師云表白磬 金二丁  
一切神分般若心經 金二丁  
大般若名 金二丁

(3ウ) 間イアリ講間役終

為補闕分、釈迦牟尼宝号 金二丁

供養淨陀羅尼 金二丁

廻施法界 金二丁

廻向無上 金二丁

大并 金二丁、  
二ツモ四ツモ打ヘシ

各念珠スリ終<sup>テ</sup>講下ノ

金二丁 此金二丁ヲ講下ノ事ト云

(4才) 講説退座各退出<sup>一</sup>畢終

夕座

先注記出仕

次聴衆出仕

次堅者出仕

経尺ヲ吟<sup>テ</sup>登高座終<sup>テ</sup>注記

経尺棚ノ経尺西東庄ニ一ツニ取<sup>テ</sup>

精義ノ所<sup>テ</sup>行精義請取

一間タレン房ヘト云テ渡<sup>ル</sup>ハ、<sup>一</sup>間ヲ

次第ハ、ニ五間マテ注記配之

其後座ニナヲツテ 金二丁



(4ウ) 次堅者引替

問者難之終リニ精義申上ルニ

コトハ下ヨリ注記題説ヘシ五間

右ノ着到ノ認シ精義難ク

終リニ并得キ注記ニ少精

義ヨリタカク并得キ云ヘシ

四間ニ同前五間終リ精義

一ハ得キ一ハ未判上ニ注記一

得タリ九ハ未判云ヘシ

次金一

以上

以上

(5オ) 注記題ヘ会式廿日程以前

堅者ヨリ持テ來有縁ノ寺

僧ニ習ヘシ奉ハ二日前ニ小綱

持參ニ注記題別紙ニ有之

此良弁会ハ上古尊勝院家

ニテ在之由近來及中絶ニ処ニ

四聖坊英性為花嚴宗談師

此会式ニ去々年ヲ相統アリ

法花会未堅者此会之堅義ヲ

懇誠維摩法花両会ヲ得テ檀古

珍重々々ニ陳注記ハ真似合テス

事ニ存釈迦八幡御奉公冥加ノ  
タメ勲役也

酒食ニ英性之房造作

書持々々一示シ少ノ字頭ヲラ

ハカクコフアルラレメ拾ツルル

統テルル

一、当年問題 金剛心斷 有田日新

一、堅義者觀音院雲清

意難少々有之

一、精義者深井坊少持權律師益賢

(6ウ) 寛文貳年壬寅十二月二日

天然方広会々場於四聖

坊ニ有之

着到ノ認ル様ノ事

壬 寛文貳年

方広会着到

寅 十二月二日

如此表書可有之去年ニテ

良弁会ニ雖有之堅儀ハ法花

会方広会之外無之由四聖

坊被申当年ヨリ如此書付訖

上生院

了識房權律師

蓮樂院并堂林

五間	四間	三間	二間	一間	精義	（ケウ） 堅者	散花師	唄匠	会問	読師
兵部卿阿闍梨	宝殿院 民部卿權律師	金珠院	了春房權律師	地藏院 少納言權律師	四聖坊 了識房權律師	上生院 尊慶法師 <sup>(7)</sup>	兵部卿阿闍梨	日向法印權大僧都 宝殿院	賢英法師 清涼院	惠範法師 見性院
						地藏院	同夜			

正法院  
注記 以上 実宜法橋  
以上

(8オ) 此外次第八去年之通当年  
霜月十六日延引之事、四

聖坊英性今度長門国三為  
使僧被參付テ、冬彼地。

逗留霜月十日比二掃寺依テ

堅者加行以下、無之ニ付テ

延引ノ如此云々<sup>(8)</sup>

(8オ) 問題 有法自相

重難無之一

(東大寺史研究所研究員)

## 新修東大寺文書聖教から見た近世の周防国衙領・国衙候人

安永 寛

本稿は、新修東大寺文書聖教の調査で得られた情報をもとに、近世の周防国に置かれた東大寺領(以下周防国衙領)の経営のための役所たる国庁、およびその維持管理を担った候人について基礎的な考察を行い、もつて近世の東大寺と周防国との関係解明の一助とせんことを目標とするものである。

東大寺領としての周防国についてはこれまで多くの研究蓄積が積み重ねられてきたが、いずれも中世を重点的に扱ったもので、近世以降の状況についての分析は、坂東俊彦氏の成果など数えるほどしか行われていないのが実情である<sup>1)</sup>。もっとも、周防国衙領自体は一七世紀前半に毛利氏によって没収されてしまうのであり、周防国と東大寺との関係が前代に比して大幅に希薄化したことは否めない。しかし寺領支配という基幹機能を失いながらも存続した国庁・候人の存在には、近世社会の特質が凝集して表現されていると考えられまいだろうか。本稿では、近世の東大寺と国庁・候人との関係性という問題から近世社会を考える上での簡単な準備作業を行ってみたい。

一章では、新修東大寺文書聖教(以下新修文書)における近世周防関係文書の伝来状況について現段階での概括を行い、新修文書全体に占める周防関係文書の位置を確認したい。二章では、一章での分析を文書レベルにまで踏み入って更に進め、周防関係文書の簡単な類型化を行う。三章では、新修文書中の個別の文書を取り上げながら、東大寺と国庁・候人との関係を具体的に検討する。

行論の前提として、ここで近世の周防国衙領・候人の概要について簡単に触れておきたい。周防国は文治二年(一一八六)に大仏殿造営料国となり、一時造営

料国から外れて寛喜三年(一一三三)に返付された後、次第に大内氏を筆頭とする在地勢力による押領を受けながらも、形を変えつつ東大寺による国衙領の経営が継続した。一六世紀半ば、大内氏に代わって防長を支配することとなった毛利氏は、東大寺領を国庁周囲の土居八町に限定し、その結果近世初頭まで石高にして一〇〇〇石弱の土地が東大寺領として存続した<sup>2)</sup>。その後、毛利氏の財政難によって一七世紀半ばに寺領は没収され、以後は勘渡米三五〇石が大坂にて直接東大寺へと引き渡されるのみとなったが、寺領支配のための庁舎であった国庁とその周圍に居住した候人はそのまま残されることとなった。

国庁は、①中核となる寺院である国庁寺(釈迦堂)とその境内にある付属施設(客殿・庫裡、国庁八幡宮、春日・荒神・稲荷・貴船・大番の五社)、②国庁寺周辺に所在する、俊乗上人開基の由緒を有する安楽寺・東昌院・宝林寺の東大寺末寺三ヶ寺によって構成され、一八世紀以降は候人と末寺三ヶ寺が施設の維持管理や宗教行事の執行に当たった<sup>3)</sup>。

候人は一四世紀から一五世紀にかけて、当時国衙領への介入を強めつつあった大内氏に対抗するために東大寺から派遣された人々で、現地で大内氏との交渉や国衙経営の実務を担った。寺領没収後も候人は東大寺配下として活動し、国庁の維持管理や、現地でのか薩藩関係者に対する儀礼・連絡を担い続けた。

一方で、東大寺の内部にも周防国衙領や領主萩藩関係の事務を管掌する役所として西国沙汰所が置かれていた。沙汰所の職務は萩藩との連絡・交際(因因や参勤時の挨拶など)や国衙領年貢米の管理・売却であり、候人と恒常的に連絡を取り合いながら国庁を指揮監督する立場にもあった<sup>4)</sup>。

### 一 新修東大寺文書聖教における近世周防関係文書

本章では新修文書中における近世周防関係文書の伝存状況を整理する。なお新修文書自体の調査が未だ継続中であり、また筆者も現段階では周防関係文書

表 第41国内訳

括点数	一括袋・包紙・紙綴情報	年代	内容	備考	
1	26	—	享保5年	沙汰所発給銀子借用証文	
2	21	—	享保5,13,14年	沙汰所発給銀子借用証文	
3	4	(袋上書)享保十八年長門へ/庄牛玉邊上一件/沙汰所/光寛	享保18年 <sup>a</sup>	萩藩主書状、三田氏役人書状等	
4	16	(包紙上書)御沙汰所藤光院縁人・御中/上右三左衛門・竹屋武右衛門・徳富八左衛門	享保6,7年	候人用状、国庁寺普請勘定、候人往来勘定	
5	8	(袋上書)享保廿乙卯年同回至/二十一辰年/国庁寺普請勘定(申中欠)/沙汰所/法印光寛	享保20年,元文1年	候人用状、国庁寺普請、国庁寺普請勘定	
6	23	—	元文4年	候人用状、国庁普請勘定、候人往来勘定、候人願書等	
7	7	—	元文1,2年	候人用状、候人往来勘定	
8	22	—	元文3,4,5年	候人用状、候人願書、国庁勘定、候人・寺方筆到	沙汰所専光院遺書控留、萩家臣書状等を含む
9	12	(口上)上書)延享元子年ヨリ/同二丑年まで	寛保3,4年,延享2年	候人・寺方筆到、候人用状、国庁勘定、候人願書	国庁寺禁制案、標本村年貢定書を含む
10	11	—	享保6,7年	候人用状、国庁普請勘定、長州米売却・売却関係	
11	9	—	元文2,3年	候人用状、萩藩大坂留守居書状、沙汰所書状控	沙汰所記録下書を含む
12	4	—	寛保2年	候人願書、候人用状、寺方・候人筆到	
13	2	(包紙上書)寺方/候人中筆到	寛保1年	寺方・候人筆到	
14	6	—	正徳5年	候人往来勘定、国庁勘定、候人用状、候人書状	室台寺書状を含む
15	10	—	元文3年 <sup>a</sup>	長州米売却関係	
16	9	—	元禄12年,宝永6年,享保4年,寛保4年,安永6年,万延1年	国庁普請積り書、候人願書、年預所・歳議所関係	
17	6	—	正徳1年,享保1,4,5年	公物借銀帳	

※1)年代は文書に記載があるもの、或いは推定できたものを表に記載した。  
 ※2)表中で「書状」としたものは基本的に単独書から発給されたものを指す。

の一部を表現できているに過ぎないため、この整理もまた中間的なものにとどまることを断っておきたい。

(1)周防関係文書の概観 新修文書中には多数の近世周防関係文書が伝存するが、これは新修文書の中核を構成する年預所関係文書との関係性によるものであることが既に吉川聡氏によって指摘されている。すなわち、西国沙汰所の就任者が、東大寺の代表者集団である年預所から選ばれており、また沙汰所の就任者が、任期の半分を年預五師と兼任する慣例となっていたことによる。<sup>(9)</sup>

現時点で調査が終了している新修文書の内、同一の函の中でひとまず一〇〇点以上の近世周防関係文書を含む函を挙げると、四一、五九、六八、八〇の四つが該当する。この内四一・六八の二つは内容物のほぼ全点が周防関係文書で占められるのに対して、五九・八〇の二つには、周防関係の他に東大寺寺内でのやり取りや、樺本村をはじめとする大和国内の東大寺領に関する文書などが含まれ、前者よりも雑多な印象を受ける。以下では筆者が現時点で一通り実現できた四一函を中心に、周防関係文書の伝存状況を詳しく検討してみたい。<sup>(10)</sup>

(2)四一函の状況 四一函内の括ごとの基本情報を整理したものが表である。まず年代であるが、函内に含まれる文書の年代の上限は元禄十二年(六九九)、下限は万延元年(八六〇)と、一見すると年代的な一体性は無いように見える。しかし括ごとに見ていくと、大半の文書の年代が一八世紀前半に集中していることがわかる。更に、一つの括に含まれる文書の年代幅は概ね足かけ二年以内に収まっており、このことは沙汰所の任期との対応性を強く推測させる。すなわち、これらの括は一人の沙汰所が任期中に受給した文書をまとめた時の状態のまま現在まで伝存した可能性が高いことである。この点については、既に吉川氏が文書袋の表書と内容物との整合性から同様の指摘を行っているが、今回の分析は吉川氏の指摘を補強するものと言える。四一函中で一括袋を伴う括は五の括のみであるが、やはり表書と内容物の年代は完全に整合しており、

また袋が存在しない括についても、括ごとに年代的な一体性を認めることができるのである。以上から、四一面は全体として年代的にも主題的にも一定のまとまりを持つた面であり、かつ少なくとも括単位で現用当初からの状態が相当程度保たれたまま伝存した面であると結論できよう。

なお付言すると、五九函などに含まれる一部の括の袋表書には、「但日記二写<sup>13)</sup>」など、西国沙汰所の記録である西国沙汰所日記への転記を示す文言が記されていることから、現在括の状態で伝存する文書の多くは、沙汰所の任期中に順次日記へと転記され、任期終了時などに括の状態にまとめられたことが推測される<sup>14)</sup>。

(3)他の函の状況 こうした高い一体性を有する四一面に対して、他の函の状況はどうであろうか。五九函は、周防関係以外の文書を含むことは先述の通りであるが、括ごとに見ていくと、三、七、八、一〇、一一、一二、一三の括は、いずれも周防関係で、かつ年代幅も袋表書と一致する足かけ二年に収まる。これらの括は四一面の内容物と同様に括単位で現用当初からの状態を保っていると見てよい。六八函はほぼ全点が周防関係ではあるものの、袋などで一括され、年代的な一体性がある括は七、八の二つの括のみであり、他の一六括は年代的な一体性に乏しく、後世になって周防関係という大まかな範疇でもって雑多に集められた印象を受ける。こうした状況は八〇函も同様で、二と三の括のみ年代が足かけ二年に収まる周防関係文書で構成されている他は、一つの括の内部でさえ主題・年代ともにバラバラな文書が混在する。

以上をまとめると、まず各西国沙汰所の任期終了時に、任期中に沙汰所が受給した主要な周防関係文書がまとめられて括が作成される(四一面のうち九以外の括や、五九函三、七、八、一〇―一三括など)。次にこれらの括の保管方法であるが、西国沙汰所のもとの独立保管、年預所のもとの年預関係文書との一体保管、沙汰所・年預就任塔頭のもとの保管などいくつかの方法が想定できようか。

四一面の函としての状況が近世の保管方式を反映したものであるのか、それとも後世の整理を経た結果であるのかについて、いま断定するだけの材料を持ち合わせていないため、これらの点については後考に期したい<sup>15)</sup>。

なお、新修文書に残された周防関係文書全体の年代について触れておきたい。四一面を事例に論じたような、括単位で高度な主題・年代的な一体性を有する形での伝存例で最も年代の早いものは、四一面一四括の正徳五年(一七五五)、最も新しいものは五九函一三括の慶応三年(一八六七)となり、年代幅は広い。しかし全体の伝存状況を手細に見ていくと、括単位での伝存は一八世紀半ばの延享頃で途切れ、その後一九世紀前半の文化年間頃から再び見られるようになる。この間の約六〇年間に属する文書は各函や括の中に散在するのみで、まとまった形では残らない<sup>16)</sup>。正徳末・享保の初め頃に保管体制が整備されたと仮定して、括の状況を見る限りは同様の保管方法が幕末まで継続しているにもかかわらず、一八世紀後半の文書が大きく欠落している理由は定かではない。今後の調査の過程で未整理の函からこの時期の文書が発見される可能性に期待しつつ、更に検討を進めていく必要があるだろう。

## 二 周防関係文書の内容

新修文書に含まれる近世周防関係文書の内容は多岐にわたるが、この内いくつかの文書については類型化が可能である。前掲表に沿いながら文書の内容について整理してみた<sup>17)</sup>。

(1)候人用状 第一に「候人用状」とした文書である。形態は半切紙を貼り継いだもので、基本的に候人三、四名程度が連署して西国沙汰所へ宛てた書状全般を指す<sup>18)</sup>。用状は候人から沙汰所へのいわば定時報告書に当たり、国庁の状況を沙汰所へと伝える機能を有する。国庁と東大寺とを日常的につなぐ幹幹的な伝達回路であり、候人の公的な活動を最も端的に体現した基本史料と言える。

用状の内容は多岐にわたるものの、毎年東大寺から候人らに分配される「御下シ組」の下付申請、国庁諸施設の普請やその費用下付の申請、萩藩や支藩徳山藩への年頭進物の下付申請などは概ね定例化している。これに、候人からの願書の取次、萩藩周辺に所在する阿弥陀寺および東大寺末寺三ヶ寺からの願書の取次、萩藩一族や萩藩家臣からの書状の取次、その他不時に発生した諸事件についての情報伝達などが臨時的な内容として付け加わる。用状中で送付する旨の記載がある書状や勘定書が同一の括弧の中に伝存する例も多く、候人だけでなく萩藩関係者や阿弥陀寺・末寺から東大寺への情報伝達は、一旦国庁で集約されていたことがわかる。国庁は周防における東大寺の窓口として機能していたのである。

伝存する用状の送付時期は必ずしも一定しておらず、伝達事項が生じることに作成・送付していたと思われるが、史料中には「最早定例御用書仕出之時節ニ罷成候故過ル二日」(引用者注二十一月)国庁江集會之儀私より致願文、「尤諸勘定之儀者例年九月御用書仕出之節申上り候得共」等と見え、定例化していた様子も窺える。特に例年九月には諸勘定を送付することから、後述する着到なども九月末を区切りとして作成されていることから、国庁の年度サイクルは毎年九月を区切りとしていたと見てよい。坂東氏によれば、西国沙汰所の任期は七月から翌年六月までで、惣算勘の時期が遅くなることに伴って沙汰所の交代が八月までずれ込むことも多かったとされる。九月に送付されてくる一年間の国庁の諸勘定を処理することは、萩藩大坂藏屋敷からの勘渡米請取・売却とともに、沙汰所にとって就任直後に取り組むべき重要な職務の一つであったことだろう。

また、九月発給の候人用状の冒頭には、実際に南都へ参向する候人に託して用状を送る旨が記されていることが多く、九月の用状は候人自身の手によって沙汰所のもとへもたらされたことがわかる。国庁の年度替わりに作成される諸

勘定・用状を携えた候人代表者による南都参向は、新任沙汰所への挨拶をも兼ねていたと考えられるのである。

更に、候人用状の連署者について付言しておきたい。用状の連署者は概ね三五名であり、連署するのはいずれも上司・得富・竹屋のいずれかの姓を名乗る候人である。興味深いのは、用状への連署が候人の家格を示す標識の一つとなっていたことで、すなわち年未詳(寛永三)三月八日付得富兵庫願書を引用すると以下の通りである。

一筆啓達候。(中略)然者私方末家得富権頭儀、先年家督御礼も相済、昨年より国衙表江引越罷在候間、何卒御念入を以不違内より御用書加判役御許容被仰付可被下□□宜御披露之程致御頼候。右為御頼如此二御座候。恐惶謹言

三月八日 得富兵庫(印)

御沙汰所御役人中

この願書は得富兵庫末家得富権頭が先年家督御礼を済ませ、居所も国衙近辺へ移したため、近いうちに「御用書加判役」を仰せ付けてくれるよう沙汰所へと願い出たものである。近世の国庁には七家の候人の家があり、上司・得富・竹屋の本人三人が三老、或いは三判役と呼ばれ、他の四人が用人と呼ばれて身分的に区別されていたことは既に三坂氏が指摘するところである。引用史料に見えるように、「加判役」とは沙汰所に送る「御用書(用状)への加判を意味したのであり、三判役の名称もこれと同様の性格から生じたものだろう。

また、用状への連署は単なる形式的な身分標識であったのではなく、用状という形で表明される候人集団の総意を担保する機能を有していた。嘉永三年(一八五〇)八月、国庁を襲った大嵐による被害で国庁所属の足軽・中間の一部が国朝し、東大寺からの拝借金下付を願い出ようと候人得富兵庫・竹屋頼負へと取

次を依頼した。兵庫らはこの願を容れ、同じく候人の竹屋多門・竹屋美之介に對し、沙汰所へ取り次ぐための用状に連判しよう求めたが、多門らは「此度願出之難渋者二者高下之次第も有之、勞得と詮議不致候而者実情相分り兼候」、すなわち困窮の度合いが区々であるため詳しい詮議が必要であるとして「即席連印不相成候故相断り申候」と、その場での連印を拒否している。このため兵庫らは沙汰所に対して正式に足輕らの歎願を取り次ぐことができず、ひとまず自ら銀一〇〇匁を借り入れて救済資金に充てている。つまり用状は単なる情報伝達の手段であったのではなく、連判の権限を持つ候人上層部の合意によつて担保される、国庁としての總意を體現したものであつて、候人内部での合意が得られないない事情については、これを用状に盛り込むことができなかつたのである。

(2)着到 類型の二つ目は「着到」と称される文書である。形態は横帳で、現物には出伺御着到、「寺社勤行着到」などの表題が付されている。着到は「寺方」、すなわち末寺三ヶ寺と候人中のものとの二種に分けて作成されており、基本的に九月二十八日から翌年九月十五日までの期間の、毎月一・十五・二十八の三日と、前旬などその他の式日ごとの出伺者名を書き上げた、いわば出勤簿のようなものである。後にも少し触れるが、国庁とその中核施設たる国庁寺には原則として住持などの定住の責任者は置かれず、「番僧」が置かれて宗教行事と寺の管理を担つていたと思われる。この番僧は享保末年頃に廃止され、一時的に候人による「留守居制」の期間を挟んだ後、候人らによる輪番制が開始され、宗教行事も国庁周辺の大東寺末寺三ヶ寺が担う体制となる。着到の作成はこうした国庁運営方式の変化に伴つて始まつたものと見てよい。

現段階で確認できている着到は、元文五年、寛保元年、寛保三年、嘉永元年、嘉永三年(一)、安政元年、文久三年の七分分であり、すべて寺方・候人の二種がセットで伝存する。着到の作成自体は、(元文五年)六月七日付竹屋重郎左衛門書状中に寺方候人・国庁寺勤行出伺着到之儀被仰付、先月十五日より相印候事<sup>32)</sup>

と見えるから、この年から開始されたことが確実である。着到の作成が開始された時期は番僧の廃止時期とも概ね符号しており、また、横式がほぼ変わらない文書が幕末期まで確認できることから、候人らによる管理運営方式自体が幕末まで継続していたことも看取される。

候人の着到について特筆すべきは、当時活動していた候人の全体像を把握できる点である。出伺者の人数は日によってかなりバラつきがあり、少ない日は二人、多い日は十人も名前が記されている。記載頻度が高いのは勿論用状連判者の人物の名前であるが、その他にも多くの候人が活動していたことが判明する。用状等の史料では見えない各時期の候人の全体像を把握する上で有用である。

(3)国庁勘定 類型の三つ目は、「国庁勘定」とした文書である。勘定書自体は新修文書中に多数伝存しているが、国庁勘定は国庁の一年間の経常収支を記載したもので、費目には一定程度の固定性が見られるのが特徴である。形状は着到と同様基本的に横帳で、やはり九月を区切りに作成されている。現物には「国庁年中勘定帳」などの表題が付されていることが多い。現在確認できている内でも最古時代の早いものは享保十二年(一七二七)作成のものだが、史料末尾の記述によると、これは「国庁無住間」の享保九年から同十一年の三年分の勘定をまとめたものとされる。また、下限は安政二年(一八五五)作成のものであり、着到と同様に幕末頃まで同様の形式で勘定が作成されていることを確認できる。享保十二年作成の国庁勘定末尾の記載から、国庁財政の勘定は元來番僧が担つていたものと思われ、番僧が一時的に不在となつたこの時期に、代わつて候人が担当するようになり、後にそれが定着していったものと見られる。

勘定の内容を嘉永二年の国庁勘定を事例に簡単に見ておくと、勘定は大きく米での収入・支出と銀での収入・支出の二部に分けられており、米の収入として寺が保有する小規模な田畑から上がってくる七石五斗が計上され、ここか

ら萩藩領の呼頭(目役人)へ納める年貢を引いた三石余から、一年間の仏齋米、年末年始の年徳祭料、六月の俊乗忌入用、盆祭料、留守居役料が支出され、米方だけで六斗余の赤字を生じている。この赤字額は一石二一〇匁で銀換算されて銀子方の末尾に組み込まれて合算されている。銀子方では、東大寺から支給される国庁給銀と国庁灯明料に、畠から上がってくる銀子八〇匁を加えた一八〇匁が収入で、ここから国庁寺本堂である釈迦堂と国庁八幡宮の灯油料、伊勢初穂、俊乗忌入用、盆祭料、その他消耗品の購入費(茶・炭・紙・桶輪)、諸施設の小規模修繕費、香花・附木入用、国庁下部心付、および米方の不足分が差し引かれ、最終的に一一匁余の赤字を計上している。

最終的に不足した分の銀子は一旦候人のもとでの借銀などによって立て替えられ、沙汰所での勘定書の監査を経た上で沙汰所から支給されたよう、不足銀下付を督促する文言が候人用状中にも頻出する。一八世紀前半の国庁勘定と一九世紀前半のものとを簡単に比較した限りでは、収入・支出の額はともに大きく変わっておらず、収支バランスも基本的に毎年一〇〇匁程の赤字で、黒字になることはごく稀である。流石に費目には若干の異同があるが、今子細に検討するだけの準備が無い。

それにしてもこれらの国庁勘定で取り扱われているのは、収入を銀高換算した場合の総額でも一貫目に満たない少額であり、ここまで微細な収支勘定を一八世紀から幕末に至るまで東大寺へ報告し続けていたという事実は、一見すると厳格な国庁経営の実態を示すものかと思える。しかし一九世紀段階の勘定帳の内容を子細に見てみると、この勘定帳が実際の収支を反映したものではない可能性に思いが至る。試みに嘉永二年、嘉永三年、安政二年の三つの国庁勘定を比較してみると、米方・銀子方ともに各費目の数値がほぼ完全に一致するのである。差異が生じているのはわずかに①米方不足分の銀子換算高と、②これを銀子方に組み込んで算出される銀子方支出の合算額、③銀子方収入から銀子

方支出を差し引いて算出される残額の三ヶ所だけで、これらはいずれも米方不足分を銀に換算する際のレートの差異にのみ起因している。

定例祭事の支出額などが固定化していることはまだ理解できるとしても、田畑からの上がりや毎年呼頭に納入する年貢米の額まで一定であるのは奇異と言わざるを得ない。更に決定的なことは、嘉永二年勘定では、米方支出の内に本来計上されるべき五社御供料一升が費目ごと脱落しており、また銀子方収入内の「国庁給銀」は五七匁で計上されているのに対し、安政二年勘定では五社御供料二升を計上し、「国庁給銀」を五七匁五分で計上するという各費目レベルでの差異があるにもかかわらず、どちらの勘定帳においても、米方支出の総額は三石九斗二升、銀子方収入の総額は一七匁五分と寸分違わず一致していることである。費目を一つずつ合算していけば、最終的に米方支出では一升、銀子方収入では五分の差異が発生するはずであるのに、小計部分では奇しくも額が一致しているのである。このことから、勘定帳には最初から、とりわけ収入部分の小計額を固定化しようとする意図が働いていたと認めざるを得ず、その主眼は、毎年一定程度の不足銀の算出・請求にのみあったと考えられる。

以上の事実から、少なくとも一九世紀段階においては国庁勘定が相当程度に形骸化しており、沙汰所による監査も十分に機能していなかったことが推測される。各年の国庁勘定は全くの同一内容では無いが、差異が認められるのがほぼ末尾の小計・総計部分、すなわち不足銀の額面が算出される部分のみであることを考えれば、沙汰所での監査も不足銀のみを確認する程度のものであり、候人もまたそれを知悉した上で勘定を作成していたのではなからうか。

勘定が実際の収支を反映していないとすると、実際の収支勘定がどのように処理されていたのか、興味は尽きない。ここではひとまず表面上厳格な管理運営を体现するかに見える国庁勘定の裏に候人の強かさを認めるとともに、沙汰所・候人という極めて公的な関係性における両者の「距離」を指摘するにとどめ



たい。

本章では比較的様式が定型化している文書を取り上げて類型化を試みた。これら三つの類型の内、用状の多くが沙汰所日記に転記されている可能性が高いことは既に触れたが、後二者の文書は基本的に日記には転記されない性格の史料であると思われる。これらの文書を分析することで、沙汰所日記だけからは見えてこない、より豊かな国庁・候人の姿を描き出すことができるだろう。もっとも、新修文書をはじめ東大寺側に残された国庁関係の文書は、ほぼすべてが沙汰所・国庁という公的な関係に基づいて作成されたものであり、また、国庁勘定の検討で明らかとなったように、そこから見えにくる姿と実像とは必ずしも一致しない可能性があることには十分に留意が必要であろう。

### 三 東大寺と国庁・候人

近世の東大寺は周防に所在した国庁をついぞ直接管理することはなかった。一八世紀前半以降、候人らによる自律的な国庁管理の方式が構築されたことを考えても、東大寺は国庁を一定程度候人らの手に委ね、自らは国庁と「距離」を取ることを選んだと言える。本章では、新修文書の分析から得られたいくつもの事例に基づきながら、東大寺と国庁・候人との「距離」という問題についても少し詳しく踏み入ってみたい。

まずは二章で取り上げた候人用状に再び戻ってみたい。用状には包紙に沙汰所が実際に用状を受け取った日付が書かれている例が複数あり、また文中に、沙汰所から候人に宛てた書状の日付と、候人がそれを受け取った日付が書かれていることも多い。こうした例は現在一八例確認でき、これらから南都・周防間の書状送達に要した平均日数を割り出すと、二六・六日という数値を得る。送達に要する日数で最も早い場合は一日、最も遅い場合で七日四日もの日数がかかっており、平均しても南都・周防間のやり取りには一ヶ月近くの時日を要

しているのである。仮に候人から何らかの要請を沙汰所へ送った場合、その返答がもたらされるのは用状発送から早くとも一ヶ月近く後であったことになり、二つの地の間にあったタイムラグは看過できない。

こうした物理的・時間的な懸隔が、否応なく両者の間の意識の疎隔をも生んだことは想像に難くない。こうした「距離」は用状の文書様式の変化にも反映されているようである。すなわち、一八世紀段階の用状では、宛名の表記に御沙汰所見性院様<sup>14)</sup>のように沙汰所を務めている個別の塔頭名が記載されるのに対して、一九世紀前半の用状では御沙汰所御役人中となっており、沙汰所個人を特定していない。更に本紙には記されないものの、包紙には既に沙汰所赤井玄仙様・堀池道悦様<sup>15)</sup>と小綱の名が記されるケースもある。この頃には既に沙汰所の実務は彼らの手に移っていたものであるか。いずれにせよ、一八世紀に見られたような沙汰所個人との関係は希薄化しており、ここには東大寺内部における構造の変化も少なからず影響していたのではなからうか。

こうした両者の「距離」を具体的に物語る史料として、嘉永三年頃に国庁寺の大規模修繕のため周防へ下向した赤井玄仙が、南都の堀池道悦に宛てて現地的情況を綴った書状を紹介しておきたい。<sup>16)</sup>

(前略)美食之致方も無之、廿七日夕乗船より千今若目の味噌汁、鰻こぶ、梅干、煮魚二而相防候。生魚之義も直段ハ格別之下直二も無之由、何分諸品共高直二困り居候。掃南之上一生之土産唯し二相成候。此節ハ植付最中二而田植者女斗二而茶乙女と申、懸意之者二而も通合候ハ、御祝と申テテ苗ヲ笠二乗持参候節ハ、断申候も聞入不申、達而及断候ハ、とつ田江引入候故、無摺酒盛候事二御座候。拙者着候ハ、早々東眞院江茶乙女四組参り、国庁江も参り、都合酒老斗遣し候事二御座候。旅宿江持参候節ハ木具二ふき、みやうか、稲苗石之品ヲ乗候。又ハ松竹ヲ入五品之も有之候事二御座候。言葉遣ひ頓頓而不相分候義も有之、木挽・大工・石屋其外之職人二而

も脇差ヲ方指候而参り候事ニ御座候。其外珍敷事共数多御座候。尚追々可  
申上候。以上

玄仙はこの年四月二十四日に南都を発ち、大坂で日印を待つて五月一日に出  
船し、同月七日の朝に三田尻へ到着して修繕の指揮に当たっていた。書状中では、  
遊り好みできるほど食べ物が無く、生魚もさほど安価ではなく、総じて物  
価が高いことなどを伝えている。また、ちょうど田植への時期に当たっていた  
ため、田植えに従事する早乙女に呼び止められてやむなく酒盛りをしたこと、  
早乙女が宿泊先まで農産物を届けにきたこと等、現地の風習をも詳しく伝え、「婦  
南の上一生之土産咄しにする」と乗しげですらある一方、方言が理解できないこ  
とや、職人が全員脇差を帯びていることなども伝えている。玄仙はこれに先立  
つ五月十三日付書状でも、到着直後の国庁の様子を「米井青物等ニ至迄諸色高直  
ニ而何分不自由之場所、宮市江八丁、三田尻八丁、南都ニ而ハ先ノ坂敷梅谷  
村位之処ニ而、夜分ハ蛙之声斗聞居候」と伝えており、繁華な都市部から離れた  
地にあることを、南都に置き換えた位置関係を交えて伝えている。また、先に  
引用した書状の本文に当たると六月十三日付書状でも「此間中石屋参り居候処、日  
別五奴ツ、ニ而候得共南都ニ而ハ半人位之働ニ御座候。職敷申付候而も一向不  
精ニ而、大工并手伝之者も誠ニあきれば候事ニ御座候。人氣之義ハ上方より  
も悪敷所柄ニ而一切不被致油断候故、何角ニ心配仕候とあり、現地で雇った石  
工が南都の石工に比べて未熟な上に怠惰であり、上方から連れて来ていた大工  
たちも呆れているとし、土地の気風も上方より物騒で油断できないと伝えてい  
る。

南都の人間である玄仙の書状は、周防の様子を南都と対比させながら活写し  
たもので、その記述は読んでいて興味が尽きない。しかしここでやはり玄仙  
の目に映った周防の姿が、常に南都との「距離」というフィルターを通して語ら  
れていることに気付かされるのである。

それでは、沙汰所―国庁・候人の関係はあくまでも形式的な帰属関係に過ぎ  
ず、国庁修繕などの基本的な業務に関わる領域だけが両者をつなぐ回路であつ  
たのだろうか。残された文書を見る限り、必ずしもそうとは言いつれないよう  
である。ここではその具体例として、享保年間に活動した一人の候人である得  
富弥左衛門の存在に触れておきたい<sup>47</sup>。彼は候人得富家の人間であり、今のところ  
正徳五年(1724)十二月三日付清涼院宛得富左衛門書状<sup>48</sup>にて、弥左衛門が「何角  
身分之儀共御願申上りを兼ねて南都へ参向する」とあるのが初見である。結論から  
言うと彼はこの時経済的な困窮状態にあり、候人の職務を一定期間休止して東  
大寺中で奉公を行うために南都へ向かったのである。彼がその後享保年間を通  
して東大寺中にあり、大和国内寺領からの米銀収納に間与していた様子は新修  
文書中の複数の史料からも確かめられる<sup>49</sup>。

候人が一定期間国庁を離れて東大寺で奉公する事例はひとり弥左衛門の例に  
とどまらない。家計困窮を理由に東大寺内での奉公を願う願書は一八世紀前期  
に複数確認できる<sup>50</sup>。こうした願書は一九世紀には見られなくなるものの、嘉永  
二年の史料でも「兼而得富帯刀・同兵車兩人之儀ハ度々致上郡、御手元ニも久敷  
被召仕候事故」と、候人が沙汰所のもとで召し使われていたことを示す記述があ  
るため、候人の東大寺での奉公自体は継続していたと考えらるべきだろう。南都  
での奉公の経験は、東大寺と国庁の「距離」を少しでも埋める作用を持ったら  
うか。いまここで結論を出すことはできない。いずれにせよ、候人の一部が東  
大寺内の寺務に深く関与していたという事実は、候人・国庁の問題だけでなく、  
東大寺の経営を考える上でも重要と言えるのではなからうか。

### おわりに

東大寺に残された近世周防関係文書は、質・量ともに一級の史料群である。  
そこに記された国庁・候人の姿は、紛れもない彼らの実像の一面を示している。

しかし東大寺と周防との間には絶対的な「距離」が横たわっていたのであり、この「距離」こそが両者の関係を根底で規定する大きな要素の一つであった。南部を拠点とする東大寺と、周防を拠点とする候人は、「距離」を狭みながら、互いにどのような関係を築こうとしたのであろうか。この点を探るためには、東大寺に残された膨大な史料と格闘し続ける一方で、周防や候人側の史料をも用いて、「距離」によって発生するズレについて答え合わせをする作業が必要となるだろう。

## 註

- (1) 代表的な研究として、三坂圭治「周防国府の研究」(積文館、一九三三年)、水村眞「中世東大寺の組織と経営」(塙書房、一九九九年)、高山聡「中世東大寺の国衙経営と寺院社会」(勉誠出版、二〇一七年)など。近世については前掲三坂著書および坂東隆彦「近世東大寺復興活動の一面面」(西国沙汰所を中心に)、「(財)実行委員会編『論集 近世の奈良・東大寺』」ザ・グレイトフット・シンポジウム論集第四号、東大寺、二〇〇六年のほか、防府市史編纂委員会編「防府市史」(通史Ⅱ 近世、防府市、一九九九年)、山本博文「江戸お留守居役の日記」(発売新聞社、一九九一年)などの成果がある。また、前掲高山著書も近世初期の状況までを取り扱っている。

- (2) 以上の中世段階の状況については、注1前掲高山著書に詳しい。  
 (3) 従来の研究では、「国庁」を「国庁寺」とする例も多いが、実際の史料上では当方国庁井候人中別条無御座候事(五九函二〇)括弧号のように、「国庁」とする例が圧倒的に多い。逆に「国庁寺」とする場合は、「且又当分国庁寺之儀、中間差人中儀兼而もしまり労働無御座二付(四一四)括弧五号のように、「国庁諸施設の中も本陣敷も安置されたい祝言堂とその附屬施設(客殿・庫裏など)を指して限定的に用いる例が多いように見受けられる。したがって、国庁諸施設と候人・末寺三ヶ寺によって構成される複合体の総体を指す場合は「国庁」とするのが妥当であらう。  
 (4) 注1前掲高山著書。  
 (5) 西国沙汰所については注1前掲坂東論文が詳細に明らかにしている。  
 (6) 吉川聡「新修東大寺文書聖教第四七函・七七函の調査と概要」(吉川聡編『東大寺図書館所蔵新修東大寺文書聖教調査報告書 第四函若くは第七七函(二〇一四年)』、注1前掲坂東論文)。

- (8) ここでは便宜的に、目録上で、国商候人や西国沙汰所が受委託者となっている文書(「国庁」や「国衙」等の語句が含まれている文書、およびこれらと一括関係にあり、明らかな関係を有すると判断される文書を周防関係文書として抽出した。本来であれば第一にモノとしての函についての分析を加えるべきであるが、筆者の準備不足からこの点は分析及ばなかった。今後の機会に伺らう。  
 (10) 注1前掲坂東論文によれば、沙汰所の任期は通常七月から翌年の六月までとされる。  
 (11) 注6前掲吉川論文。  
 (12) 但し、一六の括弧のみ年代も区々で、主題に関しては毎年所や兼議所関係のものを含むなど、他の括弧に比べてやや一休性に欠ける。恐らく括弧にまとめたものが、本来の括弧から脱落した文書を一緒にまとめたものと見られる。  
 (13) 五九函三括の宛。  
 (14) 新修文書と沙汰所日記との対照作業は現時点で筆者の準備が不足しているため、今後の課題としたい。なお速藤基郎氏が新修文書中の年預五節関係文書と、年預五節の公務記録である「年中行事記」との対照を行っており、行事記に転記された段階で文書が廃棄された可能性や、行事記に転記されなかった文書が新修文書中に伝存することなどを指摘している。速藤基郎「新修東大寺文書聖教とその他の史料群との関係」(綾村安編『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』二〇〇五年)。

- (15) 他にも、本来であれば四一函にあってもおおしくない享保期の周防関係括が五九函、六八函、八〇函にも伝存すること、毎年沙汰所の責任のもとで行われていたはずの長州米請取・光租に関する文書が四一函にはわずしか含まれていない点など疑問は多い。  
 (16) 一七世紀の文書も同様に散在するものであるが、これは文書管理体制自体がこの段階では後世でも整備されていなかったことに起因するものであらう。  
 (17) なお、二章で整理した周防関係文書はいずれも西国沙汰所「国庁」の関係に基づいて交わされたやり取りに関する文書である。近世周防関係という範疇の中には、これ以外に沙汰所「萩藩大坂蔵屋敷」の関係に基づいて展開する領域が存在する。後者については準備が無いため今回は上げない。  
 (18) 目録上では(候人名)等書状や(候人名)等口上書などの文書名が付されているものがこれに該当する。なお、実際の史料中では「御用書」と呼称されては候人用書「括弧表書」にも「西国方用書」(五九函七括)などとも見えるため、密書には候人用書とすべきであるが、重要書類や実用書などのニュアンスを持つ「用書」を用いるという意味が取りづらいため、ここではひとまずより実務的な響きのある

- 「用状」としておく。また、便宜的に、三名以上の候人の連署を持つ沙汰所宛書状であり、かつ複数の主題に関する羅列的な情報伝達をその内容とするものを「用状」として定義しておく。
- (19) もっとも、一八世紀に頻繁に見られる幕藩関係者との音信物贈答や萩・地山城下への年頭挨拶などは一九世紀の用状にはあまり見られなくなる。これは幕藩の財政繁栄に伴う変化であろう。
- (20) 四一函八括四号の用状では候人竹屋嘉七の召し放ちについて三田尻都合人中川与右衛門よりの書状を取り次ぐとの記載があり、実際に同六号に中川の書状が残る。また、四一函八括二号の用状中では、萩家中からの榎本明神への初穂料を取り次ぐ旨が見えており、実際に同三号に榎本弾正による初穂納入の書状が残る。
- (21) 五九函七括二八号（嘉永二年）十月十八日付。
- (22) 五九函二一括三〇号。（安政三年）五月二十八日付。
- (23) 注1前掲坂東論文。
- (24) 一例として、四一函四括二号（享保五年九月二十六日付候人用状）の冒頭に「此度得富三郎左衛門順番二而其御地能登候条一筆申上候と見えるものを挙げておく。なお九月以外の用状では、「一以て一案申上候一四一函四括一號（享保六年）三月一日付候人用状」などとなっている。
- (25) 五九函一〇括二七号。
- (26) 注1前掲三坂書四四九頁。
- (27) もっとも、一定程度機能が形骸化しているように見える三判投と、引用史料中に見える「御用書判投」とは厳密には別物であろう。三判投は慣例的に候人三家の本家が務めるとされているのに対し、引用史料中では得富兵庫の「末家」を加判投に仰せ付けて欲しいという点もこのことを異付ける。もっとも管理上の限り他の史料中では加判投という役職名は確認できないため、ここでは加判投の連署者、すなわち候人集団の上層部に加判という程度の意味として理解しておくのが妥当であろう。
- (28) 五九函一〇括二七号。
- (29) 五九函一〇括二六号。
- (30) なお、厳密な対照までできていないが、用状の大半は西国沙汰所日記に転記されたものと思われる。
- (31) もっとも、着判は式目ごとの候人・寺方の出勤の名簿であつて、輪番制自体とは別の枠組みに属するものよであるが、番留廃止によって候人らによる自主管理制に移行したことに伴い、式日出向が制度化されたという因果関係は想定できようである。
- (32) 年代順に、四一函八括一四・一五号、四一函一三括一・二号、四一函九括一・二号、五九函七括二・三七号、五九函一〇括三・二四号、五九函一括二六・二七号、六八函八括一・二号。
- (33) ほかに年未詳の着判一点が伝存する六八函一括三八号。
- (34) 四一函六括一一号。
- (35) 五九函二一括七号。
- (36) 八六函五括八号。
- (37) 五九函二一括七号。
- (38) 五九函七括二五号。
- (39) それぞれ五九函七括二五号、同〇括一九号、同二括七号。
- (40) なお、周防と周防一兩郡とで送達に要する日数に大きな違いは見られない。また、ここでは便宜的に一ヶ月を三〇日として計算してある。更に、四月を度外視したため、実際にはもう少し平均日数が伸びる可能性があることを断っておきたい。なお、ここで検討したのはやはり一八世紀前半と一九世紀前半の用状のみであるが、今のところ時代による日数の差異は認められない。
- (41) 四一函二一括二の一号。寛保二年二月十九日付。
- (42) 五九函七括七号。（嘉永三年）正月十二日付。
- (43) 五九函二一括三〇号。（安政三年）五月二十八日付。
- (44) 五九函七括四五号。本史料は同三三三号（嘉永三年）六月十三日付柳池道悦宛寄井玄仙書状の別紙である可能性が高い。
- (45) 五九函七括二二号。
- (46) 五九函七括二二号。
- (47) 候人得富家の姓の表記については、実際の史料中でも徳富、得富、得留などとなりブレがあるが、ここでは便宜的に得富に統一する。
- (48) 四一函一四括四号。
- (49) 五九函一九括など。これらの文書を詳しく実見できていないが、目録上で見ると年所所の役人として勤務していたようである。最終的には元文五年四月二十三日に南都で死去し、やがて嫡子平内に跡式の継承が認可されている（四一函八括一〇号）。
- (50) 四一函六括二号、四一函八括八号など。
- (51) 五九函八括三の一号。（京都大学大学院文学研究科博士後課程）

## 幕末期安倍寺の境内整備——近世末寺史料の一例として——

(第九二函一〇括・一一括)

山田 淳平

東大寺には近世の末寺関係の史料がまとまって残されている。今回の調査での整理に従って列記すれば、五坊院・眉間寺・元興寺・空海寺・新薬師寺・永福寺・馬場村金龍寺・同村福蔵寺・高山法楽寺・安倍寺・広瀬村西迎寺・上深川村元興寺・下深川村帝釈寺・下萩村浄土寺・勝原村薬師寺・毛原村長久寺・杉原村善福寺・下笠間村宮坊などである。

本寺である東大寺に末寺からの願書・届出書類が集積されたものであり、眉間寺といった廃寺となった寺院の名前も見え、近世の諸寺院の実態を知るために有用な史料群であると言える。本稿では、末寺史料のなかでもまとまった分量を占める、安倍寺関係の史料の一部を紹介する。

安倍寺関係の史料は、概ね享保年間から明治初年に至る一八八点が存する。多くは安倍寺から本寺である東大寺の年預五師に提出された願書や届書で、住持の任免や領知朱印状の授受、境内の普請・作事、芸能興行の許認可など、その内容は多岐にわたる。ここに紹介するのは、幕末期に集中的に見られる、境内諸施設の整備に係る史料群である。

安政六年(一八五九)に出願された清明公社の建て替え【史料1】を皮切りに、万延元年(一八六〇)には茶所及び文殊院納屋の修葺【史料5】、元治二年(一八六五)には安倍仲麻呂御霊社の再建【史料6・7・8】、慶応二年(一八六六)には大日堂・白山権現社拜殿・庫裏・玄閻・長家門の修葺【史料9・10】、更に同年内には四国八十八ヶ所と西国三十三ヶ所の石仏を境内に移し【史料12】、翌慶応三年(一八六七)には移しの成就に伴って茶所の建立が出願されている【史料11】。

注目されるのは、清明公社や安倍仲麻呂御霊社といった、安倍寺ゆかりの人物を祀る諸社を整備している点や、既存の堂舎の修葺に加えて、四国八十八ヶ所、西国三十三ヶ所といった新規の建立が複数みられる点である。

元治二年(一八六五)に再建が出願された安倍仲麻呂御霊社は、永禄六年(一五六三)に伽藍とともに焼失したとされるもので、当初、安倍寺から南西の方向に存する飛地の(安倍仲麻呂公田跡)に再建が企てられたものであった【史料6】。ただし、遠隔地では管理が行き届かないということも、田跡にはそれを示す(立石)を建てるとし、御霊社は寺内の奥ノ院に仮鎮座することとなっている【史料7】【史料8】では今少し詳しい経緯が述べられており、それによると、御霊社の風除けのための樹木によって安倍村阿部村との田地に差し支えがあるという安倍村からの申し出があったとされる。一方で、安倍村からは「再建手伝」として銀子三貫目が寄附されることとなっており、御霊社の再建が、寺内だけでなく安倍村との関係性のなかで進められていった様子が見て取れる。あわせて、文殊講も茶所の再建の仕上げにかかっているところであることが述べられており、境内整備に当たって村や講が深く関与していたことがうかがわれる。また、【史料7】に「近々仲麻呂公千百年廻忌ニ相当り候ニ付」とあるように、この御霊社の再建が仲麻呂一〇〇年忌を目指して企画された点も注目される。これに先立つ嘉永七年(一八五四)には、安倍清明八五〇回忌に臨んで、遠忌法事を行うとともに、「靈仏靈宝」の観覧が計画されていた【史料3】。この計画は、当時安倍寺と安倍村役人の間で不和を生じ訴訟沙汰となっていたため、法事の執行のみとなったようであるが、この後安政六年(一八五九)には境内の清明公社の建て替えが行われており【史料4】、清明関係の境内整備が進められている。安倍仲麻呂や安倍清明といった安倍寺ゆかりの人物たちの遠忌を契機として、参詣者の誘引を図っていた様子が見て取れ、興味深い。

御霊社再建の翌年慶応二年(一八六六)に出願されたのが、四国八十八ヶ所およ

び西国三十三ヶ所の移しの石仏の遺立である【史料12】。四国八十八ヶ所は天保年間一度出願されていたようであるが、四十四ヶ所を調査したところで中絶していらしい。それを仁王堂村の米屋徳兵衛なる人物の篤志によつて、八十八ヶ所の残り一三二軀に西国三十三ヶ所の三十三軀の石仏を合わせて遺立したものであった。この翌年の慶応三年（一八六七）には両石仏の成就に伴つて茶所二字の建立が出願されているので【史料11】、これも一定の参詣者を見込んだものであつたのだらう。

幕末期の安倍寺は、財政的にかなり逼迫していたようである。嘉永元年（一八四八）には東大寺年預から板井村辻市兵衛、安倍村五郎兵衛・佐右衛門に対して、文殊講や村役人の協力による「改革仕法」の遂行が依頼されている【史料1】など、財政再建が課題となっていた。当該期における積極的な境内整備は、あるいは参詣者等による増収を目標としたものであろうか。

これらのように、幕末期の安倍寺関係史料からは、幕末期の安倍寺が積極的な境内整備を進めていたこと、また、堂舎の作事にあつて村や講が相当の出金をするなど、安倍寺の運営に地域住民の深い関与が存したことが見て取れるのである。

今回はごく一部の史料を取り上げたに過ぎないが、末寺関係の史料群は、寺院史はもとより、地域史の史料としても今後解読が進められていくべきものであると言えよう。

【史料1】第九二函一〇括28号「東大寺年預当役家来治田貞輔他三名連署願書」

（包紙）

（口上書 一通）

口上覚

一、当寺末寺安倍山満願寺儀者上古之寺田趾二而寺中坊舎伽藍向等昌隆之地二有之候処、追々歳需を経費亦増し大破危急相成、就中近年住侶不行跡之次第も相聞、因茲取締方も被申付候得共、累年之悪弊彼是以借財相富、此俣差置候而者所詮難相統、寺門破壊之場二も相至歎ケ敷、右二付文殊講中世話方之もの相語合本村庄屋年寄中荷担相頼改革仕法之儀目論度旨大門坊方願出候二付被聞届、借財高取調并仕立方等之義被尋入候所、別紙帳面被差出致承知候、右辺之儀者万端於本寺立法可致之処、手違之地不案内之事故難行届、依而今般其元殿江御任せ取締仕法之儀、厚御頼可申入候、此度処者差二一寺興隆二も相拘り候儀二付、不容易儀幾重二も御究考無益之失却相立不申様御取斗、尤借財口々高利之趣二付年内之取納物并本村作出之徳米等引当ヲ以一手二相束ネ借入減し替、来ル四年暮方亥年迄向十五ヶ年二皆済之積り、猶又安倍山住侶之儀者右仕法年限中行跡御取締御座候様致し度、自然心得違筋者早速御注進有之度、都而其元殿寺元藤井宗右衛門等江御談し可被申候、前書之通改革年限中御任せ申置候上者、興隆助成相成候様無料御配斗願入候、右之趣一山衆評之上取究候儀二付、聊無御疑念御世話所希候、以上、

東大寺

年預当役家来

治田貞輔（印）

同

増田元立（印）

同

堀池道悦（印）

一山役人

嘉永元年申十一月

赤井玄仙(印)

桜井村

辻市兵衛殿

阿部村

五郎兵衛殿

同

佐右衛門殿

前書之通頼入候儀相違無之候、仍而奥印如件、

年預

龍松院(印)

安倍山

嘉永四亥年九月十九日

大門坊(印)

御本寺

東大寺

前御年預所様

【史料3】第九二函一〇括30号「御末寺安倍山大門坊病氣代先住弘応届書」

(包紙)

〔五〕

御末寺

上

安倍山

大門坊

【史料2】第九二函一〇括29号「御末寺安倍山大門坊請書」

(包紙)

〔上〕

奉差上御受書

一、安倍山之儀、近來大借及因鷲山内難立行候ニ付、去ル嘉永元申年從 御本

寺様 御憐愍ヲ以御仕法被仰附候、世話人共無其儀重角不当之儀有之候ニ

付、則旧冬蒙 御尋有体奉申上候処、 御威光ヲ以御糺明被仰附、然ルニ

未算用出入出銀高不相沢候ニ付、此度右世話人御断切ニ相成候趣拙僧へ被

仰達恐入奉畏候、左候へ、是迄世話人取替銀高明白ニ算用相立候上ハ何

時ニ而も当地下三条口田嘉兵衛方出銀致くれ無異儀、御本寺様へ奉差上候

約定仕置候間、此段相違無御座候、依而御受書奉差上候、以上、

御末寺

乍恐書附ヲ以御断奉申上候

一、当三月晴明八百五十回忌ニ相当り候ニ付、去月廿八日 御奉行所表へ御遠

忌法事執行仕度并靈仏靈宝諸人へ為拝申度旨、御願奉申上候処、當時安倍

村役人共々拙僧相手取出入中ニ付靈宝等為拝之儀者右出入相済候前差扣可

申旨被 仰附、尤御遠忌法事執行之儀者御憐愍ヲ以御聞込置ニ相成候間、

此段乍恐書附ヲ以御断奉申上候、以上、

御末寺

嘉永七寅三月二日

安倍山

大門坊

病氣代

先住

弘応(印)

御本寺

東大寺

御年預所様

東大寺末  
十市郡安倍山

満願寺

【史料4】第九二函一一括129号「安倍山文殊院願書」

絵図面

東大寺末

十市郡安倍山

満願寺年預

文殊院

清明公社

梁行式尺

桁行式尺

千木勝尾木有之

屋根箱棟椽皮葺

此外絵様無御座候

東大寺末  
十市郡安倍山

満願寺

年預

文殊院 印

御奉行所

安政六末年三月十八日

右之通奉差上候契、御開濟ニ相成候ニ付、依而写奉差上候、以上、

安倍山

文殊院(印)

瑞籬

鳥居

高サ志間

地幅志間

瑞籬

高サ四尺

二方二而長延六間

奉願口上書

御本寺

東大寺

御年預所様

【史料5】第九二函一一括130号「安倍山文殊院願書」



乍恐御願奉申上候

御末寺安倍山

満願寺

年預

文殊院

茶所

桁行 四間

梁行 三間

但し志間ひさし附

(図略)

文殊院納屋

桁行 七間

梁行 式間半

但し志間ひさし附

(図略)

一、今般絵図面之通り茶所桁行四間、梁行三間、志間ひさし附、屋根瓦葺井文殊院納屋桁行七間、梁行式間半、志間庇附、屋根瓦葺、右式ヶ所先年相倒れ候故取崩有之候処、此度古木ニ新木ヲ取交江如元再建修理候間、依之御奉行所江相願申度奉存候間、先例之通り御添輪頂戴仕度、此段奉願上候、右 御許容被成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

万延三申年九月廿一日

文殊院(印)

御本寺

東大寺

御年預所

【史料6】第九二函一一括131号「安倍山年預文殊院願書」

(包紙)

一上

御末寺

安倍山

文殊院

乍恐書附ヲ以御願奉申上候

御末寺

安倍山

文殊院

一、当山支配飛地境内安倍仲麿公旧跡四拾間四方往古伽藍在之候処、去ル永祿六年右御霊社并伽藍及焼失歎ヶ敷奉存罷在候、然ル処今般拙僧依心願右旧地江仲麿公 御霊社別紙絵図面之通り再建仕度奉存候間、偏ニ御本寺表奉蒙 御許容度、尤 御奉行所表江御願奉申上度候間、任先例奉頂戴 御添輪度何卒出格之御仁恵ヲ以 右 御開濟被為 成下候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

安倍山

年預

文殊院(印)

元治二五年二月廿三日

御本寺

東大寺

御年預所

【史料7】第九二函一一括132号「安信山文殊院願書」

乍恐御願奉申上候

御末寺

安倍山

文殊院

一、当山飛地境内安信仲麿公旧跡四十間四方伽藍地ニ御座候処、去ル永禄六年及焼失歎ケ數罷在候折柄、最早近々仲麿公千百廻忌ニ相当り候ニ付、御靈社再建仕度旨、則当三月御願奉申上候処、御許容被成下難有奉存、然ル上ハ右飛地江御社再建可仕之処、右飛地之儀、当山より未申之方ニ相当り四五町余り隔在之、當時山内住僧甚以無人ニモ御座候故社參花水供等自然行届キ兼候様奉存候間、御旧跡之処今般如何とも相改四方境内仲麿公御旧跡等申立石ヲ相立、其中ニ住古方凡歎歩式歎余リ之芝塚等ハ其儘ニ致し置、此度御靈社再建十分一之御社ヲ山内ニ空地多分御座候故、御社之儀ハ右之奥ノ院江當時飯領座仕度、院ニ六ヶ年以前晴明公御靈社之儀も御旧跡御座候得共、右旧跡ハ其儘ニ致し置、山内文殊宝物西之方へ鎮座仕候近例も御座候ニ付、甚以恐多御願ニ御座候得共、何卒格別之御仁恵ヲ以御靈社再建御引立等御思召被為成下、前段之通り山内奥ノ院江右仲麿公御靈社飯領座偏ニ御許容被成下度伏て奉願上候、右之趣御聞齊被為成下候ハ、重々難有仕合ニ奉存候、以上、

御末寺

安倍山

慶応元丑年

十二月十五日

文殊院(印)

御本寺

東大寺

御年預所

【史料8】第九二函一一括133号「安信山文殊院願書」

乍恐別紙御歎願奉申上候

一、今般仲麿公十分一之御社再建御旧跡江可仕之処、安倍村西手ニ而少々地所高キ故折々大風之節ニ自然御社へ相当り何連風難之然ヲ相除キ候様樹木等植立候ハ、後日立延候節、村方本田之差支ニも多分相成候由ニ御座候、左之村方一統迷惑仕候段相歎キ候故、尤御旧跡之内前々村方へ相任開致致シ在之候畑地之分是迄之通り村方へ小作支配相任セ置、則六ヶ年以來取調仕年々玄米壹石三斗ツ、御上納山内へ相納來り、右毎年納米之儀ハ向後仲麿公御祭日ニハ御神供米等ニ相用申度、就而ハ當時節柄ニ付請負大工方申立候ハ、白木惣檜木作りニ仕、御靈社并鳥居築地石垣等造り上ケ之凡十貫目余り相懸り候趣、甚以貧地之山内故心痛仕居、然ルニ文殊講中共も漸々茶所再建仕上ケ候折柄ニ御座候得共、右ハ仲麿公鎮座之儀奥ノ院ニおいて出来候事ニ候ハ、尚又村方一統申談し、此度再建手伝と申て銀子三ノ目無相違寄附可仕旨儘ニ申與、且又多向勸入之儀も如何も世話可仕候様申也、旁々以當時奥ノ院江鎮座致し度奉存候間、何卒出格之御憐怒ヲ以此段深御聖慮之御沙汰幾重ニも奉取繕り候、右別紙御歎願奉申上候通り聊相違無

御座候間、偏二 御間濟被為 成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

御末寺

安倍山

文殊院

十二月十五日

御本寺

東大寺

御年預所

【史料9】第九二函一一括134号(安倍山文殊院願書)

奉差上(図面)

安倍山

文殊院

一、当山ニ在之候

大日堂

梁行四間

桁行四間

前并左右三方ニ老間宛之板縁付

屋根瓦葺

絵様無御座候

(図略)

白山権現社

拝殿

梁行式間

桁行三間

屋根瓦葺

絵様無御座候

(図略)

一、当寺

庫裏

玄閣

一棟

庫裏

梁行三間

桁行十式間

前後ニ流式間宛之庇付

屋根瓦葺

軒先玄閣

梁行式間

桁行三間

屋根瓦葺

絵様無御座候

(図略)

長家門

桁行式間半

桁行八間

屋根瓦葺

絵様無御座候

右大日堂并白山大権現社之拝殿等者近年破損ニ相成候ニ付、朱引之通朽損候大日堂三方板縁并屋根無古木并拝殿屋根地無古木等新木を以取替屋根替建之儘修葺、猶又当寺庫裏玄閣一棟并長家門等ハ大破ニ付此度取崩シ古木ニ新木取交建替ニ御座候、右之通相逢無御座候、以上、

慶応二(寅年)二月廿八日

安倍山

文殊院

御本寺

東大寺

御年預所

【史料10】第九二函一一括135号「安倍山文殊院願書」

奉願上口上書

安倍山

文殊院

一、当山内ニ在之候大日堂梁行四間、桁行四間、前并左右三方ニ老開宛之板縁付、屋根瓦葺并白山大権現社之拝殿梁行式間、桁行三間、屋根瓦葺、猶又当寺庫裏玄間一棟、庫裏梁行三間、桁行拾式間、前後ニ流式開宛之庇付、屋根瓦葺、軒先玄間梁行式間、桁行三間、屋根瓦葺、長家門梁行式間半、桁行八間、屋根瓦葺、右之通往古方在来り候所、大日堂并白山大権現之拝殿等者近年破損ニ相成候ニ付、右大日堂三方板縁屋根地垂木、白山大権現之拝殿屋根地垂木等ハ新木を以取替屋根葺替、建之儘修覆、猶又当寺庫裏玄間一棟并長家門等者近年大破ニ付、此度取崩シ古木ニ新木取交知元建替仕度奉存候ニ付、委細別紙ニ差函面奉差上候、右之趣御聞届被成下候上者、御奉行所江茂届出度奉存候間、御暇并御活書被下置度、此段奉願上候、御聞届被成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

慶応二寅年二月廿八日

文殊院(印)

御本寺

東大寺

御年預所

【史料11】第九二函一一括136号

「安倍山文殊院願書」

乍恐御願奉申上候

御末寺安倍山

文殊院

一、昨年四月奉申上候処、奉蒙 御許容御当山境内之内へ新四国八十八ヶ所并西国三十三所漸々此中右仏成就仕候ニ就而ハ、今般兼所一宇建立仕度候間、何卒格別之御憐愍ヲ以御許容被為成下度奉願上候、尤先格之通り御奉行所表相願申度奉存候間、乍恐御添翰頂戴仕度、此段宜敷奉願上候、右之趣 御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

慶応三卯四月二日

文殊院(印)

御本寺

東大寺

御年預所

(図略)

梁行三間

桁行五間

但シ惣瓦葺

右之通りニ御座候、以上、

【史料12】第九二函一一括137号「安倍山文殊院弘応届書」

〔※追筆を除き全文抹消〕

乍恐御届ヶ奉申上候

御末寺安倍山

文殊院

一、去ル天保度ニ御届ヶ奉申上候当山新四国八十八ヶ所造立之儀、御款奉申上御許容被為、成下難有奉存、然ル尅其頃漸々四十四軒丈ヶ出来、是迄中絶致し有之歎ヶ敷奉存、就而ハ此度隣村仁王堂村米屋徳兵衛ト申ものハ元來信心之者ニ付、願人四人發起人相成與、且諸方世話人共々夫々施主家へ相勤メ新四国八十八ヶ所石仏不足之分百三十二軒、且又新四国三十三ヶ所石仏三十三軒、右両様とも奉移当山境内江候間、乍恐此段書付テ以御届ヶ奉申上候間、何卒此段御許容被成下度奉願上候、右御開濟被成下候ハ、難有奉存候、以上、

安倍山

慶応二寅年六月十二日

文殊院

弘応(花押)

御本寺

東大寺

御年預所

(追筆)

「本紙別ニ有之候、

認替相成不用之届書、」

註

(1) 近世の安倍寺に言及したものと、東伏魔『安倍文殊院史』(安倍文殊院、一九九)がある。

(2) 寛文期以降の安倍寺の景観を描いた絵図「南都東大寺大和國十市郡真言宗安倍山(奈良県立圖書情報所蔵)には「御靈跡之地が書き込まれており、「当山ヨリ三十間程西未中方ニ此地メン支配仕届申候」との注記がある。

(3) 桜井村の枝郷とされる仁王堂村と思われる、「御用人馬入用銀澤訴訟返答書(東新堂有文書)」「桜井市史、史料編、下巻」桜井市役所、一九八)に「桜井村之内枝郷仁王堂村」が見える。

(4) 「桜井市史」によると、弘化三年(一八四六)に安倍村の油屋佐右衛門の名前が見い出せ、あるいはこの人物が(中西家大坂油引合日記(阿部、中西正光文書)前掲「桜井市史、史料編、下巻」)。とすれば阿部村の年寄を務めていた家柄である。

(5) 嘉永四年(一八五二)には、仕法の世話人たちに「不当之儀」があり、世話人による仕法は解消されたようである【史料2】。

(奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課美術工芸担当 主査)

## 東大寺文書にみる近世の五劫院

(第九二函一括)

水谷友紀

## はじめに

このたびの調査により五劫院関係文書が一二〇点ほど発見された。それらは殆どが九二函一括に収められている。これらの文書は、おそらく近代の整理で一つにまとめられたと思われるが、近世に東大寺地蔵院が五劫院別当という立場にあった関係で、東大寺に伝わった文書群であると考えられる。九二函一括の他に、八四函一号、八五函三括三号、八五函八括一、八五函八括二、八七函一、八七函一括五号、九一函一括三、九一函一括一五号等がある。

これら五劫院関係文書は、近世において東大寺末寺、また浄土宗寺院という側面をあわせもった五劫院について、東大寺・檀家・講との関係、浄土宗寺院としての活動の一端等を伝える貴重なものである。したがって本稿では、まずは史料をいくつか紹介して概略を述べ、諸賢の批判を仰ぎたいと思う。なお、ここで紹介する史料のうち、九二函一括所収のものについては、以下、便宜的に文書番号のみを表記する。

## 一 近世五劫院の寺観

思惟山五劫院は奈良市北御門町に所在する。現在、同寺は浄土宗の法脈を伝えている。東大寺末寺として華嚴宗に所属している。同寺の創始は、鎌倉時代に東大寺を再興した重源の開山とされる。重源は宋から五劫思惟阿弥陀仏を請来して、東大寺北門に一堂を建立し、その本尊として安置された。それゆえ寺号を五劫院と称しているとい<sup>1)</sup>。

明治期以前の五劫院については、『大和国各郡寺院調査ノ件』<sup>2)</sup>「明治六年」によると、東大寺末寺で元高は無く、浄土宗西山派であったとい<sup>3)</sup>。また、『奈良市寺院明細帳』<sup>4)</sup>「明治二十四・同二十七年」では、同寺は「華嚴宗東大寺末」とされ、それに加えて「当寺儀、開基以来代々浄土宗ニテ転宗転派等一ケ度モ無之、当住ニ至ル迄西山派僧相續致来候」と記載があり、東大寺住職菅沼英樹の奥書もなされている。このように、近世の五劫院は、東大寺末寺、かつ浄土宗寺院であったことが確認できる。

製作年代が寛永十九年(一六四三)以降正保五年(一六四八)以前と考えられている「寺中寺外惣絵図」によれば、東大寺の北門(北大門)の北西角に接して堂舎等が描かれており、「北御門／五劫阿弥陀堂」と注記され、現在地と同じ位置に、五劫院の所在を確認することができる。境内は塙で囲まれ、敷地内には表門や鐘樓、本堂、境内社と思しき建物等が配されている。寺地の北には佐保川が西へ流れ、奈良町の北の郊外に接している。絵図からは、こうした近世前期の景観がうかがえる。

先に述べたように、五劫院の元高は無高であったが、慶長七年(一六〇二)に、「五劫院屋敷」の地子が赦免されたという(徳川家康陛下の大夫保石見守長安が奉行)。赦免の根拠は、五劫院の開基が俊乘上人(重源)であったこと、また、重源が大唐より得來した、善導大師真作の「五劫思惟靈像」が本尊の阿弥陀如来であったことに起因していた。これらの点は、八七号に記されている。同史料は、元禄十一年(二六九八)の検地の際に、五劫院住職看礼が大和郡山藩に提出し、地子の赦免理由を述べたもの写で、「五劫院屋敷高は一石七斗六升四合と表記されている。つまり、この史料に基づく、五劫院の所在する場所は、重源を由緒とし、五劫思惟阿弥陀仏が安置された土地であることから、免許地に認定されたということが指摘できる。

これらのことから、慶長七年時点では、五劫院には「屋敷」と認められる建物

表 近世前期～中期頃の五劫院歴代住職

1 (中興) 願成上人	寛永3年(1626)10月3日没
2 (第二世) 称誉船西上人	元和6年(1620)5月18日没
3 (第三世) 念善上人	寛永14年(1637)9月29日没
4 (第四世) 讚善上人	寛文3年(1663)3月9日没
5 (第五世) 玄誓咄問上人	慶安5年(1652)7月2日没
6 (第六世) 深養上人	没年月日未詳
7 (第七世) 縁養太悦上人	没年月日未詳
8 (第八世) 良忠龜学上人	元禄13年(1700)5月29日没
9 (第九世) 聰善香礼上人	享保6年(1721)8月晦日没
10 (第十世) 証善願伝上人	享保3年(1718)11月25日没
11 (第十一世) 密空慈雲上人	享保3年(1718)9月23日没
12 (第十二世) 無跡	(現住)

\*92図1括弧号より判明したのみを表にまとめた暫定表である。

があり(おそらく、先に「寺中寺外懇話会」で確認した東大寺北門前の位置と考えられる)、そこに五劫院阿弥陀仏が本尊として安置され、重源の開基を由緒とする、東大寺に關係する寺院であると認識されていたことがうかがえる。

時代は少し下り、八九号からは、近世中期頃の様子が看取できる。本史料は、享保7年(一七二二)に五劫院住職無跡が五劫院別当の東大寺地蔵院へ提出したものである。本史料には「五劫院境内之図」が綴じ込まれている(巻頭図3)。内容を見ていく

一月に地震による破損のため車裏等の修理願(二〇五・二〇六・一〇七号)、また、慶応元年(一八五〇)月に本堂・地蔵堂・表門・午頭天皇社の修理願(一〇九号)等が確認できる。なお、車裏は明治七年(一八七四)に鼓阪小学校の仮校舎とされ、当時は北御門小学校といわれた。

## 二 東大寺・檀家・念仏講との関係

次に東大寺との関係について、五劫院住職就任時における諸手續から検討しておきたい。上述した住職無跡は、享保二年(一七二七)六月に、五劫院別当東大寺地蔵院(淨徳から住職に補任された二八号)の経過は、おおむね次の様なものであった。

前任職の隠居に伴い、「五劫院惣且中」(檀多)が地蔵院に対して、無跡(前山光明寺所化尾州一ノ宮常念寺弟子)を請持し、住職に任命してもらえよう願ひ出ている(二九号)。さらに無跡の由緒書を作成しており(二六号)、檀家が後任住職を推挙していたことがわかる。新任職の無跡は入寺にあたり、「目録」として書き上げられた五劫院如来縁起(一巻)、善養大師厨子の縁、万人講銀の帳等の物品を、先代の住職(この箱に整理された状態)で、地蔵院から譲渡されている(四号)。三二号では勘渡とも表記。この目録には、「同院屋鋪脚敷免地檢地奉行來江出又書付之写 式通いも含まれており、これは前章で紹介した八七号を示すものかもしれない。

と、境内の範囲は、東西二五間、南北四五間であった。歴代住職の龜学・慈雲・無跡それぞれが買得した土地部分(朱引部分も)描かれ、徐々に寺地を拡大させていたことがうかがえる。本堂は願成、車裏・骨堂は龜学、結果部屋は看礼、地蔵堂・土藏等は無跡等の歴代住職が建立した旨が記入されている。歴代住職については、開基を重源とし中興は願成であるが、この二者の間は、一代教匠住僧之名知不申候とある(歴代住職は表参照)。

その他、八九号には、山林・田地等の書き上げがある。また、「年中寺役法事之事」が別筆されており、正月の円光大師(法慈)御忌、春彼岸、涅槃會、善導忌、俊乘忌、別時(別時念仏)、秋彼岸、常念仏等、各種法会執行の状況がわかる。堂舎に関しては、天明四年(一七八四)四月に地蔵堂の修理願(四〇・四一)号、嘉永二年(一八五二)に本堂・車裏等の修理願(五九・六〇)号、嘉永七年(一八五四)一

無跡は、今回の住持職が「拙僧一代」限りにおいて任命されており、ついでに、「別紙御條目」を遵守し、住職交代時には、今回譲渡された「本尊」と「諸道具を、別当である地蔵院へ返却する旨を誓約している(二三号)。「諸道具」は先に述べた目録に書き上げられた物品。「本尊」は五劫院阿弥陀仏を示すのである。別紙御條目については、さらに時代は下るが、一〇八号で「徒旨」として記されている(一)や、年月日未詳であるが一六号の「覽」が参考になる。例えば、本末





息奉行所へ願ひ出る(四〇号)など、主体的な対応が見られる。

一方で、祠堂金の手形を預かり、住職補任料の減額交渉を行い、新任職の人の選にも関与するなど、五劫院の財産管理や寺務について、檀家や念仏講が権限を有していたことが垣間見えた。こうした檀家や念仏講の存在は、五劫院本堂や表門の棟札からもうかがえる(付図参照)。本堂には元和十年(一六二四)の年紀がある棟札が伝存し、建立時期とされている。また、表門の棟札には正保二年(寛永廿二年とも墨書、一六四五)の年紀がある。これら棟札には、例えば、五劫院住職(願故「唯明」や大工、河上村川上村の百姓衆・僧衆等々、支援者と思われる名前が列記されている。表門棟札には大檀那として「大倉長右衛門」という記名もあり、この人物は能役者大倉長右衛門の可能性がある。このように、近世前期には檀家やおそらく講念仏講も組織されていたことがうかがえ、本堂や表門の建立にあたっては資金を拠出していたことが見てとれる。なお、棟札の記名を見る限り、これらの事業には東大寺(地蔵院)は関与しなかったと思われ。

檀家組織は、五劫院所在地からはやや離れた奈良町の北市町、奈良町南西部の東九条村、北之庄村、大和郡山の紺屋町などの広範囲に展開していたらしい(七号)。その他、五劫院の近隣町人(西手具「今在家町」)が燈明田として田地を寄進する様子も見られた(二号)。いずれも五劫院の経済基盤、また檀家の範囲を示唆する史料として重要である。

続いて、本寺東大寺の塔頭である地藏院が、別当という立場で五劫院を管理していた背景を検討してみたい。次の史料は、五劫院別当地蔵院が五劫院住職證書へ遣わした訓戒の草案である。

(三三号)「は訂正後の文字。その他、傍線・読点等は筆写による」

(編纂書)「五劫院證書上人へ遣状之下書」

浄性

東大寺五劫思惟之尊像者、重源上人 大殿<sup>ゾウ</sup>爲再營、遙<sup>トカ</sup>越<sup>ヘ</sup>治<sup>リ</sup>海<sup>ヲ</sup>遠<sup>ク</sup>到<sup>リ</sup>異<sup>域</sup>、

朝<sup>トシ</sup>弘<sup>ク</sup>暮<sup>ク</sup>戴<sup>ス</sup>果<sup>シ</sup>、往<sup>シ</sup>東<sup>シ</sup>西<sup>シ</sup>馳<sup>シ</sup>走<sup>シ</sup>南<sup>シ</sup>北<sup>シ</sup>、進<sup>ム</sup>無<sup>ク</sup>縁<sup>ヲ</sup>群<sup>ル</sup>生<sup>ス</sup>矣、不<sup>レ</sup>因<sup>テ</sup>殊<sup>ニ</sup>善<sup>ク</sup>導<sup>ル</sup>大<sup>ニ</sup>師<sup>ト</sup>居<sup>ル</sup>住<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>、  
光明<sup>ノ</sup>寺、拜<sup>ス</sup>斯<sup>ノ</sup>尊<sup>ヲ</sup>容<sup>信</sup>心<sup>自</sup>催<sup>ス</sup>、渴<sup>ク</sup>仰<sup>ク</sup>亦<sup>レ</sup>切<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>獲<sup>ス</sup>止、招<sup>キ</sup>住<sup>シ</sup>僧<sup>ヲ</sup>東<sup>ニ</sup>結<sup>ス</sup>縁<sup>ノ</sup>之<sup>像</sup>、  
不<sup>レ</sup>辭<sup>テ</sup>諾<sup>ス</sup>、則<sup>チ</sup>三<sup>ノ</sup>体<sup>ヲ</sup>案<sup>置</sup>置<sup>キ</sup>、婦<sup>ノ</sup>朝<sup>ト</sup>之<sup>后</sup>草<sup>創</sup>一<sup>宇</sup>、号<sup>シ</sup>五<sup>劫</sup>思<sup>惟</sup>院、此<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>三<sup>ノ</sup>体<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>隨<sup>フ</sup>一<sup>也</sup>、從<sup>テ</sup>然<sup>リ</sup>以<sup>テ</sup>依<sup>テ</sup>有<sup>ル</sup>由<sup>緒</sup>、別<sup>ニ</sup>當<sup>ノ</sup>職<sup>別</sup>代<sup>被</sup>補<sup>地</sup>蔵<sup>院</sup>、至<sup>リ</sup>于<sup>今</sup>不<sup>レ</sup>斷<sup>絶</sup>矣、爰<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>正<sup>善</sup>上<sup>人</sup>者、為<sup>シ</sup>當<sup>ノ</sup>生<sup>結</sup>縁<sup>求</sup>奉<sup>仕</sup>本<sup>尊</sup>、令<sup>テ</sup>許<sup>テ</sup>暫<sup>ク</sup>住<sup>一</sup>代<sup>訖</sup>者、不<sup>レ</sup>斷<sup>念</sup>仏、六<sup>時</sup>勤<sup>行</sup>、香<sup>華</sup>燈<sup>明</sup>、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>テ</sup>怠<sup>慢</sup>、若<sup>シ</sup>無<sup>慚</sup>無<sup>愧</sup>而<sup>背</sup>沙<sup>門</sup>法<sup>式</sup>、令<sup>テ</sup>乱<sup>行</sup>放<sup>逸</sup>不<sup>守</sup>提<sup>督</sup>者、怒<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>令<sup>テ</sup>堂<sup>場</sup>擯<sup>出</sup>之<sup>状</sup>如<sup>件</sup>」

「貞一奉式元夏廿五日、地蔵院浄性花押」

測蓮社(證)書上人

五劫院の由緒が述べられており、傍線部分の「東大寺五劫思惟之尊像」という表記からは、五劫思惟阿弥陀仏は東大寺に所有権があるとの認識がうかがえる。本尊の所有権に関しては、上述した住職就任時の誓約内容とも符合する。続いて、重源の由緒や、帰国後に堂舎が創立され仏像が安置されたことを説き、五劫院は「五劫思惟院」という寺号であったと記す。そして、「由緒があつて地藏院が累代別当に補任され今に至るのだという(傍線部)。この「由緒」についてはよくわからないながら、すでに確認した事例であるが、慶長七年、「五劫院屋敷」が地子免許された時期には、地藏院が五劫院の管理に関わる権限を有していたのかもしれない、とひとまず推測している。

本章で検討した事柄に基づくと、近世の五劫院と、東大寺・檀家・念仏講の關係について、推測も含め、さしあたり次のように考えている。

慶長七年頃、重源の由緒地であり、五劫思惟阿弥陀仏を本尊とする五劫院は、「五劫思惟院」という寺号で、東大寺からその一院として把握され、地藏院が管理に関与していた。本末制度が実施されると、五劫院は東大寺の末寺に位置づけられ、引き続き地藏院が管理し、五劫院別当を担った。一方、五劫院では、檀家や念仏講によって経済基盤が支えられていた。元和十年(一六二四)の本堂棟

札からは、当時、浄土宗の僧侶願故が住職に就任し、檀家や念仏講が組織され、建立資金を拠出していたことがうかがえる。この元和十年を画期に、本堂や住職が完備されたことよって、五劫院は浄土宗寺院化したと思われる。以上のことから、近世の五劫院は、東大寺(ハート面)・浄土宗(フット面)の双方より、二重の支配下に置かれていたと考えられている。

なお、宝永二年(一七〇五)、檀家が安井門跡(おそらく当時東大寺寺務へ提出した願書には、五劫院の由緒が述べられている部分がある八八号)すなわち、「五劫院之儀、九十年以前迄ハ織成草堂之無縁寺ニ而、御本寺茂無御座候所、私共先祖取立、段々繁昌仕来候、二三十年以前、本寺無之寺ハ本寺を極可申御御触之節、東大寺ヲ本寺ニ頼申候(以下略)」と記されている。かつてはわずかな草堂の無縁寺で、本寺もない状態であったが、檀家の先祖が世話をしてだんだん栄えてきた。そして本末制度が実施されると、本寺を東大寺へ依頼したという。草堂や無縁寺の実態等、さらなる精査を必要とするが、近世五劫院の成り立ちを考えるうえで重要な部分であろう。

### 三 五劫院の諸活動

続いて、史料からうかがえる五劫院の諸活動を、いくつか順不同で紹介しておきたい。例えば五一号は、文化七年(八一〇)五劫院が、地蔵院の後見である龍松院へ提出したもので、円光大師(法然六〇〇)年御息法要のため粟生光明寺へ出勤する旨の届書である。五劫院は、この法要に出勤している間、留守中の諸寺役は「組寺」へ依頼し、差し支えないよう対応している。「組寺」についてはよくわからないが、五四号には「付添称名寺(龍池町可の肩書きに「組寺」とある。このようなことから、奈良町における浄土宗寺院の組織と推測している。

五五号は、文化十三年(八一六)に、五劫院が法類の京都西方寺からの依頼により、五月二十五日から六月十六日まで「説法」を行いたいとのことで、地蔵院

の後見である華嚴院へ提出した届書である。同年六月十二日には、昨十一日結願の旨が同様に提出された(五六号)。浄土宗寺院としての教学・布教活動の一端がうかがえ、京都の寺院との関係を示唆している。京都関係では、五劫院住職印海に香衣着用が動許されたことを示す「光格天皇輪旨案」(文化三年、九一画一括三四号)も注目される。

六一・六二号からは、元治元年(二八六四)境内鎮守社の祇園社が大破したことを受けて、その修復助成のため、村方講中が中心となって、「てるは狂言(齋業狂言)てりはきょうげん」を境内で興行したことがわかる。また一一四号は、年未詳であるが、五劫院本堂外陣で、檀家が狂言の稽古会を実施している様子もうかがえる。

一〇二号からは、文政六年(二八三三)、五劫院が道性寺盧前堂の供養のため、四月六日から同十二日まで、迎講会を動行したいとする許可願を、地蔵院後見の龍松院へ提出したことがわかる。法会の次第は、朝四ツ時と昼後八ツ時に勤め、「廿五之聖衆」の来迎道については、五劫院本堂の東縁から地蔵堂へ移り、また本堂の正面縁側から客殿(未詳)へ退堂するというものであった。法会の周知のため、町内西の辻へ立札が設置されたようである。道性寺とは、『明治七年(一八七四)』によれば、かつて「奈良北御門丁」に所在した寺院であったが、明治七年当時、「無檀・無住」につき廃寺となり、建物や梵鐘等は売却され、その代価は学校費用に組み入れられたことがわかる。五劫院は道性寺の本寺で、そのため仏像や仏具等は引き継がれたらしい。この他、七八画一括三〇号からは、道性寺が東大寺境内の行例人の埋葬に関わったこともわかる。これらの史料は、断片的であるが、五劫院が葬送儀礼に関与していたことを示唆している。

### 四 公慶の墓所として

五劫院には公慶の墓地がある。公慶は大仏殿復興事業のさなか、宝永二年(一

七〇五月十二日、江戸で入寂した。遺言では、東大寺勸進所に埋葬されることを望んだが、それは叶わず、五劫院に葬られたのであった。

公慶の遺骸は同年七月三十日に東大寺勸進所へ当着したが、東大寺は頼願寺かつ御祈禱所であり、公慶の遺言とはいえ遺骸を境内に置くことはできないため、墓地選定をめぐって混乱が生じた。東大寺の僧侶たちは、当時、東大寺寺務の立場にあった安井門跡へ判断を仰いだ。その結果、寺務からは、埋葬場所を「友寺」（伴寺（伴寺跡）とするよう命じられている。理由は、「此所ハ東大寺寺僧共墓所であり、其上俊乘上人石塔有之儀候得者、幸之儀」とのことであった。こうして、寺務から東大寺へ一度は申し付けられたのだが、「大進（公盛キ）をはじめ伴僧は、寺務に対し、「何とそ五劫院土葬仕度由」を願ひ出、それが聞き届けられたのである。八月十一日、公慶の遺骸は五劫院へ埋葬された。

このように、墓地決定までには日数を要したが、その過程では、公慶の遺言を尊重し、「同宿共・禪門講中之者共」が申し募る場面もあつたという。そのような緊迫した渦中で、大進等が五劫院を希望したことは興味深い。この墓地選定において重要視されたことは、鎌倉時代に東大寺復興に尽力した前の大勸進、重源の由緒だったのかもしれない。先に述べたように、東大寺寺務安井門跡の判断根拠にもされていた伴墓（伴墓跡）は東大寺僧侶の墓所であり、重源石塔が安置。ただし、この石塔は、元禄十六年（一七〇三）に、元念仏堂の傍らにあつたのを、「伴寺山墓所へ移転された」という。あとに残された弟子たちの心情を推し量ることは容易ではない。が、彼らは重源という存在により近い場所を求めて、整備されてから宝永二年を遡ること数年ほどの比較的新しい場所よりも、重源の由緒寺院であり、彼が請来したという五劫院惟阿弥陀仏が安置された五劫院を望んだのではないかと憶測する。

公慶の葬儀終了後は、「禪門講中」が五劫院本堂で四十八日別時念仏を執行した様子うかがえる（七一号）。七一号は充所を欠くが、「禪門講中」から（おそらく

地藏院へ提出された願書とみなされる。年月日表記は「西八月十六日」とだけあって、判然としないが、冒頭は「、今度勸進上人御遷化ニ付」と書き始められており、宝永二年（西暦）であることが判断できる。本史料によれば、この時期五劫院は無住であったが、「禪門講中」は「五劫院一派の阿弥陀寺和尚」で「上人様御由緒の僧侶」で、別時念仏の導師を依頼したようである。また、四十八日間の五劫院寺内は「禪門講中」が取り計らう（「相」）とのことであった。先述した「同宿共」も含め、「禪門講中」については実態はよくわからず、今後の課題である。しかし、大進等の他にも多くの弟子の存在がうかがえるとともに、五劫院が会場とされ、彼らが法要の執行に際して、会場の設営や資金の調達に間与したことを示唆している。

#### むすびにかえて

本稿では、このたび新たに発見された五劫院関係文書のごく一部を紹介したにすぎない。考察には推測も多く含まれている。したがって、内容分析には、今後さらなる精査が必要であることは申すまでもない。例えば、五劫院住職の推挙については、徳融寺（鳴川町）が東大寺年預四聖坊へ願出ている事例もあり（六号）、檀家が推挙するケースとの整合性を検討する必要がある。また、住職の隠居に伴い、北御門町庄屋・年寄・檀家が本尊・諸道具を一時的に預かる（二・四号）など、寺内の財産管理にこうした檀家や念仏講のひとびとがどのように関わっているのか、さらなる追求が重要であろう。とはいえ、断片的ではあるが、今回判明した諸事実や考察により、近世五劫院のすがたを追いかけるための準備もできたように思う。そして、五劫院別当等を含めた近世東大寺の組織検討が求められよう。また、奈良町の開連寺院や京都の寺院などを含めた、浄土宗側の展開を考慮に入れてひもとく必要があるのだろう。その他、五劫院の由緒、奈良町の北の郊外に接する立地、葬送儀礼への関与がうかがえること等々の点

には、近世奈良町およびその周辺部まで視野に入れた、幕制の展開を考えるうえで重要な要素が含まれている。筆者の思い込みによる史料解釈の誤りも多くあるかと思うが、本稿が今後の叩き台になれば幸いである。諸賢のご叱正を仰ぎたい。

## 註

- (1) おそらく現第六五函を容器として収納されていたと思われる(巻頭目録参照)。
- (2) 思惟山五劫院リーフレット、「新装版東大寺辞典」一五〇頁五劫院の項を平岡定海、東京堂出版、一九九五年。
- (3) 奈良県庁文書I-M61427(奈良県立図書館情報館所蔵)。
- (4) 奈良県庁文書I-M24105(奈良県立図書館情報館所蔵)。
- (5) 「特別展東大寺公慶上人」江戸時代の大仏復興と奈良三六、一四〇頁。奈良国立博物館、二〇〇五年。原本は東大寺所蔵。
- (6) 該院小学校は明治十一年(一八六八年)、生野の増員などのため、東大寺惣持院の建物を譲り受け移転した。聖語藏は明治二十七年(一八九四)まで該院小学校校地にあったという。「奈良市立鉄板小学校創立百年記念誌」七、一三一―一七頁(該院小学校創立百年記念事業推進委員会、一九七三年、藤田文庫「学校」I、090―135)奈良県立図書館情報館所蔵。令和六年(二〇二四)同校は開校一五〇年を迎えた。事典に念仏講中(念仏講)が地蔵院(願い)と出て、横家が五劫院へ提出した祠堂金の手形を預かり受けていたことが確認できる(一七号)。
- (7) 大真長右衛門は、例えば「祐範記(元和七年十二月十三日条)」「中臣祐範記」第三、二〇五頁。春日大社編、中臣祐範記研究会校訂、八木書店、二〇一七)。「松屋会記(久重会記)寛永二年十一月十二日条」『茶道古典全集』第九巻、二五二頁。千宗室編、淡交社、一九六二)などに登場する。
- (8) 七六号(年月日未詳)の末尾には、「而中比為道俗男女済渡利生門前建一字堂會令安此傳、号五劫院院號、至今東大寺未寺也」とある。読点等は筆者。道俗男女が済渡利生として、門前に一字の堂會を建立したことを記しており、東大寺の間乎はうかがえない。
- (9) 「祐範記(二八〇頁前註8)参照」の元和九年九月六日条記事(二八〇頁)では、最初に「五劫院院が挙げられている。このことは、三号にみえる「五劫思惟院」という番号が実在したことをほのめかす。すなわち、「祐範記」の「種は」シムと読ませ、思惟(シユイ)と普通(ツウブ)という名ではないだろうか。
- (10) やや話は違えるが、「五劫院」という番号については、本堂棟札に「五劫阿弥陀堂(二和十年)」「六二四」・表門棟札に「五劫院(寛永十二年・正保二年)」「六四五」と記されている(付図参照)。これらのことから、正保二年頃には「五劫院」という寺号を稱していたことがわかる。ただし、上述したとおり、他にも「五劫阿弥陀堂」

「五劫院風教」「五劫思惟院」「五劫院院」等と、元和九年頃より元禄十一年頃にかけて表記のゆれがみられる。

また、三号で五劫思惟院を「東大寺五劫思惟之尊像」と表記していることに鑑みると、近世の本木制度発布以前、東大寺五劫院について、東大寺境内に極めて接近した北側の場所に位置する、自坊の一院と位置づけられていた部分があるのかもしれないと思慮している。なお、寛政期の事例であるが、四三、四四号の文中には、五劫院は「東大寺御別院」「東大寺別院」と表記されている。

- (11) 「奈良市寺院明細帳(前註4参照)では、五劫院の由緒書は、「元和十三年四月真善願院和尚檀越牙磨子善から浄土宗僧侶と判断した。願故の末歴はよく分からないが、慶長年間、南山城の大住持與京田切町大住に所在する阿彌寺には願故上人という住職がいたとされ、大住院に鑑みて関係があるかもしれない(落南大住村史)」。一六九―一七〇頁。西田直二郎、大住村、一九五一。本書については、植松太氏からご教示を賜った。御礼申し上げる。
- (12) 奈良県庁文書I-M7144(奈良県立図書館情報館所蔵)。
- (13) ちなみに、「奈良町風土記(今任家)」の項(二三四頁)では、「この町に善興寺、道昭寺、阿彌寺などがあったが明治維新の際、廢寺となった」と記されており、「道昭寺が(道性寺)である可能性も否めない。よって旧地は未詳である(山田熊夫、二〇〇一、幾住書店、初版一九七六)。
- (14) 大仏殿新築次第日録(『序中邊録』四三、奈良県立図書館情報館複製写真集、原紙は玉井家文書にある)。
- (15) 「大和無足人日記」山本平左衛門日記、下巻四二―四三頁。財団法人郡山城史跡柳沢文庫保存会、平山敬治郎、清文堂出版、一九八八)。
- (16) 「奈良坊目拙解」三三五頁(奈良市史編纂審議会、一九六三)には、「伴寺跡當時東大寺為三昧所、右藤府頼朝五塔、左馬頭義朝、阿波良部成良、藤本棟守、俊業上人重源石塔等先年任念仏堂傳、元禄十有六年修改伴寺山墓所矣」と記されている。ただし、「誰も知らない東大寺」七三―七五頁(筒井寛秀、小学館、二〇〇六)では、「この五輪塔は、明治時代までは鐘の體の上で町島が坪といわれた所にあり、頼朝の墓といわれていたものです。この頃東大寺へ出入りしていた藤町寺の農家の人がたが東大寺から酒をやるから伴墓まで運ぶといわれて運んだが、束に重かつたというのです。」等の話が伝わる。伴寺跡の墓所を考えるうえで看過できないエピソードだろう。
- (17) 宝永二年二月以降、一時期五劫院は無住であったらしい(八八号)。

(京都府立大学共同研究員)

## 眉間寺についての一考察

(第九〇函三三号)

—新修東大寺文書聖教中にみえる中世文書の紹介をかねて—

橋 悠 太

はじめに

東大寺の北西には丘陵が広がっており、古来より佐保山と呼ばれ親しまれてきた。その頂上には南都を見渡す形で聖武天皇陵が築かれており、そこにはかつて陵墓を守護する眉間寺という寺院が存在していた。文久年間(一八六一—一八四)の修陵によって山上にあった堂舎などが山下へ移され、明治維新の際に廃寺となったとされる。現在は往時の様子を偲ぶようなものは殆ど残ってはおらず、境内跡も聖武天皇陵内にあるため立ち入ることはできない。

このような経緯もあり、眉間寺の全容については未解明の部分が多い。先行研究を見ると、多聞城の発掘調査成果に関連して、近世眉間寺境内の推定領域が示されている。また、寺外に流出した什物については博物館や美術館に収蔵されているものも多く、個別に研究が進展しているものもある。加えて、眉間寺の歴史や旧藏聖教などについても一部考察がなされている。ただし、境内の領域、什物や聖教が眉間寺の歴史にどのように関係するのかがという点については、これらの研究では積極的に論じられていない。

こうした問題が生じる要因としては、眉間寺の歴史が具体的に解明されていないことが大きい。確かに、眉間寺は廃寺となったこともあり、関係する史料は多くはない。しかし、眉間寺の住持記録等は戦前よりある程度把握されており、こうした諸記録を用いて解明する余地はあったようにおもわれる。それにも関わらず研究が進展しなかったのは史料の残存状況に加え、廃寺によって伽藍が消滅し、境内跡も聖武天皇陵に内包され容易に調査ができなくなった点、

散佚した眉間寺旧藏の本尊・什物・聖教等の全容把握が難しい点も背景にある。つまり、史料のみならず伽藍・仏像などの各分野に問題を抱えていることから眉間寺は調査対象とはならない。現在まで解明が立ち後れている側面もあるのではないかとおもわれる。

そこで、本稿では眉間寺の歴史を紐解く上で重要となる基礎史料を整理し、眉間寺の歴史についての概観を示すことで前述した問題点の解消を図りたい。また、本稿で示した眉間寺の歴史をふまえた上で、新修東大寺文書聖教中にみえる眉間寺宛の中世文書がその歴史の中でどのような意味合いを持ったのか、少しばかり考察したい。

なお、眉間寺の所在地は中世と近世とは異なっており、中世には眉間寺山上現在の奈良市立若草中学校に位置していたとみられる。後述するように中世末期に松永久秀によって多聞城が築城されると破却され、近世初頭に聖武天皇陵中腹の南面に再建されたと考えられる。以下、本稿では中世段階での所在地にあった眉間寺を指す場合は中世眉間寺、近世段階の所在地にあった眉間寺を指す場合には近世眉間寺と表記する。

### 一 眉間寺についての諸記録

眉間寺の歴史を把握しようとする場合、『大和名所図説』や『和州寺社記』、『奈良坊目拙解』など、比較的流布している地誌類が用いられることが一般的である。特に近世眉間寺の往時の寺観がうかがえる史料としては『大和名所図説』に頼らざるを得ない部分もある。しかし、眉間寺に関する記録という点において、これらの地誌類よりも内容の信頼性が高く、情報量も遙かに多い史料が何点か確認できる。次に紹介する史料は眉間寺の歴史を考える上での基礎史料となるものであるが、基本的には歴代住持の記録が中心となる。

成立年順にみると、まずは『大日本仏教全書』巻一〇五に収録されている『伝

律国源解集』(以下、本稿では「解集」として表記があげられる。この史料は、東大寺新神院の亮然重慶が貞享元年(一六八四)に編纂したものであり、天竺・中国・日本における戒律伝播の歴史をまとめた記録である。その下巻最末に「眉間寺住持次第」が収録される。内容については、眉間寺の沿革を述べた後、中興道叔上人および眞賢上人による功績の叙述に多くを割いている。そして、中興の眞賢上人から第十六代住持聖応までの歴代住持の名を羅列する構成をとる。

この「解集」を改めて増補・再編集したものが官内庁書陵部蔵「佐保山眉間寺略記」(以下、本稿では「略記」として表記とみられる。この記録の書出には「此記者正徳二年尊誠大德筆、新神院重慶師宝永八年集記少増減而、補葉久修恩院開山宗覚正直大徳乞添削、為後代為一卷之初筆記也」とあることから、宝永八年(一七二二)に「解集」の著者重慶によって作成されたものであることが判明する。重慶が「解集」編纂の後に再び眉間寺の記録を作成した背景であるが、宝永四年(一七〇七)の大地震と関係していた。眉間寺はこの大地震によって宝塔の九輪や阿弥陀如来座像などが被害を受けており、宝永七、九年にかけて修復がおこなわれている。その復興事業の一環として前述した「略記」が編纂され、その情報を元に補葉久修恩院の宗覚正直が整えて美文化したものが、現在は国立歴史民俗博物館に所蔵されている「南京眉間寺縁起」であろう。奥書には「正徳第二龍集壬辰孟秋黒月八日 老比丘宗覚正直撰識」とあり、前述した「略記」書出の記述とおおよそ一致する。この「南京眉間寺縁起」は復興のための修造勸進に利用されたものとみられ、「略記」はその縁起作成にあたって眉間寺の歴史等を再調査した際の記録であった。このように重慶によって「解集」が編纂された以降も、宝永地震を契機として「略記」や「南京眉間寺縁起」といった記録・縁起類が編纂されていたことがうかがえる。

次に眉間寺についての記録が編纂されるのは、風寿瑞鑑が住持をつとめていた時期である。現在、東大寺図書館には東大寺薬師院文書として「佐保山眉間

寺住持次第考」(以下、本稿では「次第考」と表記)という史料が所蔵されている。

この史料は題名からうかがえるように眉間寺の歴代住持の記録であり、外題に「瑞鑑」の署名があること、文中に「鑑云」とはじまる瑞鑑の口述を記した箇所がみえることから、瑞鑑が住持をつとめていた宝暦六年(一七五〇)以降に編纂されたものとみられる。また、「解集」や「略記」と比較して内容が豊富であるため、「次第考」が眉間寺の歴史を最も詳述しているものとなる。更に「次第考」の特徴としては、眉間寺で編纂された諸記録の概要およびどの記録からの引用した記述なのかを記載している点、重慶が編纂した情報について批判的に継承している点があげられる。はじめに引用の点について見ていくと、「次第考」以前の記録として主に引用されるのは、おおよそ次にあげる三点の記録である。

まず、一点目は「天正記」である。「次第考」で初出の際に「第七代英順大徳記」巻との割書があることから、英順聰清によって記されたものであることがわかる。また、「次第考」の英順聰清の項目には、「古過去帳奥書云、多門山松永禪正一乱二今小路へ寺ヲ移其初、前々過去帳損間、以古本写畢、天正三乙亥年九月十四日 子守眉間寺書之 住持英順房俗生八十六夏六十、知事定順相似比丘玉贍五十一 是過去帳云天正記との記載があることから、古くからの過去帳が多聞城の築城に伴う眉間寺の移転の際に破損したため、天正三年(一五七五)に古本を写した過去帳を作成したという。更にこの過去帳の通称が「天正記」ということになる。引用される眉間寺固有の記録としては成立が最も古いものになるが、管見の限り現存していることは確認できず、「次第考」の引用によってのみ、その内容がうかがえる。

二点目は「略縁起」(以下、本稿では「宝永記」に統一して表記)である。割書には「宝永年中当住秀賢参府之初、依求新神院重慶大徳之草案」と説明されており、宝永年間に重慶によって作成された草案であったことがわかる。成立時期に因み、「次第考」では「宝永記」という呼称で引用される。前述した官内庁書陵部

所載の『略記』は同時期に重慶が作成した記録であるが、『宝水記』が『略記』と同じものを示しているのかは現時点では判断できない。ただし、同一作者のたまたまの解釈になっている場合がほとんどであろうと考えられる。

三点目は『新神院記』・『真言』・『新神兼住持次第』である。これらの記録が作成された契機について、瑞鑑は『次第考』において次のように述べている。寛永年間には、東大寺真言院・新神院は無住であった期間が十一年間もあり、寛永十九年十一月二十七日に両院が焼失したとする。そのような中、『真言』・『新神兼住持次第』は俊良淨慶が両院主を兼帯した際に、真言院法流血脉の順序に準じ、暗記していた住持を加えて作成した住持次第であったという。ただし、当該期の一部にみられた真言・新神院からの転住・昇進の事例を拡大した結果、眉間寺住持の代数は大いに錯乱してしまったという。重慶の『解集』・『宝水記』においてもこの代数の解釈を踏襲しているため、眉間寺の歴代住持を把握する史料としては注意する必要がある。

前述したように、瑞鑑は『次第考』を編纂するにあたって『宝水記』など重慶が編纂した記録を多く参照している一方、それらの記録類の記述内容についても慎重に検討を加えている。『次第考』に記される瑞鑑の考察について一例をあげると、『新神院記』・『解集』があげる六代住持聰盛の没年月日は永禄八年（一五六五）十月十日であるが、『天正記』より当時の眉間寺住持は聰清であることが明らかであり、また聰清の没年月日は天正九年（一五八二）九月晦日も確実であるため、聰盛と聰清は同名異人ではないかと疑問を呈している。

眉間寺の歴史に関する記録としては、一見すると現存が確認できる記録としては成立が最も古い『解集』やそれを増補した『略記』・『宝水記』が最も信用できる史料のようにおもえるが、『次第考』が指摘するように、中世後期から近世前期にかけての記述はかなり錯乱しており注意が必要である。なお、本稿では『解集』や『南京眉間寺縁起』・『次第考』などの諸記録を比較検討し、表

眉間寺歴代住持〔稿〕として、眉間寺の歴代住持の表を付した。次項以降の考察と関係するので適宜参照されたい。

## 二 古代・中世の眉間寺

それでは、先ほど整理した記録類の記述に沿って眉間寺の歴史を確認したい。まずは眉間寺の開山であるが、諸記録とも行潜とする。行潜は鑑真の高弟法進の弟子であり、『沙弥十戒並成儀経疏』では山田僧としてみえる人物である。なお、『次第考』のみ二代目住持を空山僧正としているが、典拠は不明である。また、開山当初の寺号は眉間寺ではなく、眺望寺であったと述べる。この眺望寺という名称が開山当初のものかどうかは定かではないが、中世・近世眉間寺共にも南都を一望できる眺めの良い名所としても知られており、こうした寺号からは見晴らしの良い寺院として著名であった眉間寺の一面がみてとれよう。

続いて、性海上人という住持があげられる。村上天皇の治世であった天徳二年（九五八）、聖武天皇陵に菩薩像頭が出現して光明を放ち、その眉間より仏舍利が二粒出現したという。村上天皇は寛朝に供養を命じると共に眉間寺の勸額を下し寺号が眉間寺になったという逸話を載せ、その時の住持が性海上人であったと記す。このあたりの記述は増減がありながらも諸記録で共通しており、この頃に眉間寺へ寺号が変わったという寺側の認識がうかがえる。

その後、眉間寺の中興として登場するのが道叔上人である。『次第考』などでは嘉保元年（一〇九四）に東大寺戒壇院道慈より具足戒を受けたことを記す。『本朝新修往生伝』では、元は元興寺の僧であり、後に眉間寺へ移ったとしている。また同伝では、久安三年（一四七二）一月八日に眉間寺で往生し、眉間寺には紫雲の瑞相が顕れたことを記している。『本朝新修往生伝』は院政期に成立した往生伝であることから、遅くとも院政期には既に眉間寺がこの地にあつたと考えられる。





道寂の後の住持については記録によって多少の違いはあるものの、海岸・玉海・任円などの歴代住持の名が記される。ただし、僧名を示すのみでその履歴について明らかにしているものはない。院政期から鎌倉期の眉間寺についてみると、東大寺文書中にある元徳三年(一一三二)の兵庫開結解状には「眉間寺十講布施」の費目がみられる。この眉間寺十講とは聖武天皇の忌日である五月二日に、中膳以上の東大寺僧が出仕し、眉間寺でおこなわれる十座にわたる講問であったと考えられる。こうした論議を介した眉間寺と東大寺との接点当該期には既にあったのであろう。ただし、東大寺戒壇院との接点は当初よりあったかどうかは不明で、前述した道寂上人の往生の例や、尊観という眉間寺長老が東大寺知足院悟阿の弟子として血脈にあげられていることからすると、院政期から鎌倉前期にかけては浄土信仰との接点もうかがえよう。

次に、中世後期の住持をみると、願専上人と春道上人の二人があげられている。中世後期当初の住持や眉間寺の様相については、什物の銘・聖教奥書などを用いて推測せざるを得ないようで、『次第考』においても水和三(一一七七)の東大寺別当東南院聖珍法親王による四聖御影の奥書や、眉間寺銘のある鞍橋の裏にある明徳三年(一一九二)の奥書などを典拠としている。中世後期においてもその命脈を保っていた眉間寺であったが、長祿年間(一四七二)には退転したようで、行明上人が復興を試みたことを記す。応仁二年(一四六八)に東大寺真言院の真賢上人を招請し、太子堂・威徳院本堂といった堂舎を整備されたという。真賢の履歴については、真賢上人の御影が当時は現存していたようであり、『解集』・『略記』では明応三年(一四九四)に制作された御影贊文の全文を引用する。

真賢が入寺して以降、東大寺新神院・真言院と密接な関係にあったことは確かであり、新神院院主であった英如隆賢が次の住持となっている。また、真賢以降における眉間寺の什物の奥書などをみると、年預・知事・綱維といった役

職がみられることから、真賢の中興以降は律家によって運営されていたと考えようであろう。また、眉間寺山の地は南都における葬送の拠点のひとつとして機能していたことが明らかとなっており、中世眉間寺の僧らは律僧として葬送と密接な関係にもあったのである。

真賢在任時の文明二年(一一七五)五月十八日には、大雨によって眉間寺山の一部が崩れ、堂舎や寺僧を巻き込む被害が発生した。この時の様子については、奈良吉野の弘願寺(上之坊)本尊の阿弥陀如来像に修理願文が納入されていたことが近年の調査から判明しており、中世眉間寺堂舎の被害や復興の様子が詳細に記されている。隆賢の次に住持になったのは真賢の住持期に知事をつとめていた椿玉清秀であり、その後には賢順・源真・明秀と続く。なお、当該期の歴代住持については『解集』・『略記』等と『次第考』とでは大きく異なるが、瑞鑑の考察に従い、表「眉間寺歴代住持(橋)」では『次第考』の歴代住持を採用した。

さて、当該期の大和国では、衆徒・國民を中心とする勢力による戦乱が絶えず、間なく続いており、再興されたといえ眉間寺にとっても厳しい局面は続いていた。例えば、文明十一年(一一七九)には、筒井順尊の足軽が眉間寺西御門に乱入し、古市澄風方が出兵している。また、水正四年(一一七五)十一月には赤澤長経が眉間寺に陣取っていたようである。南都の北側の出入口という要衝に位置していたことから戦場にもなりやすく、眉間寺山は軍事拠点として幾度も占領されていた。そして、英順・隆賢の代に眉間寺にとって大きな転機が訪れる。

永祿二年(一一五九)、松水久秀が大和国へと侵入し、南都を占領する。その後、眉間寺山に築城をはじめ、眉間寺山上にあった眉間寺は移転させられることとなった。『次第考』によれば、永祿三年十月十三日、眉間寺の仏像・僧徒・墓は悉く移転させられ、その移転した先は今小路であったという。これは眉間寺山より南下した先の今小路町にあたる。今小路への移転は『略記』・『次第考』

のみならず、他の史料でも確認できる。永祿六年の「東大寺燈油納所和芸等運着畠地相博状」では、「今小路畠一所」が新眉間寺の石塔建立に伴って寄進されていることが確認できる。また、「勝南院以下知行地注文」に記される畠の注記の一つに「今小路新眉間寺ノ跡也」と記されているものがある。また、「略記」によれば、今小路町の中でも現在の浄国寺の付近にあったようである。このように、当該期には今小路に眉間寺が所在していた時期があり、そこは新眉間寺と呼ばれていたことが諸史料から確かにうかがえるのである。なお、これらの史料上では堂舎の移転については記されていない。「二乗寺主家記抜萃」永祿四年条においても「南都眉間寺破壊造城了」と記していることから、眉間寺の堂舎は破却もしくは多聞城の一部へ転用されたものと考えられる。

今小路へ移転した後、眉間寺は更に移転したようであり、「略記」・「宝永記」では本尊などの仏像類や僧衆を子守に移したと述べられている。また前述したように、「次第考」が聴清の項目で引用する『天正記』奥書には「天正三乙亥年九月十四日子守眉間寺書之 住持英順房とみえることから、眉間寺僧らは確かに子守にて活動していた時期があったようである。移転先の「子守」とは奈良町の本子守町付近を指すとみられ、この付近に移転したと考えられる。本子守町に隣接する伝香寺や付近の来迎寺には、眉間寺に由来する仏像などが納められていることもこの地に移転したであろうことを示唆する。

そして、この子守眉間寺は多聞城廃城にあたって終焉を迎える。「略記」には、「松永寺傳、其後寺ヲ掃時、松永寺眉間寺ニ書状、今寺有之とみえる。松永側は眉間寺の境内地を借用していた認識であり、廃城にあたって返却する旨の書状が発給され、宝永年間（七〇四―）の段階では眉間寺にその書状が残っていたようである。多聞城の廃城後、眉間寺がいつ近世の境内地に再建されたのかは現時点では不明である。ただし、「次第考」の定順玉贖の項目では天正十二年（一五八四）に「於山灌頂」がおこなわれたことを記していることから、この年

には再建が始まった可能性がある。更に「次第考」では寛永三年（一六二六）の観音堂修理について記していることから、これ以前に近世境内地の位置に再建されていたことは確実である。しかし、眉間寺山に所在していた中世段階の境内地は近世眉間寺境内推定地と比較しても土地面積は大きかったと考えられる。また、中世眉間寺には様々な堂舎があったことは、前述した文明二年の土砂災害の關係史料などからも想定され、主要堂舎が本堂・観音堂・太子殿のみであった近世眉間寺は縮小して再建された可能性も考えられる。近世眉間寺が中世眉間寺と比較してどのような規模で再建されたのかについては、今後更なる検討が必要となつてこよう。

以上、歴代住持の変遷と共に古代・中世の眉間寺の歴史について概観した。中世前期から中世後期前半までの眉間寺の歴史については、近世段階の眉間寺内でもほとんどわかつておらず、近世に繋がる眉間寺の歴史は中世後期に中興した眞賢上人から始まるとみてよい。この点については、「次第考」と同様眉間寺旧蔵の什物・聖教奥書や東大寺關係聖教などからその足跡を丹念に追つていく作業が必要となろう。また、多聞城築城に伴う中世眉間寺の移転について、従来の研究では西側の聖武天皇陵中腹に移転したと想定されてきたが、眉間寺の諸記録をはじめとする複数の史料より、今小路および子守に移転していたことが判明した。近世眉間寺が再建されるにあたり、直ちにこの場所に移転したのではないことには注意する必要がある。加えて、眉間寺旧蔵とみられる什物などの流出時期についても再考する必要があるようにおもわれる。従来、現存する眉間寺旧蔵の什物などについて、その多くが明治維新の廃寺に伴う流出と理解されてきたが、退転を繰り返していた中世段階や中近世移行期にみえる中世眉間寺の破却と移転の際の流出も十分に想定できるのではないだろうか。

## 三 近世の眉間寺

続いて、近世段階における眉間寺の歴史について概観するが、本稿では「次第考」で記される近世中期段階までの検討となることをあらかじめ断っておく。

近世になると江戸幕府という新しい政治権力との関係が結ばれる。他の大和国諸寺社と同様、慶長七年（一六〇二）の日付にて徳川家康の判物が発給されており、これ以降、徳川家忠・家光・家綱といった歴代将軍の朱印状が発給されている。時代の変遷と共に大和国の治世は安定し、中世後期のように戦火を被ることはなくなっていたものの、近世初頭の眉間寺内では別の問題が発生していた。住持職を巡る問題である。「次第考」によると、この時期の住持は中興真賢から数えて第十代にあたる英恩実尊が住持であった。

『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条には、眉間寺の住持職を巡る相論が詳細に記されている。それによると、当時の住持実尊は塩田勘左衛門の舎兄であったことから、この血縁関係をもとに塩田勘左衛門子の勝右衛門子息を次期住持に据えることを了承したという。ただし、勝右衛門子息が住持をつとめるには幼少であったため、塩田勘左衛門・勝右衛門親子は興福寺一乘院とそこに仕えていた塩田氏親族の玄藏尊旭の力も借りて、扶持したようである。一方、実尊のもとには継運長寿・英俊実秀という弟子が既におり、慶長十七年八月十日に実尊が亡くなると、勝右衛門の子息ではなく継運長寿が住持となつたようであり、それは塩田氏との相談なくおこなわれたという。この動きに対し、同年九月廿一日に興福寺一乘院を介して尊旭が金地院崇伝に訴え出ている。

この眉間寺住持職をめぐる争いの当事者はどのような立場にあつたのであろうか。まず塩田氏側をみていくと、塩田勘左衛門・勝右衛門らは「九州から津」に一族で下向していること、寺沢広高の書状と共に塩田勘左衛門書状なども崇伝側に到来していることから、寺沢広高に仕えていたとみられる。また、前述

したように興福寺一乘院に仕えていた玄藏尊旭は塩田勘左衛門の子息と記されるなど、寺沢広高や興福寺一乘院などと関係を有する一族であったことがわかる。

こうした塩田氏側に対し、継運はどのように対抗したのであろうか。「次第考」によると、継運は紀州飯田畠山氏の嫡流という血筋であったと述べられている。また、東大寺戒壇院・新禅院も開身していたとみられるが、詳細は不明である。継運の血筋の良さが相論において塩田氏に対抗できる要因であったとひとまず考えておきたい。こうして前住持実尊の出身家である塩田氏と継運による住持職を巡る争いは金地院崇伝のもとに持ちこまれ、相論は翌十八年まで継続している。「本光国師日記」には相論の顛末は記されていないが、その後継運は元年（一六一五）五月六日に大坂夏の陣にて討死していることから、継運側の住持は認められなかったとみられる。ただし、塩田勝右衛門子息も結局住持にはなっておらず、続いて十一代住持となつたのは英俊実秀であった。

『次第考』によれば、実秀は坂上田村麻呂の末裔を称する山城国相楽郡相楽村の藤井氏出身であったという。この藤井氏が近世前期から中期にかけて、眉間寺の経営に深く関わっていくこととなる。十一代住持は実秀の甥にあたる英玉実弘が据えられ、寛永く寛文年間にかけて堂舎の整備が進められていく。寛永三年（一六二六）に観音堂修理、寛永十四年に鐘樓の鐘が鋳造され、万治三年（一六六〇）に本堂修理、寛文三年（一六六三）に本堂・観音堂・愛染塔本尊が修復されている。また、多聞城廃城以降、慶安三年（一六五〇）に奈良奉行中坊時祐が当時眉間寺領であった多聞山（登山し、承応二年（一六五三）に御用地としているが、寺側はその替地を要求していたようである。詳しくは次項で後述するが、その請願が受け入れられたのが十三年後の寛文五年であり、聖武天皇陵の西側を中心とする三千六百坪の山地・品地を獲得した。ただし、実弘はこの請願の諸手続の際に心労がたつたか、寛文五年十月十二日に江戸で亡くなつている。後

繼住持には其弘の甥藤井松千代丸がすえられ、松千代丸の父とみられる藤井左平治が江戸において朱印状と替地禪領について承けている。近世前期から中期にかけて、眉間寺の寺院経営に藤井氏が深く関わっていたことがうかがえよう。

眉間寺住持への藤井氏の関与は以降も続き、十三代聖応秀玉・十四代釋識秀賢・十五代深亮秀慶はいずれも藤井氏の出身であった。その後、靈雲寺の戒琛慧光が東大寺戒壇院長老へ招聘されると、秀慶も慧光に学び眉間寺の戒律を再興させたという。秀慶は慧光の弟子覚如法端に住持を譲与しているが、法端は慧光の弟子であったことから、それまで住持を相承していた藤井氏ではなく、淡路国都志郡高田氏の出身であった。その後、法端は宝暦六年（一七五六）七月に鳳寿瑞鑑へ住持職を譲っており、藤井氏出身者が眉間寺住持を相承する時代は終焉を迎えた。

以上、近世中期頃までを対象とし、住持職を軸に近世眉間寺の様相を概観した。中近世移行期には住持職をめぐる相論が見られ、また住持記録などでも住持の俗姓が明示されるようになる。これは南都寺院にみられる寺元などの問題とも関係するようにおもわれるが、検討するためには更に眉間寺関係の近世史料を収集する必要がある。また、近世初頭から中期にかけて眉間寺の歴代住持を輩出した藤井氏の影響力は近世中期を境に途切れるのであるが、それが慧光や法端ら新安流による戒律復興に伴う寺内規式の変化などであったのか、それとも藤井氏側に問題があったのか、今後解明していく必要がある。

#### 四 眉間寺宛の中世文書

今回の報告書に掲載した新修東大寺文書聖教の中には、中世後期に記されたものとおぼしき眉間寺宛の文書がある。それが第九〇函三三三号の「某御教書」である。書誌情報は以下の通りである。

聖紙、楮紙、縦四六・八〇、横三一・七〇、端裏書ナシ、懸紙二種、  
 (懸紙上書)御陵方康安年中古文書 眉間寺)

○懸紙端に「人皇四十五代聖武天皇天平勝宝八月五」トノ記述アリ、  
 本文書の翻刻は次の通りとなる。

聖武天皇・光明皇后・淡海公  
 於御廟可被勤修光明  
 真言并香花等之仏事  
 有御立願也、早為当寺御  
 祈願寺致勤可奉守  
 護三廟之旨、内々 被仰出  
 処候也、恐々謹言、

〔康安二年〕八月廿一日 寺主□□□

眉間寺へ

本文書の内容は、聖武天皇・光明皇后・藤原不比等の御廟において、光明真言・香花等の仏事の実施と廟の守護についての命じている文書となる。この文書の発給者については、様々な可能性が考えられる。

このような書状を眉間寺へ発給しうる対象としてまず考えたいのが東大寺の長官たる東大寺別当である。ただし、注意しておきたい点がある。それは冒頭にみえる「聖武天皇」の呼称である。東大寺側が発給する文書では「本願皇帝」と記載される場合が多く、このような御廟に関わる内容であれば尚更そのようなに記すようにも思えるが、本文書では「聖武天皇」と記していることから東大寺別当御教書であることについて留保したい。なお、本文書が東大寺別当御教書であった場合、聖珍法親王の内々の仰せによるものとなる。



このように、眉間寺の活動の根幹として三廟の守護をつとめていた中世以来の由緒が近世段階においても重要になってくるとみられるが、その三廟の一角を成す光明皇后陵は多聞城の築城によって破壊されていた。この際、破壊された光明皇后陵の代わりとなったのが、東淡海公墓の北東、聖武天皇陵の西隣に位置する古塚であった。現在の奈良地方気象台跡地。宮内庁書陵部が所蔵する「眉間寺付近図」は寛文五年に奈良奉行所より三千六百坪の替地拝領を認可された際の絵図の写しとみられる。絵図の紙背には寛文五年の江戸幕府老中奉書写や奈良奉行土屋忠次郎書状が記される。絵図上には聖武天皇陵(佐保山南麓)の西側に淡海公墓と光明皇后陵が描かれている。また、老中奉書や土屋忠次郎書状の文中にみられる文言には、三千六百坪の替地内、「光明皇后宮并淡海公兩廟所之之地を含んで、いることが特記されている」ことから、この塚を光明皇后陵として申請していたことがうかがえる。『略記』に光明皇后陵が破壊されたことを記していることからみても、眉間寺側は本来の光明皇后陵の位置と来歴については把握しており、意図的にこの塚を光明皇后陵として申請したとみられる。おそらく元の光明皇后陵は御用地の一部として編入された多聞城跡内にあり、なおかつ既に破壊された陵墓を由緒地として主張することが難しかったため、近隣の塚を転用して主張したのではないかと推察される。そして、この古塚を眉間寺が古来より管理していた光明皇后陵とすることにより、廟所まわりの芝地を替地として獲得することに成功したといえよう。

以上、眉間寺宛中世文書について僅かではあるが考察した。三廟守護の由緒を維持するという点、そして多聞城跡の境内地の替地を獲得するために、本来の位置とは別の場所に光明皇后陵を作り出す必要があったことが想定された。そして、『略記』などにみえるように、多聞城の築城によって光明皇后陵が破壊されたのを把握しつつも、おおよそ近世を通じて東淡海公墓の北東の古塚を光明皇后陵として対外的には主張していたのである。本稿で紹介した眉間寺宛の中世文書は、そうした眉間寺による三廟守護という拠り所を示す中世文書として非常に貴重なものであると位置づけられるのではないかと。

### おわりに

本稿では、眉間寺を理解するための基本事項を中心に、眉間寺に関する記録の変遷や中近世の眉間寺について、また東大寺図書館に所蔵される眉間寺に関する中世文書の概要とそこからみえてくる近世眉間寺の由緒や所領との関係などを明らかにした。近世の様相については、瑞鑑が住持をつとめる近世中期頃までを概観したが、眉間寺を考える上では以降の歴史も非常に重要である。特に、文久年間の修陵に関する動向と幕末から明治前半にかけての動きである。文久年間の修陵における境内地の改変は明治維新の廃寺につながる前兆であり、眉間寺が廃滅した直接・間接的要因を考える上で近世中期以降の検討は欠かすことはできない。この問題を考える上では当該期の史料について検討を重ねる必要があるが、筆者の力量では及ぶことができなかった。近世中期以降については今後の課題とし、本稿を擲筆する。

### 註

- (一) 金沢昇平『平城坊目遺考』、一八九〇年。
- (二) 多聞城の発掘調査の成果と一連の研究については、奈良市教育委員会編『奈良県史跡名勝天然記念物調査抄録 第十輯』(奈良市教育委員会、一九五八年)、奈良市教育委員会編『多聞城跡跡 発掘調査概要報告』(奈良市教育委員会、一九七〇年)、高田徹・松永久秀の居城・多聞・信貴山城の検討(中西祐樹編著『松永久秀の居城』戎光祥出版、二〇〇二年)、初出二〇〇六年、下高木純『多聞城に関する基礎的整理―城郭史上における多聞城の位置を考える―』前掲書所収、初出二〇〇六年、中川貴裕『多聞山普請について』『戦国遺文月報』、二〇〇九年、第一巻。東京堂出版、二〇一四年)、福島克彦『大和多聞城研究の成果と課題』(天野忠幸編『松永久秀―重められた戦国の―』藤原の英後、宮澤出版社、二〇一七年)を参照されたい。眉間寺田嶋の位像・什物などについては、河田貞春日宮變遷奉願舍利餅

- 子と携帯用舍利厨子について」〔MUSEUM〕三三五、一九七九年、京都国立博物館平成五年度修復文化財関係論文集成「『学芸』一七、一九九五年、増記陸介南都眉間寺旧藏羅漢像試論」〔大和文庫〕一〇六、二〇〇一年、桑原康郎「新出の眉間寺銘目形模刻」〔Mito Museum 研究紀要〕一四、二〇〇四年）
- 藤田直信「安楽寺木造地蔵菩薩立像について - 快慶作の可能性と南都眉間寺旧藏新出資料」〔三重の古文書〕一〇一、二〇〇七年で普及されている。聖教等については橋城信子「東大寺彫藏 大般若経について」〔前掲佛教〕六〇号、一九八八年同「近世後期における眉間寺の動遷活動」奈良市十輪寺所蔵大般若経の奥書から「同」日本中の経典と動遷」鎌倉房、二〇〇五年）などの成果がある。また、近世旅行記が引用する眉間寺の記事を検討した研究として、安宅望「改正絵入南都名所記」考「絵図屋住八の小型案内記出版版略」〔ART RESARCH〕vol.2、二〇〇三年）がある。
- (3) 奈良県編『大和志』上巻(奈良県教育会、一九一四年)では、眉間寺の項目で「佐保山眉間寺住持次第考」を引用する。また、奈良六大大蔵刊行会編『奈良六大大寺大観』第十巻「東大寺」二「岩波書店、一九七二年」の解説三五頁においても「佐保山眉間寺住持次第考」が引用される。
- (4) 宮内庁書陵部所蔵佐保山眉間寺略記(函架番号：一、一、一六四)。
- (5) 宝塔九輪の破損については「次第考」を、阿弥陀如来座像の銘文については簡井英俊著・簡井寛秀編『東大寺論叢 論考篇』(国書刊行会、一九七三年)内の「遺補」および前註「奈良六大大観」を参照されたい。
- (6) 国立歴史民俗博物館所蔵木家資料内にある資料番号：日一1242、68。なお、赤覚正直については木南卓一「赤覚律師伝」(『帝塚山大学紀要』一九一九二年)を参照。
- (7) 鳳寿編纂については、前註(二〇〇五年論文および藤田論文参照)。
- (8) 東大寺薬師院文書第二部 二部一九四号。
- (9) 中世眉間寺の段階では、例えば経賢や尊が眉間寺で寄見をおこなっている(『経賢私記』康正二年正月廿一日条)。また、天文十二年(一五五三)二月廿五日には「三条五束・里村結八」行が眉間寺を訪れて花見をするなど(『吉野語記』、四季折々の景色を羨しむ名所であったことがうかがえる。近世眉間寺の段階においても寛文七年(一六七七)に随元隆尚が(『真興山山首原国師年譜』)、近世後期には奈良奉行川路聖謨が度々参詣している(『軍府紀事』弘化三年四月廿一日条等)。
- (10) 「兵庫間月充用途結解状」(『大日本古文书 東大寺文書之二十一』二二一六号)。
- (11) 板上雅翁「知足院悟阿良浦」(『印度学佛教学研究』四〇二、一九九二年)参照。
- (12) 松尾剛次「中世都市奈良の四境に建つ律寺」(同「中世の都市と非人」法蔵館、一九九九年)、橋鎌一弘「中世移行期における寺院と墓」(同「寺社史料と近世社会」法蔵館、二〇一四年、初出二〇〇五年)。
- (13) 「大乗院寺社雑事記」文明二年五月十八日条にも「在々所々山共崩了、眉間寺長老坊破損、僧一人入滅了」と記される。
- (14) 前註(二)京都国立博物館論文参照。
- (15) 「大乗院寺社雑事記」文明十一年九月晦日条。
- (16) 「赤澤長経書状」(『大日本古文书 東南院文書三二』七八六号)。
- (17) 「大日本古文书 東大寺文書之二十一」一四九七号。
- (18) 「春日神社文書 第二」奈良神社事務所、一九三四年、一六一号。
- (19) 前註(二)中川論文においても新眉間寺に関する指摘がなされる。ただし、堂舎の破損はおこなわれておらず、計画的に移転されたとする。
- (20) 「続南行雜録」(『続々群書類従』第三 史伝部)所収。
- (21) 来迎寺の本尊阿弥陀如来坐像は眉間寺旧藏の本尊であり(奈良市史編集審議会編『奈良市史』社寺編、一九八五年、一五〇頁)、伝香寺には眉間寺より移された石仏があるという(前掲書、二〇八頁)。
- (22) 前註(二)桑原論文では、高野山持明院伝来の眉間寺銘古鏡が天保五年(一八三四)には既に流出していたことを指摘している。
- (23) 『斤中漫録』巻八。なお、慶長七年の徳川家康判物・朱印状の特質については林晃弘「慶長七・八年付大和諸寺宛徳川家康判物・朱印状の発給年次」(『日本史研究』六〇二、二〇一二年)を参照。
- (24) 『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条。
- (25) 『本光国師日記』慶長十八年六月廿一日条。
- (26) 『本光国師日記』慶長十八年二月十八日条。
- (27) 『本光国師日記』慶長十八年十月十三日条。
- (28) 『本光国師日記』慶長十八年十月五日条。
- (29) 「次第考」では藤原長寿を歴代住持として数えていないが、『本光国師日記』慶長十七年九月廿七日条では長寿が坊主となったことを記しており、一時的に住持となったことは確かである。また、「解集」においても歴代住持として数える。おそらく、「次第考」では大坂屋の隣で大坂方に加担したことが推られ、歴代住持から外されたとみられるが、詳細については不明である。
- (30) 高田屋嘉兵衛を輩出した高田家と同姓とみられるが、詳細については不明である。

(31) 寺元の研究については、平山敏治郎「寺元について」(京都大学文学部談史会『國史論集』二)談史会、一九五九年、補録一弘(寺元からみる近世寺僧の家と身分)(前註(口)書籍、初出一九九四年)などを参照されたい。

(32) 大宮家文書戊寅一八号。

(33) なお、天和四年(一六八四)の興福寺書上には「聖寺之末寺」の一覽に眉間寺が含まれている(永島福太郎編『春日大社文書』第五卷(春日大社、一九八五年)一〇二号)。

(34) 宮内庁書陵部所藏(眉間寺付近図 (寛文五年・大和国添上郡法蓮村) (函架番号二六四・四七七)。

(35) 『序中漫録』巻八にも同じ文書の写しが載せられている。

〔謝辞〕本稿で引用した宮内庁書陵部所藏史料および国立歴史民俗博物館所藏史料の閲覧等について、宮内庁書陵部および国立歴史民俗博物館の方々に数々のご高配を賜りました。記して感謝申し上げます。

(歴史研究室 アソシエイトフェロー)



## 東大寺伝来近世繪旨院宣等の伝存状況と形態・料紙

(第九一函一括)

富田正弘

はじめに

筆者は、二〇〇五年三月、当該吉川聡科研の前身、綾村宏科研の報告書に「近世東大寺の国家祈禱と院宣・繪旨」(以下、前稿)と呼ぶことにする<sup>1)</sup>という調査報告を掲載させていただいた。この報告は、今も吉川科研で継続して調査・目録作成を進めている、東大寺新修文書のその時点までに調査済の文書の中にみられる、近世の東大寺で行われた国家的な祈禱に関する文書を整理してみたものである。これら近世東大寺における国家的な祈禱文書とは、おおまかに分類すると、①朝廷の御祈奉行から東大寺別当あるいは東大寺学侶中へ伝える祈禱命令(繪旨・院宣等四七通)、②東大寺別当から①を東大寺学侶中へ施行する文書(繪旨・御教書等二七通)、③年預伍師等が祈禱を遂行することを承った旨を御祈奉行に上申した請書(繪旨二六通)、④年預伍師から実際(に)祈禱を行う字侶方・両堂方・三箇院方・宮本に具体的な祈禱内容を指示する文書(達書二二通)、⑤祈禱後、年預伍師から御祈奉行に提出した祈禱巻数の写し(二五通)、⑥その他祈禱料紙支などの祈禱関係文書(二三通)などである。

この前稿では、近世東大寺における国家祈禱がどのように行われていたか、その見通しを付けることを狙ったものであるが、この稿執筆の時点では、東大寺新修文書の調査が第五〇函までしか進んでいなかった。その後の調査の進行に伴い、新たな文書が発掘され、その稿の修正が必要になる可能性も予想されていた。案の定、近年の調査で、第九一函に祈禱関係の繪旨・院宣が大量に発見され、他の大社と軌を一にする祈禱が継続的に行われていたことが分かっ

てきた。

したがって、筆者の責務としては、再度近世東大寺で行われた国家祈禱の文書全体を再論しなければならないところではあるが、現在のところその準備が不十分で、いまそれをまとめる時間がない。ここでは、とりあえず、これら国家的祈禱命令の院宣繪旨、及びそれらの代行としての摂政御教書(以下、繪旨・院宣・摂政御教書を一括して呼ぶ場合、「繪旨等」と称する)について、その伝存状況と料紙を含めた形態の時代的特徴とを述べることで、その責務を果たすこととする我儘をお許しいただきたい。

そして、この東大寺にもたらされた近世公家文書の繪旨等の内容や形態を裏証するために、当該文書一・二点について、その画像を口絵に示しながら、後に翻刻も試みることにする。

### 一 東大寺伝来近世繪旨等の伝存状況

(1) 中世の院宣・繪旨 院宣と繪旨は、中世公家政治において、主要な公文書として、一世紀後半から使用され始める。それ以前の主要な公文書としては、律令公式令に基づく公式様文書であるところの太政官符・太政官牒やその略式文書というべき官宣旨・宣旨・口宣案などが用いられていた。しかし、後者の公式様の諸文書は、その発給主体である太政官が統括していた律令官司組織が改廃され、一部は権門勢家の請負と化し、その外は消滅するに至つても、<sup>2)</sup>はや律令の天皇<sup>3)</sup>太政官制を擬制的に再生産するための文書に後退する。一世紀後半から始まる白河院政以後の院政・親政といわれる公家政治は、公地・公民を律令的官司組織によつて直接的に統治することを目指した古代律令政治に代わつて、新たに成立してきた<sup>4)</sup>家の拡大に伴つて勢力を伸ばしてきた院宮・上級官僚・寺社等の権門勢家をその支配下に置き、庄園・公領と百姓とを間接統治するようになった。この中世公家による権門勢家統治手段として展開し

た院政や親政の主要な政治文書こそ、本来は私文書に過ぎなかった院宣であり、  
 輪旨であった。

院宣は、天皇位を継承できる「朝家（公家）の家長である」政務が発給する書  
 札様文書であり、かつて公地・公民を公式様文書で統治した天皇（太政官）に代  
 わり、庄園・公領と百姓を分割支配する権門勢家が充てられる政治文書であつ  
 た。「朝家（公家）の家長である」政務とは、白河院政以来、鳥羽・後白河・後  
 鳥羽・後高倉・後堀河・後嵯峨・龜山・後深草・伏見・後宇多・後伏見・光厳  
 ・後光厳・後白河と南北朝末まで断続的に継承された院政を行う上皇あるいは  
 法皇であり、大概はその時の天皇の父帝がこれに当たり、いわば現天皇の後見  
 人であつた。しかし、これら院政が中絶した後堀河・後嵯峨・龜山・後伏見・  
 後醍醐・後光厳・後白河天皇の一時期には、その時の天皇自身が公家の家長と  
 して親政を行い、権門勢家を統轄し、その政治文書として書札様文書である輪  
 旨を発給していた。このように院宣と輪旨とは、中世公家政治における権門統  
 治の主要な文書として、同質のものであつた。特殊例で、後堀河院政後の四条  
 天皇の治世には、政務となつた天皇が幼少のため、権門勢家を統治する政務の  
 業務も、摂政によつて代行され、輪旨に代わつて摂政御教書が発給された。し  
 たが、この摂政御教書もまた、院宣・輪旨と同質の政務文書であつた。

南北朝末、後白河院政の終了後においては、権門勢家の統治は、公家と武家（室  
 町殿）との共同事業となり、権門の所領にかかわる事項については、ほとんど室  
 町殿の御判御教書や管領奉書、奉行人奉書によつて下知され、院宣・輪旨は、  
 徐々に寺社に対する祈禱を命ずるもの等に限定されるようになる。嘉吉の裏後  
 の室町義勝・義政幼少期に見られる管領下知状に代わつて出された惣安堵の輪  
 旨や、室町殿が苦境に陥つたときの治罰の輪旨などは、その例外的な例であつ  
 た。

明応の政変後の戦国時代には、室町殿権力の衰退に伴い、権門勢家も没落し、

庄園・公領は解体され、百姓は権門から自立し、戦国大名の統轄下に組み入れ  
 られて行つた。室町殿ばかりでなく、公家もまた統治すべき権門を失つていっ  
 たのである。永祿十一年、織田信長が上洛した時、公家の配下に残っていたの  
 は、権門としては没落した廷臣としての公家衆だけであつた。そして、書札様  
 文書である院宣・輪旨は、権門を統治する政治文書としての役割は完全に終わ  
 り、本来の私文書に戻つたと考えてよいからと思う。

天正元年、足利義昭を追放した織田信長は、一部の旧権門の知行地について  
 は指出を撤した上で適宜判物・朱印状を以つて安堵したが、判物・朱印状は戦  
 国時代一部の戦国大名によつて使用され始めた統治文書であつた。信長没後そ  
 の統一事業を継承した豊臣秀吉は、自ら公家衆の最高位である関白・太政大臣  
 に独占的に就任し、一族や徳川氏などの大老級武将を公卿に任じ、公家社会の  
 改変に着手した。公家・公家衆の知行地についても、検地上、判物・朱印状  
 を以つて新規に給与することになつたのである。秀吉が給付する知行地は、室  
 町時代まで行われた律令的公地制を継承した中世の庄園公領制に基づくもので  
 はなく、信長秀吉の検地によつて新たに産出された土地制度であり、秀吉が給  
 付者、公家・公家衆が受領者であつた。公家・公家衆以外の寺社など旧権門の  
 知行地も、同様に検地上原則として新たに給付されたものであつた。これら  
 旧権門に与えられた知行地は、日本全体の所領からみて極わずかであるが、多  
 くの所領は、豊臣大名によつて分割統治された。その大名は領知替えを経た、鉢  
 植えの領主であつて、その統治法は秀吉のその基本方針に従うべきものであ  
 つた。信長・秀吉の統治下でも、公家が発給する輪旨は、新たな領知制度の下  
 では、その領知に関する文書として発給される余地は、全くなかつたのである。  
 秀吉の死後、豊臣大名のなかで政治的主導権を握つた徳川家康は、関ヶ原合  
 戦を勝ち抜き、慶長八年征夷大將軍に就任、慶長十年にはこれを秀忠に譲り、  
 徳川幕府をほぼ確立させた。徳川幕府の統治方針は、秀吉のそれを継承し、さ

らに徹底させたもので、公家・公家衆・寺社などの旧権門に対する知行地の給付も、秀吉と同様に判物・朱印状をもって行われたが、地方知行を原則認めないものであり、幕府機関の京都町奉行等が支配を代行するものであった。こうして、江戸時代においても公家から旧権門に対して知行地に関する院宣・輪旨が発給される余地は、全く否定されたのである。

(2) 近世の輪旨・院宣 前項では、中世から徳川幕府成立時までの政治文書としての院宣・輪旨の変遷を概観したが、それでは江戸時代においては、どうであろうか。東大寺新修文書の調査がかなり進み、九一面から相当の輪旨等が発見された今、近世東大寺にもたらされた輪旨・院宣等を再検討しながら、その検討を試みるのも、意味はあるように思う。

江戸時代においても、公家からは律令的公式様文書の詔勅・宣命・位記・官符・官牒、及びその略式文書である官宣旨・宣旨・口宣案などが出されているが、これらは全て官位や名譽称号の授与、儀式・仏神事の執行、特別な寺社の諸職補任等に関するものである。これらはかなり擬制的なものが多くいのであるが、いずれも幕府が果たしていない国家的な権能と認めてよく、江戸幕府もこれらを容認しており、室町時代に成立した公武共同の国家運営方式<sup>5)</sup>は復活されている。ただ、前項でも指摘したように、所領知行の給与・認定については完全に武家の専権するところであった。したがって、かつて、南北朝期まで発給されていた所領の給与認定に関する院宣・輪旨などは全く出される余地はなかった。

院宣・輪旨は、政務の命を伝奏から奉行に伝え、奉行が政務からの仰せであることを明記して認めた奉書であるが、戦国期以来輪旨をあまり出さなくなつた公家は、代わりに長橋の局が天皇の仰せを奉じた仮名奉書である女房奉書を多く出すようになり、その直接的な充所は伝奏や執次の近臣に充てたものであった。実質的な充所には伝奏や執次の近臣から添状を添えて伝えられる、いわ

ば内々の文書であった。以降、公家の政治は、近習や女房などの内々の体制によつて、進められることが多くなつていった。室町時代、所領に関する輪旨が出されなくなつても、国家的祈禱については、公武祈禱の伝奏奉書と並んで公家祈禱については輪旨が出されていた。しかし、戦国時代、室町幕府の衰退に伴い、公武祈禱は消滅し、公家祈禱は内々の内侍所における祈禱、近臣による寺社への代参に後退し、祈禱命令の輪旨もあまり出されなくなつていった。徳川幕府が成立した当初の祈禱関係の輪旨等は、このようなものであった。

今回、紹介する東大寺の近世輪旨院宣等は、ほとんどが祈禱を東大寺に命じたものであり、その外東大寺に関係する法会・儀式、補任・待遇にかかわるものが若干あった。おそらく、戦国・安土桃山時代に壊滅状態にあつた公家による統一的な国家祈禱が、江戸幕府の承認を得て、徐々に復興され、幕末の王政復古を意識した国家祈禱へと変化していったものと思われる。

これら東大寺近世輪旨院宣については、摂政御教書と合わせて、全てその写真を口絵に翻刻を後に載せてみた。これを一覧にしたものが表1「近世東大寺受理の輪旨院宣摂政御教書表」である。この表には、東大寺以外の大社寺に出された輪旨院宣等も加えて、東大寺新修文書ではまだ発見されていないもの(或いはなくなつてしまったもの)も想定してみた。表の「東欄(東大寺新修文書の略称)に1・2・3・・・と整数の番号のあるものが、今までに新修文書として発見されたものである。この番号は、口絵の文書写真や後掲の翻刻文の番号と一致している。この欄に、「0」とあるのは、新修文書にはまだ見当たらないが、他寺社と一緒に東大寺にも出されていることが記録などから明らかである。さらに、この欄に「(1)」「(2)」「(3)」など( )付の数字があるのは、これらの祈禱輪旨院宣に関係する施行状・年預伍師請文・伍師達書・巻教案などの関連文書が新修文書にあるもので、数字はその種類の数を示す。これら( )付数字のある件案については、これからその祈禱輪旨等が発見される確率が高いといえる。

この「東欄」の番号数字は、1番から112番まであり、110番までは編年順となっている。111と112とは年代の推定が確かでなく、保留したものである。これらの院宣編旨は、教通を除いて、大半が年欠で月日のみのものである。また日付を欠くものであった。文書形態については、次章で詳しく述べるが、中世以来の形態を踏襲する書札様文書としての編旨院宣は、内容が折禱命令だけに年紀を記さないのが普通である。また前稿でも紹介した「四折紙」の形態をもつ院宣編旨は、なかには月日を記すものもあるが、多くはそれさえ欠くものが少なくない。もちろん、両形態の院宣編旨には、包紙で包まれ、その識語として年代や内容の説明があるものもあり、また押紙があり、それに年号等が記されているものもあり、年代順に並べることができた。しかし、このような手掛かりがないものは、院宣編旨を奉ずる奉行の名前や筆跡・文書内容などを手掛かりに推定し、他寺社に出されたものと照合して、確定しなければならなかった。

他寺社に出された国家折禱関係の編旨院宣については、前稿でも検討した続史愚抄・孝明天皇実録の外、天台座主記所載文書<sup>101</sup>、東大寺伝来文書詳細目録データベース<sup>102</sup>、東京大学史料編纂所近世編年データベース<sup>103</sup>などを検索して、表1に取り込んでいる。

これら他寺社に出された折禱文書等は、東大寺新修文書に見いだされたものと同時に発給されたものも少なくなく、また新修文書からは未発見のものもある。あるいは、東大寺にはあるが、他の寺社充てのものを確認できないものもある。表1には、これら新修文書にあるものと、今回検索した他寺社に充てたものを合わせて、編年順に並べてみた。その順番は、表1の「総寺社」欄において「1」から「150」までの「1」付の数字で示した。合計「150」件であるが、一件の折禱命令等について、新修文書を含めて三・四件の事例を示しているものもある。このように東大寺新修文書と他寺社の当該文書を突き合わせて、編年に配列すると、新修文書の年欠文書の年代確定や未発見文書出現の可能性にも一定

の手がかりを得ることができそうである。

表1の「日付」欄は、東大寺新修文書のものには推定も含め文書の日付だが、他寺社充てのものには出典の日付で文書の日付とは限らない。「文書名」欄は、東大寺新修文書の場合は、口絵の写真のキャプションや後掲翻刻の文書名と同じで、( )内には奉書と四折紙との区別も記した。他寺社のものは、分かる範囲で文書名を推定した。「文書名」欄と関連することであるが、「差出(奉行)」欄は、東大寺新修文書では、差出書をそのまま記載し、他寺社のものは文書が写してあれば差出書をそのまま記載し、写し写しなければ奉行の名前を記した。「充名(折禱所)」欄は、東大寺新修文書では、充名書をそのまま記載し、他寺社のものは、文書が写してあれば充名書をそのまま記載し、写し写しなければ編旨等を送った寺社の範囲を( )内に示した。例えば、「七社七寺」というようにである。

「内容」欄は、文書の文意であるが、折禱命令であるときは折禱の目的のみを記した。そして、「内容分類」欄には、内容をグループニングし、分類してみた。

最後に、参考として、これらの編旨院宣等が出されたときの天皇・摂政・(政務以外の)上皇・女院の名前をそれぞれの欄に記してみた。

かくして、表1を見ると、近世の公家から寺社に対しては、少なくとも一五〇件の国家的な折禱や儀式・称号付与・補任に関する院宣編旨等が出されていることが確認できる。しかし、これは、東大寺に充てられたものや、東大寺に關係するものだけに限定したもので、このほかの寺社に充てられた院宣編旨等も他にあることは間違いない。したがって、近世の公家から東大寺が受け取った院宣編旨等は、年紀不明を除いて少なくとも一五〇通ほどはあったということができのではないかと。これを仰せの主体別に、「文書名」欄から数えてみると、編旨が一三三通、院宣が九通、摂政御教書が二七通である(女房奉書一通がある)。これをさらに天皇の在位期間別に見ると以下のとおりである。

後醍醐天皇 慶長八(一六〇三)―慶長十六(一六一二) 編旨一計一平均〇・一三

後水尾天皇 慶長十六(一六二一)〜寛永六(一六二九) 繪旨五 計五平均〇・二八  
 明正天皇 寛永六(一六二九)〜寛永二十(一六四三) 繪旨一 計一平均〇〇・七  
 後光明天皇 寛永二十(一六四三)〜承応二(一六五四) 繪旨一 計一平均〇〇・九  
 後西天皇 承応二(一六五四)〜寛文三(一六六三) 繪旨一 計一平均〇・一  
 靈元天皇 寛文三(一六六三)〜貞享四(一六八七) 繪旨二 院宣一 計三平均〇・五四  
 東山天皇 貞享四(一六八七)〜宝永六(一七〇九) 繪旨四 院宣一 計五平均〇・三三  
 中御門天皇 宝永六(一七〇九)〜享保二十(一七五五)

繪旨一〇 院宣一 撰政御教書二 計一三平均〇・五〇

桜町天皇 享保二十(一七五五)〜延享四(一七四七) 撰政御教書九 計九平均〇・七五

桃園天皇 延享四(一七四七)〜宝曆十二(一七六二) 撰政御教書五 計五平均〇・三三

後桜町天皇 宝曆十二(一七六二)〜明和七(一七七〇)

繪旨二 撰政御教書八 計一〇平均一・二五

後桃園天皇 明和七(一七七〇)〜安永八(一七七九)

繪旨六 院宣二 撰政御教書三 計一平均一・三二

光格天皇 安永八(一七七九)〜文化十四(一八一七)

繪旨三 院宣四 撰政御教書九 計三五平均〇・九二

仁孝天皇 文化十四(一八一七)〜弘化三(一八四六)

繪旨一〇 (女房奉書) 計一平均〇・三四

孝明天皇 弘化三(一八四六)〜慶応二(一八六六) 繪旨二六 計二六平均一・〇〇

明治天皇 慶応二(一八六六)〜明治二(一八六九) 繪旨三 計三平均一・〇〇

合計 繪旨一三 院宣九 撰政御教書二七 (女房奉書) 計一五〇 平均〇・五六

これらの天皇の在位期間のうちで、後陽成天皇のそれは慶長八年徳川幕府成立以降の期間、明治天皇のそれは明治二年官制改革により旧制の百官受領を全廃するまでの期間である。院宣・繪旨・撰政御教書等の文書別の内訳からみると、一五〇件のうち全体の四分の三である一三三件が繪旨、残りのさらに四分の三である二七件が撰政御教書で、院宣は残りの四分の一の九件に過ぎない。撰政御教書は、女帝である後桜町天皇の時が八件、幼年で即位した中御門・桃

園・後桃園・光格天皇の幼年期にそれぞれ二件・五件・三件・九件みられるが、宝曆事件にかかわった桃園天皇の在位期間は撰政御教書のみ五件で、繪旨は見られない。院宣の発給主体は、後水尾上皇が一件、靈元上皇が二件、後桜町上皇が六件であるが、天皇の政務を後見するような内容のものではなく、どちらかというと身内や自身の治病祈禱に関するものが多い。つまり、天皇の政務の代行ではなく、上皇自身の自己都合で出されているかのようである。

このように、近世の歴代天皇の代毎に寺社に対して国家的な祈禱や仏神事に關して発給された繪旨・院宣・撰政御教書の合計件数を、それぞれの在位年数で割った数値が、一年あたりに出された平均の数字になる。近世全体の平均は年〇・五六件程度出されていることになるが、この数値は、南北朝以前に比してかなり少ない数字である。しかし、安土桃山時代よりはかなり多くなっているようである。平均件数が多い順に並べると、孝明一・三〇件、後桜町一二・五件、後桃園一二・二件、明治一・〇〇件、光格〇・九二件、桜町〇・七五件、靈元〇・五四件、中御門〇・五〇件、仁孝〇・三四件、桃園〇・三三件、後水尾〇・二八件、東山〇・二三件、後陽成〇・一三件、後西〇・一一件、後光明〇・〇九件、明正〇・〇七件である。大体、一八世紀の後桜町の時代に年一・〇〇件を上回り、その後後桃園・光格・孝明の時代には一・〇〇件前後の件数を数えるようになる。この表の結果からみると、一七世紀、江戸幕府の前期には、寺社に対する重要事項を伝える繪旨・院宣等の発給回数はかなり少ないことになるが、これが実態だったのではないかと思う。

つきに、表1の「内容分類」からどのような内容の繪旨院宣等が出されているかをみると、そのような文書を集めたのであるから当然いえば当然であるが、祈禱命令が一三三件で断然多い。その祈禱原因の内訳を見てみると、立太子・元服・踐祚・即位・立后・讓位などの天皇の通過儀礼が無事遂行できるように祈る儀礼祈禱が四九件、流星などの天変祈禱が七件(二件は災厄祈禱と重複)、早

炎・風雨洪水・地震・火災・流行病による災害を被う災厄祈禱が二九件三二件は天災祈禱と、一件は惟異祈禱と重連、惟異祈禱が三件二件は災厄祈禱と、一件は延命祈禱と重連、天皇・上皇自身や女院の病気の回復を祈る治病祈禱が三件、上皇の長寿を祝う祝賀祈禱が二件、中宮などの御座無事の御座祈禱が二件、原因不明ながら玉体安全祈禱が一件、天皇・上皇の長寿延命を祈る延命祈禱が三件二件は惟異祈禱と重連、同じく原因が不明ながら天下泰平皇祚長久等を祈らせる泰平祈禱が五件、何か動願成就のための祈禱が一件、後桜町上皇の毎月の定例祈禱が一件である。祈禱の目的が不明なもの一件である。そして、幕末の閉国を求める異船等の打払いを願う攘夷祈禱が九件、さらに新政府確立に向けた明治天皇の東幸祈禱二件となつて、終わる。

祈禱以外のものとしては、計一八件で、先帝や女院の葬儀の経供養導師勤仕を命じた仏事勤仕が五件、弘法大師や泉涌寺開山国師の遠忌を国家的法事として行わせるもの、山門千日回峰演法の認定、伽藍修造への奉加勅進の許可等に関する法事認定が一件、諷聞告知が一件、香衣を着て法会を行うことを許す名譽待遇が一件などである。直接的に東大寺惣寺に関係のないものも含むが、末寺の關係するものや準拠すべき内容を持つものとして、拾つて表に載せてある。

(3) 近世東大寺の繪旨・院宣等 以上、近世の繪旨院宣等の内容としては、圧倒的に祈禱命令が多いようであるが、国家的祈禱としては寛文三年の靈元天皇繪旨(表1の「10」)の辺りから七社七寺に充てて命じる体制が整えられていくと思われる。それ以前は、七社だけ、あるいは七社九寺、五社七寺といつていろいろ試行錯誤しているようであるが、この繪旨の後に出示された国家的な祈禱は、ほとんど七社七寺充てとなる。七社七寺とは、伊勢神宮・石清水八幡宮・賀茂上下社・松尾社・平野社、稻荷社・春日社、七寺とは、延暦寺・園城寺・東大寺・興福寺・東寺・仁和寺・広隆寺のようである。東大寺も七寺のうちであるか

ら、史料に七寺に充てたという記事があれば、東大寺にも祈禱命令が出ているものと解釈してよいと思う。

表1の「總寺社」欄の「1」から「150」までのように、東大寺にも充てた可能性があるものや、東大寺に充てたものではないが東大寺と何らかの關係ある繪旨・院宣等は、少なくとも一五〇件確認できるが、これらのうち現在東大寺新修文書の中に今まで見いだされた繪旨院宣等は、「東欄の1〜112までの一・二通である。二通は年代推定が不確定なもので、一応除外して、一〇通は一応年代が確認できる。これを、近世歴代の天皇の在位期間別に確認してみると、以下のとおりである(二件の案件について二通以上の院宣繪旨等が出されている例もある)。

後陽成天皇	慶長八(一六〇三)〜慶長十六(一六一一)	一件	〇通
後尾天皇	慶長十六(一六一一)〜寛永六(一六二九)	五件	〇通
明正天皇	寛永六(一六二九)〜寛永二十(一六四三)	一件	〇通
後光明天皇	寛永二十(一六四三)〜承応三(一六五四)	一件	〇通
後西天皇	承応三(一六五四)〜寛文二(一六六三)	一件	〇通
靈元天皇	寛文三(一六六三)〜貞享四(一六八七)	三件	〇通(二通/七通)
東脚天皇	貞享四(一六八七)〜宝永六(一七〇九)	五件	〇通(三通/九通)
中御天皇	宝永六(一七〇九)〜享保二十(一七三五)	三件	五通(三通/一四通)
桜町天皇	享保二十(一七三五)〜延享四(一七四七)	九件	二通(一通/六通)
桃園天皇	延享四(一七四七)〜宝曆十二(一七六二)	五件	二通(一通/五通)
後桜町天皇	宝曆十二(一七六二)〜明和七(一七七〇)	〇件	四通(通/五通)
後桃園天皇	明和七(一七七〇)〜安永八(一七七九)	一件	二通(通/八通)
光格天皇	安永八(一七七九)〜文化十四(一八〇七)	三件	五通(二通/一六通)
仁孝天皇	文化十四(一八〇七)〜弘化三(一八四六)	一件	七通(通/二通)
孝明天皇	弘化三(一八四六)〜慶応二(一八六六)	二件	六通(通/二通)
明治天皇	慶応二(一八六六)〜明治二(一八九六)	三件	三通
合計		一五〇件	一一〇通(三通/九六通)

右の一覧で、各天皇在位期間別の先頭の数値は、表1「總寺社欄」に示した件数で、次の数値が同表「東欄」に示した東大寺新修文書のうちに発見された繪旨院宣等の通数である。一件につき複数通の文書が出ている場合があり、件数より多くの通数が計上されている例もみられる。

江戸時代前期の後陽成天皇の代から東山天皇の代までは、「東」欄の通数は〇通であり、この期間の繪旨院宣等は、新修文書からはまだ発見されていない。ただし、一七世紀後半の靈元天皇の代に至り、右の一覧に「二通／七通」とあり、東山天皇の代には「三通／九通」と書き上げている。(「内」の)上の通数は、参考にした史料に東大寺にも出されていることが明記してある数であり(表1「東」欄に〇と表記されているもの、「」の)下の通数は「七寺」に充てて出したことを明記している数である。七寺に東大寺が入らない確率は低いから、まだ新修文書からは見つからないもの、実際は東大寺にも出されていたと考えてよいものである。

一八世紀の中御門天皇の代から後桜町天皇の代までは、「總寺社」に出された繪旨院宣等の件数計三七件に対して、「東」欄に見える通数は「三通」である。ただし、一件に対して二通のものも二件分あり、一件分に対するものではない。つまり、この時期は、実際に東大寺に出された繪旨院宣等の四分の一強程しか発見されていないということになる。今後の発見が期待される。

さらに、一八世紀末期の後桃園天皇の代から幕末維新期の明治天皇の代までは、「總寺社」の件数に対して、「東」の通数がほぼ同じか、あるいはこれを超えている。しかし、この時期は「總寺社」に充てた件数一件に対して、「東」欄に見える新修文書が二〜三通ずつあるものが多い。この時期の「總寺社」の件数は合計八六件であるが、これに該当する新修文書の繪旨院宣等が存在するものは、六二件に及ぶ。つまり、この時期に東大寺に出された繪旨院宣等は、その七十二%が新修文書から見つかっているものと考えてよいのではないだろうか。

以上の考察から、近世において国家的に重要な用途について発給される繪旨院宣等は、一七世紀前半では体系的な整理ができておらず、全て東大寺に充てられていたかどうか、不明であり、また東大寺に充てられたものがあつたとしても、まだ新修文書からは一通も発見されていない。一七世紀中にも充てられる代から七社七寺充ての国家祈禱体制が整えられ、全て東大寺にも充てられるようになったが、一七世紀中に東大寺に出された繪旨院宣はまだ新修文書からは見つからない。一八世紀の中御門天皇の代以降は、東大寺に出された院宣繪旨等は、その二〇数%ほどが新修文書から発見されている。そして、一八世紀末の後桃園天皇の代以降に東大寺に充てられた繪旨院宣は、七割余が新修文書から見つかっている、と考えてよいのではないか。

## 二 近世の繪旨院宣等の形態と料紙

(1) 整紙奉書形式と四折紙 中世における院宣や繪旨は、政務である院や天皇の命を伝奏が奉じて奉行に伝え、奉行が政務の命であるという奉書文言を示して、奉行の名を以て当事者に書き送る書札様文書である。摂政御教書は、鎌倉時代の四条天皇の親政期にのみ見られた文書で、それまで院政を行っていた後堀河上皇の崩御ののち、四条天皇がまだ幼少であったので、政務を摂政が代行するために案出された繪旨に代わる文書であった。おそらく、摂政から伝奏を介さずに直接奉行に命が伝えられ、奉行が摂政の命である旨を記して、当事者に書き送ったのではないだろうか。

院宣は、所領の安堵や相論の裁許などは、伝奏自身が奉行を兼ねることが多く、その場合奉行は、全て公卿であった。段銭などの免状に関しては、弁官を兼ねる奉行が多く、弁官が藏人を兼ねているときには、料紙に宿紙を使用するものであった。繪旨は、はじめのころは伝奏の役は藏人頭と考えられるが、後醍醐天皇のころから公卿の伝奏が置かれ、奉行には藏人頭・五位藏人や弁官な

どが奉行を務めた。奉行が藏人であれば、料紙に宿紙を用い、藏人を兼ねない弁官が奉行の時には、宿紙は用いなかった。摂政御教書も、藏人を兼ねる奉行が奉行のときは、やはり宿紙を用いていた。

近世においても、このような奉書形式の繪旨院宣摂政御教書は、奉行がそれぞれ天皇・上皇・摂政の命を奉じてその旨の奉書文言を記して当事者に書き送る点が変わらないようである。ただ、繪旨や摂政御教書を奉ずる奉行は、藏人を兼ねる弁官がほとんどであり、料紙には悉く宿紙を用いている。また院宣を奉ずる奉行は院司の公卿が奉ずるものらしく、白紙を用いている。

このような中世以来の奉書形式の繪旨院宣等に対し、前稿<sup>1)</sup>で指摘した四折紙の繪旨院宣等は、近世に初めて見られるようになったものである。四折紙とは、折紙を縦に半折しさらにこれを半折した、すなわち折紙を四つ折りにした折紙のことで、史料上でも使われている名称である。この四折紙には、前稿でも述べたように、大きく分けて、二種類ある。一種類は、画像16の(明和八年)十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)のように、封紙を持つもので、四折紙を風呂敷の平包のように斜めに封紙で包み、封は糊封墨引きを加え、表書に充名と差出書を書く(A形式四折紙)。折紙の本紙には日付や差出・充名があり、本文は「…事」で結ぶ事書のものもある。もう一種は、画像17(明和八年)十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)のように、封紙ではなく、白紙の包紙に包まれて、日付・差出・充名もなく、本文が事書のものである(B形式四折紙)。この二種の四折紙は対になっていることが多く、その場合封紙を持つ方が本体で、包紙を持つ方が追而書の役割を持つものようである。これを認める奉行は奉書形式の繪旨院宣等を書く奉行と同一人物であるが、その奉行がたとえ藏人を兼ねていても、四折紙の料紙には宿紙は用いない。

また、画像41(天明八年)二月二十日の光格天皇繪旨(勅修寺良願小切紙や画像47(寛政元年)六月二日)光格天皇繪旨(勅修寺良願小切紙追而書のように、四折紙の折

目を全て切放った形の小切紙で、日付・差出・充名がなく、本文が事書になっている繪旨院宣等も存在する。おそらく、これらは追而書のために使用されるもので、封紙の無い四折紙の代用かと思われる。さらに、幕末には、画像108(慶応四年)一八六八八月)明治天皇繪旨(清閑寺豊房巻紙や画像109(明治元年)一八六八九月)明治天皇繪旨(某巻紙)のように、いわゆる巻紙を使用するものが現れる。日付のあるものとなないものがあり、本文は事書であるが、追而書は文末に一字下げで、小字で事書を以って記している。

前稿では、従来の奉書形式の繪旨院宣等と四折紙形式のそれとの使われ方について、四折紙は奉書形式の繪旨院宣等の付随文書と理解し、やがて四折紙が本来の繪旨院宣であるところの奉書形式に代わって、繪旨院宣等の主流となると、理解した。しかし、新修文書九一函から、奉書形式の繪旨院宣摂政御教書が、大量に発見され、時代が下るほど奉書形式の繪旨院宣等が出されなくなるわけではないことが確認された。むしろ、同一案件について、奉書形式のもの四折紙とが対で残されているものが多いことがわかった。以下、これらを列記すると、以下の通りである。

- 1 画像21(安永七年)七月十五日後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)(第九一函一括一号)
- 1 画像23(安永七年)七月十五日後桃園天皇繪旨(坊城俊親四折紙)(第一八四九括二〇二号)
- 2 画像34(天明四年)十二月十六日後桜町上皇院宣(阿野実経奉書)(第九一函一括八号)
- 2 画像35(天明四年)十二月十六日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)追而書
- (第一八四九括二二号)
- 3 画像39(天明八年)二月十七日光格天皇繪旨(勅修寺良願奉書)(第九一函一括二二号)
- 3 画像40(天明八年)二月十七日光格天皇繪旨(勅修寺良願四折紙)(第九一函一括六号)
- 3 画像41(天明八年)二月二十日光格天皇繪旨(勅修寺良願小切紙)(第一八四九括六三号)
- 4 画像42(天明八年)二月二十五日光格天皇繪旨(勅修寺良願奉書)(第九一函一括一五号)
- 4 画像43(天明八年)二月二十五日光格天皇繪旨(勅修寺良願四折紙)(第一八四九括六一号)
- 4 画像44(天明八年)二月二十五日光格天皇繪旨(勅修寺良願四折紙)(第一八四九括六二二号)



- 5 圖像 45 (寛政元年六月二日光格天皇繪旨(柳原均光奉書)(第九一函一括二六号)  
 5 圖像 46 (寛政元年六月二日) 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括六六号)  
 5 圖像 47 (寛政元年六月二日) 光格天皇繪旨(勅修寺良願小切紙 追而書 (第一八函九括六五号)  
 6 圖像 48 (寛政二年十一月五日) 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)(第九一函一括二一七号)  
 6 圖像 49 (寛政二年十一月五日) 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括五七号)  
 6 圖像 50 (寛政二年十一月) 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙 追而書(八函九括五七号)  
 6 圖像 51 (寛政二年十一月) 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙 追而書(八函九括五九号)  
 7 圖像 52 (寛政三年四月二十日) 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)(第九一函一括三〇号)  
 7 圖像 53 (寛政三年四月二十日) 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)(第一八函九括六〇号)  
 8 圖像 54 (寛政八年五月十日) 光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)(第九一函一括三二号)  
 8 圖像 56 (寛政八年五月十日) 光格天皇繪旨(鳥丸資重四折紙)(第一八函九括三三号)  
 9 圖像 60 (寛政十一年十一月十六日) 光格天皇繪旨(日野西延光奉書)(第九一函一括二七号)  
 9 圖像 61 (寛政十一年十一月十六日) 光格天皇繪旨(日野西延光四折紙 追而書 (第一八函九括一九号)  
 10 圖像 75 (弘化四年三月一日) 孝明天皇繪旨(柳原均光奉書)(第九一函一括一八号)  
 10 圖像 76 (弘化四年三月一日) 孝明天皇繪旨(柳原均光愛四折紙)(第九一函一括一三号)  
 11 圖像 80 (嘉永三年四月五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順奉書)(第九一函一括一九号)  
 11 圖像 81 (嘉永三年四月五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順四折紙)(第一八函九括二六号)  
 12 圖像 83 (嘉永六年六月十五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順奉書)(第九一函一括二〇号)  
 12 圖像 84 (嘉永六年六月十五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順四折紙)(第一八函九括三九号)  
 13 圖像 85 (嘉永六年六月二十日) 孝明天皇繪旨(兼室長順奉書)(第九一函一括二一七号)  
 13 圖像 86 (嘉永六年六月二十日) 孝明天皇繪旨(兼室長順四折紙)(第一八函九括四〇号)  
 14 圖像 87 (嘉永七年二月九日) 孝明天皇繪旨(兼室長順奉書)(第九一函一括二二七号)  
 14 圖像 88 (嘉永七年二月九日) 孝明天皇繪旨(兼室長順四折紙)(第二二函一括二二七号)  
 15 圖像 90 (嘉永七年六月十五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順奉書)(第九一函一括二一七号)  
 15 圖像 91 (嘉永七年六月十五日) 孝明天皇繪旨(兼室長順四折紙)(第一八函九括一五五号)

- 16 圖像 92 (嘉永七年九月二十三日) 孝明天皇繪旨(中御門経之奉書)(第二二函一五括六号)  
 16 圖像 93 (嘉永七年九月二十三日) 孝明天皇繪旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括四一七号)  
 17 圖像 94 (嘉永七年十一月十六日) 孝明天皇繪旨(中御門経之奉書)(第九一函一括五二七号)  
 17 圖像 95 (嘉永七年十一月十六日) 孝明天皇繪旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括一六号)  
 18 圖像 96 (安政二年十月十日) 孝明天皇繪旨(中御門経之奉書)(第一八函九括四三三号)  
 18 圖像 97 (安政二年十月十日) 孝明天皇繪旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括四八号)  
 19 圖像 98 (安政二年十月二十八日) 孝明天皇繪旨(中御門経之奉書)(第一八函九括四四四号)  
 19 圖像 99 (安政二年十月二十八日) 孝明天皇繪旨(中御門経之四折紙)(第一八函九括四七号)  
 20 圖像 101 (安政五年九月三日) 孝明天皇繪旨(中御門経之奉書)(第一八函九括三七七号)  
 20 圖像 102 (安政五年九月三日) 孝明天皇繪旨(中御門経之四折紙)(第二二函一五括七号)  
 21 圖像 103 (安政六年七月十四日) 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉書)(第九一函一括一五号)  
 21 圖像 104 (安政六年七月十四日) 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)(第二二函一五括四号)  
 22 圖像 105 (安政七年二月四日) 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉書)(第九一函一括三三三号)  
 22 圖像 106 (安政七年二月四日) 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)(第九一函一括二四号)  
 以上、同一案件について、奉書形式の堅紙繪旨院宣等と四折紙のそれとの対が確認できるのは、このような二二組である。これらは、奉書形式と四折紙の両方が新修文書に伝存している例であるが、次の例は、新修文書に残されている四折紙と同一案件の奉書形式の繪旨が、比叡山延暦寺に出されているものである。
- 23 總持寺社(99) 寛政九年閏七月十日光格天皇繪旨(鳥丸資重奉書)(新撰座主伝第三)  
 23 圖像 58 寛政九年閏七月十日光格天皇繪旨(鳥丸資重四折紙)(第一八函九括一四号)
- このように、延暦寺に奉書形式で出されているということは、おそらく東大寺にも奉書形式の繪旨が伝存する可能性があるし、また延暦寺にも四折紙の繪旨が渡されている可能性も否定できない。表1を見て、<sup>[115]</sup>新撰座主伝には、<sup>[114]</sup>文政十三年七月二日仁孝天皇繪旨(方里小路正房四折紙)、<sup>[115]</sup>文政十三年七月十日仁孝天皇繪旨(方里小路正房四折紙)、<sup>[136]</sup>安政二年十月孝明天皇繪旨(中御門経

之四折紙などが載せられているから、四折紙を受け取るのは、東大寺だけではないということが載せられる。四折紙の受給がどこまで、拡大しているのか確認するのは、今後の課題としたい。

右の対になっている二二例のうち最も早い例は安永七年七月十五日後桃園天皇繪巻であるが、これは東大寺新修文書に見られる最も早い四折紙である(明和八年十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)に遅れることわずか七年である。このことから考えると、おそらく、明和八年の奉書形式の後桜町上皇院宣もどこかに残っていると思われる。つまり、一八世紀後半から始まった四折紙の給付は、はじめから奉書形式の繪巻院宣等と対に考えられているのであろう。それでは、何故このように対になっているのであろうか。一つヒントになるのは、表1總寺社(117)の統仁親王(孝明天皇)の「愛長卿記」には、「一通触之処、為早速以先折紙申達如左、歌書四折紙」とある。この意は、本来堅紙奉書の繪巻で触れるべきではあるが、急いでいるのでまず折紙で知らせたということであろう。その折紙は、宿紙ではなく、次の二番目に良い品質の奉書紙で、四折紙であり、その折紙の包紙は美濃紙である、と解せる。このように、急ぎの時に、堅紙奉書の繪巻などに先じて四折紙を出したことになる。

それでは、何故折紙だとすぐ出せるのであろうか。推測であるが、折紙は本来目録、仰詞や口上書等に使う料紙であり、施行文書には本来用いない。折紙が施行文書に使われ出すのは、戦国大名以下、信長、秀吉、徳川幕府である。おそらく朝廷では、詞書として使用する例から考えると、官文書発給の命に対する請文あるいは覚書から始まった宣旨・口宣<sup>宣旨</sup>に準じて、御教書発給の命の請書あるいは覚書に折紙を使用していたのではないだろうか。つまり、天皇や院の仰せを伝奏や女房から伝えられた奉行が、その仰せを覚として書き記した折紙を作成した。この折紙を天皇や院に覆奏し、命を再確認したのではあるま

いか。覆奏の後、正式の繪巻院宣等はこの折紙に基づいて作成されていたのであろう。とすれば、堅紙奉書の繪巻院宣等を作成するよりも、その折紙を写して発給する方が早いということになる。いわば、本来覆奏文書であった官文書の宣旨や口宣案と類似する機能を果たしているのではないだろうか。

ところが、もう一つ不可解な事実がある。表1には摂政御教書が二七件ほどあるが、これ等は悉く堅紙奉書のもので、四折紙のものは存在しない。そうすると、摂政の命に対しては奉行が折紙請文を書かなかつたということになるのであろうか。後考したい。

(2) 案文と充名 表1からわかるように、東大寺新修文書のうちの繪巻院宣等一一二通のうち、二八通は案文である。このうち、東寺や東寺長者に充てた、実質東寺に与えられた八通、泉涌寺充て一通、興福寺修南院充て一通、東大寺末寺五劫院充て一通、合計一一一通は、他寺に充てられたものであるから、それを東大寺が写したか、東大寺に関係するとして関係者から写しを送られてきたものだろうと、了解できる。東大寺字侶充ての案文二一通は、一通はほかに正文があり、一通は正文がないが花押まで写している。これら二通を除いた案文は、差し引き一五通となる。この一五通の充名を見ると、慈尊院は勅修寺尊孝・寛宝が東大寺別当の時の侍僧、浄土院も勅修寺寛宝が東大寺別当の時の侍僧、大納言僧侶は蓮華光院尊深が東大寺別当の時の侍僧であつて、全て東大寺別当に充てた繪巻等ということになる。

これに対し、東大寺字侶中に充てた繪巻等は五九通あるが、先述した二通の案文以外は正文と考えてよく、四折紙を含めて奉行の花押が備わっている。ところが、この東大寺字侶中充てのものは、口絵図像16(明和八年十二月二十六日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)、図像20(安永二年三月十八日後桜町上皇院宣(阿野実経四折紙)、図像60(寛政十一年十一月十六日光格天皇繪巻(阿野西延光奉書の三通を除いて、東大寺別当が未補の時のものである。つまり、東大寺充ての繪

旨等の充名は、東大寺別当が補任されているときには別当を経由して東大寺にもたらされるが、学侶中に充てられるのは、東大寺別当が不在の時であった。

表1の総寺社「12」寛文十三年五月十六日(寛元天皇繪旨を載せる葉室頼業記には、七社七寺に折禱を命じる繪旨等の充先として、「延曆寺・座主、園城寺・聖護院殿、東大寺・隋心院、興福寺・時ノ寺務、東寺・長者、仁和寺・御門跡、広隆寺・大覚寺殿、伊勢禁中ニ而時ノ伝奏へ申渡ス、職事下知諸社伝奏へ申渡ス、石清水・広橋、賀茂・頼孝、松尾稻荷・白川、平野・西洞院、春日・八南曹弁裏松也、」と載せる。東大寺については、「この時は隋心院」と記されており、隋心院は時の東大寺別当隋心院俊海である。このように東大寺に充てる繪旨などは、他の七寺と同様に、東大寺を管轄する長官である東大寺別当に充てられていた。ところが、近世における東大寺別当は、天和二年(一六八二)貞享三年(一六八六)、安永三年(一七七四)寛政九年(一七九七)、弘化三年(一八四六)万延元年(一八六〇)の三回にわたって別当不補任の期間があり、そのときの繪旨等の充名は、「東大寺学侶中」とされたのである。

先に述べたように、東大寺別当に充てられた繪旨等は、案文ばかりである。これはおそらく、戦国時代から始まった慣習として、たとえ内容として東大寺充てたものであっても、充名が別当充てであれば、正文は手許に留め、東大寺には案文を作つて渡すということが、近世を通じて維持されていたと考えられる。これに対し、別当不在の時には、充名は「東大寺学侶中」とされるが、繪旨等は東大寺伝奏中山家に伝えられ、中山家御教書を添えて東大寺年預伍師に正文が送られると考えられる。したがって、東大寺学侶中充ての繪旨宣等は、全て正文が東大寺に届いたと考えられる。

さて、先に列挙した堅紙奉書形式の繪旨等と四折紙が対になっている例であるが、このように対になっている繪旨等には、案文のものは見つかからない。ということは、繪旨等を別当經由で伝えられた場合には、四折紙については、正

文もまたその写さえ東大寺に伝えられていないことになる。また、奉書形式と対になっている四折紙や小切紙で、「追而書」と判断しようものが、数例ある。先に、四折紙は、堅紙奉書に先んじて充先に伝えたと考えたが、追而書の内容は、多くの場合、折禱の開白や結願の日の指定や巻数の献上先などを指定するものが多く、そうすると、これらの追而書としての四折紙は、本体の堅紙奉書を後追いする形で出された可能性も否定できない。このように考えると、四折紙は、本体の堅紙奉書の前後に適宜発給され、本体を補足する補助文書であると、定義してもよいかと思われる。

前稿では、四折紙について明治政府の公文書に影響を与えた可能性に言及したが、十分な論証をできなかった。ここではその論証ができるわけではないが、図像85(嘉永六年六月二十日孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)は、浦賀に来航した異船が退帆したが折禱を止めるなど命じた堅紙奉書で、日付は月日、差出は官職に花押、充名は「東大寺学衆中」と認められ、宿紙を料紙に用い、封紙にも上書が書かれ、捺封が施された繪旨である。ただし、結びの文言は、「天氣如此、悉之以状」ではなく、「之旨、被仰下候事」で結ばれている。すなわち、「……之事」で結ぶ事書の形になっている。これは多くの四折紙の形であつて、この影響を蒙つたものであろう。この外に、図像82(嘉永三年九月十三日孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)、図像83(嘉永六年六月十五日孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)も同じである。維新政府の誕生した直後に出された、明治天皇の即位無事を祈らせた図像108(慶応四年八月)明治天皇繪旨(清閑寺書巻巻紙)は、袖下に充所(東大寺)と書き、日付・差出書はなく、「……候事」で結ぶ。料紙は宿紙ではなく、素紙の巻紙を使用している。続いて、翌月東京遷寺の無事を祈らせた、図像109(明治元年九月)明治天皇繪旨(葉室長順奉書)には日付はあるが、差出・充名がなく、文を「……事」で結び、素紙の巻紙に書かれる。両通共に、奉書文言は記されていない。こうして、明治政府の公文書は形成されていくのかも知れない。

(3) 近世の繪圖院宣の形態と料紙 以上見てきたような近世において展開した奉書形式と四折紙との繪旨等の料紙については、短期間であるが、できるだけに調査した。その結果については、表2「近世東大寺繪圖院宣等料紙の形態と料紙」にまとめてみた。「釈文」欄の番号は口絵写真図版の番号、釈文の文書番号、表1の「東」欄の番号と一致している。一通の文書について、本紙・裏紙・札紙・封紙・包紙等がある場合は、それぞれ一紙ごとに調査しているの、同じ番号が複数ある。調査項目は、縦寸法(縦寸欄、単位 $\text{cm}$ )、横寸法(横寸欄、単位 $\text{cm}$ )、厚さ平均(厚さ欄、単位 $\text{mm}$ )、密度(密度欄、単位 $\text{g/cm}^2$ )、縦横比(縦横比欄、単位倍)、料紙の種類(料紙欄)である。なお、備考欄には、封紙や包紙の情報を記した。

まず、案文の繪旨等は、前述のように、東大寺以外に充てられたものと、東大寺別当に充てられたものがある。東大寺以外に充てられたものは、東大寺で写したのもあれば、写しが東大寺に送られたものもあるかと思われる。これは全て奉書形式のものである。東大寺以外に充てられたものは、今は詳細な検討は保留しておく。東大寺別当に充てられた繪旨等は、図版14の(昭和八年)三月十五日撰政近衛内前御教書(鳥丸光祖四折紙案追面書を除いて、全て奉書形式のものであるが、おそらくこれらは東大寺別当の手許で写されたものであろう。料紙としては、奉書紙・上杉原・漣返杉原に書かれ、正文が宿紙に書かれるのと異なる。縦寸法を見てみると、多くは縦三二・三 $\text{cm}$ 台の料紙を用い、正文の堅紙奉書と高さを揃えているように思われる。図版24(安永八年)八月三日後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)案は二四 $\text{cm}$ 代で美濃紙の半紙に書かれており、雑な案文であるが、その他の繪旨等は、料紙の大ききや封式も含め、正文を忠実に写している。図版22(安永七年)七月十五日後桃園天皇繪旨(功城俊親奉書)案と図版68文政七年十一月二十九日仁孝天皇繪旨(兼重親奉書)案は縦が三二・三 $\text{cm}$ 台の奉書紙を使い、正文よりも良い紙を使っているようである。中世では、

正文を写した場合は、封紙や札紙などは付かない場合が多いが、近世の写しは、封紙・札紙の形や花押まで写すのであろうか。密度は、〇・二二〜〇・四一まで区々である。〇・二二あたりだと杉原紙の普通の密度、〇・三〇前後は奉書紙の密度、〇・三五以上になると楮紙のものであれば、多少打ち紙などの処理がかかっているのかもしれない。縦横比率を見ると、一・三四〜一・四九倍(二紙紙のものを除く)で近世の標準的な縦横比率一・四倍前後に収まっているといえる。

次に、正文で奉書形式の繪旨等の料紙を見ると、図版34天明四年十二月十六日後桜町上皇院宣(阿野実経奉書、図版57(寛政九年)二月十三日後桜町上皇院宣(正親町公明奉書)がそれぞれ杉原紙或いは奉書紙であることを除いて、繪旨・撰政御教書は全て宿紙に書かれている。縦寸法は三二・三 $\text{cm}$ 台に収まり、この時代の繪旨・口宣案の標準的な高さになっている。院宣は、三四 $\text{cm}$ 台と三七 $\text{cm}$ 台と繪旨・撰政御教書よりは大きい紙を用いている。密度は、〇・一九〜〇・三三くらいまで区々である。宿紙などの漣返紙は〇・二五以下ぐらいが多いのであるが、それ以上のものは生漣の紙に墨を加えたものかもしれない。縦横比率を見ると、院宣は一・三三〜一・四九倍と近世文書の標準的な比率であるが、宿紙の繪旨・撰政御教書は一・五〇〜一・五八に分布し、近世文書と中世文書一・六倍との中間的な比率になっている。

最後に、四折紙の料紙をみると、前述のように宿紙の四折紙はない。前に引用した天保十一年の「愛長卿記」に、四折紙の本紙には「次奉書」上包には美濃紙を使つたとあるように、奉書紙・美濃紙・漣返紙が多く、なかには楮・三椋混合紙が用いられているものもある。縦寸法を見ると、二四 $\text{cm}$ 台は半紙で二点、いずれも包紙である。その外は、包紙・封紙が二七・三 $\text{cm}$ 〜三二・三 $\text{cm}$ の美濃紙・漣返紙、折紙本紙は三二・三 $\text{cm}$ 〜三三・三 $\text{cm}$ の漣返紙・奉書紙を用いている。厚さを見ると、包紙・封紙は〇・〇六 $\text{mm}$ 〜〇・一一 $\text{mm}$ 、本紙は〇・二二 $\text{mm}$ 〜〇・二二 $\text{mm}$ で本紙は包紙・封紙より厚い紙を使用している。密度を見ると、〇・二二〜〇・

三五g/cm<sup>2</sup>がほとんどで楮紙のそれぞれの密度を表している。縦横比率は、一・二八倍〜一・五一倍で、これらほぼ近世の文書料紙の標準的な縦横比率を示している。

### おわりに

以上、近世の繪圖院宣等について、東大寺新修文書を中心に考えてみた。戦国時代、室町幕府の衰退によって、幕府との共同統治ができなくなつた公家にとって、繪圖の発給としては、経費の懸かる国家折禱の命令はできなくなり、戦国大名の財政救援に対する札状とか、あるいは地方寺院の御願寺認定とかに後退していた。

このような繪圖院宣等の発給について、国家折禱を中心に復興することを認めたのは、東福門院入内以後の江戸幕府ではないだろうか。靈元天皇の時代から、七社七寺に一齐に折禱を命ずる体制が整えられた。折禱の目的としては、天皇の通過儀礼が風雨の難なく無事遂行できるようにと折らせる儀礼折禱が中心で、天皇や上皇、女院等の身内の病氣回復を祈らせる治病折禱もあった。なかには天災や流行病の災厄を祓うための災厄折禱や、天変に対する「國王」として謝罪する天変折禱も数は少ないながらも含まれていた。

これが一九世紀半ば、孝明天皇の時代に至り、異國船の来航を機に、攘夷折禱が頻繁に繰り返されるようになる。国防に対する国民の危機意識の高まりと、幕府の自信喪失がこれを後押しし、新政府の樹立への機運を醸成していった。宿紙を料紙とする奉書形式の正式な繪圖に付随して発給されたところの、もともとは内部文書であった奉書形式の四折紙は、やがて形成される新政府の文書形式に影響を与えていったのである。

註

(1) 平成十三〜十六年度科学研究費補助金(基盤研究△)研究成果報告書『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(研究代表統括巻二〇〇五年三月)

- (2) 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店一九八三年
- (3) 拙稿『室町殿と天皇(『日本史研究』三一九号一九八九年)
- (4) 黒田俊雄『中世の國家と天皇』岩波講座「中世史」一九六三年、網野善彦『荘園公領制の形成と構造』(『体系日本史叢書』六)土地制度史一(一九七三年)
- (5) 拙稿『中世公家権政治文書の再検討』(『歴史公論』第四卷二〇〇二号一九九七年)
- (6) 黒川直則『室町幕府下知状と御判御教書』(『日本史研究』一七号一九七九年)
- (7) 拙稿『室町の変後の院宣繪圖』公武融合政治下の政務と伝奏(『小川信通』中世古文書の世界』吉川弘文館一九九一年)
- (8) 中野等『太閤権地』秀吉が目指した国のかたち(『中公新書』二〇一九年)
- (9) 拙稿『室町殿と天皇』(『日本史研究』三一九号一九九九年)
- (10) 國家折禱関係の関連文書については、註(1)報告書所載の拙稿を参照されたい。
- (11) 註(1)報告書所載の拙稿『近世東大寺の國家折禱と院宣』繪圖の表10(『歴史學抄』所載國家折禱一覽)
- (12) 『新撰座主伝』(『続々群書類従』第二史伝部所収。表1の「典拠」欄の数字は、群書類従本のページ)
- (13) 『東寺伝来文獻資料群目録統合データベース』(『繪圖院金剛藏聖教文書データベース』作成委員会。代表富田正弘。二〇〇九年)
- (14) 東京大学史料編纂所『データベース』(『近世百年データベース』表1の「典拠」欄の典拠名は、このデータベースが典拠にしている史料名)
- (15) 『薬室頼業記』寛文二十三年五月十六日
- (16) 註(1)報告書所載の拙稿『近世東大寺の國家折禱と院宣』繪圖
- (17) 例えば、後桜町上皇六十御賀御祈を命じた圖像60(寛政十一年十一月十六日)格天孫繪圖(日野延光奉書と圖像61(寛政十一年十一月十六日)光格天皇繪圖(日野延光四折紙)追進書を東大寺に施行した、第一八函九折一(九号)2)の東大寺伝奏(山家々同大口馬守折紙には、口状)御祈繪圖一通/四折紙一通。右、今日、日野西弁殿/御奉行、当家社到/来候間、早々御遣/申候、宣稱存候、以上)とある
- (18) この圖像60を繪圖、圖像61を「四折紙」と呼んでいるのである
- (19) 圖像16と圖像17の場合も、本文の奉書は同文であるから、例としてはささわと思われ。註(17)に引いた圖像60は後桜町上皇六十御賀御祈を命じた宿紙繪圖であり、これ当然本紙である。これに対し、圖像61の白紙の包紙をも四折紙は、御祈始の刻限と巻数等の日にちと充所とを記した追進書になっている。
- (20) 拙稿『口宣』口宣案の成立と変遷(『院政』親政と天皇』太政官文庫の視点一)(『古文書研究』一四・一五号一九七九・一九八〇年)、拙稿『公家棟文書』(『観音古文書学』古代中世編一九八三)、前川庄八『官宣試論』(岩波書店一九九〇)

(20) 東大寺別当未補任の期間は、前編表2近世東大寺補任一覽に整理しておいた。(富山大学名誉教授)

釈文

1 中御門天皇繪旨(清閑寺秀定奉書)案

(享保一三年、一七二八)五月三日

(第九一函一括五四号)

(料紙上書) 慈尊院少僧都御房 右少弁秀定

来月十一日、可被行

(立) 立太子節会、無風雨難、

可被遂無為之節、御祈

事、從來廿七日、一七箇日間、

可抽精誠之由、可令下知

東大寺給、以此旨、可令洩申

別当宮給、仍執達如件、

五月廿二日 右少弁秀定

謹上 慈尊院少僧都御房

2 靈元法皇院宣(案西公福奉書)案

(享保一四年、一七二九)六月二日

(第八九函一八号)

興福寺伽藍、往年燒失之後、歷居諸

若干、茲歲至再建之企、南円堂灰壇、

不計夜前有光明者、令人檢点之処、

仏舍利出現、得之、及数粒、最不毀

損、既安置勸學院之由、達

聖聰之処、重驗不易之眇、

散感不少之条、

院宣所候也、仍執達如件、

六月廿一日 權大納言公福

修南院僧正御房

3 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書)案

(享保一八年、一七三三)二月三日

(第一八函一括一五号)

(料紙上書)

来年三月、弘法大師九百年

忌、於東寺、准御奇会、可被

修行法会、予相触都鄙門徒

之諸寺、可令致随分之懇志、

存無式之報恩之旨、

天氣所候也、仍執啓如件、

享保十八年二月廿二日 右大弁種房判

謹上 長者前大僧正御房

4 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書)案

(享保一八年、一七三三)二月三日

(第一八函一括一六号)

来年三月、弘法大師九百年

忌、於東寺、准御奇会、可被

修行法会、報恩謝德事、予

被仰下都鄙門徒畢、別而令

同心勤力者、可為神妙之由、

天氣所候也、悉之、以狀、

享保十八年二月廿二日 右大弁判

東寺諸門徒中

5 中御門天皇繪旨(万里小路種房奉書)追而書案

(享保一八年、一七三三)二月二日

(第一八函一括一七号)

追啓

若於有疎略業、可及

放門徒之由、候也、

(おそらく、第三号の中御門天皇繪旨の料紙であらう、繪旨写と同筆)

6 桜町天皇繪旨(万里小路説道奉書)案

(延享四年、一七四七)三月五日

(第九一函一括五三号)

(料紙封土書)

謹上 慈尊院大僧都御房

来月六日、可被行

立太子節会、無風雨難、可被

達、無為之御祈事、從來十日

一七七日間、可抽精誠之旨、可令下知

東大寺給、以此旨、可令洩申

別当宮給、仍執達如件、

三月五日 左少弁說道奉  
 謹上 慈尊院大僧都御房

7 桜町天皇繪旨(万里小路說道直書)案  
 (延享四年、一七四七) 四月一六日  
 (第五函五括二七号)

追申、来月日、巻敷可有献上旨、被下候也。

来月可被行 御謙位、無風雨

難、為可被遂之、御祈事、從來廿三日

一七ケ日間、可抽精誠之旨、可令下知

東大寺給、以此旨可令洩申

別当宮給也、恐々謹言、

四月十六日

(紙中折封墨引表書)

(慈尊院大僧都御房)

說道

8 撰政一条道香御教書(万里小路說道奉書)案  
 (延享四年、一七四七) 八月二八日  
 (第九一函一括六〇号)

(口紙上書)

(同上) 慈尊院大僧都御房

(口紙上書) 左少弁說道奉

(口紙上書) 追申、巻敷、来月廿日、可令献上旨、被

仰下候、是亦可令洩申給候也、一

来九月廿二日、可被行

御即位、無風雨難為可被遂、

無為之御祈事、從來月十三日

一七箇日間、可抽精誠旨、可令下知

東大寺給由、撰政殿所仰候、

此旨、可令 別当宮洩申給候、  
 仍執達如件、恐々謹言、

八月廿八日 左少弁說道奉

謹上 慈尊院大僧都御房

9 撰政一条道香御教書(勸解由小路資望奉書)案  
 (寶曆三年、一七五〇) 六月二日  
 (第一八函九括六九号)

追申、来廿日、巻敷可有献上旨、被

自來十三日一七箇日之間、

国家安全、玉林安楽、

諸臣万民水火風雨無難、

御祈之事、可抽精誠之旨、可

令下知東大寺給旨、被

仰下候、此旨、可令洩申

別当宮給候也、恐惶謹言、

六月十二日

(紙中折封墨引表書)

(同上) 浄土院僧正御房

寶望

寶望

10 後桜町天皇繪旨(広橋伊光奉書)案  
 (明和三年、一七六六) 一月一四日  
 (第八七函一括二号)

(封紙上書) 東寺定額僧綱中

左中辨伊光

西院及諸伽藍修造之事、

觸都鄙一宗之寺院、令

勳契、速可遂其功者、依  
 天氣、執達如件、

明和三年十一月十四日 左中弁伊光

東寺定額僧綱中

11 撰政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案  
 (明和四年、一七六七) 二月三日  
 (第九一函一括三五号)

(封紙上書) 謹々上 慈尊院僧正御房

来月歌道御灌頂、可被

遂無為之節、御祈、自

来廿八日一七箇日、一寺一等

可抽精誠之旨、撰政殿

御消息之所候、以此旨、宜

令洩申勸修寺宮給、

仍上啓如件、

正月十三日 權右中弁光祖

(同上) 謹々上 慈尊院僧正御房

權右中弁光祖

權右中弁光祖

12 撰政近衛内前御教書(烏丸光祖奉書)案  
 (明和五年、一七六八) 七月五日  
 (第九一函一括四一号)

(封紙上書) 謹々上 慈尊院僧正御房

来月可有

東宮御元服之日時、無風

雨難可被遂行、無為之節

御祈、從來廿九日一七箇日、一寺一等  
可抽精誠之旨、可令下知東大寺

給者、撰政殿御消息之所候、  
以此旨、宣令漏申別当宮給、

仍上啓如件、

七月五日 權右中弁光祖（高島）

謹々上 慈尊院僧正御房

13 撰政近衛内前御教書（烏丸光祖奉書）案

（明和七年、一七七〇）閏六月二四日

（第九一函一括四六号）

〔料紙上書〕 淨土院少僧都御房 右中弁光祖

從來廿八日七箇日之間、

天下安全・宝祚長久・

東宮延命等之事、殊

抽精誠、一寺一等、御祈

可令奉仕、令下知東大寺

給者、撰政殿御消息之所候、

以此旨、宣令洩申別当宮

給、仍執啓如件、

後六月廿四日 左中弁光祖（高島）

謹上 淨土院少僧都御房

14 撰政近衛内前御教書（烏丸光祖奉書）案

（明和八年、一七七二）三月二五

（第九一函一括三八号）

〔料紙上書〕

〔謹上 慈尊院少僧都御房 左中弁光祖〕  
來月下旬可有 御即位（高島）

之日時、無風雨難、可被遂行、  
無為之節御祈、從來廿四日

到來月一日一七箇日、一寺一等

可抽精誠、可令下知

東大寺給者、撰政殿御消息

之所候、以此旨、宣令洩申別当宮

給、仍執啓如件、

三月十五日 左中弁光祖（高島）

謹上 慈尊院少僧都御房

〔折紙追書〕 卷敷、結願翌日來二十日

禁中

献上之事、

御祈始刻限、已屆

候事、

15 撰政近衛内前御教書（烏丸光祖奉書）案

（明和八年、一七七二）四月一六日

（第九一函一括三九号）

〔料紙上書〕 慈尊院少僧都御房 左中弁光祖

來月九日可有立后

之日時、無風雨難、可被

遂行、無為之節御祈

之事、從來廿四日一七箇日、

一寺一等可抽精誠之旨、  
可令下知東大寺給者、

撰政殿御消息之所候、以  
此旨、宣令洩申別当宮

給、仍執啓如件、

四月十六日 左中弁光祖

謹上 慈尊院少僧都御房

16 後桜町上皇院宣（阿野実紐四折紙）

（明和八年、一七七二）二月二六日

（第一八函九括一〇号）

〔料紙斜包御封引上書〕 東大寺字侶中 阿野宰相中侍

自來年正月、毎月

御祈事、

仙酒御在位之節、一七ヶ日

御折被 仰出候節之通、

可有勤修候事、

卷敷献上之事、所存

次第献上候者、

大女院可有献上候事、

毎月御折畢候儀、

可承候事、

十二月廿六日 〔阿野実紐〕

東大寺字侶中



## 17 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(明和八年、一七七二)二月二十六日  
(第一八四九括一八号)(包紙上書無し)  
自來年正月、毎月

御祈事、

仙洞御在位之節、一七ヶ日

御祈被 仰出候節之通、

可有勤修候事、

卷数献上之事、所存

次第、献上候者、

大女院<sup>正</sup>可有献上候事、

毎月御祈畢候義、可

承候事、

## 18 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(明和八年、一七七二)二月二十六日  
(第一八四九括一六括五号)

龍松院

就毎月御祈禱、

卷数献上之事、所

存次第、献上候、亦

仙洞奏者所<sup>正</sup>、可有

献上候事、

## 19 摂政近衛内前御教書(甘露寺篤長奉書)案

(明和九年、一七七二)七月四日  
(第九一四一括五九号)

(封紙上書)

〔謹上 浄土院大僧都御房 右少弁篤長〕

從來十三日七箇日之間、

天下太平、宝祚長久、

仙洞延命等之事、殊

抽精誠、一寺一等、御祈

可令奉仕、可令下知

東大寺給者、摂政殿御消息

之所、以此旨、宣令申渡

別當宮給、仍就啓如件、

恐々謹言、

七月四日 右少弁 篤長

謹上 浄土寺大僧都御房

## 20 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)

(安永二年、一七七三)三月十八日  
(第一八四九括九号)

〔封紙斜摺封紙引上書〕

〔東大寺学侶中 宣徳〕

阿野宰相中村

依來四月日光幣使参向、

來月一日御祈申沙汰、

坊城弁<sup>正</sup>合与昇候間、

來月御祈相済候儀、

被弁<sup>正</sup>可被届候也、

三月十八日(花押)

東大寺学侶中  
道面、龍松院、右同事、  
可被申渡候也、

## 21 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)(宿紙)

(安永七年、一七七八)七月一日  
(第九一四一括一八号)

〔封紙上書〕

〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

日來雨澤雖不涉旬、屢有洪水間、

是尤示變異乎、依之、從來廿二日一七箇日、

抽丹誠、可奉祈天下泰平・宝祚長久、

此後弥海内無為、

上皇女院新女院女御等安全之事、可

疑懇念之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

七月十五日 右少弁(花押)

東大寺学侶中

## 22 後桃園天皇繪旨(坊城俊親奉書)案

(安永七年、一七七八)七月一日  
(第九一四一括五六号)

〔宿書〕

〔繪旨写 本紙在聖寺記録箱〕

日來雨澤雖不涉旬、屢有洪水間、

是尤示變異乎、依之、從來廿二日一七箇日、

抽丹誠、可奉祈天下泰平・宝祚長久、

此後弥海内無為、

上皇女院新女院女御等安全之事、可

疑懇念之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

七月十五日 右少弁(花押影)

東大寺学侶中

23 後桃園天皇繪旨(坊城後親四折紙)

(安永七年、一七七八)七月三日

(第一八函九括二〇号)

(包紙上書懸し)

〔御折始 渡路之所、

可為到着次第事、

卷数、講座翌日、献

上之事、

霖雨涉数旬、未全属

晴、有洪水、屢為害之

間、偏兆鹿之所憂也、

早抽丹誠、從明日廿三日

一七箇日之間、宜奉祈

天下泰平・四海静謐、

五穀豐饒・萬民安

樂之事、

24 後桃園天皇繪旨(万里小路文房奉書)案

(安永八年、一七七九)八月三日

(第九一函一括四八号)

(包紙讀部)

(安永八己亥年八月三日)

〔御教書之字也、〕

〔東大寺学侶中 右少弁(花押影)〕

從來廿三日一七箇日、一寺一同

抽精誠、可奉祈天下泰平、

玉林安穩、安祥長久、

殊可疑懇念之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

八月三日 右少弁(花押影)

東大寺学侶中

25 後桃園天皇繪旨(万里小路文彦奉書)(宿紙)

(安永八年、一七七九)一〇月一八日

(第九二函一括二号)

〔押紙讀部〕

(安永八年十月十八日)

〔封紙上書〕 万里小路右少弁

〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

從去七月、聖林御不予之

処、於于今者、御業頗重、

平癒御座之事、偏在於

三宝之明驗乎、仍從明日十九日、

一寺一同一七箇日、殊抽精誠、可疑

祈念之懇情之由、

天氣所候也、悉之、以狀、

十月十八日 右少弁(花押)

東大寺学侶中

26 撰政九条尚実御教書(裏松謙光奉書)(宿紙)

(安永九年、一七八〇)九月二日

(第九一函一括三号)

〔押紙讀部〕

(安永九年九月廿一日、勅願之子細御祈御消息)

〔封紙上書〕 職事

〔東大寺学侶中 左中弁(花押)〕

依有、勸願之子細、御祈之事、

從來廿三日一七箇日、一寺一同、

殊抽丹誠、可疑懇念之旨、

撰政殿御気色

所候也、悉之、

以狀、

九月廿一日 左中弁(花押)

東大寺学侶中

27 撰政九条尚実御教書(万里小路文彦奉書)(宿紙)

(安永九年、一七八〇)一月一九日

(第九一函一括四号)

〔封紙上書〕

〔東大寺学侶中 右少弁(花押)〕

來月四日、可有御即位、無

風雨難、可被遂行、無為之節

之由、自來廿三日一七箇日、一寺一同

抽精誠、可申祈請、撰政殿

御気色所候也、悉之、以狀、

十一月十九日

右少弁(花押)

東大寺学侶中

28 撰政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)(宿紙)

(安永九年、一七八〇)二月三日

(第九一函一括五号)

〔押紙遺部〕

職事万里小路右少弁

〔封紙上書〕

右少弁(花押)

〔東大寺学侶中〕

来年正月一日可有御元服日時、

無風雨難、可被遂行、無為之節、殊又

玉林安穩・宝祚長久事、

從來十六日一七箇日、一寺一同、抽丹誠、

可申祈請、撰政殿御気色所候也、

悉之、以状、

十二月十三日

右少弁(花押)

東大寺学侶中

29 撰政九条尚実御教書(万里小路文房奉書)(宿紙)

(安永一〇年、一七八一)二月三日

(第九一函一括六号)

〔押紙遺部〕

〔安永十年十二月廿三日〕立后無為御祈

〔天明元也〕

御祈奉行万里小路右少弁

〔封紙上書〕

右少弁(花押)

〔東大寺学侶中〕

来月十五日、可有立太后、無

風雨難、可被遂行、無為之節

之由、自同月四日一七箇日、一寺一同

抽精誠、可申祈請、撰政殿

御気色所候也、悉之、以状、

二月廿三日

右少弁(花押)

東大寺学侶中

30 光格天皇繪旨(葉室頼熙奉書)案

(天明二年、一七八二)十月十九日

(第九一函一括四九号)

〔包紙上書〕

東寺諸門徒中

明後年三月、弘法

大師九百五十年之

遠忌、於東寺、准

御齋会、可被執行

法会報恩謝德事、

予被仰下都鄙

門徒等畢、別而

令達其節者、可為

神妙之由、

天氣所候也、悉之、以状、

天明二年十月十九日

左中弁頼熙

東寺諸門徒中

31 光格天皇繪旨(葉室頼熙奉書)案

(天明二年、一七八二)十月十九日

〔包紙上書〕

〔謹上〕長者前大僧正御房

明後年三月、弘法

大師九百五十年之

遠忌、於東寺、准

御齋会、可被執行

法会、予相触門徒、

申都鄙諸寺、宜致

一心、合衆力、抽無式

懇款、若有疎略

之輩者、可及放門之

沙汰者、依

天氣、執啓如件、

天明二年十月十九日

左中弁頼熙

謹上 長者前大僧正御房

32 撰政九条尚実御教書(清閑寺紹定奉書)(宿紙)

(天明三年、一七八三)二月六日

(第九一函一括二九号)

〔封紙封上書〕

左少弁(花押)

天下泰平・五穀豊饒・

玉林安穩・宝祚長久

御祈之事、從來月三日

一七箇日、一寺一同、殊可疑

懇念之旨、撰政殿御気色

(第九一函一括七号)

左中弁頼熙

所候也、悉之、以状、

二月廿六日 (花押) 右少弁 (花押)

東大寺学侶中

院御気色所候也、悉之、以状、

十二月十六日 参議(花押)

東大寺学侶中

(天明七年、一七八七)五月一六日  
(第九一函一括九号)

33 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)

(天明三年、一七八三)三月二七日

(包紙上書無し) (第一八函九括八号)

〔天明三年三月廿七日、臨時御祈、申此院、  
請書、例之通、議口家(同断遣之)〕

龍松院

御祈之事、被

仰出候、卷数、一山同事、

可有献上候事、

34 後桜町上皇院宣(阿野実紐奉書)

(天明四年、一七八四)二月一六日

(包紙押紙無し) (第九二函一括八号)

〔天明四年十二月十六日院宣  
(院别当阿野宰相)〕

〔封紙上書〕 参議(花押)

〔東大寺学侶中〕

母儀青綺門院、去年以来、聊

不予治療良、雖得其驗、未

令平癒給、加之、被及老年之間、

叡情未安、因茲、祓除病災、

延齡安全之御祈、一七箇日、

一寺一同、凝精誠、可抽懇祈

之旨、

35 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書

(天明四年、一七八四)二月一六日

(包紙上書無し) (第一八函九括二二号)

〔自明後日十八日、可有  
勤行事、

廿四日、廿五日、廿六日、扱日次

結願之事、

一 卷数

大女院廿廿八日可

有献上事、

36 後桜町上皇院宣(阿野実紐四折紙)追而書

(天明五年、一七八五)二月一六日

(包紙上書無し) (第一八函九括二二号)

〔自來正月至十二月、

毎月一七箇日御祈

被 被

仰出候事、

但一寺勝手可有勤

行、御祈事、毎月可

有献上事

37 光格天皇繪旨(広橋胤定奉書)(宿紙)

(押紙無し) 御祈奉行広橋權右中弁

〔天明七年五月十二日 宣旨〕

〔封紙上書〕 權右中弁(花押)

〔東大寺学侶中〕

依去月以来霖雨屢降、

天下泰平、宝祚長久、

万民豊饒之御祈、從來

二十日一七箇日、一寺一等、可

抽懇誠之旨、

天氣所候也、悉之、以状、

五月十六日 權右中弁(花押)

東大寺学侶中

38 光格天皇繪旨(広橋胤定奉書)(宿紙)

(天明七年、一七八七)八月五日

(押紙無し) (第九一函一括〇号)

〔天明七年八月五日 宣旨 天下泰平 御祈〕

〔封紙上書〕 職事 広橋權右中弁

〔東大寺学侶中〕 權右中弁(花押)

從來十六日一七箇日、一寺一同、

抽精誠、可奉祈天下泰平、

玉林安穩、宝祚長久、

殊可凝懇念之旨、

天氣之所候、悉之、以状、

八月五日 權右中弁(花押)

東大寺字侶中

## 39 光格天皇繪旨(勸修寺良願奉書)(宿紙)

(天明八年、一七八八)二月十七日

(第九一函一括二一號)

〔押上讀誦〕

〔天明八年二月十七日 禁裏焼亡 宣旨〕

職事 勸修寺右中辨

〔封紙上書〕

〔東大寺字侶中 右中弁(花押)〕

今度回祿洛中弘地、刺

内裏焼亡、依之、從來廿二日

一七箇日、一寺一同、抽丹誠、宣奉祈

天下泰平・玉林安穩・

宝祚長久之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

二月十七日 右中弁〔勸修寺良願〕

東大寺字侶中

## 41 光格天皇繪旨(勸修寺良願小切紙)

(天明八年、一七八八)二月二〇日

(第一八函九括六三號)

〔包紙上書無し 讀誦〕

〔二月廿日〕

勸修寺弁殿御渡し被成候、

□□寅刻御進上申入候、

〔小切紙追而書〕

〔巻数献上、可為〕

宝水之通り事、

同日限、御祈満座

翌日、或又翌日、兩日之間、

献上可有之事、

## 42 光格天皇繪旨(勸修寺良願奉書)(宿紙)

(天明八年、一七八八)二月二五日

(第九一函一括一五號)

〔封紙上書〕

〔東大寺字侶中 右中弁(花押)〕

皇上御痘瘡、安穩之

御祈、從明日廿八日一七箇日、

一寺一同、殊可抽精誠之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

二月廿五日 右中弁〔花押〕

東大寺字侶中

(天明八年、一七八八)二月二五日

(第一八函九括六一號)

依 主上御痘瘡、

從明日一七箇日、御祈

可有勤行候事、

## 44 光格天皇繪旨(勸修寺良願四折紙)

(天明八年、一七八八)二月二五日

(第一八函九括六二號)

依 主上御痘瘡、

從明日一七箇日、御祈

可有勤行候事、

## 45 光格天皇繪旨(柳原均光奉書)(宿紙)

(寛政元年、一七八九)六月二日

(第九一函一括二六號)

〔封紙封上書〕

〔東大寺字侶中 左少弁均光〕

累日炎旱、黎庶之患、

最甚、因是、從明日三日

一七箇日、甘雨之御祈、

可抽丹誠者、

天氣如此、悉之、以狀、

六月二日 左少弁均光〔柳原〕

東大寺字侶中

## 46 光格天皇繪旨(柳原均光四折紙)

(寛政元年、一七八九)六月二日

## 40 光格天皇繪旨(勸修寺良願四折紙)

(天明八年、一七八八)二月十七日

(第一八函九括六四號)

今度回祿洛中弘地、刺

内裏焼亡、依之、從來廿二日

一七箇日、一寺一同、抽丹誠、

宣奉祈天下泰平・

玉林安穩・宝祚長久

之旨、被 仰出候事、

〔白紙上巻し 蟲紙〕  
〔請旨御祈〕  
寛政元年六月三日御祈、被仰定候

折紙 柳原頭弁殿〕

累日炎旱、黎庶之

患、最甚、因是、従明日三日

一七箇日、甘雨之御祈、

抽丹誠、可勤仕之旨、

被 仰下候事、

〔第一八四九括六六号〕

47 光格天皇繪旨〔勸修寺良願小切紙〕追而書

〔寛政元年、一七八九〕六月二日

〔第一八四九括六五号〕

巻数

来十日、献上之事、

難、可被遂無為之節、兼又

上皇女院移徙、同可為平安

之旨、自來十一日一七箇日、抽精誠、

可申祈請者、

天氣如此、悉之、以狀、

十一月五日

左少弁〔花押〕

〔小切紙追而書〕  
東大寺学侶中

巻数献上、来二十日、尤  
御所々々献上之事、

49 光格天皇繪旨〔柳原均光四折紙〕

〔寛政二年、一七九〇〕一月五日

〔第一八四九括五八号〕

遷幸新 内裏日、無

風雨難、可被遂無為

之節、兼又

上皇女院移徙、同可為

平安之旨、自來十一日一七箇

日、抽精誠、可申祈請之由、

被 仰下候事、

追申、可為 遷幸来廿日、

上皇御移徙来廿日、女院御移徙来月

四日、可被存此旨之由、同被 仰下候事、

50 光格天皇繪旨〔柳原均光四折紙〕追而書

〔寛政二年、一七九〇〕二月

〔第八四九括五七号〕

来廿一日、巻数献上、

禁中准后等可有

献上候事、

51 光格天皇繪旨〔柳原均光四折紙〕追而書

〔寛政二年、一七九〇〕二月

〔第一八四九括五九号〕

当月廿一日、巻数

献上之事、

御祈始刻限、已

刻之事、

52 光格天皇繪旨〔柳原均光奉書〕〔宿紙〕

〔寛政三年、一七九二〕四月二〇日

〔第九一四一括三〇号〕

〔封紙封上巻〕

天下泰平、四海静謐、

玉林安全、宝祚長久、

風雨順時、五穀豊饒、

万民娛樂之旨、自來

廿二日一七箇日、抽精誠、可祈請者、

天氣如此、悉之、以狀、

四月二十日 左少弁〔花押〕

東大寺学侶中

53 光格天皇繪旨〔柳原均光四折紙〕

〔寛政三年、一七九二〕四月二〇日

〔押紙追而書〕  
〔封紙上巻〕  
〔東大寺学侶中  
〔札紙追而書〕  
〔札紙追而書〕

職事 柳原左少弁

東大寺学侶中 左少弁〔花押〕

追申、可為 遷幸来廿二日、

上皇御移徙来廿六日、女院御移徙来月四日

可被存此旨候也、

遷幸新 内裏日、無風雨

## (第一八四九括六〇号)

從來廿二日一七箇日、一寺一同、抽精誠、可奉祈  
 天下泰平・四海靜謐・  
 玉林安穩・宝祚長久・  
 風雨順時・五穀豐饒・  
 万民娛樂之旨、被  
 仰下候事、  
 卷紙献上  
 来月一日之事、

## 54 光格天皇繪旨(烏丸資重奉書)(宿紙)

(寛政六年、一七九四)二月七日  
 (第一八四九括一三三号)

(押紙讀題)  
 (寶政六年)二月八日  
 准三宮御入内御祈 奉行烏丸右少弁殿  
 (目紙上書)  
 (東大寺学侶中 右少弁(花押))  
 准三宮、来月一日令入 内給、同  
 六日令退出千本宮給今度被用、同七日  
 立后、同十日入 内等之日時、無  
 風雨難、可被遂行無為之節  
 之由、自当月十四日一七箇日、一寺一同、  
 抽精誠、可令申祈請者、依  
 天氣、悉之、以狀、  
 二月七日 右少弁(烏丸資重)  
 (花押)  
 東大寺学侶中

## 55 光格天皇繪旨(烏丸資重奉書)(宿紙)

(寛政八年、一七九六)五月一〇日  
 (第一八四九括一三二号)

(封紙封上書)  
 (東大寺学侶中 左少弁(花押))  
 從來十四日一七箇日、一寺一同、抽精誠、  
 宣奉祈天下泰平・  
 玉林安穩・宝祚長久・五穀豐饒・萬民  
 安樂・御願圓滿、殊可慰懸念  
 之旨、  
 天氣所候也、悉之、以狀、  
 五月十日 左少弁(花押)  
 東大寺学侶中

## 56 光格天皇繪旨(烏丸資重四折紙)

(寛政八年、一七九六)五月一〇日  
 (第一八四九括一三三号)

從來十四日一七箇日、一寺一同、抽精誠、宣奉祈  
 天下泰平・  
 玉林安穩・宝祚長久、  
 五穀豐饒・萬民安樂・  
 御願圓滿、殊可慰懸  
 念之事、

## 57 後桜町上皇院宣(正親町公明奉書)

(寛政九年、一七九七)二月一三日

## (第一八四九括二八号)

(封紙上書)  
 (東大寺学侶中 正二位(花押))  
 天下泰平・宝祚長久・  
 玉林安穩・聖壽無窮、殊因有  
 歡願之趣、延齡安全之御祈、限一七箇日、  
 一寺一同、凝丹誠、可抽懇揚者、  
 院 宣如此、悉之、以狀、  
 二月十三日 正二位(花押)  
 東大寺学侶中

## 58 光格天皇繪旨(烏丸資重四折紙)

(寛政九年、一七九七)後七月一〇日  
 (第一八四九括一四号)

(封紙封上書)  
 (東大寺学侶中 (花押))  
 累月炎旱繁庶之患、  
 最甚、因茲、從明日十日  
 一七箇日、殊抽精誠、宣  
 奉祈 天下泰平・  
 四海安穩・甘雨遍滿・  
 五穀豐饒・宝祚長久、  
 万民安樂之旨、被  
 仰下候事、  
 後七月十日 (花押)  
 東大寺学侶中  
 追申  
 卷紙献上、御祈廣座翌日

可有紙上書

59 光格天皇繪旨(烏丸資重奉書)(宿紙)

(寛政九年、一七九七年)八月三〇日

(第九一函一括二四号)

〔料紙風書〕  
〔寛政九年丁巳九月 幸行烏丸弁殿〕

〔歌道御灌頂御祈〕

〔封紙繪旨〕上書 右少弁(花押)

〔東大寺字侶中〕

來月歌道御灌頂、可被

遂無為之節御祈、自來四日

一七箇日、一寺一同、可抽精誠

者、依

天氣、悉之、以狀、

東大寺字侶中

八月三十日 右少弁(花押)

60 光格天皇繪旨(日野西延光奉書)(宿紙)

(寛政一年、一七九九)一月一六日

(第九一函一括二七号)

〔封紙繪旨〕上書

〔東大寺字侶中〕 權右中弁(花押)

來廿六日、可被奉賀

上皇六十宝算、延齡安

全無窮之御祈、自來十九日

一七箇日之間、一寺一同、可凝

懇持者、

天氣如此、悉之、以狀、

十一月十六日

〔封紙繪旨〕上書 權右中弁(花押)

東大寺字侶中

61 光格天皇繪旨(日野西延光四折紙)

(寛政一年、一七九九)二月一六日

(第一八函九括一九号)

〔包紙上書無し〕

御祈始刻限、來

十九日巳刻候事、

卷敷、來二十五日

兩御所互献上之事、

62 光格天皇繪旨(甘露寺国長奉書)案

(寛政二年、一八〇〇)七月一八日

(第九一函一括五七号)

〔包紙上書〕

〔謹上〕 大納言僧都御房

今晚、駕震下侍、霹靂中重、偶難

有旧蹤、御座咫尺之所、殊不安

宸襟、依之、天下泰平、宝祚長久、

宮城静謐、風雨順時、五穀豐饒、庶民

安穩之御祈、一寺一統、抽誠精、從來

三十日限一七箇日、可凝懇持之旨、可

令下知東大寺給、

天氣所候也、以此旨、可令申入

別当大僧都御房給、仍執筆如件、

七月廿八日 權右中弁国長

謹上 大納言僧都御房

63 光格天皇繪旨(日野資愛奉書)案

(文化三年、一八〇六)一月一八日

(第九一函一括三四号)

着香衣、令參 内、宜

奉祈 宝祈延長

者、依

天氣、執達如件、

文化三寅年正月十八日 權右中弁祐愛

大和国五坊院住持印海上人御房

64 光格天皇繪旨(中御門經定奉書)案

(文化六年、一八〇九)三月一日

(第九一函一括三七号)

〔包紙上書〕

〔謹上〕 大納言僧都御房

今月廿四日、可有立太子、無風

雨難可被遂行、無為之節

之由、從來十日一七箇日、一寺一統、

抽精誠、可凝懇請之旨、可

令下知東大寺給、

天氣所候也、以此旨、可令申入

別当大僧正御房給、仍執筆

如件、

三月一日 右少弁經定

謹上 大納言僧都御房



## 65 光格天皇繪旨(万里小路建房奉書)案

〔文化六年、一八〇九〕二月二十五日  
〔第九一函一括四二号〕〔包紙上書〕  
〔謹上〕 大納言僧都御房 右中弁建房

来月十四日、可被奉賀

〔後略〕  
上皇七十宝算、口延齡長久

之御折、自来廿八日一七日箇日之

間、一時一統、可凝懇念之旨、

可令下知東大寺給、

天氣所候也、以此旨、可令

申入給、仍執啓如件、

十一月廿五日 右中弁建房

〔謹上〕 大納言僧都御房

## 66 光格天皇繪旨(勸修寺經別奉書)案

〔文化八年、一八一〕後二月二十六日  
〔第九一函一括三六号〕〔包紙上書〕  
〔謹上〕 大納言僧都御房 左少弁經別

来月十六日、可有

東宮御元服、無風雨雖

可被遂行、無為之節之

由、從來月四日一七箇日、一寺

一統、抽精誠、可凝懇禱

之旨、可令下知東大寺給、

天氣候也、以此旨、可令

申入給、仍執啓如件、

後二月廿六日 左少弁經別

〔謹上〕 大納言僧都御房

## 67 光格天皇繪旨(上冷泉為則四折紙)

〔文化一〇年、一八一三〕閏二月二十六日  
〔第二函一七括二二号〕

踐祚之始

先帝已登震、

上皇訓導之息殊深、

今遭此大行、雖以居

喪之礼之厚、可被

奉謝四等之親、無的

当之先蹤、然猶

叡念不安、因益五句之

間、可有

御心喪、被

仰出候事、

中宮二十ヶ日 御心喪

東宮五ヶ日

〔右、從御葬送日之御

日取候旨、大藏卿被

申渡候事、

## 68 仁孝天皇繪旨(葉室頭奉書)案

〔文政七年、一八二四〕二月二十九日  
〔第九一函一括一六号〕

〔包紙上書〕

〔泉涌寺衆徒中 右大弁頭孝〕

来戌年三月八日、当山開山

大興正法大円覚心照国師

六百年忌之由、既達

歡開誌、偏触都鄙律宗僧徒

等、提福林覺葉、宜專弘法巨

益羅真如実相法蓮者、

輪命如此、悉之、以狀、

文政七年十一月廿九日

泉涌寺衆徒中 右大弁

## 69 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書)案

〔天保二年、一八三一〕〇月一九日  
〔第一八函五括六号〕〔包紙上書〕  
〔東寺諸門徒中 左中將判〕

来午年弘法大師千年忌、

於東寺、准御會会、可被

修行法会、報恩謝德事、予

被仰下都鄙門徒等畢、因

茲、宜衆徒勤力者、可為

神妙之由、

天氣所候也、悉之、以狀、

天保二年十月十九日 左中將判

東寺諸門徒中

## 70 仁孝天皇繪旨(庭田重基奉書)案

(天保二年、一八三二)〇月九日

(第九一函一括一七号)

〔封紙上書〕  
大納言僧都御房 左中将重基

来午年弘法大師千年忌、於

東寺、准御齋会、可被修行

法会、予相触門徒中・都鄙

諸寺、宜一心併力、抽無式

想志、自然於有疎略之輩

者、可及放門之沙汰者、

天氣如此、以此旨、可令申入

長者前大僧正御房給、仍執達如件、

天保二年十月十九日 左中将重基

謹上 大納言僧都御房

71 仁孝天皇繪旨〔甘露寺愛長四折紙〕

(天保二年、一八四〇)二月六日

(第一八函九括三二号)

〔包紙上書無し〕  
〔天保十一庚子年三月、被御出〕

立太子、御当日、四月十四日、

御祈奉行甘露寺

来月十四日、可有

立太子、無風雨難

可被遂行無為

之節之由、從來

月六日一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可

疑懇禱之事、

御祈始限限

展延候事、

72 仁孝天皇繪旨〔甘露寺愛長四折紙〕

(天保二年、一八四〇)三月

(第一八函九括三三号)

〔包紙上書無し〕  
〔天保十一庚子年、立太子御祈、三月被仰下、

御当日、四月十四日、

立太子御祈、満

座翌日、禁中親王

等江卷敷献上之事、

73 仁孝天皇繪旨〔坊城俊克四折紙〕

(天保二年、一八四〇)七月

(第一八函九括三四号)

〔包紙上書無し〕  
〔仙洞御祈無し〕  
〔讀冊〕

御不例御祈

天保十一年七月廿八日開日、  
八月五日結願

上皇御不例、雖良

剂呈其驗、比来尚

不減御業之間、

宸襟不穩、依

仏陀靈驗、早令平

感給、

宝算延久御祈、

自來廿八日一七箇日、

一寺一同、可疑丹誠

之事、

御祈始限限、已屆

之事、

満座翌日、

仙洞江卷敷献上

之事、

74 仁孝天皇繪旨〔鳥丸光政四折紙〕

(天保五年、一八四四)三月

(第一〇二函一二括一七号)

来廿七日

東宮御元服、無

風雨難、可被遂

行、無為之節之

旨、御祈事、自

来十四日一七箇日、殊

可抽精誠之事、

来廿二日、卷敷

禁中・東宮等江

献上之事、

75 孝明天皇繪旨〔柳原光愛奉書〕〔宿紙〕

(弘化四年、一八四七)三月一日

(第九一函一括一八号)

〔押紙直書〕  
〔弘化四丁未年三月

御祈奉行柳原殿

〔封紙封上書〕  
〔東大寺学侶中

来十四日可有

右少弁(花押)

立太后、無風雨難、可  
被遂行、無為之節

之由、從來四日一七箇

日、一寺一同、可抽精誠

之旨、

天氣如此、悉之、以狀、

三月一日 右少弁(花押)  
(東大寺学侶中)

東大寺学侶中

76 李明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)三月一日

(第二函一三括一號)

(包紙裏面)  
一、先例、以御教書、下知之処、今

度、御用紙二付、先以折紙、下知、

近々御教書可被下由、被示了、

一、明三日中、御受可有之由、被示了、

(封紙裏面御用紙裏)  
一、東大寺学侶中

來十四日、可有

立太后、無風雨難

可被遂行無為之

節之由、從來四日一

七箇日、一寺一同可抽精誠之旨、被

仰下候也、

三月一日 (花押)

東大寺学侶中

今分、満座、翌日巻數  
禁中准后等江、献上之

事、

御祈始刻限、辰刻之事、

77 李明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)八月十七日

(第七六函七括一三號)

(封紙裏面封墨引 上書)  
一、東大寺学侶中

御即位日時、可為

來月廿三日辰刻、被

仰出候、仍申達候、

也、

八月十七日 (花押)

東大寺学侶中

78 李明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)一〇月一〇日

(第一八函九括二二號)

(封紙裏面封墨引 上書)  
一、東大寺学侶中

皇太后宮、頃日有御恙、

宸襟不安、依仏陀之

冥助、速令平癒給、亦

延寿長久御祈、自今

日一七箇日、一寺一同、可

抽懇念之旨、依

天氣、悉之、以狀、

十月十日 (花押)

東大寺学侶中

(為送路之問、看到次第  
御祈始之事、  
満座翌日、  
大宮江、巻數、可有献上候也、

79 李明天皇繪旨(柳原光愛四折紙)

(弘化四年、一八四七)一〇月二日

(第一八函九括一一號)

(封紙裏面封墨引 上書)  
一、東大寺学侶中

皇太后宮御達例、不

被為勝、被止御祈候

旨、被

仰下候、仍申達候

也、

十月十一日 (花押)

東大寺学侶中

80 李明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永三年、一八五〇)四月五日

(封紙裏面封墨引 上書)  
一、東大寺学侶中

摺于古法、今年曆面、有恐

申者、然近年異船見海上、

今春三月、又見東海、防禦

之備嚴重之由、因茲  
宸襟不穩、愈万民安樂・

宝祚長久御祈、自來八日

一七箇日、一寺一同、抽丹誠、可

勤行者、

天氣如此、悉之、以狀、

四月五日 右少弁(花押)

東大寺字侶中

81 李明天皇繪旨(葉室長順四折紙)

(嘉永三年、一八五〇)四月五日

(第一八函九括三六号)

(包紙上書) 議題

(嘉永三庚戌年四月八日紙割開白、

同十四日結願、同廿四日巻数献上之事、

異国船、相見東海、御祈方書付、

(包紙筆抹議題)

(嘉永三庚戌年四月從八日辰刻開白、

十四

異国船、東海相見、御祈方書付、

(封紙料紙墨引 上書)

(東大寺字侶中 (花押))

拠于古法、今年曆

面、有恐申者、然近年

異船見海上、今春三

月、又見東海、防禦

之備嚴重之由、因茲

宸襟不穩、愈万民

安樂・宝祚長久

御祈、自來八日一七箇

日、一寺一同、抽丹誠、

可勤行之旨、被

仰下候、仍如此候

也、

四月五日 (花押)

東大寺字侶中

追申、御祈時、紙質候、巻

82 李明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永三年、一八五〇)九月三日

(第一九函一括三二号)

(封紙念封 上書)

(東大寺字侶中 權右中弁(花押))

去七月廿一日風雨、況亦自去二日

夜至三日烈風、頗過近來洪水

及農業哉、

宸襟不安、依之、天下泰平・

宝祚長久、萬民安穩御祈、

限一七箇日、一寺一同、可抽丹誠

之旨、被

仰下候事、

九月十三日 右少弁(花押)

東大寺字侶中

83 李明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永六年、一八五三)六月二五日

(第一九函一括二〇号)

(封紙念封 上書)

(東大寺字侶中 權右中弁(花押))

此頃、夷船來相模國御浦郡

浦賀沖、其情夷難知、雖防禦

之備嚴重、近來度々寄近海、

叡念甚不安、偏在仰

之憂膽、速退攘夷類、莫拘國脉、

四海靜謐、天下泰平・宝祚長久・

万民娛樂御祈、自今日一七箇日、一寺

一同、抽丹誠、可勤行之旨、被

仰下候事、

六月十五日 權右中弁(花押)

東大寺字侶中

84 李明天皇繪旨(葉室長順四折紙)

(嘉永六年、一八五三)六月二五日

(第一八函九括三九号)

(封紙料紙墨引 上書)

(東大寺字侶中 (花押))

此頃、夷船來相模

國御浦郡浦賀沖、

其情夷難知、雖防

禦之備嚴重、

近來度々寄近海、

叡念甚不安、偏

在仰 仏陀

之冥蹤、速退攘夷

類、莫拘國林、四

海靜謐・天下泰平・

宝祚長久・万民娛

樂御祈、自今日一七

箇日、一寺一同、抽丹誠、

可勤行之旨、被

仰下候事、

六月十五日

(花押)

東大寺字侶中

追申、諸路到着次第、御祈始之事、  
講座翌日、卷数献上之事、

85 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永六年、一八五三)六月二〇日

(第九一函一括二二号)

〔料紙包封 上書〕

〔東大寺字侶中

來浦賀異船、去十二日

各退帆旨、雖被

聞食、御祈満座無之、

仏寺弥四海靜謐・萬民

安穩祈禱、可抽丹誠之旨、

被

仰下候事、

六月二十日

權右中弁(花押)

(通定印)

東大寺字侶中

86 孝明天皇繪旨(葉室長順四折紙)

(嘉永六年、一八五三)六月二〇日

(第一八函九括四〇号)

〔料紙包封墨引 上書〕

〔東大寺字侶中

來浦賀異船、去

十二日各退帆旨、

雖被

聞食、御祈満

座無之、仏寺

弥四海靜謐・萬

民安穩祈禱、可抽

丹誠之旨、被

仰下候事、

六月二十日

(花押)

東大寺字侶中

追申、自懸満座後者、更不及勤行候、  
残有之者、可有勤行候事、卷数献上之節、  
否儀承度事、

否儀承度事、

87 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)二月九日

(第九一函一括二二号)

〔料紙包封 上書〕

〔東大寺字侶中

今度異船渡來、進退平穩、

雖無聞兵端之聞、猶未退

帆、

宸襟不安、因茲、異類速降伏、

国家安全、宝祚長久・武運

悠久、萬民娛樂之御祈、一七

箇日、一寺一同、可抽丹誠之旨、

天氣所候也、悉之、以狀、

二月九日

權右中弁(花押)

東大寺字侶中

88 孝明天皇繪旨(葉室長順四折紙)

(嘉永七年、一八五四)二月九日

(第二函一三括二二号)

〔料紙包封墨引〕

〔東大寺字侶中

此度異船渡來

進退平穩、雖無聞

兵端之聞、猶未退帆、

宸襟不安、因茲異

類速降伏、国家安全

全・宝祚延長・武運

悠久・万民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同可抽丹誠之旨、被/仰下候事、

二月九日(花押)

東大寺字侶中

追申、講座翌日、卷数献上候之事、

89 孝明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)四月二日

(第九一函一括一五号)

〔封紙念封 上巻〕  
〔東大寺学侶中〕  
榊石中弁(花押)

当月上旬火災、剽

内裏焼亡、偏依 仏陀

冥助、此後攘災異、弥天下

泰平・玉林安穩・萬民

穢業御祈、一七箇日、一寺一同、

抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以状、

四月廿一日 榊石中弁(花押)

東大寺学侶中

90 李明天皇繪旨(葉室長順奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)六月一五日

(第九一函一括五一号)

〔封紙念封 上巻〕  
〔東大寺学侶中〕  
榊石中弁(花押)

柱 皇居、無間、自今晚、地動

及度々、宸襟尤不安、依 仏陀冥助、

速攘災異於未兆、弥天下泰平・

国家安穩・萬民豊饒御祈、自今日

一七箇日、一寺一同、可抽丹誠者、

天氣所候也、悉之、以状、

六月十五日 榊石中弁(花押)

東大寺学侶中

91 李明天皇繪旨(葉室長順四折紙)

(嘉永七年、一八五四)六月一五日

(第一八函九括一五号)

〔封紙斜封墨引 上巻〕  
〔東大寺学侶中〕  
榊石中弁(花押)

柱 皇居、無間、自

今晚、地動及度々、

宸襟尤不安、依

仏陀冥助、速攘災異

於未兆、弥天下泰平・

国家安穩・萬民豊饒

御祈、自今日一七箇日、

一寺一同、可抽丹誠之

旨、被

仰下候事、

六月十五日 (花押)

東大寺学侶中

退甲、進退、到着次第、御祈始之事、  
満座翌日、巻取、献上之事、

〔封紙念封 上巻〕  
〔東大寺学侶中〕  
左少弁(花押)

92 李明天皇繪旨(中御門經之奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)九月三日

(第二函一五括六号)

頃日、異船飄著拱泉之辺、

事実未弁、進退難穩、去

皇都不遠、因茲、四海無異変、

醜類速退散、天下泰平、国家

静寧、萬民安穩御祈、一七箇日、

一寺一同、抽精誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以状、

九月廿三日 左少弁(花押)

東大寺学侶中

93 李明天皇繪旨(中御門經之四折紙)

(嘉永七年、一八五四)九月三日

(第一八函九括四一号)

〔封紙斜封墨引 上巻〕  
〔東大寺学侶中〕  
榊石中弁(花押)

頃日、異船飄著拱泉

之辺、事実未弁、進退

難穩、去 皇都不遠、因

茲、四海無異変、醜類速

退散、天下泰平、国家

静寧、萬民安穩御祈、

一七箇日之間、一寺一同、

可抽精誠之旨、被

仰下候事、

九月廿三日 (花押)

東大寺学侶中

退甲、到着次第、御祈始之事、  
満座翌日、巻取献上之事、  
御祈、抽丹誠之事、難勿漏

於今度者、未近海事、其不

容易之間、猶以可懸懸祈

之事、

## 94 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)(宿紙)

(嘉永七年、一八五四)二月六日

(第九一函一括五二五号)

〔封紙念封 上書〕

〔東大寺字信中 左少弁(花押)〕

当十一月四日五日等地震、於

近国四国東海道筋、有地

震津波等之間、折々微震

不止、因之、不被安

宸襟之間、此後、亦無事、天下

泰平・萬民平穩之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、抽丹誠、可

勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十一月十六日 左少弁〔花押〕

東大寺字信中

## 95 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)

(嘉永七年、一八五四)二月六日

(第一八函九括一六号)

〔封紙封引 上書〕

〔東大寺字信中 花押〕

当十一月四日五日等地

震、於近国四国東

海道筋、有地震津

波等之間、折々微

震不止、因之、不被

安

宸襟之間、此後、亦

無事、天下泰平・萬

民平穩之御祈、從

今日一七箇日之間、一寺

一同、可抽丹誠之旨、被

仰下候事、

十一月十六日 〔花押〕

東大寺字信中

道、速路、到着次第、御祈始事、

## 96 孝明天皇繪旨(中御門經之奉書)

(安政二年、一八五五)一〇月一〇日

(第一八函九括四三号)

〔封紙讀題〕

江府地勤三付御祈、被仰出書類、

新内裏御運幸三付御祈卷敷献上

書類

〔封紙念封 上書〕

〔東大寺字信中 左少弁(花押)〕

去二日江府地震、於城内者、

雖可為無為、府中舍屋破壊

焼失、依之

宸襟不安、速依仏陀靈驗、莫

拘固林・四海靜謐・武運長久、

萬民安穩之御祈、一七箇日之間、一寺

一同、抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十月十日 左少弁〔花押〕

東大寺字信中

## 97 孝明天皇繪旨(中御門經之四折紙)

(安政二年、一八五五)一〇月一〇日

(第一八函九括四八号)

〔封紙封引 上書〕

〔東大寺字信中 花押〕

〔安政二年十月十一日、御祈奉行

中御門弁殿より、去ル二日、江府地

勤三付、御祈被仰出畢、一

去二日江府地震、於

城内者、雖可為無為、

府中舍屋破壊焼失、

依之

宸襟不安、速依仏陀

靈驗、莫拘固林・四

海靜謐・武運長久、

萬民安穩之御祈、

一七箇日之間、一寺一同、

可抽丹誠之事、

十月十日 〔花押〕

東大寺字信中

道、到着次第、御祈始之事、

講座翌日、巻数献上之事。

98 孝明天皇繪旨〔中御門經之奉書〕(宿紙)

(安政二年、一八五五)一〇月二八日

(第一八四九括四四号)

〔封紙念封 上書〕

〔東大寺字侶中

〔札紙追而書〕

〔追申、遷幸、來月廿三日卯刻

内々御治定候也、

遷幸新 内裏日、無風

雨難、可被遂無為之節

之旨、從來月五日午刻、一

七箇日、一寺一同、抽精誠、

可申祈請者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十月廿八日

左少弁(花押)

東大寺字侶中

99 孝明天皇繪旨〔中御門經之四折紙〕

(安政二年、一八五五)一〇月二八日

(第一八四九括四七号)

〔封紙斜封墨引 上書〕

〔東大寺字侶中

〔封紙押紙讀邊〕

〔御祈奉行中御門殿

安政二年十月晦日

遷幸新内裏二付

御祈之事、

遷幸新 内裏日、

無風雨難、可被遂無為之節之旨、從

來月五日午刻、一七

箇日、一寺一同、抽精誠、可申祈請、被

仰下候事、

十月廿八日

(花押)

東大寺字侶中

〔追申、遷幸、來月廿三日卯刻

内々御治定之事、

講座翌日、巻数献上之事、

100 孝明天皇繪旨〔中御門經之奉書〕(宿紙)

(安政四年、一八五七)一月三日

(第一八四九括三八号)

〔封紙念封 上書〕

〔東大寺字侶中

去月並墨利加登城、雖平穩、

此後応接、亦無異變、天下

泰平、国家安静之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、同抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

十一月廿三日

右中弁(花押)

東大寺字侶中

101 孝明天皇繪旨〔中御門經之奉書〕(宿紙)

(安政五年、一八五八)九月三日

(第一八四九括三七号)

〔封紙念封 上書〕

右中弁(花押)

〔東大寺字侶中

方今、蛮夷事情、不和之時節、

去月已來慧星出現、加之、異病

流行、旁被惱

宸機、依仏陀冥助、早攘災孽

於方里底、靜謐於四海、弥天下

泰平、宝祚延長、武運長久、

萬民娛樂之御祈、一七箇日、一寺

一同、抽精誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

九月三日

右中弁(花押)

東大寺字侶中

102 孝明天皇繪旨〔中御門經之四折紙〕

(安政五年、一八五八)九月三日

(第二四一五括七号)

〔封紙斜封墨引 上書〕

〔東大寺字侶中

方今、蛮夷事情、

人心不和之時節、去月已來

慧星出現、加之、異病流

行、旁深被惱

宸機、依仏陀冥助、

早攘災、擊於方里底、

靜謐於四海、弥天下泰平、

宝祚延長、武運長久、



萬民煩業之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、  
可抽精誠之事、

到着次第、御祈始之事、  
満座翌日、卷数献上之事、

右、被

仰下候事、

九月三日

(花押)

東大寺字侶中

103 孝明天皇諭旨(清閑寺豊房奉書)(宿紙)

(安政六年、一八五九)七月四日

(第二函一五括一号)

(封紙念封、上書)

(東大寺字侶中)

權右中弁(花押)

頃日、彗星出現、加之、異病流行、彷彿於去歲、

且霍夷之情実、雖

似平穩、難量知、因之、益不被安

宸襟、以仏陀冥助、速退災厄、兆庶無虞、弥

宝祚延長・武運悠久・天下泰平之御祈、一七箇日

之間、一寺一同、抽丹誠、可動行者、

天氣所候也、悉之、以状、

七月十四日

追申、到着次第、御祈始之事、  
満座翌日、卷数献上之事、

東大寺字侶中

104 孝明天皇諭旨(清閑寺豊房四折紙)

(安政六年、一八五九)七月四日

(第二函一五括四号)

(封筒裏紙)

彗星出現并患病流行二付御祈、被仰出書類、  
年預永芸

(封紙料紙墨引、上書)

頃日、彗星出現、加之、異

病流行、彷彿於去歲、

且霍夷之情実、雖

似平穩、難量知、因之、

益不被安

宸襟、以神明仏陀冥

助、速退災厄、兆庶無

虞、弥

宝祚延長・武運悠久・

天下泰平之御祈、一七

箇日之間、一寺一同、可抽

丹誠、被

仰下候事

七月十四日

(花押)

東大寺字侶中

追申、到着次第、御祈始之事、  
満座翌日、卷数献上之事、

105 孝明天皇諭旨(清閑寺豊房奉書)(宿紙)

(安政七年、一八六〇)二月四日

(第九一函一括二三号)

(包紙裏紙)

今年異病不起ノ御祈、被仰出御教書

據時安政七年二月五日

(封紙念封) 權右中弁(花押)

去歲、京師并諸國悪疾流行、依之、

宸襟不安、於今年者、弥無異病之患、

天下泰平・萬民平穩之御祈、

一七箇日、一寺一同、抽精誠、可動行者、

天氣所候也、悉之、以状、

二月四日

(満座翌日)

106 孝明天皇諭旨(清閑寺豊房四折紙)

(安政七年、一八六〇)二月四日

(第九一函一括二四号)

(封紙料紙墨引、上書)

(東大寺字侶中)

(花押)

去歲、京師并諸國

悪疾流行、依之、

宸襟不安、於今年者、

弥無異病之患、天下

泰平・萬民平穩之

御祈、一七箇日、一寺

一同、可抽精誠之旨、

被

仰下候事、

二月四日

(花押)

東大寺字侶中

退申、從業七日、御祈始  
之事。  
講座翌日、巻数献上之事。

107

孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉書)(宿紙)

(文久元年、一八六一)六月二日

(第九一函一括四〇号)

〔料紙念附、上巻〕  
〔東大寺字侶中〕

右中弁(花押)〔

頃日、替星出現、光芒竟天、古來

雖非必見、其応或為災厄之

微由、有司奏之、若遭變妖、

國家之憂患、無過之、是以、

宸襟之不安、早因 仏陀之

冥助、攘禍害於未然、

宝祚延長・武運悠久・天下寧靜・

萬民蟻聚之御祈、一七箇日、

一寺一同、抽丹誠、可勤行者、

天氣所候也、悉之、以狀、

六月二日 權右中弁(花押)〔  
〔万葉小部傳〕

東大寺字侶中

108

明治天皇繪旨(清閑寺豊房卷紙)

(慶応四年、一八六八)八月

(第一八函九括二四号)

東大寺

來廿七日、可被行

即位礼、無風雨

難、可被遂無為

之節、御祈一七

箇日、一寺一同、可

抽精誠之旨、被

仰下候事、

〔講座翌日、巻数献上之事、  
到着次第、御祈始之事、

109

明治天皇繪旨(某巻紙)

(明治元年、一八六一)九月

(第一八函九括二五号)

來廿日、

御東幸前後、到于

還幸、無風雨難、可

被遂万事無異之

節、自來十八日一

七ヶ日之間、一寺一同、

可抽精誠事、

九月

〔退申、巻数献上、講座  
翌日献上之事、下如可  
有之事、

110

明治天皇繪旨(某四折紙)

(明治二年、一八六九)二月

(第三九函三八号)

〔包紙、上巻なし〕

來月七日、可有

御東幸、途中無

風雨難、

玉林安穩之御

祈、一七箇日之間、一寺

一同、可抽丹誠、被

仰下候也、

〔來廿七日、御祈始之事、  
講座翌日、巻数献上之事、

111

孝明天皇繪旨(柳原光愛力四折紙)

(弘化四年、一〇月一〇日)

(第一八函九括一三号)

〔料紙上巻〕

〔東大寺字侶中〕

東大寺御祈巻数

献上之事、

禁中、大宮兩御

所立、可有献上候

事、

龍松院所為、同

様候事、

112

某天皇繪旨(某四折紙)

年月日不詳

(第一八函九括一七号)

〔包紙、上巻なし〕

巻数、來月十三日

已刻、可有献上事、

表1 近世東大受理の繪寫宣撰枚數表

番付	書目	題名	著者(撰者)	著者(撰者)別	内容分類	内容	天覧	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[1]	慶長7年9月14日	1643 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[2]	慶長10年11月1日	1643 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[3]	慶長10年11月23日	1643 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[4]	寛文2年2月11日	1646 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[5]	寛文3年5月22日	1650 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[6]	寛文5年8月22日	1658 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[7]	寛文10年11月28日	1663 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[7-1]	寛文10年(11)28日	1663 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[8]	寛文20年(10)月20日	1673 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[9]	寛文2年5月11日	1649 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[10]	寛文2年5月22日	1649 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[11]	寛文2年(12)月7日	1649 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[12]	寛文10年5月16日	1673 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[12]	寛文10年5月16日	1673 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[13]	寛文5年3月12日	1677 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[14]	寛文7年2月16日	1679 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[14]	寛文7年2月16日	1679 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[15]	寛文5年8月6日	1680 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[16]	天和3年3月9日	1683 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[16]	天和3年3月9日	1683 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[17]	貞享3年2月21日	1686 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[18]	貞享3年6月8日	1686 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[19]	貞享3年6月18日	1686 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[20]	貞享4年正月6日	1687 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[21]	貞享4年正月11日	1687 (聖元天皇繪寫)	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数
[22]	貞享4年4月9日	1687 聖元天皇繪寫	左少将俊隆	大納言俊隆御所	左少将俊隆	俊隆御所	聖元	裁簡	併数	上巻	次第	頁数

地區/社 區/日行	團名/團名	團址(舉行)	團名(港/粵)	內閣/分區	內容	天數	日期	班次	上課	交院	備註
[22]	天輝 青年 9月 7日 1006 聖士提反堂	新田中街	(七七)	內閣	由好到好 明正風不才到好	泰山	泰山	—	明正、聖元	新上門學院	萬善樓記
[23]	(3) 天輝青年12月 3日 1703 (中澳門天主教)	新上門學院	(七七)	內閣	兄弟好得 開東大地福源好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[24]	天輝青年12月 3日 1703 (中澳門天主教)	新上門學院	(七七)	內閣	兄弟好得 開東大地福源好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[25]	(1) 聖來 5年 2月 8日 1708 (泰山天主教)	舉行團員左少年班房	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	泰山天主教
[25]	聖來 5年 2月 8日 1708 (泰山天主教)	舉行團員左少年班房	(七七)	內閣	繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	泰山天主教
[26]	0 聖來 5年 3月18日 1708 (泰山天主教)	舉行青年團員青年	(七七)	內閣	兄弟好得 三月八日(中)天主教好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[26]	聖來 5年 3月18日 1708 (泰山天主教)	舉行青年團員青年	(七七)	內閣	兄弟好得 三月八日(中)天主教好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[27]	0 聖來 6年 6月 9日 1709 (泰山天主教)	為大甲	(七七)	內閣	橫批好得 泰山兄弟團友為福源好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[27]	(1) 聖來 6年 6月 9日 1709 (泰山天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 泰山兄弟團友為福源好	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[28]	0 聖來 6年 9月25日 1709 橫批好得 聖來福源好	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教新內閣聖來福源好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[28]	聖來 6年 9月25日 1709 橫批好得 聖來福源好	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教新內閣聖來福源好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[29]	聖來 6年 9月30日 1709 中澳門天主教好得	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[29]	(1) 聖來 6年 9月 1日 1709 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[30]	聖來 6年 11月 4日 1709 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教新內閣聖來福源好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[31]	0 聖來 6年 12月 8日 1709 橫批好得 聖來福源好	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 新聖元上聖福源好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[32]	聖來 7年 9月24日 1710 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得無為好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[32]	(1) 聖來 7年 9月24日 1710 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得無為好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[33]	聖來 7年 12月21日 1710 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得無為好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[33]	聖來 7年 12月21日 1710 (中澳門天主教)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 中澳門天主教好得無為好	中澳門	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[34]	1 (學來13年) 5月22 1728 中澳門天主教(內閣) 聖元福源好(內閣) 聖元福源好(內閣)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[35]	2 (學來13年)6月1日 1729 聖元福源好(內閣) 聖元福源好(內閣)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[36]	學來17年(中)6月1日 1732 中澳門天主教	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[37]	學來17年 8月19日 1732 中澳門天主教	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[38]	0 學來18年 2月22日 1733 中澳門天主教	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[39]	3 學來18年 2月22日 1733 中澳門天主教(內閣) 聖元福源好(內閣) 聖元福源好(內閣)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記
[39]	4 學來18年 2月22日 1733 中澳門天主教(內閣) 聖元福源好(內閣) 聖元福源好(內閣)	舉行青年團員及聖來	(七七)	內閣	橫批好得 繼上門(中門)2班、幸子年玉	泰山	泰山	—	聖元	新上門學院	萬善樓記

編者社	書目	編者	文名	編者(社)	文名(社稱)	內部分類	內容	天數	日期	版次	頁數
[38]	5 (傳真) 2月22日	1323 中朝王貞純書(1) 李中朝(李春香)案	(在) 大朝	(東) 李中朝(中朝)	古事認定	弘化大朝九百忌忌	中朝王 中朝門	-	18.01-17	東寺文書	
[39]	李貞純年 2月22日	1323 中朝王貞純書	右(在) 花柳	東寺通門徒中	古事認定	宋年三月弘化大朝九百忌忌(李中朝王)	中朝門 中朝門	-	東寺文書		
[40]	李貞純年 3月11日	1326 中朝王貞純書	右(在) 朝長	(七七七) 中朝門	古事認定	中朝門(李貞純)受通無為御符	中朝門 中朝門	-	八朝記		
[41]	(1) 李貞純年(10) 10月19日	1326 中朝王貞純書(在) 少年	(在) 少年	(七七七) 中朝門	古事認定	中朝王貞純(在) 少年	中朝門	-	八朝記		
[42]	元元 4年 7月29日	1327 中朝王貞純書	右(在) 朝長	藤上上 正賢(傳) 大朝正朝門	古事認定	日觀(七七) 三味院御符(藤上上)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[43]	元元 4年 7月29日	1327 中朝王貞純書	藤上上 少年朝門	(七七七) 中朝門	古事認定	日觀(七七) 三味院御符(藤上上)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[44]	(2) 元元 4年 3月10日	1313 中朝王貞純書	左(門) 藤上上 藤上上	藤上上 藤上上(七七七) 中朝門	古事認定	去來(藤上上) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[45]	元元 4年 10月 6日	1316 中朝王貞純書	左(在) 少年朝門	藤上上 藤上上(七七七) 中朝門	古事認定	山門(七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[46]	6 日 (傳真) 3月 5日	1317 中朝王貞純書	左(在) 少年朝門	藤上上 藤上上(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[47]	元元 4年 3月10日	1317 中朝王貞純書	左(在) 少年朝門	藤上上 藤上上(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[48]	7 (傳真) 4年(1) 1月16日	1317 中朝王貞純書	左(在) 少年朝門	藤上上 藤上上(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[49]	元元 4年 4月23日	1317 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[50]	0 元元 4年 5月22日	1317 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[51]	8 (傳真) 4年 8月28日	1317 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[52]	9 (傳真) 4年(1) 12月 13日	1319 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[53]	元元 4年 6月22日	1320 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[54]	元元 4年 5月 1日	1315 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[55]	元元 4年 5月 1日	1315 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[56]	0 元元 4年(1) 10月11日	1320 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		
[57]	10 元元 4年(1) 11月11日	1366 中朝王貞純書	藤上上 藤上上	(七七七) 中朝門	古事認定	藤上上(七七七) 藤上上(七七七) 藤上上(七七七)	中朝門	-	新撰(七七) 正朝門		



編者社 著日付	題名 文書名	編入(種)行	著者(種)所	内容分類 内容	天覧 原簿 所蔵	上覧	文種	頁数
[65]	17 (昭和59年12月26日) 1773 復讐野上皇妃宮(阿野)		復讐野上皇妃宮(阿野)	定例対簿 仙洞(復讐野) 庚午正月毎月対簿	復讐野 復讐野 近衛内侍	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-09-18
[67]	18 (昭和49年12月26日) 1773 復讐野上皇妃宮(阿野)		復讐野上皇妃宮(阿野)	定例対簿 仙洞(復讐野) 庚午正月毎月対簿	復讐野 復讐野 近衛内侍	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-10-15
[68]	19 (昭和49年7月4日) 1772 復讐野内御教書		復讐野内御教書	尾合対簿 仙洞(復讐野)尾合対簿	復讐野 復讐野 近衛内侍	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-09
[68]	19 (昭和49年7月4日) 1772 復讐野内御教書		復讐野内御教書	尾合対簿 仙洞(復讐野)尾合対簿	復讐野 復讐野 近衛内侍	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-09
[69]	20 (安永2年) 3月18 1773 復讐野上皇妃宮(阿野)		阿野幸御中申ノ(在野)	儀取対簿 庚寅正月日光御教書同対簿	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-09-09
[70]	安永2年 3月24日 1773 (復讐野天皇輪旨)		藏人右少将御願	拾得対簿 復讐野天皇御教書対簿	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-09-09
[71]	安永2年閏3月16 1773 (復讐野天皇輪旨)		奉行藏人右少将御願	拾得対簿 盛仁門院(復讐野文御)追書対簿	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-16
[72]	安永3年 6月26日 1774 復讐野天皇輪旨		藏人右少将御願	吳豆対簿 壬午三日墨紙本末御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-16
[72]	21 (安永3年7月15日) 1773 復讐野天皇輪旨(出座)		藏人右少将御願	吳豆対簿 香中大川決本御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-11
[72]	22 (安永3年7月15日) 1773 復讐野天皇輪旨(出座)		右少将	吳豆対簿 香中大川決本御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-06
[72]	(安永3年7月15日) 1773 復讐野天皇輪旨		右(右)少将御願	吳豆対簿 香中大川決本御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-09-20
[72]	23 (安永3年7月15日) 1773 復讐野天皇輪旨(出座)		復讐野天皇輪旨(出座)	吳豆対簿 香中大川決本御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-09-20
[72]	(1) 安永3年 7月22日 1773 復讐野天皇輪旨		右少将御願<書>	進上 公儀大納言御(七七七寺) 吳豆対簿 香中大川決本御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-16
[72]	24 (安永3年) 8月3日 1773 復讐野天皇輪旨(出座)		復讐野天皇輪旨(出座)	拾得対簿 主上(復讐野) 儀同御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-16
[72]	安永3年8月3日 1773 復讐野天皇輪旨		右少将又御願<書>	進上 王親大納言御(七七七寺) 拾得対簿 主上(復讐野) 儀同御対	復讐野 復讐野	復讐野	復讐野・書 復讐野・書 P100	1R-01-16

編者社	書目	題名	文書名	編者(編行)	著者(著所)	內容分類	內容	天幕	原稿	所藏	上原	文種	頁數
[75]	25 日	(安永8年) 10月18日 小冊文書(各書)	御親撰天皇繪詞(万葉)	右少年(彦那)	東大寺字卷中	右向封持	後醍醐天皇太子封持	後醍醐 後醍醐	一	後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—2	
[76]	安永 9年(10月)19日	1779 (後醍醐天皇繪詞)	藏大右少年万葉小冊文書	(七七七書)		右向封持	後醍醐天皇太子封持	後醍醐 後醍醐	一	後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 後醍醐封持	
[76]	安永 8年(12月) 5日	1778 撰授九条河東御教書	右少年(彦那)	藏之上 正親院(准)大僧正御所上 公家御所	東大寺字卷中	後醍醐院御中納言有三位定經御所	後醍醐天皇太子封持	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—3		
[77]	26	(安永9年)10月21日 1780 撰授九条河東御教書	左少年(彦那)	藏大寺字卷中		右向封持	賴朝御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—4		
[78]	27	(安永9年)11月19日 1780 撰授九条河東御教書	右少年(彦那)	藏大寺字卷中		右向封持	光格天皇即位前御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—4		
[78]	安永9年(11月)22日	1780 (撰授九条河東御教書)	奉行權大右少年(彦那)	(七七七書)		右向封持	光格天皇即位前御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 御親撰日記		
[79]	28	安永9年(12月)13日 1780 撰授九条河東御教書	右少年(彦那)	藏大寺字卷中		右向封持	光格天皇即位前御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—5		
[80]	29	安永10年(12月)23日 1781 撰授九条河東御教書	右少年(彦那)	藏大寺字卷中		右向封持	梁月十五日立太皇太后(定)御所行御風	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—6		
[80]	安永10年(12月)23日	1781 撰授九条河東御教書	右少年(彦那)	藏上 大納言御所		右向封持	梁月十五日立太皇太后(定)御所行御風	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 二—61		
[81]	天明 2年 8月22日 1782 (撰授九条河東御教書)	奉行權大右少年(彦那)	(七七七書)		右向封持	玉体安全御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 公卿御記			
[82]	30	天明2年(10月)19日 1782 撰授天宮繪詞(藤原經 御所御所)	左少年(彦那)	藏寺道行御中		右向封持	弘法大僧九百五十年御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—19		
[82]	31	天明2年(10月)19日 1782 撰授天宮繪詞(藤原經 御所御所)	左少年(彦那)	藏上長者御大僧正御所		右向封持	弘法大僧九百五十年御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—7		
[82]	天明2年(10月)19日 1782 光格天皇繪詞	左少年(彦那)	藏寺道行御中		右向封持	御所御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 東寺文書			
[83]	32	(天明2年)2月26日 1783 撰授大寺河東御教書	左少年(彦那)	藏大寺字卷中		右向封持	天下聖平五穀御所工伴安徳王御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 91.01—29		
[83]	(天明2年) 2月26日 1783 撰授大寺河東御教書	左少年(彦那)	藏上 大納言御所		右向封持	天下聖平五穀御所工伴安徳王御所	光格 光格	九条河東 後醍醐		書體同院・墨 御印定・表紙 二—112			





舉辦社 區 日 行	日期	文藝名	嘉賓(主/特)	名(主/嘉賓)	內閣分類	內容	文藝	日期	班次	上座	文娛	備註
[90]	42	(慶祝89年)2月25日 18:19 良朋齊歡	光緒天皇總督(總協亭) 右少年(花甲)	東大守中中	向後對峙	後相繼天皇皇皇對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 91.01—15 P12	
[91]	43	(慶祝89年)2月25日 17:58 良朋齊歡	光緒天皇總督(總協亭) 良朋(齊歡)		向後對峙	後相繼天皇皇皇對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—61 P12	
[91]	44	(慶祝89年)2月25日 17:58 良朋(齊歡)	光緒天皇總督(總協亭) 良朋(齊歡)		向後對峙	後相繼天皇皇皇對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—62 P12	
[91]	45	天明 8年 2月25日 18:58 (庆祝天皇總督)	奉行總人右中守良顯 (七七七守)		向後對峙	後相繼天皇皇皇對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—63 P12	
[92]	45	(慶祝元年)6月2日 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 左少年(均美)	東大守中中	吳臣對峙	吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.01—26 P12	
[92]	46	(慶祝元年 6月2日) 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 左少年(均美)	東大守中中	吳臣對峙	吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—66 P12	
[92]	47	(慶祝元年)6月2日) 17:50 良賢(心)領(心)道齊勢	光緒天皇總督(總協亭) 良賢(心)領(心)道齊勢		吳臣對峙	吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—65 P12	
[92]	(1)	慶祝元年 6月 3日 17:50 齊多勢天皇總督	光緒天皇總督 (七七七守)		吳臣對峙	吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 18.09—65 P12	
[93]		慶祝 2年正月28日 17:50 (慶祝町上皇院巫)	(備註)公理顯居奉行 (七七七守)		向後對峙	青樹阿院吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	青樹阿院・豐 前川院・赤江 91.01—12 P12	
[94]	48	慶祝 2年11月 5日 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 左少年(花甲)	東大守中中	備註對峙	光緒天皇朝內實重寺皇島對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 91.01—12	
[94]	49	(慶祝2年)11月5日) 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 齊多勢		備註對峙	光緒天皇朝內實重寺皇島對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 18.09—58	
[94]	50	(慶祝 2年11月) 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 齊多勢		備註對峙	光緒天皇朝內實重寺皇島對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 8.09—57	
[94]	51	(慶祝 2年11月) 17:50 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 齊多勢		備註對峙	光緒天皇朝內實重寺皇島對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 8.09—59	
[95]	52	(慶祝3年)4月20日 17:51 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 左少年(花甲)	東大守中中	備註對峙	天下平定因實重寺皇島安全主任會長 及關山國司吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 91.01—30	
[95]	53	(慶祝3年)4月20日) 17:51 齊多勢	光緒天皇總督(總協亭) 齊多勢		備註對峙	天下平定因實重寺皇島安全主任會長 及關山國司吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 18.09—60	
[95]	(1)	慶祝 3年 4月22日 17:51 (慶祝天皇總督)	備註均美奉行 (七七七守)		備註對峙	天下平定因實重寺皇島安全主任會長 及關山國司吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 備註均美自及 記	
[96]	(1)	慶祝 6年 2月 6日 17:51 (慶祝天皇總督)	備註各行總人右少年齊重 (七七七守)		備註對峙	備三區(保子)內實重寺皇島安全主任會長 及關山國司吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 備註均美自及 記	
[96]	54	慶祝 6年 2月 7日 17:51 齊多勢	光緒天皇總督(均美) 右少年(花甲)	東大守中中	備註對峙	備三區(保子)內實重寺皇島安全主任會長 及關山國司吳早對峙	光緒	光緒	—	優越好	赤江阿院 91.01—13	

編者社	書目	編者	文書名	編者(執行)	文名(種別)	內部分類	內容	文書	紙張	張數	上置	文庫	備註
[07]	53	(復刻)9年1月10日	1396	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	左少年(花柳)	東大書の中	鳥丸賢重 權方民安奏御行	光緒	光緒	—	—	—	91.01-31
[07]	56	(復刻)8年5月10日	1396	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	—	—	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	18.09-23
[07]	0	復刻 8年 5月14日	1396	(光緒天皇諭旨)	御行禮人通人右少年賢重 (七七七中)	東大書の中	天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-28
[08]	57	(復刻)9年 2月12日	1397	光緒天皇諭旨(佐藤 明司書)	正二位(花柳)	東大書の中	正二位公卿 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-28
[08]	57	復刻 9年 2月13日	1397	光緒天皇諭旨 (佐藤明司書)	御行禮人通人右少年賢重 (七七七中)	東大書の中	正二位公卿 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-28
[08]		復刻 9年 2月13日	1397	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	正二位公卿 (花柳)	東大書の中	正二位公卿 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-28
[09]	06	(復刻)9年(復)月10	1397	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	—	—	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-14
[09]	(1)	復刻(復)月10日	1397	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	左少年賢重	東大書の中	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-14
[09]		復刻(復)月11日	1397	(光緒天皇諭旨)	奉行禮人通人右少年賢重 (七七七中)	東大書の中	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-14
[100]	59	復刻 9年 8月30日	1397	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	左少年(花柳)	東大書の中	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-14
[100]	(1)	復刻 9年 8月30日	1397	光緒天皇諭旨(鳥丸賢 重春書)	左少年賢重	東大書の中	鳥丸賢重 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-14
[101]	60	(復刻)11年11月16	1399	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右(花柳)	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-27
[101]	61	(復刻)11年11月16	1399	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	—	—	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-27
[101]	(1)	復刻(11年)11月16日	1399	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右賢重	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-27
[102]	62	(復刻)12年7月28日	1800	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右賢重	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-57
[102]		復刻(12年)7月28日	1800	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右賢重	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-57
[102]		復刻(12年)7月28日	1800	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右賢重	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-57
[103]	63	文化 2年正月18日	1806	光緒天皇諭旨(日野野 庵光春書)	提吉中右賢重<花柳>	東大書の中	日野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-34
[103]		文化 4年 6月22日	1807	光緒天皇諭旨(乃里小 尾光春書)	左少年賢重(中)	東大書の中	乃里小尾 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-34
[103]	64	(復刻)9年3月1日	1809	光緒天皇諭旨(中野野 庵光春書)	右少年賢重	東大書の中	中野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-37
[103]		文化 6年 3月10日	1809	光緒天皇諭旨(中野野 庵光春書)	右少年賢重	東大書の中	中野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-37
[103]		文化 6年 3月10日	1809	光緒天皇諭旨(中野野 庵光春書)	右少年賢重	東大書の中	中野野庵 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-37
[106]	65	(文)06年11月25日	1809	光緒天皇諭旨(乃里小 尾光春書)	右少年賢重	東大書の中	乃里小尾 天下皇弟玉城宮使臣等具奏玉體 重春書	光緒	光緒	—	—	—	91.01-42



黨社	黨日	日期	黨名	黨址(舉行)	黨名(主持人)	內部分類	內容	主題	出席	上座	交際	備註
[121]	75	(宣化4年)3月1日	李明天恩總督(黨代表)	右少年(花柳)	東大字學校	黃廷輝	立大功(仁孝女劉蘭引儀)王國無	李明	李明	-	李明	9.01-18
[122]	76	(宣化4年)3月1日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	女七區(仁孝女劉蘭引儀)王國無	李明	李明	-	李明	2.13-1-1
[123]	(2)	宣化4年 8月10日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	李明天恩即(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	盧家巷(無名)
[124]	77	(宣化4年)8月17日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	李明天恩即(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	76.07-13
[125]	78	(宣化4年)10月10日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	新醫學院(仁孝女劉)李國無	李明	李明	-	李明	18.09-12
[126]	79	(宣化4年)10月11日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	新醫學院(仁孝女劉)李國無	李明	李明	-	李明	18.09-11
[127]	80	(宣化4年)11月5日	李明天恩總督(黨代表)	右少年(花柳)	東大字學校	黃廷輝	近牛國(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	新醫學院(李國無)
[128]	81	(宣化4年)11月5日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	近牛國(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	18.09-26
[129]	0	宣化4年 4月 5日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	近牛國(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	新醫學院 關德錄
[127]	82	(宣化4年)9月13日	李明天恩總督(黨代表)	右少年	東大字學校	黃廷輝	七月廿一日(無名)九月二三日(無名)	李明	李明	-	李明	9.01-12
[128]	83	(宣化4年)6月15日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	9.01-20
[129]	84	(宣化4年)6月15日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	18.09-26
[129]	85	(宣化4年)6月15日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	9.01-21
[130]	86	(宣化4年)6月20日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	18.09-10
[130]	87	(宣化4年)2月9日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	9.01-22
[130]	88	(宣化4年)2月9日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	2.13-2
[130]		宣化4年 2月22日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	新醫學院 正源齋
[131]	89	(宣化4年)4月21日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	9.01-25
[131]	(2)	宣化4年 4月21日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	新醫學院 盧德記
[132]	90	(宣化4年)6月15日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	9.01-15
[132]	91	(宣化4年)6月15日	李明天恩總督(黨代表)	花柳	東大字學校	黃廷輝	<9>一捐買(無名)黃廷輝	李明	李明	-	李明	18.09-15

學社	黨日	日期	黨名	黨日(舉行)	黨名(場所)	內部分類	內容	黨名	日期	班次	上課	黨院	備註
[132]	(1)	黨六七年(6月15日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	(七七七中)	吳廷幹傳	六月十五日吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	日記班
[133]	92	(黨六七年9月23日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	2.15-6
[133]	93	(黨六七年9月23日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-11
[133]	(1)	黨六七年(9月23日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	(七七七中)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	侯長壽記
[134]	94	(黨六七年11月16日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	91.01-52
[134]	95	(黨六七年11月16日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-16
[134]	(2)	黨六七年(11月16日)	1954 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	(七七七中)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	魏長壽記
[135]	96	(黨六七年10月10日)	1955 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-13
[135]	97	(黨六七年10月10日)	1955 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-18
[135]	(1)	黨六七年(10月10日)	1955 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	(七七七中)	吳廷幹傳	吳廷幹同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	同議
[136]	98	(黨六七年10月10日)	1955 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-14
[136]	(2)	黨六七年(10月10日)	1955 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	(七七七中)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-17
[137]	100	(黨六七年11月25日)	1957 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-28
[137]	101	(黨六七年9月13日)	1956 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	侯長壽記
[138]	102	(黨六七年9月13日)	1956 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	18.09-25
[138]	102	(黨六七年9月13日)	1956 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	2.15-7
[139]		黨六七年(9月3日)	1958 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	侯長壽記
[140]	103	(黨六七年7月14日)	1959 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	魏長壽記
[140]	104	(黨六七年7月14日)	1959 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	2.15-1
[140]	104	(黨六七年7月14日)	1959 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	2.15-4
[140]	(2)	黨六七年(7月14日)	1959 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	侯長壽記
[141]	105	(黨六七年2月4日)	1960 (奉天天總幹)	奉(總幹事團)	奉(總幹事團)	魏長壽傳	魏長壽同志追悼會	奉(明)	奉(明)	—	—	新待制門院	91.01-23

編者社	書目	出版	文名	編者	文名(注釋所)	內容分類	內容	天璽	紙張	紙張	上置	文號	頁數
[141]	106 (安政2年) 2月4日	1850 香明天皇繪旨 (清國寺香明天皇繪旨)	(花押)	東大寺院中	吳豆好傳 京都讀田德興發行所	香明 香明	-	香明	香明	-		香明	91.01-24
[141]	安政 2年 2月 7日	1850 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	吳豆好傳 京都讀田德興發行所	香明 香明	-	香明	香明	-			吳豆好傳	91.01-24
[142]	(3) 文久元年 6月2日	1861 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	天臺好傳 鶴屋出現物所	香明 香明	-	香明	香明	-			天臺好傳	91.01-40
[142]	107 (文久元年)6月2日	1861 香明天皇繪旨 (清國寺香明天皇繪旨)	繪古中舟(花押)	東大寺院中	天臺好傳 鶴屋出現物所	香明 香明	-	香明	香明	-		香明	91.01-40
[143]	文久 3年 5月21日	1862 香明天皇繪旨 (四所御)	藏六字	(三社御宮石讀本寶鏡)	鶴屋好傳 舟島御所	香明 香明	-	香明	香明	-		香明	91.01-40
[144]	(3) 文久 3年 3月 2日	1862 香明天皇繪旨	左字寶鏡	藤上 大納言寶鏡<御寶>	鶴屋好傳 吳興之風鑑天鏡生友事行旅家傳	香明 香明	-	香明	香明	-		香明	91.01-40
[145]	(1) 安治元年 8月 8日	1864 香明天皇繪旨 (四所御)	(七七七字)	鶴屋好傳 長川藤原引兵衛(讀本御所)	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[146]	(1) 慶応元年10月 7日	1865 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	鶴屋好傳 國家多事御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[146]	慶応元年10月 7日	1865 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	鶴屋好傳 國家多事御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[147]	(1) 慶應 2年12月16日	1866 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	田向好傳 香明天皇御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[147]	慶應 2年12月16日	1866 (香明天皇繪旨)	(七七七字)	田向好傳 香明天皇御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[148]	188 (慶応 4年 8月)	1868 明治天皇繪旨 (清國寺香明天皇繪旨)	藏六字	鶴屋好傳 明治天皇御所(讀本御所)	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[148]	188 (慶応 4年 8月)	1868 明治天皇繪旨 (清國寺香明天皇繪旨)	藏六字	鶴屋好傳 明治天皇御所(讀本御所)	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[149]	109 (明治元年) 9月	1868 明治天皇繪旨 (四所御)		東寺好傳 明治天皇東寺御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
[150]	110 (明治 2年 2月)	1869 明治天皇繪旨 (四所御)		東寺好傳 明治天皇東寺御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
參考	明治 3年 3月	1870 天政官御達	天政官	宗務官鶴 天行宗比叡山	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
不明	111 (明治元年)10月10日 9)	9699 香明天皇繪旨(讀本御所)	東大寺院中(詳細)	鶴屋好傳 新羅寺門院立天皇御所	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40
不明	112 年日不詳	9699 香明天皇繪旨(四所御)		好傳 新羅御所藏本	香明 香明	-	香明	香明	-			香明	91.01-40

表2 近世擴大書翰官署料紙の形態と料紙

原文	日付	西曆	文書名	形態	寸数	厚	重量	密度	縦横比	料紙	引括	号	小紙数	備考
1	(安永13年)5月22日	1728	中御門天皇輪旨(清原季孝花押奉書)茶封紙	縦紙	32.6	46.5	21	8.69	0.27	1.43	春書紙	91.01	54	捺封上書
1	(享保13年)5月22日	1728	中御門天皇輪旨(清原季孝花押奉書)茶封紙	縦紙	32.8	46.7	19.8	8.27	1.42	上杉原	91.01	54		
1	(享保13年)5月22日	1728	中御門天皇輪旨(清原季孝花押奉書)茶封紙	縦紙	32.9	46.5	21	8.87	0.28	1.41	春書紙	91.01	54	
6	(安永4年)3月5日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	33.1	46.2	12	6.01	0.31	1.4	杉原紙	91.01	53	捺封上書
6	(安永4年)3月5日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	33.5	46.2	12	6.15	0.33	1.38	杉原紙	91.01	53	
6	(安永4年)3月5日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	33.3	46.4	17	7.6	0.29	1.39	春書紙	5.05	27	1紙
7	(安永4年)4月16日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	32.2	44.2	17	5.6	0.23	1.37	杉原紙	91.01	60	捺封上書
8	(安永4年)8月28日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	32.6	45.1	12	5.3	0.3	1.38	杉原紙	91.01	60	
8	(安永4年)8月28日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	32.8	45.3	13	5.58	0.29	1.37	杉原紙	91.01	60	
9	(安永4年)8月28日	1747	後守上皇輪旨(万里小路深道奉書)茶封紙	縦紙	33.8	47.3	12	6.8	0.35	1.4	杉原紙	18.09	69	
10	明治3年11月14日	1766	後守上皇輪旨(德川伊豆光親)茶封紙	縦紙	30.3	45.2	7	3.53	0.37	1.49	美濃紙	87.10	2	1紙
10	明治3年11月14日	1766	後守上皇輪旨(德川伊豆光親)茶封紙	縦紙	30.5	45.4	9		1.49	美濃紙	87.10	2		
11	(明治4年)1月13日	1767	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.6	46	21	8.29	0.26	1.41	上杉原	91.01	35	捺封上書
11	(明治4年)1月13日	1767	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.6	46.1	18	7.56	0.28	1.41	上杉原	91.01	35	
11	(明治4年)1月13日	1767	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.9	46.1	19	7.51	0.26	1.4	上杉原	91.01	35	
12	(明治5年)7月5日	1768	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.3	46.3	17	7.99	0.31	1.43	春書紙	91.01	41	捺封上書
12	(明治5年)7月5日	1768	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.8	46.3	15	7.7	0.34	1.41	春書紙	91.01	41	
12	(明治5年)7月5日	1768	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.7	46.4	16	7.98	0.33	1.42	春書紙	91.01	41	
13	(明治7年)閏6月24日	1770	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.7	48.3	12	6.13	0.32	1.42	杉原紙	91.01	46	捺封上書
13	(明治7年)閏6月24日	1770	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.8	48.3	13	6.8	0.38	1.43	杉原紙	91.01	46	
13	(明治7年)閏6月24日	1770	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.8	48.3	12	5.97	0.31	1.42	杉原紙	91.01	46	
14	(明治8年)3月15日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33	44.7	10	4.38	0.3	1.35	杉原紙	91.01	38	捺封上書
14	(明治8年)3月15日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.2	44.8	10	4.34	0.29	1.35	杉原紙	91.01	38	
14	(明治8年)3月15日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.3	44.8	10	4.45	0.3	1.35	杉原紙	91.01	38	
14	(明治8年)3月15日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.4	43.1	12	6.12	0.35	1.38	上杉原	91.01	38	2
15	(明治8年)4月16日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	32.4	44.6	10	4.37	0.3	1.38	美濃紙	91.01	39	捺封上書
15	(明治8年)4月16日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.3	44.8	10	4.41	0.3	1.35	杉原紙	91.01	39	
15	(明治8年)4月16日	1771	摂政宮内前御教書(鳥丸光親奉書)茶封紙	縦紙	33.3	44.6	11	4.31	0.31	1.34	杉原紙	91.01	39	
16	(明治8年)12月26日	1771	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	33.3	46.6	19	9.9	0.34	1.41	春書紙	18.09	10	1紙
16	(明治8年)12月26日	1771	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	33.3	46.3	8	2.6	0.29	1.43	美濃紙	18.09	10	1紙
17	(明治8年)12月26日	1771	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	32.2	40.3	8	2.6	0.32	1.4	春書紙	18.09	18	1紙
17	(明治8年)12月26日	1771	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	32.9	41.9	9	2.6	0.24	1.42	美濃紙	18.09	18	1紙
19	(明治9年)7月5日	1772	摂政宮内前御教書(甘藷守重長奉書)茶封紙	縦紙	32.7	45	12	5.42	0.31	1.38	杉原紙	91.01	59	捺封上書
19	(明治9年)7月5日	1772	摂政宮内前御教書(甘藷守重長奉書)茶封紙	縦紙	33.3	45.5	11	5.44	0.33	1.37	杉原紙	91.01	59	
19	(明治9年)7月5日	1772	摂政宮内前御教書(甘藷守重長奉書)茶封紙	縦紙	33.3	45.5	12	6.3	0.35	1.37	杉原紙	91.01	59	
20	(安永4年)3月18日	1773	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	32.7	46.7	21	8.9	0.28	1.43	美濃紙	18.09	9	1紙
20	(安永4年)3月18日	1773	後守上皇輪旨(阿野左近四郎)紙	折紙	32.8	41.4	10	2.5	0.21	1.41	美濃紙	18.09	9	1紙
21	(安永4年)7月15日	1778	後守上皇輪旨(坊城俊重奉書)紙	縦紙	34.8	52.2	18	8.18	0.26	1.54	留紙	91.01	1	捺封上書
21	(安永4年)7月15日	1778	後守上皇輪旨(坊城俊重奉書)紙	縦紙	31.9	52.2	13	6.03	0.26	1.6	留紙	91.01	1	捺封上書
22	(安永4年)7月15日	1778	後守上皇輪旨(坊城俊重奉書)茶封紙	縦紙	36.3	49.8	19	11.88	0.35	1.37	春書紙	91.01	56	



原文	日付	西曆	文書名	形態	電子	寸重	重量	密度	縦横比	料紙	原紙	号	小紙袋	備考	
23	(安永7年7月22日)	1778	後醍醐天皇輪官(坊城俊親西河前紙)包紙	31	42.6	9	3.4	0.29	1.57	美濃紙	18.09	20	1紙	摺包上書封裏	
23	(安永7年7月22日)	1778	後醍醐天皇輪官(坊城俊親西河前紙)頭和書	折紙	33	45	15	6.2	1.38	美濃紙	18.09	20	1紙		
23	(安永7年7月22日)	1778	後醍醐天皇輪官(坊城俊親西河前紙)本紙	折紙	33	45	15	6	1.36	美濃紙	18.09	20	2紙		
24	(安永8年)8月3日	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)茶封紙	半紙	24.1	34	9	2.47	0.33	1.41	美濃紙	91.01	48	袋封上書	
24	(安永8年)8月3日	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)本紙	半紙	24.1	34.2	9	2.24	0.3	1.4	美濃紙	91.01	48		
25	(安永8年)10月18日	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)月紙	整紙	34	52.2	20	10.49	0.3	1.54	留紙	91.01	2	袋封上書	
25	(安永8年)10月18日	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)札紙	整紙	34.2	52.5	20	9.49	0.36	1.53	留紙	91.01	2		
25	(安永8年)10月18日)	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)厚紙	整紙	34.2	52.2	17	8.44	0.28	1.53	留紙	91.01	2		
25	(安永8年)10月18日)	1779	後醍醐天皇輪官(万里小路文房春書)本紙	整紙	34.1	52.2	18	9.03	0.28	1.53	留紙	91.01	2		
26	(安永9年)9月21日	1780	摂政九条尚実朝教書(兼松謙光春書) 封紙	整紙	33.8	52.1	21	10.75	0.29	1.54	留紙	91.01	3	袋封上書	
26	(安永9年)9月21日	1780	摂政九条尚実朝教書(兼松謙光春書) 札紙	整紙	34	52	19	10.27	0.31	1.53	留紙	91.01	3		
26	(安永9年)9月21日)	1780	摂政九条尚実朝教書(兼松謙光春書) 本紙	整紙	34.2	52	17	9.48	0.31	1.52	留紙	91.01	3		
27	(安永9年)11月19日)	1780	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 封紙	整紙	33.8	52.1	21	10.23	0.28	1.54	留紙	91.01	4	袋封上書	
27	(安永9年)11月19日)	1780	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 札紙	整紙	34	52.2	18	8.87	0.28	1.54	留紙	91.01	4		
28	(安永9年)12月13日)	1780	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 封紙	整紙	33.8	51.5	33	15.51	0.27	1.52	留紙	91.01	5	袋封上書	
28	(安永9年)12月13日)	1780	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 札紙	整紙	34	52.2	24	12.47	0.29	1.54	留紙	91.01	5		
28	(安永9年)12月13日)	1780	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 本紙	整紙			22	10.32			留紙	91.01	5		
29	(安永10年)3月23日)	1781	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 封紙	整紙	34	52	20	9.18	0.26	1.53	留紙	91.01	6	袋封上書	
29	(安永10年)3月23日)	1781	摂政九条尚実朝教書(万里小路文房春書) 本紙	整紙	34.1	52.1	22		1.53		留紙	91.01	6		
30	(天明2年)10月19日)	1782	光格天皇輪官(兼菅朝熊春書)茶封紙	整紙	32.7	46.2	17	7.16	0.28	1.41	春書紙	91.01	49	袋封上書	
30	(天明2年)10月19日)	1782	光格天皇輪官(兼菅朝熊春書)本紙	整紙	33.2	46.5	16	16.38	0.36	2.61	春書紙	91.01	49	2紙分	
31	(天明2年)10月19日)	1782	光格天皇輪官(兼菅朝熊春書)茶封紙	整紙	32.8	46.1	20	8.18	0.27	1.41	春書紙	91.01	7	袋封上書	
31	(天明2年)10月19日)	1782	光格天皇輪官(兼菅朝熊春書)本紙	整紙	33.3	47	16	14.8	0.32	2.61	春書紙	91.01	7		
32	(天明3年)2月26日)	1783	摂政九条尚実朝教書(清得字新定春書)封紙	整紙	33.6	51.9	27	13.02	0.28	1.54	留紙	91.01	29	袋封上書	
32	(天明3年)2月26日)	1783	摂政九条尚実朝教書(清得字新定春書)本紙	整紙	34.1	52	35	15.34	0.25	1.52	留紙	91.01	29		
33	(天明3年)3月27日)	1783	光格天皇輪官(備原均光頭所紙)包紙	折紙	33	46.6	17	9	2.5	1.43	美濃紙	18.09	8	1紙	摺包紙
33	(天明3年)3月27日)	1783	光格天皇輪官(備原均光頭所紙)本紙	折紙	33.3	46.6	17	9	2.51	1.4	美濃紙	18.09	8	1紙	
34	(天明4年)11月16日)	1784	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)封紙	整紙	33.3	51	20	9.67	0.28	1.49	美濃紙	91.01	8	袋封上書	
34	(天明4年)11月16日)	1784	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)札紙	整紙	34.7	51	18	9.67	0.3	1.47	美濃紙	91.01	8		
34	(天明4年)11月16日)	1784	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)本紙	整紙	34.7	50.9	21	11	0.3	1.47	美濃紙	91.01	8		
35	(天明4年)12月16日)	1784	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)包紙	折紙	32.9	40.8	9	2.6	0.25	1.46	美濃紙	18.09	21	1紙	摺包上書封裏
35	(天明4年)12月16日)	1784	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)本紙	折紙	33.3	46.7	17	8.6	0.33	1.4	春書紙	18.09	21	1紙	
36	(天明5年)2月16日)	1785	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)包紙	折紙	27.9	41	9	2.5	0.24	1.47	美濃紙	18.09	22	1紙	摺包上書封裏
36	(天明5年)2月16日)	1785	後醍醐天皇輪官(阿野実雄春書)本紙	折紙	33.3	46.6	20	9.5	0.31	1.4	春書紙	18.09	22	1紙	

原文	日付	西曆	文書名	形態	紙子	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙袋備考	
37	(天明7年)5月16日	1787	光格天皇諭旨(伝備風定奉勅)封紙	整紙	33.7	51.7	22	11.72	0.31	1.53	留紙	91.01	9	袋封上書
37	(天明7年)5月16日	1787	光格天皇諭旨(伝備風定奉勅)封紙	整紙	34	52.2	20	10.14	0.29	1.54	留紙	91.01	9	
37	(天明7年)5月16日	1787	光格天皇諭旨(伝備風定奉勅)封紙	整紙	34.1	51.9	22	10.97	0.28	1.52	留紙	91.01	9	
38	天明7年8月5日	1787	光格天皇諭旨(伝備風定奉勅)封紙	整紙	34.2	52.3	29	12.7	0.24	1.53	留紙	91.01	10	
38	天明7年8月5日	1787	光格天皇諭旨(伝備風定奉勅)封紙	整紙	34.4	52.2	27	11.68	0.24	1.52	留紙	91.01	10	
39	天明8年2月17日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	33.5	52	22	11.46	0.3	1.55	留紙	91.01	11	袋封上書
39	天明8年2月17日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	34	52.2	19	9.21	0.27	1.54	留紙	91.01	11	
39	天明8年2月17日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	34	52.2	9.97	9.97	1.54	留紙	91.01	11		
40	(天明8年)2月17日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	折紙	28.6	40.8	8	2.2	0.24	1.43	美濃紙	18.09	64	1紙
40	(天明8年)2月17日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	折紙	33.4	46.2	17	8.5	0.33	1.4	美濃紙	18.09	64	1紙
41	(天明8年)2月20日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	小切	16.2	34.4	7	1.9	0.32	1.39	美濃紙	18.09	63	1紙
41	(天明8年)2月20日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	小切	24.2	23	13	1.3	0.27	1.42	美濃紙	18.09	63	1紙
42	(天明8年)2月25日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	33.8	51.8	20	10.92	0.29	1.53	留紙	91.01	15	袋封上書
42	(天明8年)2月25日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	34	52.1	20	9.79	0.28	1.53	留紙	91.01	15	
42	(天明8年)2月25日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	整紙	34.3	52.2	25	11.85	0.26	1.52	留紙	91.01	15	
43	(天明8年)2月25日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	折紙	33.1	46.2	18	9	0.33	1.4	春濃紙	18.09	61	1紙
44	(天明8年)2月25日	1788	光格天皇諭旨(輔修寺良願奉勅)封紙	折紙	33.1	46.3	17	8.8	0.31	1.4	春濃紙	18.09	62	1紙
45	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	32.8	50.7	15	6.81	0.27	1.55	留紙	91.01	26	袋封上書
45	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	33.2	50.8	16	7.01	0.28	1.53	留紙	91.01	26	
45	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	33.1	50.8	16	7.3	0.27	1.53	留紙	91.01	26	
46	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	24.7	34	10	2.4	0.24	1.52	春濃紙	18.09	66	1紙
46	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	32.9	45.5	16	8.8	0.37	1.38	春濃紙	18.09	66	1紙
47	(寛政元年)6月2日	1789	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	小切	16	10.4	15	0.6	0.24	0.65	杉原紙	18.09	65	1紙
48	寛政2年11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	34.2	52.2	16	6.97	0.24	1.53	留紙	91.01	12	袋封上書
48	寛政2年11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	34.3	52.1	15	7.21	0.27	1.52	留紙	91.01	12	
48	寛政2年11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	34.3	52	13	7	0.3	1.52	留紙	91.01	12	
49	(寛政2年)11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	33.2	45.7	14	5.7	0.27	1.58	美濃紙	18.09	58	1紙
50	(寛政2年)11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	33.3	45.5	13	6.2	0.32	1.58	美濃紙	18.09	57	1紙
51	(寛政2年)11月5日	1790	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	32.6	45.7	13	5.1	0.26	1.57	美濃紙	18.09	59	1紙
52	(寛政2年)4月20日	1791	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	33.6	51.4	22	8.98	0.24	1.53	留紙	91.01	30	袋封上書
52	(寛政2年)4月20日	1791	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	34.3	51.7	21	9.65	0.25	1.52	留紙	91.01	30	
52	(寛政2年)4月20日	1791	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	整紙	34.1	52	21	9.37	0.25	1.52	留紙	91.01	30	
53	(寛政2年)4月20日	1791	光格天皇諭旨(傳原均光春勅)封紙	折紙	33.2	45.6	13	5.7	0.29	1.37	美濃紙	18.09	60	1紙

原文	日付	西曆	文書名	形態	紙寸	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙袋備考	
54	寛政6年2月7日	1794	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	32.9	50.8	28	11.56	0.25	1.54	留紙	91.01	13	封封上書
54	寛政6年2月7日	1794	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	34	51.3	24	10.13	0.24	1.51	留紙	91.01	13	
54	寛政6年2月7日	1794	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	33.6	51.2	20	8.64	0.25	1.52	留紙	91.01	13	
55	(寛政6年)5月10日	1796	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	32	50.4	22	8.56	0.24	1.58	留紙	91.01	31	封封上書
55	(寛政6年)5月10日	1796	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	32.2	50.4	23	8.76	0.23	1.57	留紙	91.01	31	
55	(寛政6年)5月10日	1796	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	32.3	50.7	26	9.46	0.22	1.57	留紙	91.01	31	
56	(寛政6年)5月10日	1796	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	折紙	33	45.9	15	6.8	0.3	1.39	濃冠紙	18.09	23	1紙
57	(寛政9年)2月13日	1797	後院町上皇院宣(正親町公明奉勅)封紙	巻紙	37.2	49.3	18	9.03	0.27	1.33	奉書紙(厚)	91.01	28	封封上書
57	(寛政9年)2月13日	1797	後院町上皇院宣(正親町公明奉勅)封紙	巻紙							奉書紙(厚)	91.01	28	
58	(寛政9年)後2月10日	1797	光緒天皇諭旨(寶曆四所折)封紙	巻紙	28.1	40.8	9	2.5	0.21	1.45	美濃紙	18.09	14	1紙
58	(寛政9年)後2月10日	1797	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	折紙	33.1	45.8	17	6.9	0.27	1.38	濃冠紙	18.09	14	1紙
59	寛政9年8月30日	1797	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	33.6	51.1	23	8.22	0.21	1.57	留紙	91.01	14	封封上書
59	寛政9年8月30日	1797	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	33	50.8	18	8.98	0.2	1.53	留紙	91.01	14	
59	寛政9年8月30日	1797	光緒天皇諭旨(鳥丸賢重奉勅)封紙	巻紙	33.1	50.7	29	9.42	0.19	1.54	留紙	91.01	14	
60	(寛政11年)11月16日	1799	光緒天皇諭旨(日野西延光奉勅)封紙	巻紙	32.7	50.9	18	7.56	0.25	1.56	留紙	91.01	27	封封上書
60	(寛政11年)11月16日	1799	光緒天皇諭旨(日野西延光奉勅)封紙	巻紙	33.2	51.1	19	7.97	0.25	1.54	留紙	91.01	27	
60	(寛政11年)11月16日	1799	光緒天皇諭旨(日野西延光奉勅)封紙	巻紙	33	51.1	18	7.66	0.25	1.55	留紙	91.01	27	
61	(寛政11年)11月16日	1799	光緒天皇諭旨(日野西延光奉勅)封紙	折紙	33.2	46.1	18	6	0.22	1.39	濃冠紙	18.09	19	1紙
62	(寛政12年)7月28日	1800	光緒天皇諭旨(甘藷中國長奉勅)封紙	巻紙	32.5	45.5	13	5.32	0.28	1.4	杉原紙	91.01	57	封封上書
62	(寛政12年)7月28日	1800	光緒天皇諭旨(甘藷中國長奉勅)封紙	巻紙	33	45.5	11	4.68	0.28	1.38	杉原紙	91.01	57	
63	文化3年1月18日	1806	光緒天皇諭旨(日野賢重奉勅)封紙	巻紙	33.2	47.9	17	10.16	0.38	1.44	楮紙	91.01	34	
64	(文)化6年3月1日	1809	光緒天皇諭旨(中御門隆定奉勅)封紙	巻紙	32.9	45.9	13	6.83	0.35	1.4	上杉原	91.01	37	封封上書
64	(文)化6年3月1日	1809	光緒天皇諭旨(中御門隆定奉勅)封紙	巻紙	33.2	46.1	13	6.83	0.34	1.39	上杉原	91.01	37	
64	(文)化6年3月1日	1809	光緒天皇諭旨(中御門隆定奉勅)封紙	巻紙	33.2	46.1	13	7.31	0.37	1.39	上杉原	91.01	37	
65	(文)化6年11月25日	1809	光緒天皇諭旨(方里小路建河奉勅)封紙	巻紙	32.8	45.6	12	6.63	0.36	1.4	上杉原	91.01	42	封封上書
65	(文)化6年11月25日	1809	光緒天皇諭旨(方里小路建河奉勅)封紙	巻紙	33.2	45.9	12	7.43	0.41	1.38	上杉原	91.01	42	
66	(文)化6年12月26日	1811	光緒天皇諭旨(勲修寺経阿奉勅)封紙	巻紙	32.7	46	12	6.44	0.36	1.41	上杉原	91.01	36	封封上書
66	(文)化6年12月26日	1811	光緒天皇諭旨(勲修寺経阿奉勅)封紙	巻紙	33.1	46	12	6.59	0.36	1.39	上杉原	91.01	36	
66	(文)化6年12月26日	1811	光緒天皇諭旨(勲修寺経阿奉勅)封紙	巻紙	33.2	46	13	7.26	0.37	1.39	上杉原	91.01	36	
68	文政7年11月29日	1824	仁孝天皇諭旨(榮宗額李奉勅)封紙	巻紙	35.8	49.2	25	12.97	0.29	1.37	奉書紙	91.01	16	封封上書
68	文政7年11月29日	1824	仁孝天皇諭旨(榮宗額李奉勅)封紙	巻紙	36.4	49.8	26	13.01	0.28	1.37	奉書紙	91.01	16	
70	天保2年10月19日	1831	仁孝天皇諭旨(坂田重基奉勅)封紙	巻紙	32.3	45.2	20	7.03	0.24	1.4	上杉原	91.01	17	封封上書
70	天保2年10月19日	1831	仁孝天皇諭旨(坂田重基奉勅)封紙	巻紙	32.4	44.5	15	7.02	0.32	1.37	上杉原	91.01	17	
71	天保2年10月19日	1831	仁孝天皇諭旨(坂田重基奉勅)封紙	巻紙	32.8	45.6	17	7.63	0.3	1.39	上杉原	91.01	17	
71	(天保11年)2月26日	1840	光緒天皇院宣(堂長西折紙)包紙	折紙	27.8	41.2	8	2.6	0.28	1.48	美濃紙	18.09	31	1紙
71	(天保11年)2月26日	1840	光緒天皇院宣(堂長西折紙)包紙	折紙	33	45.1	18	6.9	0.26	1.37	濃冠紙	18.09	31	1紙
72	(天保11年3月)	1840	光緒天皇院宣(堂長西折紙)包紙	巻紙	27.8	41.1	8	2.6	0.28	1.48	美濃紙	18.09	32	1紙

序文	日付	西曆	文書名	形態	紙子	横子	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙袋	備考	
72	(天保11年3月)	1840	光緒上皇諭旨(甘肅守臺長領奉勅)本紙	折紙	32.9	45.3	14	5.7	0.27	1.38	漚返紙	18,09	32	1紙		
73	(天保11年7月)	1840	光緒上皇諭旨(出使英法兩國所奉)本紙	折紙	33	45.3	17	6.8	0.27	1.37	漚返紙	18,09	32	1紙		
75	(弘化4年)3月1日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛奉勅)封紙	摺紙	32.5	51.3	23	9.11	0.24	1.58	留紙	91.01	18		封封上書	
75	(弘化4年)3月9日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛奉勅)封紙	摺紙	33.1	51.5	18	7.56	0.25	1.56	留紙	91.01	18			
75	(弘化4年)3月11日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛奉勅)本紙	摺紙	32.8	51.5	27	10.48	0.23	1.57	留紙	91.01	18			
76	(弘化 4年3月1日)	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)包紙	摺紙	32.3	45.8	11	4.8	0.29	1.42	漚返紙	2.13	1	1紙	1-1上-2上包紙	
76	(弘化 4年)3月1日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)	折紙	32.5	45.6	13	6.8	0.35	1.4	漚返紙	2.13	1	1紙		
76	(弘化 4年)3月1日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)封紙	摺紙	27.1	40.3	8	2.6	0.29	1.47	漚三返紙	2.13	1	1紙	斜包圖封摺引	
78	(弘化4年)10月10日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)封紙	28	40.5	8	1.3	0.14	1.45	美漚紙	18,09	12			斜包圖封摺引	
78	(弘化4年)10月10日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)本紙	折紙	32.3	45.6	17	5.5	0.22	1.41	漚返紙	18,09	12			
79	(弘化4年)10月11日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)封紙	折紙	27.9	40.5	8	2.2	0.24	1.45	美漚紙	18,09	11		斜包圖封摺引	
79	(弘化4年)10月11日	1847	孝明天皇諭旨(德原光愛四折紙)本紙	折紙	32.4	45.4	17	6	0.24	1.4	漚返紙	18,09	11		1紙	
80	(慶永3年)4月5日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	摺紙	33.8	51.5	25	12.17	0.28	1.52	留紙	91.01	19		封封上書	
80	(慶永3年)4月5日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)九紙	摺紙	34.3	51.8	25	12.88	0.29	1.51	留紙	91.01	19			
80	(慶永3年)4月5日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.6	17	7.89	0.26	1.51	留紙	91.01	19			
81	(慶永3年4月5日)	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	27.5	39.6	8	2.5	0.29	1.44	美漚紙	18,09	36		1紙	斜包圖封摺引	
81	(慶永3年4月5日)	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	折紙	32.6	46	14	5.4	0.26	1.41	漚返紙	18,09	36		1紙	
82	(慶永3年)9月13日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	摺紙	33.7	51.3	27	10.97	0.24	1.52	留紙	91.01	32		封封上書	
82	(慶永3年)9月13日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)九紙	摺紙	34	51.4	26	11.36	0.25	1.51	留紙	91.01	32			
82	(慶永3年)9月13日	1850	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.4	23	10.42	0.26	1.51	留紙	91.01	32			
83	(慶永4年)6月15日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	摺紙	33.9	51.8	19	9.32	0.28	1.52	留紙	91.01	20		封封上書	
83	(慶永4年)6月15日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)九紙	摺紙	34.1	51.8	22	10.43	0.27	1.52	留紙	91.01	20			
83	(慶永4年)6月15日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.9	20	10.42	0.29	1.52	留紙	91.01	20			
84	(慶永4年)6月15日	1853	孝明天皇諭旨(長領四折紙)封紙	27.4	40.3	8	2.5	0.28	1.47	美漚紙	18,09	39		1紙	斜包圖封摺引	
84	(慶永4年)6月15日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	折紙	32.5	45.6	16	5.6	0.24	1.4	漚返紙	18,09	39		1紙	
85	(慶永4年)6月20日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	摺紙	34	51.8	19	9.77	0.29	1.52	留紙	91.01	21		封封上書	
85	(慶永4年)6月20日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)九紙	摺紙	34.2	51.8	19	10.67	0.32	1.51	留紙	91.01	21			
85	(慶永4年)6月20日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.7	20	10.72	0.3	1.52	留紙	91.01	21			
86	(慶永4年)6月20日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	27.3	40.4	8	2.7	0.31	1.48	美漚紙	18,09	40		1紙	斜包圖封摺引	
86	(慶永4年)6月20日	1853	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)本紙	折紙	32.6	45.5	16	5.7	0.24	1.4	漚返紙	18,09	40		1紙	
87	(慶永4年)2月9日	1854	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)封紙	摺紙	33.8	51.1	27	11.7	0.25	1.51	留紙	91.01	22		封封上書	
87	(慶永4年)2月9日	1854	孝明天皇諭旨(葉密長領奉勅)九紙	摺紙	34.1	51.2	24	11.11	0.27	1.5	留紙	91.01	22			

原文	日付	西曆文書名	形態	電子	電子	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙	袋	備考
87	(寛永7年)2月9日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)本紙	摺紙	34	51.3	30	12.73	0.24	1.51	留紙		91.01	22		
89	(寛永7年)4月21日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)封紙	摺紙	33.7	51.2	26	11.23	0.25	1.52	留紙		91.01	25		捺封上書
89	(寛永7年)4月21日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)本紙	摺紙	34	51.2	25	11.63	0.27	1.51	留紙		91.01	25		
90	(寛永7年)6月15日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)封紙	摺紙	33.9	51.1	20	9.16	0.26	1.51	留紙		91.01	31		捺封上書
90	(寛永7年)6月15日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.5	20	9.26	1.51	留紙		91.01	31			
90	(寛永7年)6月15日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)本紙	摺紙	34.1	51.6	20	7.89	0.28	1.51	留紙		91.01	31		
91	(寛永7年)6月15日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)封紙	摺紙	27.3	48.2	8	2.6	0.28	1.47	美濃紙		18.09	15		斜空欄引
91	(寛永7年)6月15日	1854 孝明天皇繪旨(兼宗長朝奉勅)本紙	摺紙	32.7	45.8	8	5.3	0.27	1.41	美濃紙		18.09	15		斜空欄引
92	(寛永7年)9月23日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)封紙	摺紙	33.8	51.4	55	22.8	0.24	1.52	留紙		2.15	6		捺封
92	(寛永7年)9月23日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	32.7	51.7	30	14.6	0.28	1.51	留紙		2.15	6		2枚 札紙付(兼紙無し)
93	(寛永7年)9月23日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)封紙	摺紙	22.7	39.8	6	2.3	0.35	1.44	美濃紙		18.09	41		1枚 斜空欄引
93	(寛永7年)9月23日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)本紙	摺紙	32.5	45.7	15	6.9	0.28	1.41	留紙		18.09	41		1枚
94	(寛永7年)11月16日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)封紙	摺紙	33.7	51.6	21	11.22	0.31	1.53	留紙		91.01	52		捺封上書
94	(寛永7年)11月16日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	33.8	51.3	24	11.64	0.28	1.52	留紙		91.01	52		
95	(寛永7年)11月16日	1854 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)本紙	摺紙	32.5	45.3	16	6.1	0.26	1.39	濃紙		18.09	16		1枚 斜空欄引
95	(寛永7年)11月16日	1854 孝明天皇繪旨(経之四所部)封紙	摺紙	27.7	39.7	8	2.6	0.3	1.43	美濃紙		18.09	16		1枚 捺封
96	(安政2年)10月10日	1855 孝明天皇繪旨(経之春勅)本紙	摺紙	34	51.7	29	13.8	0.27	1.52	留紙		18.09	43		1枚 捺封
96	(安政2年)10月10日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	34	51.3	22	10.7	0.28	1.51	留紙		18.09	43		1枚
96	(安政2年)10月10日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	28	40.5	8	2.6	0.29	1.45	美濃紙		18.09	43		1枚 斜空欄引
97	(安政2年)10月10日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)封紙	摺紙	32.5	45.8	14	5.2	0.25	1.41	濃紙		18.09	48		1枚
98	(安政2年)10月28日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	34	52	20	8.5	0.24	1.53	留紙		18.09	44		1枚
98	(安政2年)10月28日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)封紙	摺紙	33.9	52	20	9	0.26	1.53	留紙		18.09	44		1枚
98	(安政2年)10月28日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	33.8	51.5	20	9.2	0.26	1.52	留紙		18.09	44		1枚
99	(安政2年)10月28日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)封紙	摺紙	27.6	40.8	8	2.4	0.27	1.48	美濃紙		18.09	47		1枚 斜空欄引
99	(安政2年)10月28日	1855 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)本紙	摺紙	32.6	46	19	7	0.25	1.41	濃紙		18.09	47		1枚
100	(安政4年)11月23日	1857 孝明天皇繪旨(経之捺封)封紙	摺紙	33.7	51	22	9.6	0.25	1.51	留紙		18.09	38		1枚
100	(安政4年)11月23日	1857 孝明天皇繪旨(経之捺封)本紙	摺紙	33.7	51	23	10.6	0.27	1.51	留紙		18.09	37		1枚
101	(安政5年)9月3日	1858 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)封紙	摺紙	33.6	51	28	10.8	0.24	1.51	留紙		18.09	37		1枚 捺封
101	(安政5年)9月3日	1858 孝明天皇繪旨(中御門経之春勅)本紙	摺紙	32.6	50	4	3.2	0.36	1.46	美濃紙		2.15	7		1枚 斜空欄引
102	(安政5年)9月3日	1858 孝明天皇繪旨(中御門経之四所部)封紙	摺紙	32.5	45.7	13	5.6	0.29	1.41	留紙		2.15	7		1枚 捺封
103	(安政6年)1月1日	1859 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	摺紙	33.1	51.3	27	14.8	0.32	1.55	留紙		2.15	1		1枚 捺封
103	(安政6年)1月1日	1859 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)本紙	摺紙	33.4	51	24	14.6	0.36	1.53	留紙		2.15	1		1枚
104	(安政6年)7月11日	1859 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	摺紙	33.4	51.3	24	15.4	0.37	1.54	留紙		2.15	1		1枚
104	(安政6年)7月11日	1859 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)本紙	摺紙	28	40.2	7	2.4	0.3	1.44	美濃紙		2.15	4		1枚 斜空欄引
105	(安政7年)2月1日	1860 包紙	摺紙	32.2	45.2	14	5.42	0.27	1.4	濃紙		91.01	23	24	23・24名包紙

紀文 日付	西曆 文書名	形態	紙子	横子	厚	重量	密度	縦横比	料紙	函括	号	小紙数	備考
105	(寛政7年)2月4日 1860 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	紙張	33.3	51.4	22	12.37	0.33	1.54	宿紙		91.01	23	封封上書
105	(寛政7年)2月4日 1860 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	紙張	33.6	51.3	22	12.25	0.32	1.53	宿紙		91.01	23	
105	(寛政7年)2月4日 1860 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)本紙	紙張	33.7	51.3	26	14.16	0.32	1.52	宿紙		91.01	23	
106	(寛政7年)2月4日 1860 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)封紙	紙張	27.6	40.2	8	2.64	0.3	1.46	美濃紙		91.01	24	欄封上書
106	(寛政7年)2月4日 1860 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房四折紙)本紙	紙張	32.5	45.5	15	6.27	0.28	1.4	美濃紙		91.01	24	
107	(文久元年)6月2日 1861 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	紙張	33.3	51	29	15.46	0.31	1.53	宿紙		91.01	40	捺封上書
107	(文久元年)6月2日 1861 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)封紙	紙張	33.6	51.2	24	12.8	0.31	1.52	宿紙		91.01	40	
107	(文久元年)6月2日 1861 孝明天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)本紙	紙張	33.6	51.3	31	15.49	0.29	1.53	宿紙		91.01	40	
	(文久元年)6月9日 1863 孝明天皇繪旨(坊城使役四折紙)封紙	紙張	27.6	40.5	8	2.8	0.31	1.47	美濃紙		2.13	2	1紙
	(文久元年)6月9日 1863 孝明天皇繪旨(坊城使役四折紙)封紙	紙張	32.5	45.6	15	6.4	0.29	1.4	美濃紙		2.13	2	2紙
	(文久元年)6月9日 1863 孝明天皇繪旨(坊城使役四折紙)本紙	紙張	32.5	45.6	13	6.8	0.35	1.4	美濃紙		2.13	2	1紙
108	(慶応元年)6月 1868 明治天皇繪旨(清閑寺豊房奉勅)	紙張	21.2	52.3	20	7	0.32	2.47	奉書紙		18.09	24	1紙
109	(明治元年)9月 1868 明治天皇繪旨(奉巻紙)	紙張	21.2	78.7	23	12	0.31	3.71	奉書紙		18.09	25	2紙
110	(明治元年)9月 1869 明治天皇繪旨(奉原折紙)	紙張	30.8	42.4	11	3.4	0.24	1.38	美濃紙		18.09	13	1紙
111	9999 孝明天皇繪旨(奉原折紙)包紙	紙張	33.2	46.4	17	9.1	0.35	1.4	奉書紙		18.09	13	1紙
112	9999 孝明天皇繪旨(奉原折紙)本紙	紙張	33.1	45.9	17	6.1	0.24	1.39	美濃紙		18.09	17	1紙
112	9999 某天皇繪旨(東西折紙)包紙	紙張	30.6	42.1	9	3	0.26	1.38	美濃紙		18.09	17	1紙
	9999 某天皇繪旨(東西折紙)包紙	紙張	34.1	51.5	41	16.59	0.23	1.51	宿紙		91.01	33	宿紙文字裏シ
0	明治7年11月14日 九条尚実御教書封紙	紙張	42.6	57	30	21.01	0.29	1.34	本奉書紙		91.01	47	(大藏省少輔和廣(花押)→東大寺住持中天下安全二付折物)
0	明治7年11月14日 九条尚実御教書本紙	紙張	43.1	57.3	30	21.88	0.3	1.33	本奉書紙		91.01	47	(大藏省少輔和廣(花押)→東大寺住持中天下安全二付折物)
0	(寛政12年)7月29日 東大寺別当御教書封紙	紙張	36.2	49.7	18	11.16	0.34	1.37	奉書紙		91.01	58	(考其一冊は院院大僧都御後見御書 天下泰平 宮城静蓮二付折物)
0	(寛政12年)7月29日 東大寺別当御教書本紙	紙張	45.5	58.1	29	17.16	0.22	1.28	新紙奉書		91.01	58	(考其一冊は院院大僧都御後見御書 天下泰平 宮城静蓮二付折物)



第二部 目錄編

新修東大寺文書聖教目錄〔稿〕

第 78 函～第 100 函



## 凡 例

一、本目録は、東大寺図書館が所蔵している新修東大寺文書聖教のなかの、第78函～第100函の目録である。ただし、第93函・第98函・第99函は中村純一寄贈文書であるために収録していない。

一、新修東大寺文書聖教のうち、中村純一寄贈文書以外の第1函～第77函の目録は『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(研究代表者 磯村玄、2005年)・『書六部蔵新修東大寺文書聖教調査報告書 第46函～第77函』(研究代表者 吉川聡、2014年)を参照されたい。第101函以降は調査未了である。また中村純一寄贈文書は第15函・第35函・第43函・第44函・第56函・第75函・第93函・第98函・第99函であり、それらの目録は、既刊の『書六部蔵中村純一寄贈文書調査報告書』(研究代表者 吉川聡、2014年)に収録されている。

一、頁番号は、『東大寺所蔵聖教文書の調査研究』(前掲)を参照している。文書番号・文書名等は、今回の調査によって新たに付けたものである。

一、本目録は、調査担当者がパソコンに直接入力したデータを基礎としている。原本・写真等による校正は限定的にしか行なっていない。また、体裁・内容も完全に統一しておらず、史料によって情報の別がある。利用に当たってはこれらの点にくれぐれも留意されたい。

一、調査の詳細については、第一部論考編の吉川論文等を参照されたい。

一、目録にとりまとめるに当たっては、吉川聡が編集し、木谷友紀・橋本がこれに協力した。

一、目録記載の原則を以下に列記する。

- ・「函括」欄の「□△」は、「第□函△括」を意味する。△がない場合は、括が存在しないことを意味する。
- ・「小欄」は、必要に応じてつけた小番号である。
- ・「史料名(内容等)」欄には、必要に応じて( )内に、文書の内容・差出→宛所などを記した。また原本の場合は「原」と註記した。
- ・「日付」欄は、文書の日付位置の記載を最優先とし、端頁番・本文などの日付は( )でくくった。年号が推定で判明したときには( )でくくった。
- ・「時代」欄は、書写の時代である。内容の年代ではない。
- ・備考欄は文書一点ごとの下欄に限った。
- ・「法量」は、冊子本の縦横のみを計測することとし、「原則」として紙・表紙・裏紙・巻子本等は計測を省略した。
- ・紙数は、長大な冊子・巻子本等の場合には計測していない。また、原則として表紙は紙数に含めないが、表紙裏紙の場合は紙数に含めた。そのような表紙裏紙の場合は「○紙(表)」と註記した。

目録編（153頁～462頁）は、pdfによるweb上公開版では非公開としています。

令和六年（二〇二四）三月二十五日印刷  
令和六年（二〇二四）三月二十九日発行

東大寺図書蔵 **新修東大寺文書聖教調査報告書** 第七八面〜第百面

平成三〇年度（令和五年度）科学研究費補助金（基盤研究（B））  
「南都の未整理文書聖教にもとづく寺社とその周辺社会の調査研究」  
成果報告 第二冊（課題番号：18H00717）

編集 吉川 聡（研究代表者）

発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

奈良市二条町二丁目九―一

印刷 株式会社 明新社

※PDFによる電子上公開版では、印刷版の誤植を訂正した。